

阿南市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

令和7年2月修正
阿南市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的と基本方針

第1	計画の目的	360
第2	計画改訂の経緯と基本施策等	361

第2節 基本計画

第1	概要	363
第2	基本計画	363

第3節 津波防災地域づくりに関する法律について

第1	概要	365
第2	対策の内容	365
第3	ゾーン指定	365

第4節 計画の構成・内容他

第1	計画の位置付け及び修正等	367
第2	計画の構成及び内容	367
第3	計画の習熟等	367

第5節 防災に関する事務と業務の大綱

第6節 阿南市の概況

第1	地勢について	369
第2	過去の地震災害(西日本)	369

第7節 被害想定

第1	概要	371
第2	被害想定の基本事項	371
第3	想定被害	372
第4	死者ゼロの実現	374

第5	解説資料(用語の説明)	374
	[震災対応のチェックリスト]	379

第2章 地震・津波災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

第1	主旨	397
第2	防災教育計画	398

第2節 訓練計画

第1	計画の目的	405
第2	総合防災訓練	405
第3	個別防災訓練	406

第3節 自主防災組織の育成に関する計画

第1	主旨	410
第2	自主防災組織づくり	410

第4節 都市防災化計画

第1	主旨	415
第2	防災空間の確保	415
第3	防災公園・オープンスペース等の整備	415
第4	住宅の不燃化促進	416
第5	市街地再開発事業	416
第6	宅地開発の防火対策	417
第7	道の駅の防災拠点化	417

第5節 建築物等の耐震化計画

第1	主旨	418
第2	建築物等の耐震化計画	419
第3	建築物等の砂地盤液状化対策計画	422

第6節 津波・浸水予防計画

第1	主旨	424
----	--------------	-----

第2	津波・浸水予防施設の整備	424
第3	海岸保全施設の管理	425
第4	河川管理施設の整備	425
第5	津波・浸水時の予防対策	425

第7節 地盤災害予防計画

第1	主旨	428
第2	地すべり予防対策	428
第3	急傾斜地(かけ崩れ)予防対策	428
第4	土石流予防対策	428
第5	山地災害危険地区予防対策	428
第6	土砂災害警戒区域等における予防対策	428
第7	農業用ため池対策	429

第8節 緊急輸送路の確保整備計画

第1	主旨	431
第2	緊急輸送路の指定・整備	431
第3	物資輸送拠点と拠点ヘリポートの確保計画	433
第4	緊急通行車両の事前届出	433
第5	民間事業者との連携	434
第6	緊急輸送活動	434
第7	緊急通行車両等の確認手続き	434

第9節 危険物等災害予防計画

第1	主旨	435
第2	危険物等災害予防対策	435
第3	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	435
第4	毒物・劇物災害予防対策	435
第5	放射線等使用施設予防対策	436
第6	複合災害予防対策	437
第7	海上特殊災害予防対策	437

第10節 火災予防計画

第1	主旨	438
第2	出火防止・初期消火体制の確立	438
第3	消防力の整備強化	439
第11節 上水道・下水道施設の災害予防計画		
第1	主旨	442
第2	上水道の整備計画	442
第3	下水道の整備計画	443
第12節 防災施設等整備計画		
第1	主旨	445
第2	情報通信体制の運用管理	445
第3	防災拠点施設等の整備	449
第4	応急物資等の備蓄	449
第13節 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画		
第1	主旨	451
第2	建築物・構築物の耐震化	451
第3	主要避難路・避難場所の整備	451
第4	津波対策施設	451
第5	防災行政無線の整備	452
第6	応急仮設住宅の整備検討	452
第7	廃棄物処理の整備検討	452
第14節 避難準備計画		
第1	主旨	453
第2	火災からの避難対策	453
第3	津波からの避難対策	455
第15節 ボランティア受入れ体制の整備及び運用に関する計画		
第1	主旨	460
第2	NPO・ボランティア等の連携と受入れ体制支援	460
第3	ボランティア活動の支援拠点の整備	461
第4	情報共有会議の整備・強化	461

第5	災害廃棄物等に係る連絡体制の構築	461
第6	専門ボランティアの活動への支援等	461
第7	ボランティア災害活動マニュアル作成上の留意点	462

第16節 広域応援計画

第1	主旨	463
第2	市町村間の相互協定	463
第3	消防機関の相互応援	463
第4	民間団体等との応援・協力	464
第5	徳島県広域防災活動計画	464
第6	応援受入れにともなう本市職員の対応	465
第7	広域応援・受援計画の整備	466

第17節 避難行動要支援者対策計画

第1	主旨	467
第2	社会福祉施設等対策	467
第3	在宅者対策	469
第4	外国人等に対する防災対策	471
第5	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	472

第18節 帰宅困難者対策計画

第1	主旨	473
第2	帰宅困難者に対する防災対策計画	473

第19節 集落の孤立化対策計画

第1	主旨	474
第2	孤立化集落対策	474
第3	孤立化の未然防止対策	474

第20節 BCP(企業の事業継続計画、本市業務継続計画)

第1	主旨	476
第2	BCPの策定支援	476
第3	BCP策定の指針(案)	476
第4	防災力向上の推進	478

第5	中小企業等の防災・減災対策の促進	478
第6	外出を控えさせるための措置	478
第7	本市業務継続計画	478
第21節	石油コンビナート災害予防計画	
第1	主旨	479
第2	対象地区	479
第3	現地防災本部	479
第4	本市及び本市消防本部の業務	480
第5	災害予防計画	480
第22節	活断層変位による災害の予防対策	
第1	主旨	481
第2	内容	481
第3	その他の対策	481
第23節	大規模停電・通信障害への備え	
第1	方針	482
第2	内容	482
第24節	事前復興の取組	
第1	方針	483
第2	内容	483

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1	主旨	484
第2	災害対策連絡本部	484
第3	災害対策警戒本部	485
第4	災害対策本部	486
第5	災害対策警戒本部または災害対策本部設置準備	487
第6	災害対策本部の編成と連絡	488
第7	支部の設置	489
第8	現地災害対策本部の設置	489
第9	地域ごとの各組織との連携	489
第10	体制の整備	490

第2節 職員の動員配備計画

第1	主旨	491
第2	災害種別の配備基準	491
第3	動員体制	491
第4	職員の服務	491

第3節 防災関係機関応援計画

第1	主旨	493
第2	応援協力要請実施者	493
第3	応援要請の基準	493
第4	応援協力の要請区分等	493
第5	応援受入れ体制の整備	495
第6	広域応援部隊受入れ計画	495
第7	各関係機関の協力及び経費負担	496
第8	公共的団体等との協力体制の確立	497

第4節 自衛隊派遣要請計画

第1	主旨	499
第2	要請要領	499
第3	災害対策用ヘリポートの設置	500

第4	受入れ体制の整備	501
第5	災害派遣部隊の撤収要請と経費負担	502
第6	通報記号について	503

第5節 地震・津波情報等の伝達計画

第1	主旨	504
第2	地震関係	504
第3	津波関係	510
第4	南海トラフ地震関係	514
第5	大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統	518
第6	津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統	520
第7	阿南市防災行政無線の放送一覧	521
第8	異常な現象発見者の通報	523
第9	災害用通信設備等の運用	523
第10	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	524

第6節 情報収集・伝達計画

第1	主旨	533
第2	震度4以上の地震発生時の通信施設緊急点検	533
第3	情報の収集方法	534
第4	通信途絶時の対応	534
第5	情報の収集、伝達系統	535

第7節 災害情報の収集・報告計画

第1	主旨	536
第2	本市災害対策本部への報告	536
第3	県等への報告	536

第8節 災害情報広報計画

第1	主旨	539
第2	被害情報の収集及び広報機関	539
第3	情報提供時の留意点	539
第4	正確な情報提供広報	540
第5	災害情報伝達のチェックリスト	541

第9節 災害救助法適用計画

第1	主旨	543
第2	実施責任者	543
第3	救助の種類	543
第4	災害救助法運用基準	544
第5	災害救助法の適用手続	546
第6	災害救助法による救助の程度・方法・期間、及び実費弁償の基準	546

第10節 消防活動計画

第1	主旨	547
第2	基本方針	547
第3	初動体制の確立	547
第4	情報の収集	549
第5	火災防御活動	549
第6	救助・救急活動	550
第7	応援等の受入れ	551

第11節 水防計画

第1	主旨	553
第2	水防管理団体の活動	553
第3	緊急時の措置	553

第12節 救助活動

第1	主旨	554
第2	予想される被害・状況	554
第3	基本方針	554
第4	救助の方法	554
第5	災害救助法適用時の対応	555

第13節 避難計画

第1	主旨	557
第2	避難指示等について	557
第3	災害救助法適用時の対象者等	565
第4	避難計画のチェックリスト	566

第14節	県消防防災ヘリコプター派遣要請計画	
第1	主旨	567
第2	要請基準	567
第3	県消防防災ヘリコプターの活動内容	567
第4	運航体制と出動要請手続	567
第5	飛行場外離着陸場の確保	568
第6	緊急運航の要請及び出動のフロー	568
第15節	医療及び助産計画	
第1	主旨	569
第2	実施責任者	569
第3	医療救護体制	569
第4	応急医療需要の把握	571
第5	傷病者の搬送	571
第6	医薬品等の確保	571
第7	挫滅症候群について	572
第8	災害時コーディネーター(医療・保健衛生・介護福祉・薬務)の調整	572
第16節	行方不明・遺体の捜索及び収容・埋火葬計画	
第1	主旨	573
第2	実施責任者	573
第3	行方不明者・死者の捜索	573
第4	遺体の調査処理	574
第5	遺体の埋火葬	574
第6	海上漂流遺体の捜索	574
第17節	障害物の除去計画	
第1	主旨	575
第2	実施責任者の区分	575
第3	機械機器の調達等	575
第4	災害救助法適用時の費用等	575
第5	津波堆積物	576
第18節	労務需給計画	

第1	主旨	577
第2	実施責任者	577
第3	支払いの基準	577
第4	従事命令または協力命令	577
第5	労務者の雇用方法等	577
第6	その他	578

第19節 給水計画

第1	主旨	579
第2	実施責任者	579
第3	確保水量	579
第4	飲料水の供給	580
第5	水道施設の応急復旧	580
第6	県への要請	580

第20節 食料供給計画

第1	主旨	581
第2	実施責任者	581
第3	応急食料	581
第4	食料供給需要の把握	581
第5	食料供給能力の把握	581
第6	食料供給活動の実施	582
第7	液化石油ガスの供給等	583

第21節 被服等生活必需品供給計画

第1	主旨	584
第2	実施責任者	584
第3	調達計画	584
第4	生活必需品の種類	584
第5	配給後の措置	585
第6	物資輸送の交通手段	585

第22節 感染症予防計画

第1	主旨	586
第2	実施責任者	586
第3	感染症対策	586
第4	感染症対策の実施方法	586
第5	防疫用資材	586
第6	報告	587
第7	家畜防疫	587
第8	参考	587

第23節 保健衛生計画

第1	主旨	588
第2	災害時(保健衛生)コーディネーター	588
第3	健康相談等	588
第4	栄養・衛生指導	589
第5	派遣要請	589
第6	災害時保健衛生活動の体系	590
第7	トイレの確保対策	590

第24節 被災者のこころのケア

第1	主旨	591
第2	被災者が陥りやすい精神症状	591
第3	心的外傷後ストレス症候群(PTSD)	591
第4	こころのケア	592
第5	アニマルセラピー	592
第6	災害時こころのケアチーム(DPAT)	593

第25節 要配慮者への支援対策の実施

第1	主旨	594
第2	社会福祉施設等に係る対策	594
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	594
第4	児童に係る対策	595
第5	外国人に対する対策	595
第6	災害時(介護福祉)コーディネーターとの連携	595
第7	特別な配慮が必要な者	595

第26節	帰宅困難者対策計画	
第1	主旨	597
第2	帰宅困難者対策	597
第27節	廃棄物の処理計画	
第1	主旨	598
第2	実施責任者	598
第3	ごみ・し尿処理及び災害廃棄物処理	598
第28節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	
第1	主旨	602
第2	実施責任者	602
第3	住宅の応急修理	602
第4	応急仮設住宅の建設	602
第5	公営住宅等の斡旋	604
第29節	義援金受付・配分計画	
第1	主旨	605
第2	義援物品の取扱いに関する広報	605
第3	義援金品の受付	605
第4	義援金品の配分	605
第30節	ボランティア団体等支援計画	
第1	主旨	606
第2	ボランティア団体等の協力	606
第31節	輸送計画	
第1	主旨	608
第2	実施責任者	608
第3	緊急輸送等の対象	608
第4	緊急輸送手段	608
第5	輸送力の確保	609
第32節	道路確保対策計画	

第1	主旨	610
第2	予想される状況	610
第3	実施責任者	610
第4	実施要領	611
第5	道路の応急復旧	612
第6	交通マネジメント	612

第33節 応急教育計画

第1	主旨	613
第2	実施責任者	613
第3	被害状況の把握	613
第4	児童・生徒の保護	613
第5	文教施設の災害応急対策	614
第6	応急教育の実施	614
第7	教材・学用品の給与	615
第8	就学援助費の支給	616
第9	学校給食の実施	616
第10	特記事項	616

第34節 施設の応急対策計画

第1	主旨	617
第2	公共土木施設	617
第3	鉄道施設	619
第4	電力施設	620
第5	LP ガス供給施設	621
第6	水道施設	622
第7	下水道施設	622
第8	通信設備	623
第9	危険物施設	625
第10	農業用施設	628

第35節 集落の孤立化対策計画

第1	主旨	632
第2	孤立化した場合の対応	632

第36節	海上災害対策計画	
第1	主旨	633
第2	海難救助対策	633
第3	緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動	634
第4	関係者への情報伝達	634
第5	流出油対策	635
第37節	石油コンビナート災害応急対策計画	
第1	主旨	636
第2	基本方針	636
第3	対象	636
第4	災害応急対策計画	636
第38節	直下型地震防災対策	
第1	被害想定	637
第2	活断層変位による災害の予防対策	640

第4章 地震・津波災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

- 第1 主旨・・ 641
- 第2 復旧・復興計画時の基本フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 641

第2節 復旧・復興の施策

- 第1 主旨・・ 642
- 第2 総合計画と復旧・復興施策(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 642

第3節 復旧・復興施策(案)決定時の留意事項

- 第1 主旨・・ 645
- 第2 復旧・復興施策時の課題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 645
- 第3 災害復旧・復興ビジョンの体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 646
- 第4 計画的復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 646

第4節 公共施設災害復旧事業計画

- 第1 主旨・・ 647
- 第2 災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 647

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

- 第1 主旨・・ 649
- 第2 法律により一部負担または補助するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 649
- 第3 激甚災害に係る財政援助措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 650

第6節 被災者の生活確保

- 第1 主旨・・ 652
- 第2 被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 652
- 第3 災害弔慰金等支給、貸付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 653
- 第4 雇用機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 655
- 第5 市税等の減免等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 655
- 第6 応急融資計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 656
- 第7 生活相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 658
- 第8 安否情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 658

第9	罹災証明書の交付	659
第10	被災者台帳の作成等	659

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1	推進計画の目的	660
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	660

第2節 関係者との連携協力の確保

第1	資機材、人員等の配備手配	661
第2	他機関に対する応援要請	661
第3	帰宅困難者への対応	661

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1	津波からの防護	662
第2	津波に関する情報の伝達等	662
第3	避難指示等の発令基準	663
第4	避難対策等	663
第5	消防機関等の活動	665
第6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	665
第7	交通	666
第8	本市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	667
第9	迅速な救助	668

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6節 防災訓練計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第1章 総則

第1節 計画の目的と基本方針

【各部各班】

第1 計画の目的

阿南市地域防災計画(地震・津波災害対策編)は、南海トラフを震源とした巨大地震等の地震・津波災害、あるいは内陸部で発生する直下型地震災害から、本市市民の生命・身体や財産を守るため、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)、津波防災地域づくり法(平成23年法律第123号)、

その他の地震防災対策に関する法律・条令あるいは条例(参考文献)に基づき、大規模地震と津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

(参考文献)

- ◇ 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年.法律第84号)
- ◇ 水防法(昭和24年.法律第193号)
- ◇ 気象業務法(昭和27年.法律第165号)
- ◇ 防災対策推進検討会議最終報告(平成24年.中央防災会議)
- ◇ 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年.法律第55号)
- ◇ 「とくしま-O 作戦」地震対策行動計画(徳島県.平成30年3月改定版)
- ◇ 徳島県地域防災計画(徳島県.令和3年12月修正)
- ◇ 阿南市史第一巻～第五巻(阿南市.～平成24年7月)
- ◇ 避難情報の取組に関するマニュアル(阿南市.令和3年5月改定)
- ◇ 災害時要援護者支援対策マニュアル(徳島県.平成26年1月改定版)
- ◇ 阿南市避難行動要支援者避難支援プラン(阿南市.平成28年1月策定)
- ◇ 徳島県避難所運営マニュアル作成指針(徳島県.平成29年3月改定版)
- ◇ 避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン(厚生労働省平成23年6月3日版)
- ◇ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針(平成25年8月.内閣府(防災担当))
- ◇ 徳島県災害時難病患者支援マニュアル(徳島県.平成30年4月改定)
- ◇ 徳島県災害時保健衛生活動マニュアル(徳島県.平成31年3月改定)
- ◇ 徳島県広域防災活動計画(平成31年1月改定)

以上の法律・条例等に基づき、本編では地震及び津波による被害発生を防ぐだけでなく、被害を最小化させる減災の考え方も考慮した予防計画や、災害拡大を防止するための応急対策計画、及び民生安定と社会経済の回復・活性化等を行う災害復旧・復興計画を定めた。

第2 計画改訂の経緯と基本施策等

1.経緯と基本施策

- ◇ 東南海・南海地震による地震・津波災害から国民の生命・身体及び財産を保護するため、平成15年7月に『東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』が施行された。
- ◇ また、予防対策・応急対策・復旧復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、『東南海・南海地震対策大綱』が同年12月の中央防災会議で決定され、本市を含む21都府県652市町村が、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された。ことから、平成16年6月に震災対策編を作成した。
- ◇ ところが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード(M)9.0という、従来の地域防災計画での被害想定を超えた地震・津波により、東北地方周辺では想定外の甚大な被害となった。
- ◇ この東日本大震災の悲惨な教訓を踏まえ、『津波防災地域づくり法』や『南海トラフ巨大地震特別措置法』等の整備が図られて、本市も「阿南市地域防災計画地震災害対策編」を改定し、内陸部で発生する直下型(プレート内)地震も考慮した、地震・津波災害対策編を平成26年2月の改定で追加するとともに、平成28年4月に発生した熊本地震での長期的な広域的被災への対応等を踏まえ、平成29年2月にも改定を行った。平成30年度には、南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応と、津波避難対策緊急事業計画の見直しや徳島県中央構造線・活断層地震の備えと、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震を踏まえた修正を行った。今回、南海トラフ臨時情報発表時の対応や徳島県復興指針策定に伴う修正を行った。
- ◇ 本計画(改定版)においては、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の理念に沿いながら、令和元年12月に策定された「徳島県復興指針」に基づき、以下の基本施策を推進していくものとする。

基本施策

- 1.地震・津波発生時の被害を最小限に留めるための、減災も考慮した予防対策
→第2章 地震・津波災害予防計画
- 2.地震・津波発生後の速やかに取り組む災害応急対策
→第3章 地震・津波災害応急対策計画
- 3.震災からの復旧・復興に向けて、市民の安心・希望と市民生活の継続的安定を図るための施策
→第4章 地震・津波災害復旧・復興計画

2.計画書の作成について

本計画は、阿南市防災会議(※注1)が作成あるいは改訂するもので、この計画に定めのない災害事項については、「阿南市地域防災計画(一般災害対策編)、阿南市防災会議」の定めによる。

※注1 阿南市防災会議

『阿南市防災会議条例』、及び『運営規程』に基づき組織された、災害対策基本法の規定による本市の災害対策検討会議で、資料編のNo.30、31参照。

3.基本計画へのフロー

本市は、紀伊水道と太平洋に面し、那賀川や桑野川他が海域と接するため、地震による津波や砂地盤の液状化、あるいは軟弱地層での地盤沈下の影響を受けやすい地域であるとともに、沖積平野部には集落・施設建物が密集しており、プレート境界型の南海トラフ巨大地震時には被害は甚大となることが想定され、複雑な地体構造を呈した山地部も、プレート内地震の被害発生が懸念される。

また、急速な高齢化社会で、高齢者や障がい者等の要配慮者も増加しており、核家族化の進行に代表される昨今の社会環境の変化などで、災害弱者を地域で支えていく相互扶助意識の高揚・実践も課題となる。

したがって、本市の防災対策整備を確かなものとするためには、防災関係機関のみならず、本市行政組織職員全員での危機管理体制の習熟・強化や広域連携体制整備の更なる構築に加え、自助・共助の両面に持った地域住民の防災活動に対する積極的参加と協力が不可欠となる。

ただ、防災計画を推進していく上での基本理念や目標(※注2)は災害種別が異なっても同一であることが望ましく、本計画も「阿南市地域防災計画(一般災害対策編)」と同様とするが、「1,000年に1度クラスの低頻度大規模地震」については、減災に主眼を置いて、ソフト対策を主体にした防災計画を図る。

※注2 基本理念や基本目標

本計画の基本理念・基本目標は、阿南市地域防災計画「一般災害対策編 第1章 第4節 防災対策の推進方向」に準じる。

このことから、ソフト・ハード両面に沿った基本計画を次頁のとおりとする。

第2節 基本計画

【各部各班】

第1 概要

近い将来に発生が確実視される南海トラフ巨大地震を想定した、徳島県発表の被害予測結果等を基に、被災時の緊急避難や復旧・復興施策が迅速に進むためのハード・ソフト両面での基本計画とする。

第2 基本計画

(1) 都市防災化に向けた都市づくり

地震・津波災害から市民生活や都市活動を保護するため、自然環境及び多重性(リダンダンジー)配慮の基で、平時から都市基盤・都市防災化の整備・充実を推進させる。

特に重要度が高く、緊急性を要するインフラストラクチャー(※注1)・ライフライン(※注2) 施設整備は、優先度を高くする。

※注1 インフラストラクチャー

社会生活を支えるために必要な公共的な仕組み・基盤で、通常は道路・河川・橋梁・鉄道・ガス・電話などの社会的生産基盤(及び経済基盤)をいう。

※注2 ライフライン

「命綱」を意味するエネルギー施設・水供給施設・交通施設・情報施設等をいう。

(2) 地震・津波防災対策の実施計画

堤体・護岸施設の耐震点検・整備を進めるとともに、津波防災マップ等の活用によって、地域住民の地震・津波に対する意識啓発を図る。

また、津波避難時に安全で、かつ迅速に避難可能となる避難経路と、指定緊急避難場所(一次避難場所)・指定避難所(二次避難所)の整備充実に努める。

なお行政の各部門においては、個々の施策の有効性や優先度を見極めるとともに、社会経済状況の変化にも柔軟に対処しながら、実施計画を図る。

(3) 防災拠点機能の強化

徳島県南部地区広域市町村圏等との広域防災支援体制を確立させ、発災時の南部圏域の拠点として、徳島県南部総合県民局と連携し、本市市域を超えた情報通信機能の整備を図り、緊急資機材や物資の備蓄・保管と医療体制、緊急輸送体制の充実を図る。

(4) 防災福祉コミュニティ(※注1)、及び地域防災力の強化

一人ひとりの防災に対する日常の心構えは非常に重要で、自治会やセニヤクラブ等のあらゆるコミュニティ活動を利用し、本市市民・事業所等への防災意識の向上と防災対策の知識普及を図る。

また、自主防災組織・自衛消防隊等の育成強化を実施し、各地域での災害特性に配慮しながら、地域の主体性を生かしつつ、各組織間での連携強化を考えた支援・指導に努める。

大規模地震発生時には、本市行政のみでの対応は困難なことも想定され、発災直後の初期消火あるいは救出・救助活動、避難所開設・運営を速やかに実施し、応急対策や中・長期にわたる復旧・復興対策での女性防災リーダーやボランティア(※注2)体制の整備構築を目指す。

※注1 防災福祉コミュニティ

阪神・淡路大震災時の教訓を生かした神戸市の提唱する大規模災害に備えた自治体とコミュニティの活動の提言。

※注2 ボランティア

保健・福祉・教育などの事業で、自主性に基づいて無償の奉仕活動をする人々を指していたが、現在では活動領域は多種・多様で、有償ボランティアも出現している。

(5) 災害時の職員防災初動マニュアルの策定と周知習熟

本市全職員は、地域防災計画の内容を熟知し、発災時には勤務内外を問わず、迅速かつ的確な災害対応を実施する必要がある。

このため、本地域防災計画にしたがい、全職員が相互協力の基で、初動時の災害対応を行う職員防災初動マニュアルを策定した。

なお、防災訓練や職場研修によって、災害対応の周知・習熟を図るとともに、行政上の組織変更・職員移動等が生じた場合は、速やかに修正を加える。

【メモ】

第3節 津波防災地域づくりに関する法律について

【各部各班】

第1 概要

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年、法律第123号)は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の巨大地震・津波災害を教訓とした低頻度大規模災害に備えた多重防御対策の法律である。

対策整備内容は、頻度の高い津波に対してはハード対策を重点とし、低頻度の最大レベルの津波に対してはソフト対策を重点として記述されている。

第2 対策の内容

(1) ハード対策

- ◇ 地域特性を踏まえた防災施設の効率的・効果的整備を図る。
- ◇ 耐震補強などの機能更新と適切な維持管理を行う。
- ◇ 多重性(リダンダンシー)に優れた交通・情報通信網の整備を図る。

(2) ソフト対策

- ◇ 予防対策では、ハザードマップの整備・避難経路の確保・防災意識の啓発・防災教育の充実・コミュニティ形成を図る。
- ◇ 発災時には、防災情報の伝達・コミュニティの連携による広域防災・危機管理体制の確立を図る。
- ◇ 発災後には、被災情報や安否情報の提供を適確に発表するとともに、被災者の保護・移送・医療・帰宅体制の早期整備を図る。

第3 ゾーン指定

計画の効果的な推進を行うため、ゾーン指定を以下のとおりとしている。

(1) イエローゾーン

本市では、平成26年3月に県が指定した津波災害警戒区域イエローゾーン(※注1)にともない、津波防災地域づくり計画を進めていく必要がある。

【メモ】

(2) オレンジゾーンとレッドゾーン

県が指定する津波災害特別警戒区域オレンジゾーン(※注2)のうち、本市では住宅等の規制を行うレッドゾーン(※注3)を指定する。

※注1 津波災害警戒区域(イエローゾーン)

津波が発生したときに、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域における津波からの人的災害を防止するために、警戒避難体制を整備すべき区域となる。

法第53条、及び徳島県南海トラフ巨大地震に係る震災に強い社会づくり条例第52条に基づき、県が指定することができる。

※注2 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)

津波浸水想定状況を踏まえ、津波が発生した場合には、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為や建築の制限、用途変更の制限を行う区域となる。

法第72条、及び徳島県南海トラフ巨大地震に係る震災に強い社会づくり条例第52条に基づき、県が指定することができる。

※注3 津波災害特別警戒区域(レッドゾーン)

オレンジゾーンのうち、本市の条例で定める区域で、住宅等の規制追加を行う区域となる。

法第73条に基づき、本市が指定することができる。

これを踏まえ、本市ではイエローゾーンの公表にあわせて津波防災マップを作成し、平成26年に本市域内全戸に配布を行うなど、津波防災地域づくり計画を進めている。

【メモ】

第4節 計画の構成・内容他

【各部各班】

第1 計画の位置付け及び修正等

本計画は、「徳島県地域防災計画(徳島県、令和3年12月)」や指定行政機関・指定公共機関が作成した防災業務計画と整合を図りながら、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加える。

また地域防災計画に関する新たな法律等との対応を図る必要もあり、本市の各防災関係機関は、阿南市防災会議が指定する期日までに、修正案を提出する。

第2 計画の構成及び内容

本計画の構成及び内容は、「本章 第1節 計画の目的と基本方針」参照の基本施策に準じ、以下のとおりとする。

計画の構成及び内容

構 成		内 容
第1章	総則	“計画の目的と基本方針”、“基本計画”、“津波防災地域づくりに関する法律”、“防災に関する事務と業務の大綱”、“阿南市の概況”、“想定される地震・津波災害状況”を記述する。
第2章	地震・津波災害 予防計画	“災害を最小限に抑えるための教育・訓練”、“防災組織育成・整備”、“避難時に必要となる事前整備対策”、“地震・津波災害の発生を防止あるいは抑制するための施設整備計画”を記述する。
第3章	地震・津波災害 応急対策計画	発災直後からすみやかな応急復旧の終了に至るまでの“本市災害対策本部及び防災関係機関が行うべき応急対策”、“他機関等との応援要請計画”を記述する。
第4章	地震・津波災害 復旧・復興計画	復旧・復興の基本方針に基づき、“公共施設の災害復旧や市民等の社会経済・生活安定のための対策措置”“本市マスタープランと整合の取れた計画的復興の進め方”を記述する。
第5章	南海トラフ地震 防災対策推進計画	『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』で南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に本市は指定されている。ここでは南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を記述した。

第3 計画の習熟等

先にも記したように、防災関係機関職員は、平素から本計画の習熟と周知徹底に努め、本市市民等の安心・安全に繋がる災害の予防対策・応急対策・復旧・復興対策の推進に努めなければならない。

第5節 防災に関する事務と業務の大綱

防災関係機関が実施する事務と業務の大綱は、災害の種別は問わない。

したがって、本節は一般災害対策編第1章第2節「防災に関する事務と業務の大綱」を準用する。

【メモ】

第6節 阿南市の概況

【各部各班】

第1 地勢について

1.概要

本節は一般災害対策編第1章第3節「阿南市の概況 第1 概要」を準用する。

第2 過去の地震災害(西日本)

昭和南海地震以降の地震災害履歴は以下のとおりである。

日付	名称	被害状況(阿南市の被害状況)
昭和21年12月21日	昭和南海地震	12月21日4:19過ぎに潮岬南方沖を震源とするM8.0の大地震が発生。津峯神社職員1名圧死。
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	1月17日5:46ごろ兵庫県淡路島北部を震源とするM7.3の地震が発生した。徳島でも震度4を観測した。
平成10年8月21日	和歌山県北部地震	8月21日5:33ごろ和歌山県北部を震源とするM5.5の地震が発生。
平成11年7月23日	徳島県南部地震	7月23日1:46ごろ徳島県南部を震源とするM4.3と推定される地震発生。
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	10月6日13:30ごろ鳥取県西部を震源とするM7.3と推定される地震発生。
平成13年2月8日	徳島県南部地震	2月8日14:12ごろ徳島県南部を震源とするM4.7と推定される地震が発生。
平成13年3月24日	芸予地震	3月24日15:28ごろ安芸灘を震源とするM6.4と推定される地震が発生。
平成16年9月5日	紀伊半島南東沖地震	9月5日19:07ごろ紀伊半島沖を震源とするM7.1と推定される地震が発生。
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震	3月20日10:53に福岡県西方沖を震源とするM7.0と推定される地震が発生。
平成25年4月13日	淡路島地震	4月13日5:33淡路島を震源とするM6.3の直下型地震が発生した。負傷者1名、水道管破裂1件の被害がでた。
平成27年2月6日	徳島県南部の地震	2月6日10:25ごろに徳島県南部を震源とするM5.0の直下型地震が発生した。阿南市では震度4を記録し、人的・住家等の被害はなかった。
平成28年4月14日	熊本地震	4月14日21:26の前震、4月16日1:25の本震に震度7の揺れを記録(M7.3の)するなど、熊本県を震源とする直下型地震が発生。
平成28年10月21日	鳥取県中部地震	10月21日14:07ごろに鳥取県の中部を震源とするM6.6の直下型地震が発生。鳥取県内では最大震度6弱を記録。

平成 30 年 6 月 18 日	大阪府北部地震	6 月 18 日 7:58 ごろ大阪府北部を震源とする M6.1 最大震度 6 弱の地震が発生。
令和 6 年 4 月 17 日	豊後水道地震	4 月 17 日に、豊後水道の深さ 39km で M6.6 の地震が発生し、愛媛県愛南町及び高知県宿毛市で震度 6 弱を観測した。震度階級が 10 段階となった 1996 年 10 月 1 日以降、高知県及び愛媛県では最大の震度を観測した。
令和 6 年 8 月 8 日	日向灘地震	8 月 8 日 16 時 43 分頃に、日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生しました。 気象庁より、この地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられるとして、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。
備考	<p>なお、昭和 35 年 5 月 23 日に発生したチリ地震では、日本を含めた環太平洋全域に津波が襲来し、本市でも見能林・橘・福井・椿地区が 1,193 世帯(住民 5,189 名)で被害を受け、福井川沿いでは約 5m 高さの津波が観測された(阿南市史参照)。また内陸型(直下型)地震では、昭和 16 年(M=5.7)、昭和 22 年(M=5.1)に発生した記録がある(四国地方土木地質図参照)。</p>	

第7節 被害想定

【各部各班】

第1 概要

徳島県では、内閣府の南海トラフ巨大地震モデル検討会資料と、平成24年10月公表の浸水想定結果(徳島県)を基に、本県内に発生が予想される南海トラフ巨大地震の被害想定結果(第一次報告・平成25年7月、第二次報告・平成25年11月)、平成26年3月には津波災害警戒区域(イエローゾーン)を発表した。

当報告は、地域住民の生命を守るため、地域ごとの効果的な減災対策を検討するためのデータベースでもある。

以下に本市関連の被害状況を記した。

第2 被害想定の基本事項

(1) 検討を行った地震規模は、マグニチュード：M=9.1の南海トラフ巨大地震

(2) 地震発生時の想定ケースは、以下の3区分

- ◇ 冬深夜 …就寝中で、家屋倒壊による被災者の危険性が高く、また津波からの避難も遅れる
- ◇ 夏12時 …就業等、自宅外で被災するおそれがあるが、老朽木造住宅での被災者は冬深夜よりも少ない
- ◇ 冬18時 …住宅・飲食店等での火気使用時間帯が多いケース

(3) 地域海岸の区割

本県を7ブロックの地域海岸に区分し、既往地震を参考とし、破堤等の条件を加え、最高津波水位と津波影響開始を算出

- ◇ ③ブロック……坂野地区海岸～富岡港海岸(小松島市和田島町～阿南市畷町)
- ◇ ④ブロック……富岡港海岸～椿泊漁港海岸(阿南市畷町～阿南市椿町)
- ◇ ⑤ブロック……椿泊漁港海岸～美波町山河内地先(阿南市椿町～美波町山河内)

また津波避難の設定は、直接避難率1/3、用事後避難率1/2、切迫避難率1/6

(4) 本市の震度等

- ◇ 最大震度7(震度7の分布域約20%、震度6強の分布域約80%)
- ◇ 浸水面積45km²(本市面積約280km²の16%)
- ◇ 人口は、深夜76,063人、昼12時76,182人、夕方18時76,134人
(平成22年国勢調査結果を運用)

(5) その他

- ◇ 家具固定率は25%(徳島県アンケート調査結果、平成24年)
- ◇ 浸水深別死者率は、中央防災会議(平成24年)を参考に、
浸水深1.0m以上では100%、浸水深30cm以上の区域では、揺れによる建物倒壊での自力脱出困難者も津波による死者として加えている。

第3 想定被害

(1)建物全壊・焼失棟数(棟)

被害(1)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火 災			合 計		
				冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
11,100	50	40	4,100	210	530	720	15,500	15,800	16,000

(2)建物半壊棟数(棟)

被害(2)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火 災			合 計
				冬深夜	夏 12時	冬 18時	
4,700	850	60	2,100	—	—	—	7,700

(3)死者一覧

被害(3)

揺 れ			津 波			火 災			合 計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
710	440	520	3,900	3,900	3,500	20	40	60	4,600	4,400	4,100

(4)負傷者一覧

被害(4)

揺 れ			火 災			ブロック塀・自動販売機転倒等			合 計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
2,700	2,100	2,000	30	60	80	0	80	160	2,700	2,200	2,300

(5)重傷者一覧

被害(5)

揺 れ			火 災			ブロック塀・自動販売機転倒			合 計		
冬深	夏	冬 18	冬深	夏	冬 18	冬深夜	夏	冬 18	冬深	夏	冬
1,	7	7	—	2	2	—	2	5	1,	7	8

(6)想定津波

津波想定

	坂野地区海岸～ 富岡港 海岸(③ブロック)	富岡港海岸～ 樺泊漁港海 岸(④ブロック)	樺泊漁港海岸～ (⑤ブロック)
最高津波水位(T.P.+)	3.8～6.2	4.6～11.9	5.1～20.9
津波影響開始時間	23分	12分	10分

(7)ライフライン被害

上水道

給水人 □	復旧 対象給水	直後		1日後		1週間後		1か月後		津 波全壊
		断	断水	断	断水	断	断水	断	断水	
75,	64,6	9	73,	8	64,	6	52,	2	18,	1

下水道

給水人 □	復旧 対象処 理	直後		1日後		1週間後		1か月後		津 波全壊
		支	支障	支	支障	支	支障	支	支障	
1,9	1,6	1	1,9	1	1,9	2	49	0	0	2

電力

代表震度	電灯軒数	復旧対象	直後		1日後		津波全壊相当電灯軒数
			停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	
6.52	37,700	32,300	100	37,700	84	31,500	5,400

固定電話

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
		不通率(%)	不通回線数	停電率(%)	停電軒数	
21,000	18,000	100	21,000	89	18,800	3,000

(8)生活支障等被害

避難者(冬18時)

人口	警報解除後当日			1週間後			1か月後		
	避難所生活者数	避難所外	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
76,0	25,90	14,00	39,900	28,100	16,800	44,900	13,000	30,300	43,300

※注1.冬深夜での本市の津波避難者は、40,600名とされる。

※注2.帰宅困難者は、6,000名～6,100名となっている。

医療機能(冬18時)

入院需要			
重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
820	410	190	1,400

災害廃棄物等(冬18時)

重量換算(万t)			体積換算(万m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
137	124～263	261～	233	113～180	346～

※注1 本市での必要とされる応急仮設住宅は、8,100戸とされる。

要配慮者(冬18時)

避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの要配慮者							
	65歳以上 高齢単	5歳未満 乳幼児	身体障害者	知的障害者	要介護認定者 (要支援者除)	難病患者	妊産婦	外国人
28,100	940	1,100	1,400	260	1,200	180	180	110

孤立集落

孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	合計
7	4	3	7

【メモ】

第4 死者ゼロの実現

上記のような被害想定において、人的被害の被害低減には、以下のような対策が有益であるとされている。

- ◇ 住居の耐震化を100%とすれば、揺れの被害は89%低減され、自力脱出困難者も25%に低減される。
- ◇ 津波避難意識の向上によって、直接避難が100%になれば、78%の人的被害低減となる。
- ◇ 津波避難所を500m以内に構え、避難経路の整備を行えば、94%が低減される。
- ◇ 一部屋の耐震化対策・耐震シェルター構築と家具類の転倒防止対策を実施する。
- ◇ 土砂災害警戒区域等の整備促進と土地利用の適正化を図る。
- ◇ 屋外への脱出ルートを確認する。
- ◇ 避難行動要支援者を含む要配慮者の避難体制構築を図る。
- ◇ 本市市民の災害対応能力向上を図る。
- ◇ 住居の高層化あるいは高台移転を行う。
- ◇ 本市地域の消防力強化を図る。

第5 解説資料(用語の説明)

上記の被害想定に関する用語は、以下のとおりとなる。

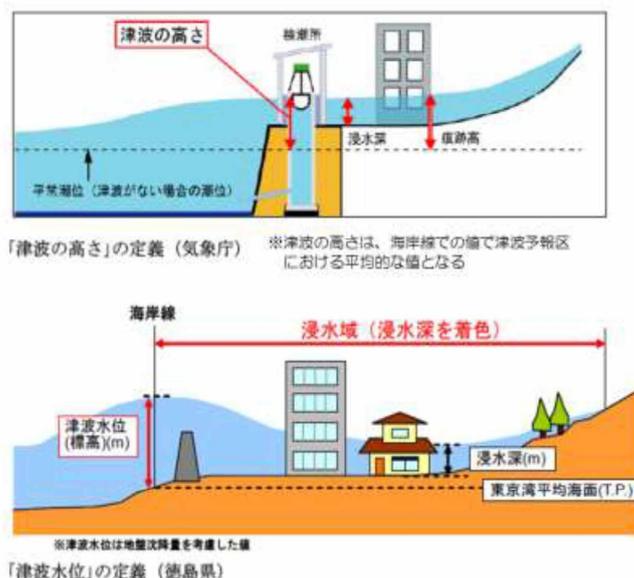
(1) 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域をいう。

(2) 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さをいう。

各種高さの模式図



(3) 津波水位

津波襲来時の代表地点ごとの海面の高さ(標高で表示し、東京湾平均海面の高さ T.P.算出)をいい、代表地点は、背後の陸上部に人家等が存在し、防災対策上必要となる沖合約30m地点となる。

(4) 津波影響開始時間

津波により、初期水位から±20cm(海辺にいる人々の生命に影響があるおそれの水位変化)の変化が生じるまでの時間をいう。

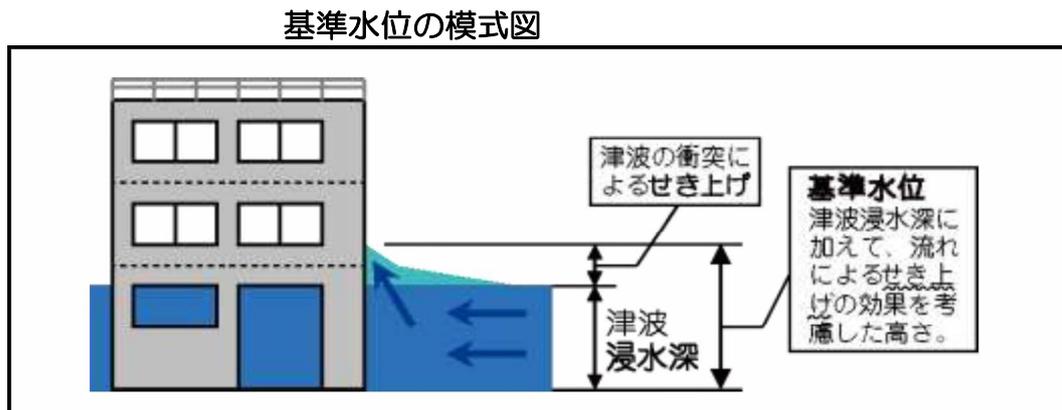
(5) 最大波到達時間

代表地点で津波の最高到達高さが生じるまでの時間をいう。

(6) 基準水位(※注)

津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇(せき上げ)を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位。

※注 津波防災地域づくりに係る技術検討報告書より



(7) 津波災害警戒区域

県が法第53条に基づき、平成26年3月11日に指定した区域で、津波が発生したときに、住民の生命や身体に危害が生じるおそれのある区域(津波災害警戒区域)で、当該区域での津波からの人的被害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域をいう。

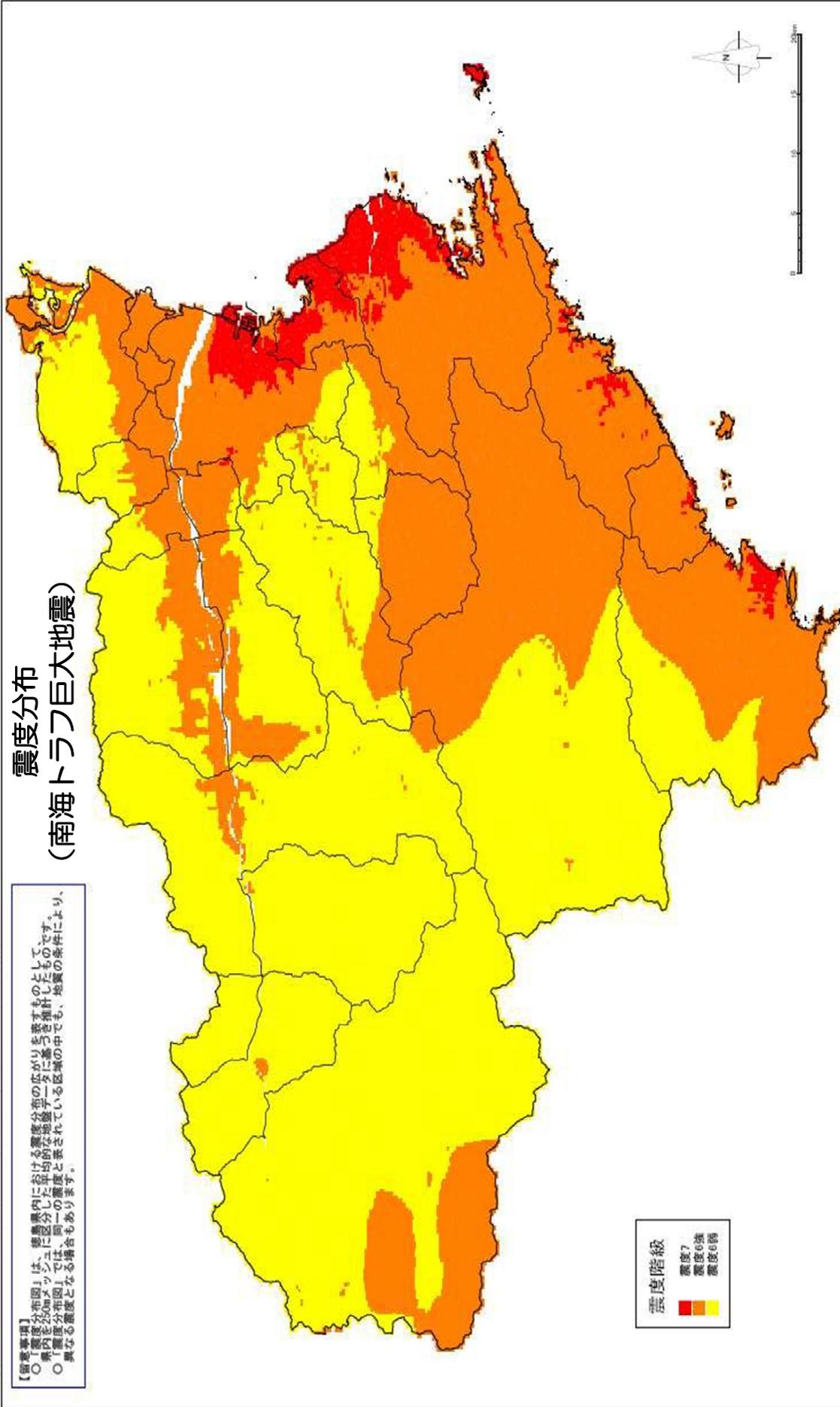
この区域における警戒避難体制に関する対策は、以下のとおりとされる。

- ◇ 地域防災計画での津波避難体制(避難施設、避難経路、津波避難訓練、情報伝達等)の記述
- ◇ 津波ハザードマップの作成
- ◇ 避難施設の指定・協定の締結
- ◇ 避難促進施設(福祉施設、学校、病院等)の避難確保計画の作成、避難訓練計画の実施

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

震度分布
(南海トラフ巨大地震)

【留意事項】
 ○「震度分布地図」は、徳島県内に沿ける震度分布のなかりを推定するものとして、
 ○県内を250mメッシュに区分した平均的な地震学データに基づき推計したものです。
 ○「震度分布地図」では、同一の震度と表されている区域の中でも、地震の条件により、
 異なる震度となる場合もあります。



震度階級
 震度7
 震度6
 震度5

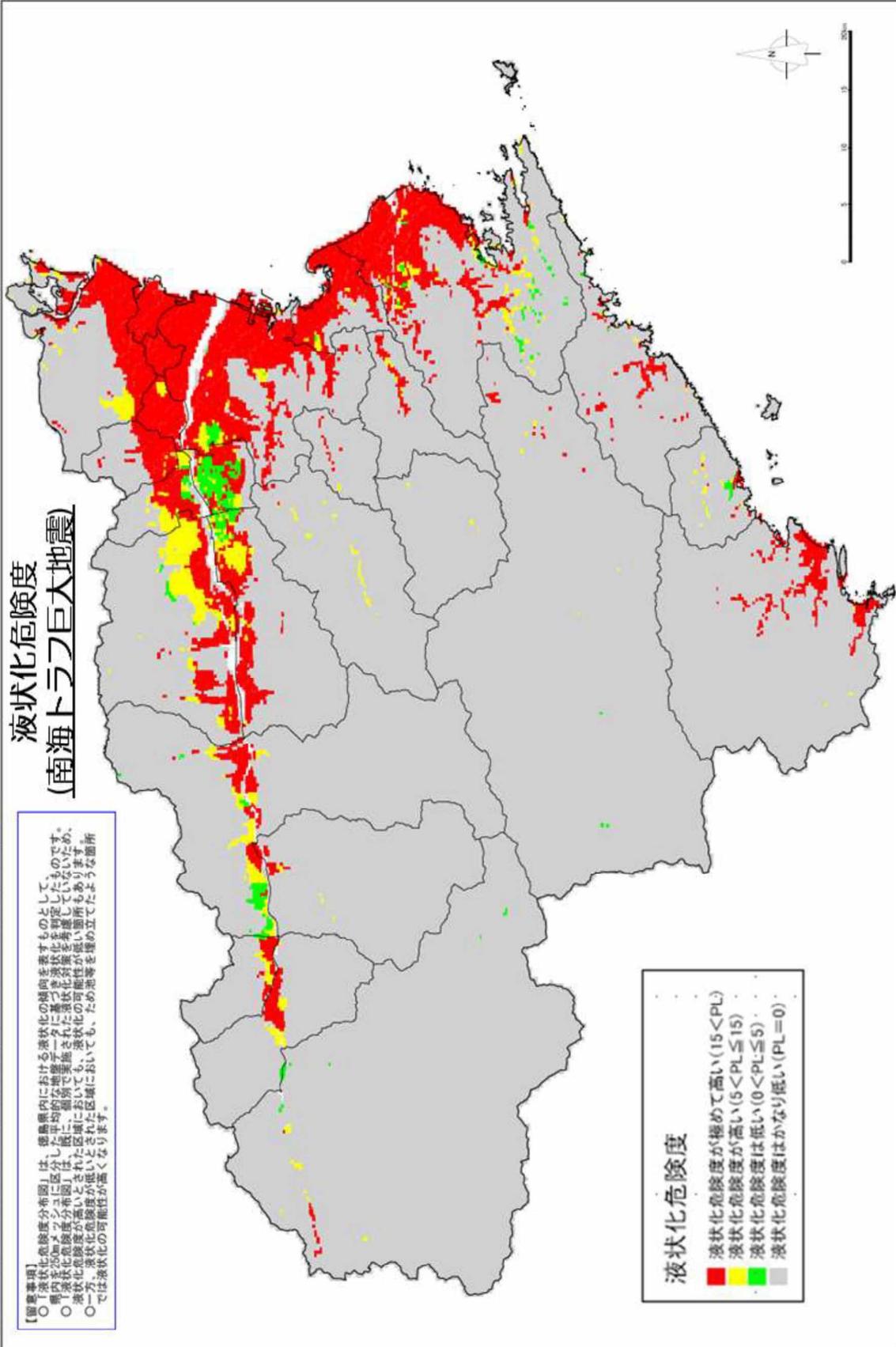
徳島県危機管理課(徳島県地震防災課) 平成25年7月作成
 この地図は、国土交通省の国土数値情報(行政区境界データ)を使用して作成しました。

1:300000

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

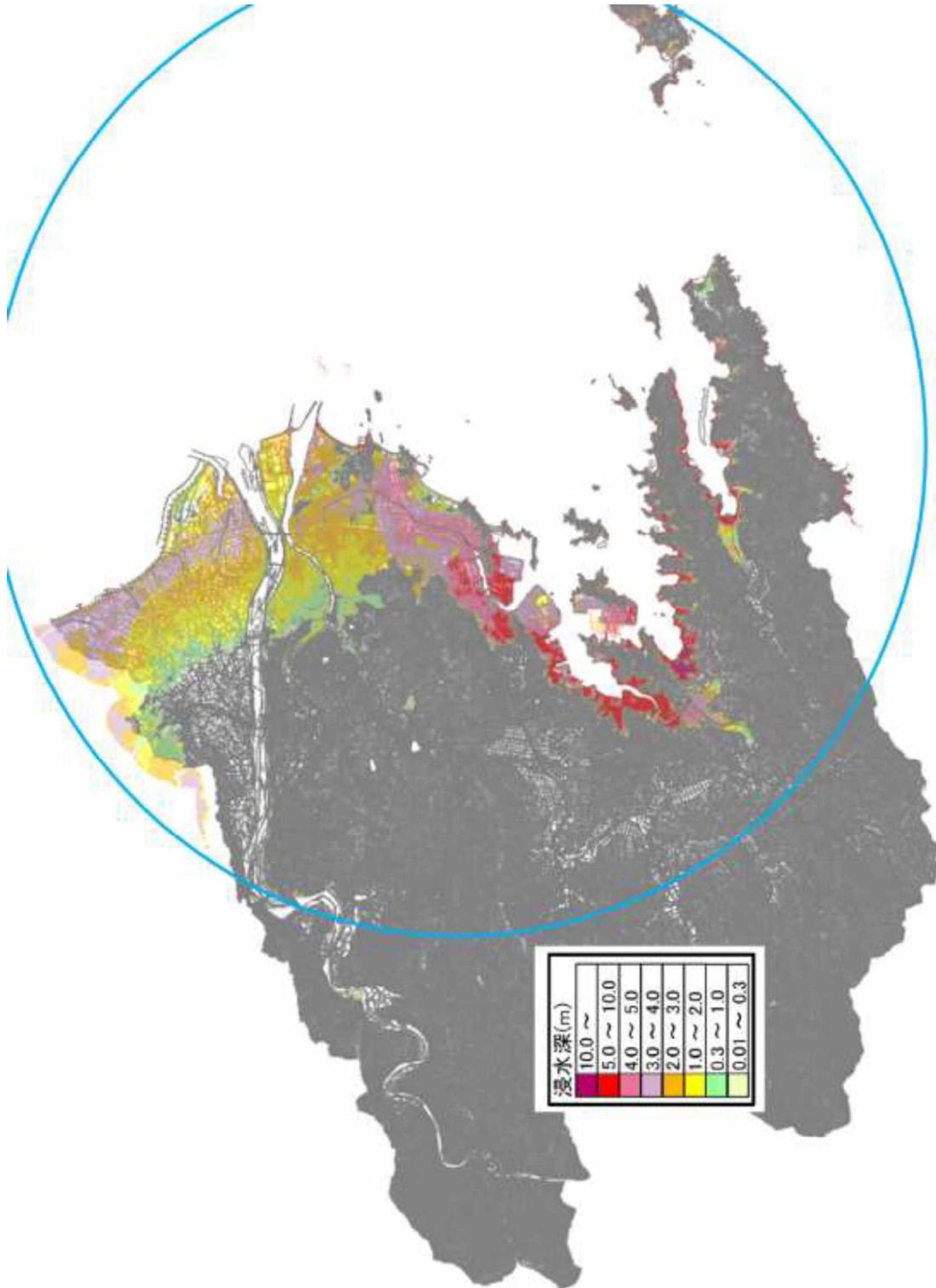
液状化危険度
(南海トラフ巨大地震)

【留意事項】
 ○「液状化危険度分布図」は、徳島県内における液状化の傾向を表現するものとして、平均的な地盤条件を想定して作成したものです。
 ○「液状化危険度が高い」とされた区域においても、液状化の可能性が低い箇所もありません。
 ○一方、液状化危険度が低いとされた区域においても、ため池等を避けて立てたような箇所では液状化の可能性が高くなります。



徳島県危機管理部南海地震防災課 平成25年7月作成
 この地図は、国土交通省の国土数値情報（行政区域データ）を使用して作成しました。

津波浸水想定



[震災対応のチェックリスト]

本地域防災計画(地震・津波災害対策編)の改訂にあつては、『地方都市等における地震対応のガイドライン、内閣府、平成25年8月』における、災害対応の各段階(準備・初動・応急・復旧)のチェックリスト項目も本論に加筆した。

当チェック項目は、合計237項目となるが、その内訳は以下のとおりである。

チェック項目リスト

準備	(震災発生前)	36項目
初動対応	(当日中)	114項目
応急対応	(1日～3日後)	38項目
応急～復旧対応	(3日～1週間後)	31項目
復旧対応	(1週間～1ヶ月後)	18項目

対策項目

- 1 .災害対策本部の組織・運営
- 2 .通信の確保
- 3 .被害情報の収集
- 4 .災害情報の伝達
- 5 .応援の受入れ
- 6 .広報活動
- 7 .救助・救急活動
- 8 .避難所等、被災者の生活対策
- 9 .特別な配慮が必要な人への対策
- 10 .物資等の輸送、供給対策
- 11 .ボランティアとの協働活動
- 12 .公共インフラ被害の応急処置等
- 13 .建物、宅地等の応急危険度判定
- 14 .被害認定調査、罹災証明書の発行
- 15 .仮設住宅
- 16 .生活再建支援
- 17 .廃棄物処理

上記項目の詳細を次項に参照した。

第1 準備(震災発生前)

【第1 準備(震災発生前)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
1	災害対策本部の組織・運営	1-1	庁舎の耐震化や家具等の固定、天井の落下防止対策等を実施する。	—	451
		1-2	代替施設における初動活動に必要な資機材(情報通信機器)や資料・データ(住民の安否確認用)、燃料等を確保する。	—	451
		1-3	災害対策本部の設置・運営訓練を行う。	—	405
2	通信の確保	2-1	衛星携帯電話の配備等、地震の発生を前提とした通信設備を確保、運用する。	通信事業者	445、446
		2-2	孤立可能性のある集落の住民等と連携し衛星携帯電話の使用訓練を行う。	住民	475
		2-3	本市防災行政無線のデジタル化、未整備地区の解消を図る。	県	452
		2-4	地上に文字を書くなどの手段(ヘリコプターから確認できる「救援要請シート」等)を配備し、訓練を行う。	住民	465
3	被害情報の収集	3-1	被害情報の管理に必要な多岐にわたる災害対応の項目の事前整理を行う。	—	448
		3-2	情報共有システム等による関係機関間の情報共有の仕組みについて事前に確保しておく。	県、防災関係機関	448
5	応援の受入れ	5-1	本市の職員が災害対応に専念できるよう、応援職員が担当すべき業務等を整理した統一的な方針を検討しておく。	県	465
		5-2	ヘリコプターの運用に必要な調整等(飛行管制や機関相互のヘリコプターの運用等を調整する場の設置、救助・救急活動時におけるヘリコプター活動の留意点)について、関係機関と検討しておく。	県、防災関係機関	465
		5-3	離島において応援の船舶等が接岸できるよう、岸壁の耐震化を実施する。	県	475
		5-4	ヘリポート及びヘリコプター発着陸適地をリストアップしておく。	—	465
8	避難所等、被災者の生活対策	8-1	指定避難所及び指定緊急避難場所の耐震化を図る。	住民	451
		8-2	自主防災組織の組織化を図る。	住民	411
		8-3	住民(自主防災組織等)と連携し、避難所運営訓練を実施する。	住民	411
		8-4	指定避難所ごとに適切な避難所の居住環境整備・衛生管理方法等について検討しておく。	施設管理者、住民	451

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
8	避難所等、被災者の生活対策	8-5	災害発生時にただちに被災者台帳が作成できるよう、システムの構築、庁内の情報共有の仕組みについて事前に確保しておく。	—	451
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-1	特別な配慮が必要な人の状態と安否確認や避難支援等の配慮内容の理解及びその啓発に努める。	避難所担当者、住民	470
		9-2	避難行動要支援者名簿を作成・更新する。	住民、医療機関、介護サービス機関	470
		9-3	避難行動要支援者と個別に相談し、災害発生時の避難方法や避難支援の内容を確認し、個別の具体的な支援方法を作成する。	住民(民生委員)、本市社会福祉協議会、自主防災組織	471
10	物資等の輸送、供給対策	10-1	直後に必要となる最低限の物資(「投光器」「テント」「医薬品」「防水シート」「毛布」等)の備蓄及び調達体制を確保しておく。	住民	449
		10-2	避難所等における燃料及び車両やヘリコプターの燃料の確保ルートを確立しておく。	民間(物流、小売)	449
11	ボランティアとの協働活動	11-1	平時からの関連組織間の連携によるボランティア対応に関するノウハウの共有等の情報交換を行う。	県、社会福祉協議会、NPO/ボランティア	460
		11-2	災害ボランティアセンターの設置・受入れ訓練を行う。	社会福祉協議会 NPO/ボランティア	460
		11-3	災害ボランティア活動に必要な資機材の備蓄及び確保方法を検討しておく。	社会福祉協議会、NPO/ボランティア	460
		11-4	地元住民のボランティア活動に対する理解を深めるための事前周知を行う。	住民	460
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-1	土砂災害発生の可能性のある箇所等の下流域での避難の可能性について、ハザードマップ等により、流域の住民に平時から周知する。	県、住民	428
		12-2	土砂災害発生の可能性のある箇所等の下流域での避難に備えた訓練等を実施する。	県、住民	405
		12-3	道路啓開等の応急体制について検討し、必要な体制を確保しておく。	民間(建設業者)	432
		12-4	ため池等の農林漁業施設の耐震性について点検を行う。	—	429
14	被害認定調査、罹災証明の発行	14-1	被害認定調査を行う職員の育成、他の地方公共団体や民間団体との連携の確保を行う。	県、建築士会	461

【第1準備(震災発生前)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
15	仮設住宅	15-1	仮設住宅の候補地を事前に選定しておく。	—	452
		15-2	地域の特性に適した仮設住宅の仕様を検討しておく。	民間(プレハブ協会等)	452
		15-3	特別な配慮が必要な人に適した仮設住宅の仕様を検討しておく(移動、玄関段差、浴室、トイレ等)。	民間(プレハブ協会等)	452
17	廃棄物処理	17-1	がれき仮置き場の候補地を事前に選定しておく。	—	452

第2 初動対応(当日中)

【第2 初動対応(当日中)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
1	災害対策本部の組織・運営	1-4	災害対策本部を設置する。	県、防災関係機関	486
		1-5	第1回本部会議を開催する。	県、防災関係機関	488
		1-6	関係機関に災害対策本部会議への出動を要請する。	県、防災関係機関	488
		1-7	災害救助法の適用申請を行う。	県、防災関係機関	543
		1-8	定期記者会見の実施について、報道機関に周知する。	マスコミ	488
		1-9	広報責任者を設置し、取材ルール(本部会議の公開/非公開)について、報道機関に周知する。	マスコミ	488
		1-10	代替施設の確保を行う。	民間(プレハブ協会等)	487
2	通信の確保	2-5	防災行政無線の疎通状況の確認を行う。	県	505
		2-6	被災地との通信インフラの状況を確認する。	住民	505
		2-7	情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する。	県、防災関係機関、民間(通信事業者)	505
		2-8	通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	県、防災関係機関	505
3	被害情報の収集	3-3	人的被害の把握を行う。	防災関係機関、住民	536
		3-4	道路等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。	防災関係機関、住民	536
		3-5	被害状況等を集約し、定期的に県に報告する。	県	536
		3-6	気象庁から、余震に関する情報を入手する。	県、消防、警察	536
		3-7	ヘリコプターの派遣要請を行う。	県、消防、警察	536
		3-8	本市市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。	施設管理者	536
		3-9	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受け入れの可否について把握する。	社会福祉施設	536
		3-10	危険物施設における被害状況把握を行う。	施設管理者	536
3-11	本市管理(道路・河川・砂防)施設の被害状況を確認する。	施設管理者	536		

【第2 初動対応（当日中）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
3	被害情報の収集	3-12	医療機関の被災状況、診療可能な医療機関や救護所（外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等）について把握する。	医療機関	536
		3-13	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報（影響範囲、影響戸数、復旧見込み等）を入手する。	施設管理者	536
		3-14	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置等の情報を収集する。	本市教育委員会 幼稚園・小中学校	536
		3-15	情報専門家（マスコミ関係者等）の支援や、情報担当者の訓練を通じた情報のトリアージ体制を確保する。	マスコミ	536
4	災害情報の伝達	4-1	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、マスコミ・コミュニティFM等の報道機関を通じて伝達する。	マスコミ	542
		4-2	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、ホームページにより伝達する。	民間（ホームページ運営委託）	542
		4-3	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、防災行政無線により伝達する。	防災関係機関	542
		4-4	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、（停電等により情報伝達機器が利用できない場合）半鐘や回覧板等のローテクを用いて伝達する。	防災関係機関、住民	542
		4-5	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、停電等により情報伝達機器が利用できない場合、オフロードバイク等により孤立集落等へ伝達する。	住民	542
		4-6	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、学校および児童生徒に伝達する。	本市教育委員会、幼稚園・小中学校	542
		4-7	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、NPO等を通じて伝達する。	NPO／ボランティア	542
		4-8	津波や土砂災害等の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。	防災関係機関、住民	542
		4-9	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。	防災関係機関、住民	542
		4-10	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。	防災関係機関、住民	542
		4-11	避難所運営マニュアルから、安全な避難所生活の運営方法について広報する。	防災関係機関、住民	542
		4-12	災害時保健衛生活動マニュアルから、感染予防と健康管理について広報する。	防災関係機関、住民	542

【第2 初動対応（当日中）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
5	応援の受入れ	5-5	応援協定に基づき、応援要請を行う。	県等	497
		5-6	消防(緊急消防援助隊)の派遣要請を行う。	県(→総務省消防庁)	497
		5-7	自衛隊の災害派遣要請を行う。	県(→防衛省・自衛隊)	499、497
		5-8	民間団体等への支援要請を行う。	民間(物流、小売)	497
		5-9	連絡窓口を指定する。	防災関係機関	497
		5-10	物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設を指定する。	防災関係機関	497
		5-11	応援隊事務室を設置する。	防災関係機関	497
		5-12	宿泊場所及び宿営地を確保する。	防災関係機関	497
		5-13	車両集結場所を確保する。	防災関係機関	498
		5-14	燃料を確保する。	防災関係機関	498
		5-15	食事及び炊事施設を確保する。	防災関係機関	498
		5-16	ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。	防災関係機関	498
6	広報活動	6-1	避難所の開設状況について広報する。	マスコミ	542
		6-2	本市市民等の安否確認状況について広報する。	防災関係機関、住民、マスコミ	542
		6-3	ライフラインの被害状況、二次災害防止のための措置、復旧見込みについて広報する。	マスコミ	542
		6-4	汚水処理施設の被害状況に応じ、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を本市市民に広報する。	住民	542
		6-5	住民問い合わせ対応窓口を設置する。	県	542
		6-6	交通規制の実施状況について広報する。	警察、マスコミ	542
		6-7	交通機関の復旧見込みについて広報する。	マスコミ	542
		6-8	水や食料等の確保について広報する。	民間(物流、小売等)、住民、マスコミ	542
		6-9	保育、教育及び社会福祉施設等について広報する。	県、本市教育委員会、幼稚園・小中学校、住民、マスコミ	542

【第2 初動対応（当日中）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
6	広報活動	6-10	危険物等による災害が発生し、または周辺に被害が拡大する恐れがある場合は、必要な広報活動を行い、必要と認められる場合は、避難の勧告または指示を行う。	施設管理者、警察、消防、マスコミ	542
		6-11	救援物資の受入れについて、被災地外に広報を行う。	マスコミ	542
		6-12	義援金の受入口座について広報する。	マスコミ	542
		6-13	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知する。	民間(通信事業者)、住民	542
		6-14	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休校、児童生徒の下校措置などの情報について広報を行う。	県、本市教育委員会、幼稚園・小中学校、住民、マスコミ	542
7	救助・救急活動	7-1	救護所を設置する。	消防、医師会等	555
		7-2	死傷者の救出、搬送を行う。必要に応じて、重傷者をヘリコプター等により被災地外に広域搬送する。	消防、自衛隊、医療機関	555
		7-3	行方不明者の捜索を行う。	消防、警察、自衛隊	555
		7-4	遺体の安置所(寺院、本市市有施設等)を確保し、関係機関に周知する。	防災関係機関、住民	555
		7-5	遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。	民間(物流、小売)、葬祭業組合、警察	555
		7-6	必要に応じて、医療・保健の専門家の派遣を要請する。	県、医療機関、日赤	555
		7-7	外部支援医療・保健チームを円滑に受け入れるための体制の整備・周知を行う。	県、日赤	555
		7-8	人工透析等の緊急を要する傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送する。	県、医療機関、日赤	555
		7-9	車中泊の人等のエコノミークラス症候群の注意喚起を行う。	県、医療機関、日赤、住民	555
8	避難所等、被災者の生活対策	8-6	避難所となる施設の安全確認を行う。	県、防災関係機関、幼稚園・小中学校、住民	566
		8-7	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合は、協力して避難所環境の整備にあたる。	幼稚園・小中学校、住民	566

【第2 初動対応（当日中）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
8	避難所等、被災者の生活対策	8-8	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の人数と状態把握をできる限り行う。	県、防災関係機関、幼稚園・小中学校、住民	566
		8-9	避難者名簿を作成する。	住民	566
		8-10	避難所の備蓄物資の提供を行う。	県、防災関係機関、幼稚園・小中学校、住民	566
		8-11	日用品等、必要な生活物資の提供依頼を行う。	民間(物流、小売等)	566
		8-12	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。	防災関係機関、民間(トイレ業者等)	566
		8-13	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。	施設管理者、住民	566
		8-14	避難所への安否問い合わせ対応(名簿の情報の公開等)について、共通のルールを避難所担当者等に周知する。	住民	566
		8-15	被災者台帳を作成する。	住民	566
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-4	避難行動要支援者名簿等を用いて、避難の支援、安否の確認等の必要な措置を実施する。	消防機関、県警察、住民(民生委員)、市社会福祉協議会、自主防災組織	595
		9-5	福祉避難所を開設する。	住民(民生委員)、自主防災組織	595
		9-6	避難所等において、配慮が必要な避難者等を把握し、必要に応じ、別室に誘導または医療機関・福祉避難所に移送する。	防災関係機関、病院、社会福祉施設	595
		9-7	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	住民、自主防災組織	595
10	物資等の輸送、供給 対策	10-3	避難者数、断水戸数等から必要な水の量、食料数を判断する。	—	609
		10-4	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。	民間(物流、小売等)	609
		10-5	物流業者等と連携し、物資の配送拠点の確保や避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立し、緊急輸送を実施する機関等に周知する。	県、民間(物流、小売等)	609
		10-6	県や応援協定締結都市及びその他の市町村に、食料や生活必需品の調達について応援を要請する。	県等	609
		10-7	物資の配送に必要な車両を確保する。	県、民間(物流、小一)	609

【第2 初動対応（当日中）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
10	物資等の輸送、供給対策	10-8	緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れ規制や交通規制、ドライバーへの周知を行う。	県、警察	610
		10-9	外部からの救援物資の受入れの可否について判断する。結果は、多様な情報提供手段で被災地外に周知する。	マスコミ	604、609
11	ボランティアとの協働活動	11-5	被害状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会等と検討し、決定する。	社会福祉協議会、関連するNPO等	606
		11-6	域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。	社会福祉協議会、関連するNPO等	606
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-5	橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、裏山等の土砂災害・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。	道路管理者、防災関係機関、民間(建設業者)	630
		12-6	県、消防、警察、地方整備局等のヘリコプター等による被害状況の把握を要請する。	県、消防、警察、出先機関	630
		12-7	道路・橋梁・トンネル等の被害について、協定業者及び道路情報モニター等から、被害に係る情報を収集する。	道路管理者、民間(建設業者)、住民	630
		12-8	路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に応じて、自衛隊等による支援を要請する。	道路管理者、民間(建設業者)、自衛隊	630
		12-9	道路啓開の後、重要施設へのアクセスや被災状況等を勘察し、道路の応急復旧を実施する。	道路管理者、民間(建設業者)	630
		12-10	道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。	防災関係機関	630
		12-11	公共土木施設(道路、河川、漁港等)の施設被害が発見された場合は、県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達する。	防災関係機関、住民	630
		12-12	公共土木施設(道路、河川、漁港等)の異常が発見された場合は、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。	防災関係機関	630
		12-13	治山砂防施設、河川・護岸設備の異常による二次災害の危険性について把握し、必要に応じて住民等に情報提供し、避難勧告指示等を発令する。	住民	630

【第2 初動対応（当日中）】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-14	港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。	港湾管理者、漁港管理者	630
		12-15	公園施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。	公園管理者 (指定管理者含む)	630
		12-16	道路等の被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。	道路管理者、警察	630
		12-17	農業用ダム・ため池、土砂災害警戒区域等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施する。	農地・農業施設等管理者	630
		12-18	農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設、水産物及び水産施設の被害状況を収集する。	農協、漁協	631
		12-19	農林水産業施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべり又は亀裂の拡大防止、倒木の撤去等の応急対策を実施する。	農協、漁協	631
13	建物、宅地等の応急危険度判定	13-1	職員の応急危険度判定業務の実施体制を確保する(応急危険度判定本部の設置等)。	—	543
		13-2	建物、宅地の被害に関する情報に基づき、建物、宅地応急危険度判定の実施について判断する。	—	543
		13-3	建物、宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。	住民	543
		13-4	建物、宅地応急危険度判定に必要な支援を他の地方公共団体・応急危険度判定士会・宅地判定士に要請する。	全国被災建築物応急危険度判定協議会、宅地危険度判定士	543
16	生活再建支援	16-1	義援金の受入れについて、日本赤十字社徳島県支部等と連携し、受入口座を設定し、周知する。	金融機関、マスコミ、日本赤十字社徳島県支部	604
17	廃棄物処理	17-2	災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する。	県、廃棄物協会	601
		17-3	し尿の収集を、県等の応援を得て開始する。	県、廃棄物協会	601

第3 応急対応(1日～3日後)

【第3 応急対応(1日～3日後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
6	広報活動	6-15	報道内容やインターネット上の情報を確認し、風評被害の発生等を防止するための情報発信等を行う。	マスコミ	542
		6-16	災害ごみの処理について広報する。	住民	542
		6-17	テレビ・ラジオ等の情報伝達機器を避難所等に設置する。	民間(物流、小売)	542
		6-18	屋外避難者や車中避難者等、指定避難所以外にいる避難者向けに、FMラジオ(カーラジオ)を用いた情報提供等を実施する。	マスコミ	542
		6-19	建物応急危険度判定、宅地危険度判定の実施について広報する。	住民	542
		6-20	診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について広報する。	医療機関、住民	542
7	救助・救急活動	7-10	遺体の保護、埋火葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行う。	県	556
		7-11	傷病者等に対する救護班・医療機関の受診の推奨を行う。	医師会、医療機関	556
8	避難所等、被災者の生活対策	8-16	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。	県	566
		8-17	指定避難所以外の避難状況の把握手段(体制、巡回ルート等)の検討を行う。	防災関係機関	566
		8-18	指定避難所以外の避難状況(場所、人数、介護を必要とする人数等支援を検討するのに必要な情報)を把握する。	住民	566
		8-19	避難所の生活空間の整備を行う(トイレ、通路の確保、間仕切り、更衣用個室、腰掛ける場所等(配慮が必要な人、女性等を考慮))。	住民	566
		8-20	避難者支援のNPO/ボランティア派遣を依頼する。	NPO/ボランティア(社会福祉協議会)	566
		8-21	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛生状態を確保するための物資を確保する。	民間(物流、小売)	566
		8-22	避難所のプライバシー確保対策を実施する(間仕切り、更衣室等の設置)。	住民、民間(間仕切り等の制作会社)	566
		8-23	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。	保健所、住民、NPO/ボランティア	566

【第3 応急対応(1日～3日後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
8	避難所等、被災者の生活対策	8-24	避難所での保健活動を行う(こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等を含む)。	医師会、医療機関	566
		8-25	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所における食事に配慮する。	民間(物流、小売)、住民、NPO/ボランティア	566
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-8	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。	社会福祉施設	595
		9-9	外国人や視覚聴覚障害者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。	マスコミ、翻訳NPO/ボランティア	595
		9-10	チェックリストを使用し、生活不活発病の早期発見・早期対応を行う。また、ポスター・チラシ等による啓発を行う。	医療機関、住民	595
		9-11	災害関連死の防止策を検討する。	防災関係機関、医師会、医療機関	595
		9-12	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保(介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配)を行う。	社会福祉施設、NPO/ボランティア	595
		9-13	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に要望し、設置する。	防災関係機関、民間(トイレ業者等)	595
10	物資等の輸送、供給対策	10-10	物資の輸送拠点における要員確保のため、応援要請を行う。	県、民間(物流)、ボランティア	608
		10-11	給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被害者に応急給水を行う。必要に応じ、応援を要請する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。	県、日本水道協会	609
11	ボランティアとの協働活動	11-7	必要に応じ、ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。	社会福祉協議会、ホテル等	607
		11-8	ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注意事項の周知を行う。	社会福祉協議会、NPO/ボランティア	607
		11-9	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援を要請する被災者ニーズについて整理する。	社会福祉協議会、NPO/ボランティア	606
		11-10	ボランティアに被災者ニーズに沿った活動(コーディネート)を要請する。	社会福祉協議会、NPO/ボランティア	606
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-20	土砂災害の専門家との連携により、土砂災害等の危険性について把握する。	防災関係機関	631
		12-21	土砂災害の発生箇所において、二次災害の防止のための監視等の検討を行う。	防災関係機関	631

【第3 応急対応(1日～3日後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-22	農地および農業施設等の被害状況について広報を行う。	マスコミ、住民	631
13	建物、宅地等の応急危険度判定	13-4	建物、宅地危険度判定を実施する。	全国被災建築物応急危険度判定協議会、宅地危険度判定士	543
14	被害認定調査、罹災証明の発行	14-2	被害認定調査のための応援要員を確保する。	県、建築士会	543
		14-3	被害認定調査について実施時期を周知する。	住民	543
16	生活再建支援	16-2	当座の生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金(生活福祉資金貸付)等の対応について周知する。	社会福祉協議会	605
17	廃棄物処理	17-4	倒壊のおそれがあるなどの危険な家屋等について、解体撤去を行う。	住民	601

第4 応急～復旧対応(3日～1週間後)

【第4 応急～復旧対応(3日～1週間後)】

	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
1	災害対策本部の組織・運営	1-11	行政職員等の支援者等に対し、支援者自身の「こころのケア」を実施する。	防災関係機関、医療機関	592
3	被害情報の収集	3-16	商工会議所・商工会・各種組合団体等と協力し、商工業の被災状況を把握する。	商工会議所、商工会	536
		3-17	被害金額等の概算を集計し、県に報告する。	県	536
6	広報活動	6-21	被害認定調査の実施について広報する。	住民	542
		6-22	罹災証明の発行手続きについて広報する。	住民	542
		6-23	被災中小企業者等の金融相談等の窓口を設置し、広報する。	商工会議所、商工会	542
		6-24	災害ごみの分別や排出方法等について広報を行う。	住民	542
7	救助・救急活動	7-12	医師・保健師等と連携し、インフルエンザや感染症予防の保健指導、被災者の健康管理相談等を行う。	医療機関	556
8	避難所等、被災者の生活対策	8-26	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。	住民、NPO/ボランティア	566
		8-27	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。	住民、NPO/ボランティア	566
		8-28	避難所における炊出し環境を整える(コンロ等の提供等)。	民間企業(物流、小売)	566
		8-29	避難所周辺の入浴施設(銭湯等)や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。	民間(入浴施設、宿泊施設等)、自衛隊等	566
		8-30	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。	県、獣医師会、NPO/ボランティア	566
		8-31	臨時公衆電話の設置を依頼する。	民間(通信事業者)	566
		8-32	視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に立った避難所運営に努める。	住民、NPO/ボランティア	566
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-14	避難所だけでなく、避難所以外で生活している被災者も含めた被災者の「こころのケア」を実施する。	医療機関	596
		9-15	避難所だけでなく、避難所以外で生活している人に対し、生活不活発病予防の情報提供を行い、予防のために通常の日常生活を遠慮なく送るよう広報する。	医療機関、NPO/ボランティア	596

【第4 応急～復旧対応(3 日～1 週間後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
11	ボランティアとの協働活動	11-11	ボランティアと町内会や消防団等の地域コミュニティとの連携等を支援する。	住民、NPO/ボランティア	607
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-23	死亡した家畜の円滑な処分について、畜産業者に周知する。	農林水産業団体等	631
		12-24	家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う。	農林水産業団体等	631
		12-25	家畜飼料及び飼養管理用資機材を円滑に供給する。	農林水産業団体等	631
		12-26	就航船舶に対し、漁業無線を利用して被害情報を提供する。	農林水産業団体等	631
		12-27	船舶活動支援施設(給油、給水)の応急修繕を行う。	農林水産業団体等	631
		12-28	必要に応じ、冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先等について、確保・移送の措置を行う。	農林水産業団体等	631
		12-29	必要に応じ、養殖水産物の移動について調整を行い、受け入れ先への移動を行う。	農林水産業団体等	631
15	仮設住宅	15-4	周辺市町村及び県の公営住宅の空き家情報を確認し、広報を行う。	県等	604
		15-5	県と連携し、民間賃貸住宅の空き家状況を確認し、仮設住宅として借上げ、供与を行う。	不動産業者および組合	604
		15-6	仮設住宅の建設候補地を選定する。	土地所有者等	603
		15-7	被災戸数から供与仮設住宅戸数及び対象者を決定し、広報する。	住民	604
17	廃棄物処理	17-5	腐敗の早い燃やすごみについて、早急に収集を行う。	廃棄物協会等	601
		17-6	がれき類が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。	—	601

第5 復旧対応(1週間～1ヶ月後)

【第5 復旧対応(1週間～1か月後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
8	避難所等、被災者の生活対策	8-33	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	県、防災関係機関、住民、NPO/ボランティア	566
		8-34	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	県、防災関係機関、学校	566
		8-35	必要に応じ、被災者の要望の調査を行う。類似の要望調査が頻回に行われていないかを把握し、適切に実施されるようにする。	県、NPO/ボランティア	566
		8-36	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に便乗した犯罪等に遭わないための相談窓口等を設置する。	警察	566
		8-37	被災者台帳を活用し、被災者の擁護に漏れや重複等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	住民	566
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-16	学校の児童生徒の「こころのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。	県、幼稚園・小中学校、医療機関	596
14	被害認定調査、罹災証明の発行	14-4	被害認定調査を実施する。	住民	543
		14-5	罹災証明の発行手続きについて広報する。	住民	543
15	仮設住宅	15-8	仮設住宅を着工する。	建設業協会、プレハブ協会	603
		15-9	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	防災関係機関、住民、NPO/ボランティア	603
		15-10	住宅の応急修理について、制度を周知し、受付窓口等を設けて対応する。	住民	604
		15-11	住民が自ら確保した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。	住民、不動産業者および組合	604
16	生活再建支援	16-3	県において被災者生活再建支援金の適用の公示後、給付条件等について被災者に周知する。	県	605
		16-4	被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。	金融機関	605
		16-5	事業再開のための相談窓口等を設置し、税理士弁護士等の専門家の支援を得ながら、事業再開のための相談を実施する。	税理士、弁護士等	605

【第5 復旧対応(1 週間～1 か月後)】

項目	対策項目	枝番	活動内容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
16	生活再建支援	16-6	義援金配分委員会を設置し、県からの配分額及び被災状況等を考慮し、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。	県	605
17	廃棄物処理	17-7	燃やさないごみ・粗大ごみの収集を行う。	廃棄物協会等	601
		17-8	がれき類の収集をおおむね 1 か月以内に開始する。	県、廃棄物協会	601

第2章 地震・津波災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

【各部各班】

第1 主旨

東日本大震災での悲惨な現状を考慮すると、近い将来、発生が確実視されている南海トラフ巨大地震等への防災対策は急務である。

したがって、当事象に対する知識普及活動も、防災関係機関全職員の責務といえる。“釜石の奇跡”や“津波てんでんこ”の教訓に示されるように、本市市民一人ひとりが率先避難(直接避難)の重要性を持って、災害の脅威を再認識するとともに、自助・共助の精神を忘れてはならない。生存率を高めようとする本県の「とくしまー〇作戦」の展開は、「あなんー〇作戦」にも直結する。

また、災害時には、初期消火活動や近隣の傷病者等を含む要配慮者を自主防災組織や避難支援者で支えるとともに、指定緊急避難場所(一次避難場所)・指定避難所(二次避難所)では、避難者が励まし合い、助け合うことのできる意識啓発も大切である。

本市の行う防災活動・防災対策をより充実させるためには、事業者や学校等の施設管理者を含む全市挙げての積極的参加が必要で、自主防災組織や自衛消防隊等の連携の取れた体制作りも重要である。

さらには、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速に復旧、復興するため被災前からの復興に向けた「事前復興」に平時から取り組んでおくことが重要であることから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

このことにより、防災関係全職員は、災害防止に関する知識を得て、その教育を生かした訓練を行うことが、減災への大きな礎となる。

この観点から、防災教育に必要な事前知識を記し、以下の組織区分で防災教育計画を行うこととする。

防災教育区分

- ◇ 本市市民への防災教育
- ◇ 職員への防災教育
- ◇ 学校における防災教育
- ◇ 各関係機関における防災教育
- ◇ 防災上重要な施設管理者への防災教育
- ◇ 自動車運転者に対する防災教育
- ◇ その他防災教育支援について

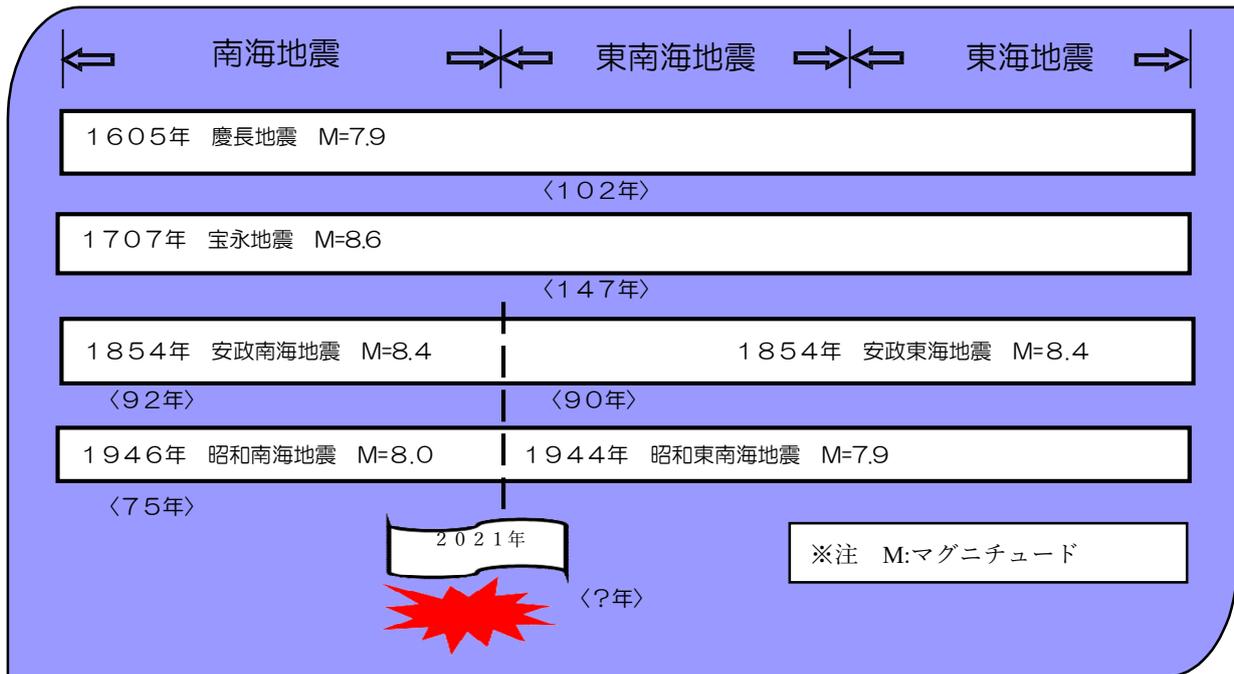
第2 防災教育計画

1. 事前知識

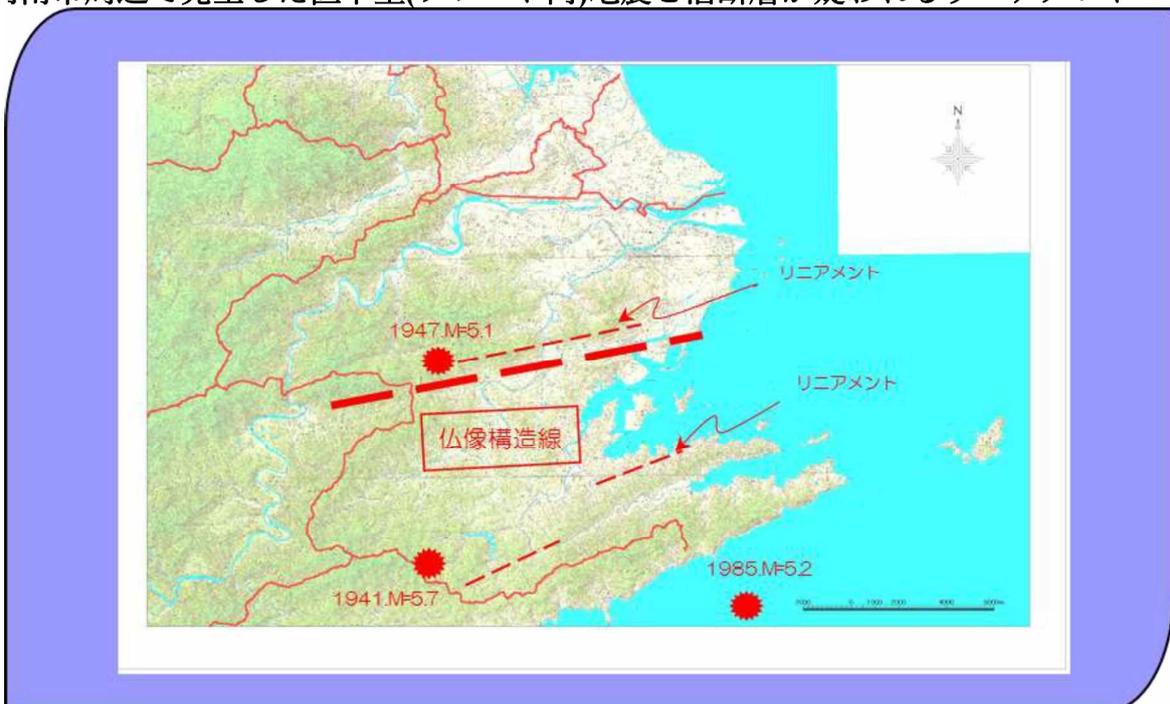
南海トラフ巨大地震は、三連動(南海・東南海・東海)地震を想定しており、時間的なズレによって連続して発生することも懸念されている。

また直下型(プレート内)地震も本市内周辺で発生しており、これらの事前知識を持って、防災教育に望むことが必要である。

過去における南海トラフ地震の経緯



阿南市周辺で発生した直下型(プレート内)地震と活断層が疑われるリニアメント



2.本市市民への防災教育

(a)講習会・研修会・課題検討会の実施

本市市民への防災に対する意識啓発を図り、適切な災害対応あるいは自助・共助の精神が培われるための講習会・研修会・課題検討会を実施する。

実施にあつては、全市民対象と自主防災組織協働による地区別対象の教育、あるいは災害の危険因子を共有する複数自主防災組織協働による教育とする。

(b)教育の内容

- ◇ 前掲の事前知識を含む地震・津波に関する知識
- ◇ 気象業務に関する知識(予報・注意報・警報の区分、特別警報及び緊急速報の対処法)
- ◇ 図上訓練等による正確な情報入手の方法
- ◇ 本市内での災害危険箇所の提示と対処法(防災マップによる説明)
- ◇ 過去における主な災害事例の紹介と対処法
- ◇ 災害時における応急処置とその心得(AED操作含む)
- ◇ 指定緊急避難場所(一次避難場所)・安全な親戚、知人宅、ホテル、旅館等を含めた適切な避難場所の選択・指定避難所(二次避難所)・避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- ◇ 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等)の準備
- ◇ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- ◇ 避難生活(仮設住宅避難・在宅避難)に関する知識、避難者トリアージの説明
- ◇ 住居の耐震診断と必要とする耐震改修の内容
- ◇ 自主防災組織参加要請と組織内での活動内容の紹介
- ◇ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ◇ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ◇ 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方
- ◇ 飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等

(c)実施時期

教育内容により各種の防災の日・防災週間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

- ◇ 徳島県震災を考える日 9月1日
- ◇ 徳島県震災を考える週間 8月30日から9月5日まで
- ◇ 津波防災の日(世界津波の日) 11月5日

(d)実施方法

- ◇ 各報道機関に協力を求めるほか、各種広報媒体の活用で、本市市民あるいは自主防災組織に実施を伝える。
 - テレビ・ラジオ・新聞、インターネット、広報紙・広報車・防災行政無線の利用
- ◇ 教育後に実施する訓練は非常に有意義であり、全市民を挙げての総合防災訓練実施も必要である。

(※注 防災訓練は、「本章 第2節 訓練計画」に詳細を記述した。)

3.職員への防災教育

(a)本計画に関する十分な知識の習得

本市市民に不安を与えない、速やかな防災計画の運用は、本市職員の使命ともいえる。

したがって、地震・津波災害対策上、本計画内容の知識の習得と非常時の的確な対応をとるため、以下の教育を実施する。

(b)教育の内容

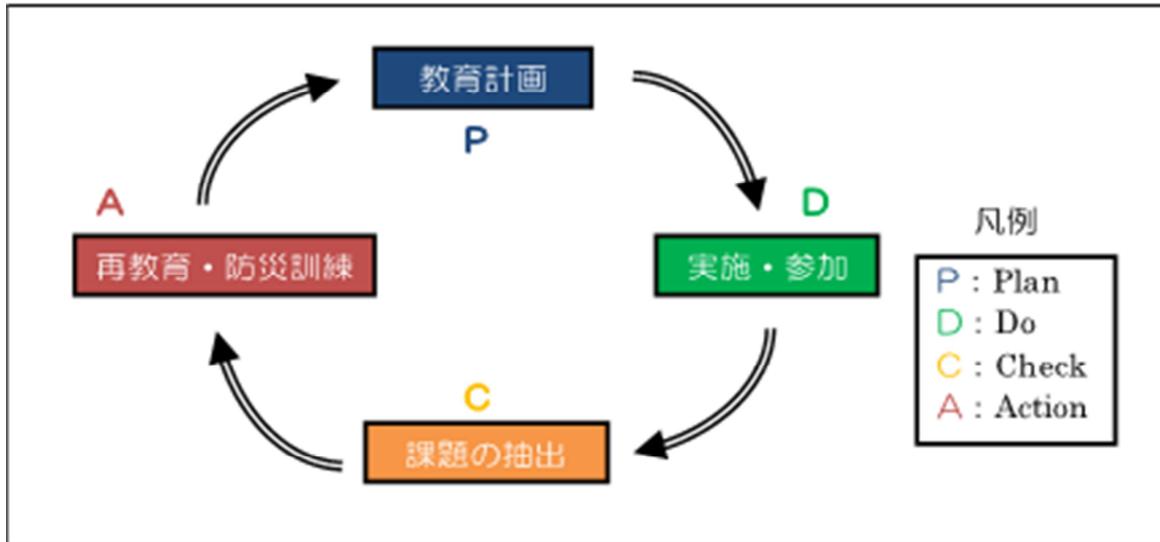
- ◇ 前掲の事前知識を含む地震・津波に関する知識
- ◇ 地盤震動及び地盤の液状化発生メカニズムの知識(再液状化現象含む)
- ◇ 津波災害・津波火災の知識
- ◇ 活断層と直下型(プレート内)地震の知識
- ◇ 気象業務に関する知識と情報発表後の職員が取るべき行動のノウハウ
- ◇ 職員防災初動マニュアルの習熟(実践教育含む)
- ◇ 地震・津波防災対策として実施する復旧・復興施策の概要
- ◇ 地震・津波災害に備えた防止策として、今後取り組む必要のある課題検討
- ◇ 家族防災会議実施・啓発に役立つ知識
- ◇ 各種ボランティア参加を希望する職員の知識習熟支援

(c)実施方法

講習会・研修会・現地見学会等の集合教育を実施し、本地域防災計画の知識習熟のみならず、これらの知識習得に基づいた冷静な判断力・行動力を養い、職員相互間での連携協力(チームプレー)を培うこととする。

なお、各職員が、より高度な知識・行動力を得るため、PDCAサイクルを適用する。

防災教育のPDCA



4.学校における防災教育

(a)児童・生徒への防災教育

児童・生徒の成長段階の違いや、各校区毎で異なる危険因子の状況を考慮し、地震・津波災害に関する科学的知識・防災知識の教育を実施する。

実施にあっては、教科指導や総合学習、あるいは防災関係行事等で知識習得を図るが、この時、校区内に属する防災組織(消防団や自主防災組織あるいは自衛消防隊)等の地元協力体制によって計画することも考慮すべきである。

(b)教育の内容

南海トラフ巨大地震や直下型(プレート内)地震の基礎的知識と防災に関する予防計画基礎事項、情報発表後の避難行動の対処法等を教育する。

(c)保護者への説明

家族防災会議の必要性啓発と児童・生徒の生命と身体の安全確保を図るため、以下の説明同意を得るものとする。

(d)消防団員の参画

消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

【対応の基本方針】

- ◇ 児童・生徒の生命と安全確保を優先させた計画であることの同意
- ◇ 学校(幼児)施設周辺の危険因子を考慮した計画であることの同意
- ◇ 児童・生徒の行動基準や教師(諭)・保育士等の対応が明確であることの同意
- ◇ 全職員の協力体制で、個々の役割分担が図られていることの同意

- ◇ 非常時の児童・生徒の引き渡し等について、保護者から理解が得られていることの同意

【対応】

- ◇ 学校(園)長は、災害情報等の把握後、的確な指揮を執る。
- ◇ 帰宅可能と判断される災害情報では、担当職員の誘導の基に、直ちに全員を帰宅させる。
ただし、幼児・障がい児等については、校(園)内で保護者に引き渡すことを原則とし、引き取りが出来ない時は一時保護を実施する。
- ◇ 学校(園)長は、本市教育委員会(災害対策本部設営時は学校教育班)に、退避・誘導等の状況を速やかに報告する。
- ◇ 初期消火、救出・救護等の対応を図る。
- ◇ 地震情報で、震度4以上の場合は、児童・生徒を校庭・広場に集合させる。
- ◇ 津波情報で、校庭・広場での集合が危険と判断された場合は、直近の指定緊急避難場所(本校が避難場所である時は本校)に率先避難させる。
- ◇ この時、担当職員は学級名簿を携行し、氏名・人員等の確認、身体異常の有無等を把握するとともに、本市教育委員会(災害対策本部設営時は学校教育班)と連携を取る。
- ◇ 本校が避難施設として開設された場合は、学校(園)は施設長として施設運営の指揮にあたる。

【災害情報で危険な状況が想定される場合の登・下校時あるいは在宅時の対応】

- ◇ 登校時は、集団で直ちに帰宅するように、立哨当番(保護者)が指示する。
- ◇ 下校直後は教職員が呼び戻しを行い、未確認児童・生徒の安否とともに、保護者との連絡を行う。
- ◇ 在宅中にあっては、登校中止とし、保護者との防災行動を指導する。

特記事項

- ◇ ESD(Education for Sustainable Development)
ESDとは、持続可能な開発のための教育で、子供達に育みたい力は、
 - 1.体系的な思考力(問題や現象の背景理解、多面的・総合的な考え方)
 - 2.持続可能な発展への価値観(人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等)を見出す力、情報収集・分析能力・コミュニケーション能力である。地球は、そして自然は、我々の生命を与えてくれているものの、時として悲惨とも言える驚異をもたらす。
したがって、2面性を有する自然に対し、魅力と備えを育成するためにも、自然、災害に関する防災・減災教育をESDに組み入れることも必要ではないかと考えられる。

5.各関係機関における防災教育

(a)本計画に関する十分な知識の習得

各関係機関は、地震・津波災害対策上に必要な知識の習得と、発災時の的確な対応を図る必要がある。

(b)教育の内容

- ◇ 前掲の事前知識を含む地震・津波に関する知識
- ◇ 地盤震動及び地盤の液状化発生メカニズムの知識(再液状化現象含む)
- ◇ 津波災害・津波火災の知識
- ◇ 活断層と直下型(プレート内)地震の知識
- ◇ 気象業務に関する知識と情報発表後の組織内職員が取るべき行動のノウハウ
- ◇ 地震・津波防災対策として現在実施されている施策の知識
- ◇ 今後の地震・津波災害の対応策として取り組む必要のある課題の検討

(c)実施方法

- ◇ 講習会、研修会等の実施
- ◇ 上記教育内容の紙媒体等印刷物の配布
- ◇ 見学会・現地調査による体験

6.防災上重要な施設管理者の防災教育

(a)本計画に関する施設管理者及び職員の知識習得

病院・スーパーマーケット等の不特定多数の入場者が出入りする施設や、危険物を取り扱う施設等、防災上重要な施設管理者は、本市防災機関と協力し、防災訓練や安全講習等で、職員の防災意識の高揚を図るとともに、避難・出火防止あるいは火災発生時の的確な行動力(冷静な判断力)を養い、自衛消防体制の整備を図るものとする。

(b)教育の内容

- ◇ 防災に関する一般的知識
- ◇ 施設構造物全般の点検・整備の必要性への認識
- ◇ 災害時の対応策
- ◇ BCP(※注1)策定の必要性和運用マニュアルの習熟

※注1 BCP(事業継続計画)について

BCPとは、災害時でも可能な限り事業を継続させ、社会経済上の企業貢献を目的とした計画で、その詳細は「本章 第20節 BCP(企業の事業継続計画、本市業務継続計画)」に記した。

(c)実施方法

- ◇ 社内(所内)講習会の実施
- ◇ 研修会参加等による知識習得
- ◇ 朝礼・ツールボックス時の防災関連事項照会
- ◇ 避難訓練実施と必要印刷物配布

特記事項

- ◇ 阿南市消防本部(消防署)は、防火対象物の定期的な予防査察を実施し、火災の未然防止に努める。

◇ 自衛消防隊を有する施設管理者は、本市防災機関と調整を図り、区域内の自主防災組織との協力体制の促進・協議を実施することが望ましい。

7.自動車運転者に対する防災教育

自動車運転者には、運転免許更新時の講習や、自動車教習所での講習等を通じて、災害時における適切な運転措置の知識を得る必要がある。

なお、発災時での運転者の取るべき措置は、「第3章 第32節 道路確保対策計画」に提示した。

8.防災教育支援

本市防災機関は、関係機関や自主防災組織あるいは自衛消防隊との協調体制の更なる充実を図るため、県や隣接市町との連携も考慮し、施設管理者や組織長が計画する防災教育の支援を行うものとする。

総合防災訓練実施例

◇ ストーリー

平成〇×年△月□日(冬場)午後6:00、紀伊水道沖75kmを震源としたマグニチュードM=9.0の南海トラフ巨大地震発生!阿南市では、震度7、最大津波高16.2m(津波到達時間 福井川河口 97分—第2波)、各家庭からのスタート 防災行政無線で、避難指示(緊急)発令、直接避難開始5分後、要配慮者40人の中に3名

◇ 行動のキーワード

危険回避行動、家族の安否確認、脱出先確保、情報収集、電源・火元確認、非常持出品、避難時の服装、〈5分〉、隣近所への呼び掛け、要配慮者への対応、避難経路の障害物、〈500m以内〉、指定緊急避難場所(一次避難場所)での対応、医療救護所でのトリアージと応急手当、避難困難地区住民の安否と救出・救助、指定避難所(二次避難所)の運営、ボランティア活動、避難者名簿、福祉避難所への移送、その後の地震・津波情報入手・伝達、避難者トリアージ、炊き出し等

2. 図上訓練(ロールプレイング)

災害対策本部(及び支部)を運営する職員の震災対応知識の向上と、速やかな運営の検証を図るために、自動設置となる震度5強以上の地震発生を想定した図上訓練(ロールプレイング)を実施する。

職員配備体制は、勤務時間内と勤務時間外に区分して実施する。

3. 情報伝達訓練

津波警報又は南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達訓練を実施する。

第3 県との連携訓練

災害発生時、県と本市災害対策本部は密に連携して災害応急対策にあたる必要がある。このため、県及び本市は、確実な初動体制の更なる強化を図るため、関係機関と連携した初動対応訓練をDXの活用などにより積極的に実施し、災害対応力の強化に努める。

第4 個別防災訓練

1. 水防訓練

水防法の一部改正によって、従来の洪水・高潮災害のみならず、津波災害も加えた水防法に変更された。

このことから、防災訓練についても、今後の水防活動への円滑な運用を図るため、各種防災施設管理者の協力を得て、本市消防(警防)本部職員の水防訓練を実施する。

訓練項目

- a) 津波予警報の受信及び出動指令(参集)訓練
- b) 海面監視等の災害関連情報の伝達・収集
- c) 堤防、その他施設決壊時の通報及び活動訓練
- d) 各種水防工法実施訓練
- e) 防潮堤・樋門・水門・陸閘等の操作

- f)阿南市水防計画書(平成31年3月,阿南市水防協議会)に記す水防訓練
- g)その他警防本部分掌事務(※注1)に規定する洪水・高潮・津波災害に関する訓練

※注1 警防本部事務分掌は、資料編 No.42を参照。

2.消防訓練

震災時に発生する火災、あるいは津波火災(二次災害)等の災害を想定し、自主防災組織・自衛消防隊等との連携も考慮して、以下の消防訓練を実施する。

訓練項目

- a)初期消火訓練(延焼防御訓練)
- b)出火防止訓練
- c)火災による被害状況把握訓練(情報収集・伝達訓練)
- d)消防応援協定等に基づく応援要請及び応援部隊の運営訓練
- e)応急措置・応急救護訓練
- f)その他警防本部事務分掌に規定する震災時に発生する火災あるいは津波火災に関する訓練

3.避難、救出救護訓練

先に記した総合防災訓練とは別に、医療関係機関(救命・救急医療含む)及び保育所(園)他学校施設・社会福祉施設管理者等との協力の下、避難訓練や救出救護訓練を実施する。

避難訓練では、要配慮者等にも配慮した避難訓練、救出救護訓練では、被災者のトリアージ(※注1)訓練他、AEDを用いた心肺蘇生法(※注2)等の応急手当訓練(※注3)を実施する。

※注1 トリアージ(選別)

多数の傷病者が発生した場合に、傷病の程度に応じた選別を行い、治療及び緊急搬送の優先度(色別マークは黒・赤・黄・緑)を決める医療技術

※注2 AEDを用いた心肺蘇生(本市施設の設置場所は資料編 No.15を参照)

呼吸や心臓が止まった時は、心肺蘇生後の心電図解析によって、AED(自動体外式除細動器)による電気ショックを実施する。

心肺蘇生は、胸骨圧迫をいい、

- ◇ 強く(成人は少なくとも5cm、小児は胸の厚さの約1/3)
- ◇ 速く(少なくとも100回分/分)
- ◇ 絶え間なく(中断を最少に)
- ◇ 圧迫解除は胸がしっかり戻るまで実施する。

※注3 応急手当訓練

応急手当訓練では、

- ◇ 楽な姿勢を取らせる方法(保温、体位)
- ◇ 傷病者の搬送法

- ◇ 止血手当
- ◇ 熱傷に対する応急措置
- ◇ 溺水に対する応急措置
- ◇ その他の応急手当等の訓練を行う。

要配慮者

中央防災会議による「要配慮者等の特性ごとに必要な対応について」に記される、避難行動時に周囲の支援が必要とされる要配慮者の対象は、以下のとおりとなっている。

(a) 視覚障害

全盲や弱視、視覚狭窄、色覚異常の障害を抱えた要配慮者

(b) 聴覚障害・言語障害

聴力損失や発語障害を抱えた要配慮者

(c) 肢体不自由者

脊髄や頸椎の損傷等で、自力での移動が困難な要配慮者

(d) 内部障害

心臓機能低下、腎臓障害、呼吸器障害、膀胱・直腸障害、小腸障害、免疫機能障害を抱えた要配慮者

(e) 知的障がい・発達障がい

危険回避の行動を取ることが困難な者、あるいは自閉症の障がいを持つ要配慮者

(f) 精神障がい(及び心的外傷後ストレス障害)

精神的な動揺が激しくなる要配慮者、あるいは災害時等のショックやストレスで精神的に不安定状態になった要配慮者

(g) アレルギー疾患

食品アレルギー、動物アレルギーを有した要配慮者

(h) 難病

筋力・運動機能低下、心臓・呼吸器・消化器などの内部障害を有した要配慮者

(i) 要介護高齢者・要支援高齢者

運動機能・バランス機能・行動機能低下、記憶力低下・見当識障害、妄想・徘徊症状を有した要配慮者

(j) 乳幼児

(k) 妊産婦・産褥婦

妊娠(初期・16週～中期・24週～後期)中の女性、及び産後6週～8週の産褥女性

(l) 外国人

日本語を理解できない外国人

以上の要配慮者には、避難行動と避難生活で特別の配慮が必要となる。

→ 詳細は「第3章 第25節 要配慮者への支援対策の実施」参照

※注 要配慮者に含まれる避難行動要支援者は、「本章 第17節 避難行動要支援者対策計画」参照

特記事項

◇ クラッシュ症候群とエコノミークラス症候群、及び心的外傷後ストレス症候群(PTSD)

・ クラッシュ症候群

挫滅症候群とも言い、倒壊家屋の瓦礫や、倒れた家具の下敷き等で長時間体を挟まれた者が、以降に突然容態が悪化したり、あるいは死に至る障害をいう。

心停止以外の症状では、横紋筋融解症・不整脈・急性心不全・急性腎不全・腎障害が挙げられる。一般市民(住民)による見分け方としては、

- a) 2時間以上挟まれていた(問診)
- b) パンパンに腫れ、点状出血(筋挫滅)がある(観察)
- c) 茶褐色に変色した尿(ミオグロビン尿)が出る
- d) 挟まれた部分の感覚がない(知覚麻痺)
- e) 挟まれた部分が動かない(運動麻痺)

上記兆候がある場合、飲める範囲で大量の水(1L以上)を飲ませ、直ちに災害拠点病院か人工透析が可能な高次医療の病院へ搬送することが命を救うことになる。

・ エコノミークラス症候群

長期間足を動かさずに同じ姿勢でいると、足に深部静脈血栓ができ、この血栓が肺に至ると肺塞栓となる。初期には、大腿から下脚にかけて、発赤・腫脹・痛み等の症状があり、早期に医療を受けることが必要である。避難生活が長期間に渡る場合などは、足や指の運動をこまめに実施する等の配慮が必要で、車中での生活は避けるべきである。平成28年の熊本地震では、多くの避難者が車中生活を余儀なくされ、エコノミークラス症候群を発症し死亡するケースも見られた。

・ 心的外傷後ストレス症候群(PTSD)

発災時等の恐怖経験(体験)で、以降にも驚愕反応等の精神異常やストレスが残る症状。

症状に応じたメンタルケアが必要であり、詳細は「第3章 第24節 被災者の心のケア」に記した。

第3節 自主防災組織の育成に関する計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

南海トラフ巨大地震は、近い将来に必ず発生すると、誰もが理解している。ただ、人間の心理としては、直前にその危険が迫るまで、危機的状況を認めようとしないう『正常化の偏見』が働いてしまう。

防災対策にマイナス要素をもたらすこの心の偏見を解消させるためにも、今こそ本市市民(自助)、行政(公助)の仲介をなす地域(共助)の役割分担を確実に推進させて、防災・減災に取り組む必要がある。

発生時の応急対策での初動対応は、地域のコミュニティレベルで活動することが望ましく、このことを住民が理解し、地域ごとにお互いが協力し合うという連帯意識を持って、防災・減災への自主防災組織づくりを推進する。

また、男女双方の視点に配慮した組織が望ましいことから、組織作りの当初から女性の参画を拡大させ、男女共同参画の視点に立った体制づくりに努める。

第2 自主防災組織づくり

1. 組織の現状

本市で形成されている自主防災組織は、下記のとおりであり、危機的状況を回避するためにも、早期に組織達成率を高める必要がある。

自主防災組織の現状

令和6年4月現在

区分	管内所帯数：①	自主防災組織数	組織内所帯数：②	組織率② / ①
阿南市	31,494 世帯	237 団体	31,129 世帯	98.83%

※注 組織内所帯数は②は、それぞれの自主防災組織がその活動範囲としている地域の全世帯数である。
各自主防災組織の名称等は、資料編 No.21 参照とする。

既設組織では、県の寄り合い防災講座や防災に関する講演会等の参加で、防災対策の知識習得に努めるとともに、定期的に津波発生時の避難訓練等も実施しており、『正常化の偏見』も解消されつつある。

なお本市では、自主防災組織を新規設立された場合や、結成されている自主防災会ごとに、防災備品と補助金を交付し、防災資機材整備の充実と防災活動の活性化を図っている。

- ◇ ヘルメット等防災備品の支給
- ◇ 補助金の交付

2.自主防災づくり

防災計画上の機能性・利便性を考慮し、細分化した自主防災組織づくりを推進する。

まだ結成されていない地域住民にも、自主防災組織の結成や防災活動活性化の必要性を啓発する。細分化された組織編成と活動内容は、以下のとおりである。

◇ 編成

各防災組織の上部に公民館単位の連合会を設け、さらに、これら14連合会上位に連絡協議会を設立する。

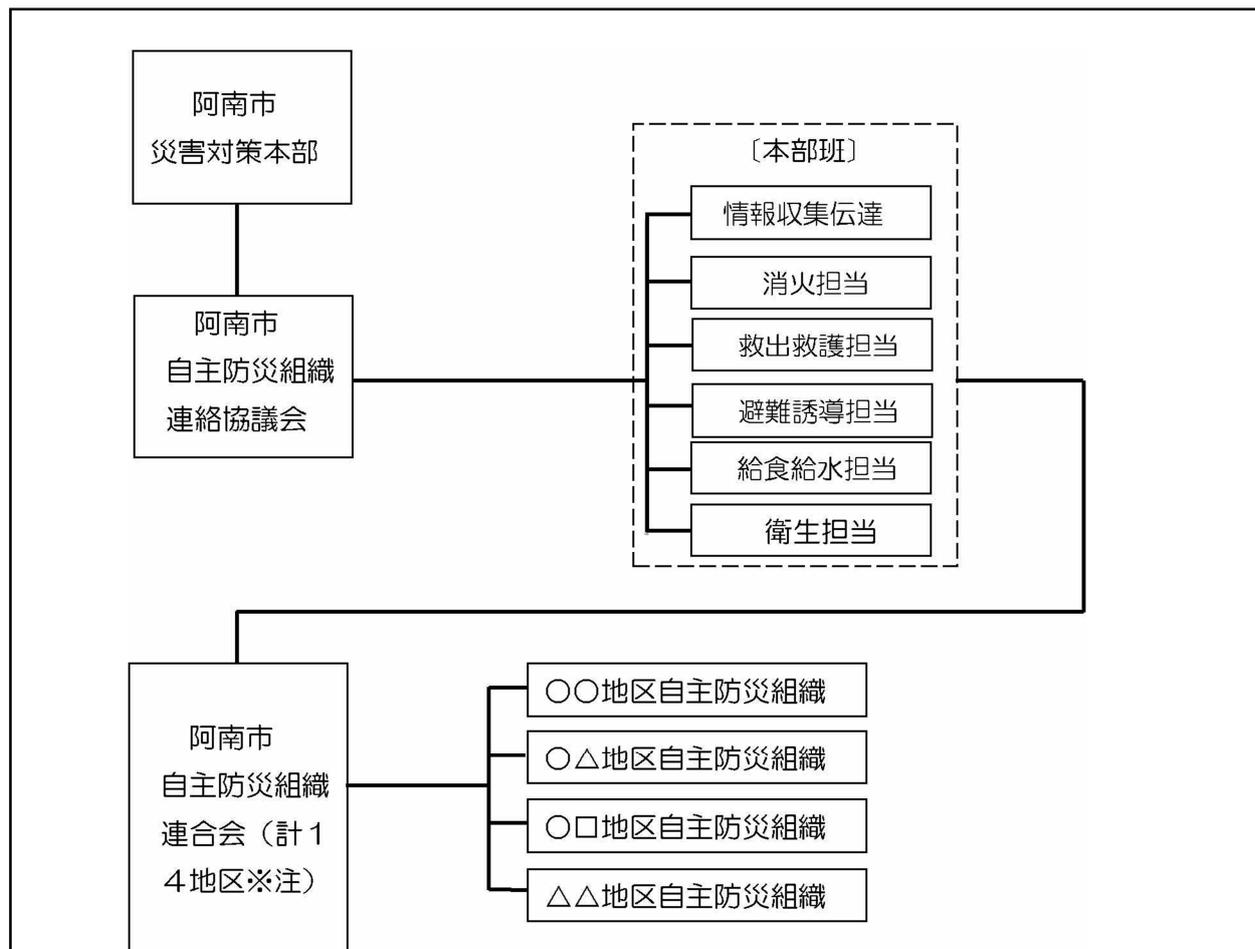
◇ 活動内容

- a.災害時にあつては、地区内の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止と初期消火、救出・救護、避難命令の伝達・誘導、給食・給水、避難所での衛生管理等を行う。
- b.平時においては、防災知識の普及、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の把握を行う。
また、二次災害で大規模災害の原因となりやすい火気使用器具や火災警報器等の点検整備を定期的実施する(トラッキング現象も火災の要因である)。
なお、本市地域防災計画を参考に地域ごとの危険因子を考慮した地区防災計画を作成することも必要かと考えられることから、本市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、本市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- c.自主防災活動は、長期にわたり、その時々^がの反省を踏まえながら、継続的に行われることが必要であり、活動のマンネリ化、参加者の減少化や固定化を打破するための、工夫を凝らした自主防災活動を推進しなければならない。

次頁に自主防災組織と同組織本部編成図(案)を表した。

→ チェック項目 8-2□、8-3□

自主防災組織と同組織本部編成(案)



※注 阿南市自主防災組織連合会

羽ノ浦・那賀川・桑野・椿・福井・新野・橘・見能林・加茂谷・大野・長生・宝田・中野島・富岡の計14地区が連合会の組織となる。

(伊島地区の自主防災組織は、椿地区自主防災組織連合会に属している。)

※注 支部組織の災害活動内容は以下のとおり。

1. 自主防災組織リーダーは、避難施設内での組織リーダーを務めるとともに、避難誘導班長を兼務する。したがって、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の所在有無を常時把握しておく必要がある。
2. 情報収集伝達では、避難施設内での正確な情報の収集を行い、速やかに避難者への伝達を行う。
3. 救助救護では、負傷者の救助救護の他、自主防災組織リーダー指示による要配慮者の救助救護を行う。
4. 消火は、避難時の住居の出火防止初期消火を行うとともに、津波火災発生時の消火活動を行う。
5. 給食給水では、避難施設内での炊き出しの実施や給食給水を行うとともに、生活必需品の物資支給を行う。
6. 衛生面では、避難施設内での衛生管理を行う。

3.事業所あるいは施設等の自衛消防隊

(a)組織

多数の人が出入りする事業所あるいは施設等においては、届け出の防火管理者が主体となり、自衛消防隊の育成、指導によって、職員の防災対策を図る。

(b)来所者の安全確保と帰宅困難者への支援

事業者は、地震・津波発生時の初動対応として、防火管理者の指揮の下、来所者や事業所職員、及び地域住民の安全確保を優先させるため、区域内の自主防災組織と連携し、地震・津波情報の収集・伝達、初期消火、避難指示、避難誘導、救出・救護等に積極的な支援を図るものとする。

また、事業所を含め地域周辺で帰宅困難者(※注1)等が発生している時は、当該帰宅困難者等に地震・津波情報、連絡手段、一時的な避難場所の提供や支援を行う。

※注1 帰宅困難者について

帰宅困難者とは、以下のとおりで定義する。

「発災時、帰宅先までの距離が10km以内ならば帰宅可能者となり、10km～20kmでは、1km遠くなるたびに、帰宅可能者は10%ずつ減少し、20km以上では全員が帰宅困難者となる。

(例)

100人の職員のうち、10km以内は50人、11kmは20人、15kmが20人、20km以上が10人とする、 $20 \times 1 / 10 + 20 \times 5 / 10 + 10 = 22$ 人が帰宅困難者となる。」

なお、直近の帰宅困難者の算定手法は下記のとおりである。

$$\text{帰宅困難率(\%)} = (0.0218 \times \text{外出距離 km}) \times 100$$

詳細は、「本章 第18節 帰宅困難者対策計画」参照。

4.危険物施設あるいは高圧ガス取り扱い施設等の自衛消防隊

危険物施設を持つ施設管理者は、予防規程及び自衛消防隊組織の具体化に加え自主的な防災組織

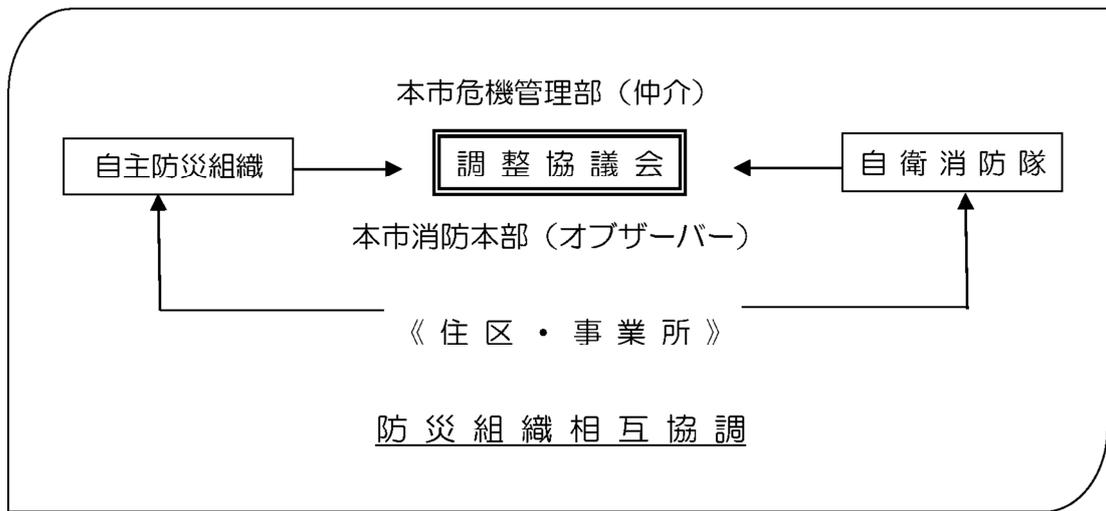
の充実を図らなければならない。

また高圧ガスは、爆発性・可燃性・毒性等の特性があり、一般的な消防活動で、困難な事態も想定される。

したがって、専門的知識を有する関係業界との協調の下、地域的な自衛消防隊を組織し、防災体制の確立を図る必要がある。

5.各防災組織相互の協調

住区別自主防災組織内で、事業所の自衛消防隊が存在する場合、住民組織と事業所組織の連携を促進させる調整協議会開催によって、相互協調を図るものとする。



第4節 都市防災化計画

【総務部、対策部、警防部】

第1 主旨

地球環境の変化や都市化の進展とともに、今日では複雑化・多種多様化した災害の発生が懸念される。

また、近い将来発生するとされる南海トラフ巨大地震への災害防除・被害低減化への対策も急務である。

本計画では、このような状況を考慮し、防災空間の確保や建築物の不燃化促進、あるいは市街地再開発事業実施により、本市の防災まちづくりを図るものである。

第2 防災空間の確保

大規模地震や津波によって発生する火災(津波火災含む)時の避難場所・延焼防止帯確保を目的とし、都市公園及び緑地帯の整備を行う。

なお、この防災空間確保地には、予想される最大津波高に対応可能な位置・地盤高・地盤状況に配慮する。

第3 防災公園・オープンスペース等の整備

1. 防災公園の整備

本市は、関係機関との連携により、以下の防災公園整備が図られている。

防災公園整備状況

No.	名称	位置	整備面積	収容者数	地盤高(T.P.)	整備内容
1	橘地区 防災公園	橘町西浦58番 地外	10,700m ² 有効面積 3,200m ²	1,600人	+10.0m (下段) +15.0m (上段)	芝生広場・園路・駐車場 ・照明・便所・四阿・備蓄 倉庫(100m ²)
2	ゆたか野地区 防災公園	那賀川町豊香野	5,600m ² 有 効面積 1,200m ²	600人	+5.5m	芝生広場・園路・駐車場 ・照明・便所・パーゴラ・ 備蓄倉庫(100m ²)・ 耐震性貯水槽(20m ³)
3	津乃峰地区 防災公園	津乃峰町西分	20,800m ² 有効面積 9,000m ²	4,500人	+8.0m ~+12.5m	芝生広場・園路・駐車場・ 照明・便所・四阿・備蓄倉 庫(200m ²)・耐震性貯水 槽(40m ³)
4	富岡東部地区 防災公園	畷町	16,900m ² 有効面積 2,900m ²	1,450人	+23.3m	芝生広場・園路・駐車場 ・照明・便所・四阿・備蓄 倉庫(110m ²)
備考	No1、2、3は既成、No4は整備中である。					

2.避難場所及びオープンスペース確保に配慮した公共施設整備

指定緊急避難場所(一次避難場所)への利用に供する既設公園については、収容避難者数に応じた3日分(1日3L/人)の飲料水が供給可能となる備蓄あるいは、避難者用トイレの仮設等整備に努める。

※注1 指定緊急避難場所(一次避難場所)一覧は、資料編 No.11に、都市公園一覧は、資料編 No.22に、都市公園以外の公園一覧は、資料編 No.23に参照した。

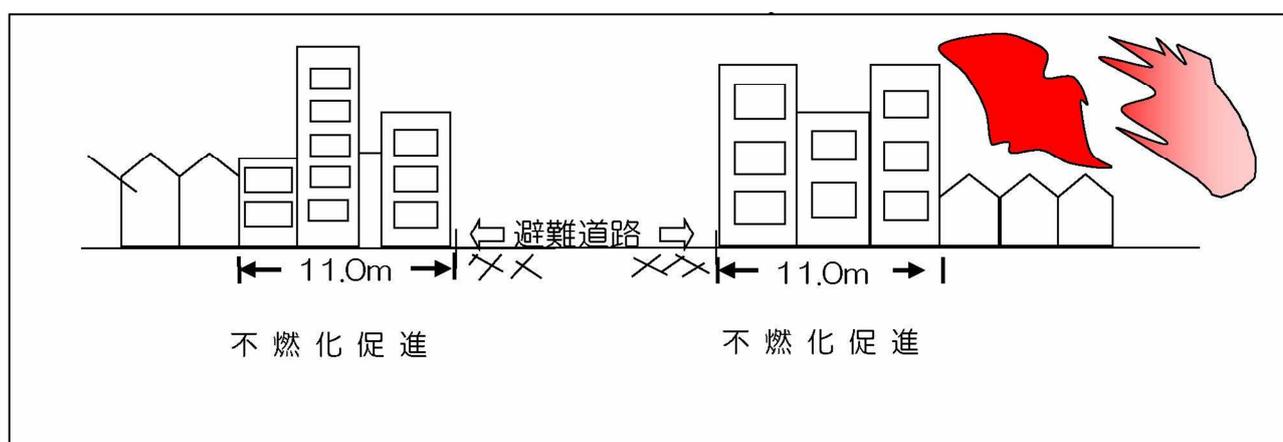
※注2 本市においては、公園・施設の延べ面積に対し、 $2\text{m}^2/1\text{人}$ の設定で収容避難者数とする。

第4 住宅の不燃化促進

1.民間住宅

民間住宅は、木造家屋が中心で、住宅密集地などでは、延焼の危険性もあり、避難行動を困難にさせることもあり、建物の不燃構造に対する指導によって、住宅の不燃化促進を図る。

西宮市を例に取れば、不燃化促進の区域は、避難道路から奥行き11.0mを促進区域としている。



2.公営住宅

公営住宅建設にあたっては、周辺環境に配慮した上で、防災面での機能強化を図り、地域の防災拠点活用が図られる築造計画を促進する。

第5 市街地再開発事業

市街地内で、老朽化の傾向にある木造建物が密集していたり、十分な公共施設がなく都市機能の低下が見られる地域では、再開発事業によって、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能更新を図ることも必要である。

この市街地再開発事業には、第1種(権利変換方式)事業と第2種(用地買収方式)事業があるが、公共性・緊急性が高い区域で実施する場合は、第2種事業となり、以下のような条件をクリアしなければならない。

- ◇ 地区内建物の全面的除去(面積 0.5ha 以上)
 - ◇ 敷地の総合・不燃化共同建物の建築
 - ◇ 公園・緑地・街路等の整備
 - ◇ その他
- 都市再開発法(昭和44年法律第38号)

第6 宅地開発の防火対策

開発行為の指導については、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努めるとともに、ブロック塀の強化、住民の難燃化対策等の推進と、地球環境の保全他道路・排水・公園緑地・消火(消防水利)施設等の整備に配慮した開発行為を進める。

第7 道の駅防災拠点化

道路管理者と連携し、「道の駅」の持つ基本機能の継続に加え、災害時に対応した防災機能の充実に努める。

【メモ】

第5節 建築物等の耐震化計画

【総務部、対策部、警防部】

第1 主旨

建築基準法は、1981年(昭和56年)に改正され新耐震基準が導入された。改正前の旧耐震基準における建物は、大規模の地震動(震度6～7に達する程度)に耐えうるか不明であった。

1995年(平成7年)に発生した阪神・淡路大震災では、死者数の大部分が建物等の倒壊が原因で亡くなっており、現在の耐震基準を満たさない1981年(昭和56年)以前の建物に被害が集中した。さらに、2016年(平成28年)の熊本地震では、震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

震災の悲惨な教訓を生かし、以降も数多くの改正がなされ、今日に至っている。

建築基準法等の改正経緯

1981年(昭和56年)	建築基準法大改正(新耐震法導入)
1995年(平成7年)	—阪神淡路大震災—
2000年(平成12年)	建築基準法改正(地耐力評価、地盤調査義務化)
2001年(平成13年)	国土交通省(耐震等級評価、品確法)
2011年(平成23年)	—東日本大震災—
2016年(平成28年)	—熊本地震—

建築物の耐震性確保は、住民の生命・財産を守ることにともなり、新築建築物には最新基準に基づく設計・施工手法を取り入れ、既存建築物(特に1981年以前の建築物)には、耐震診断・耐震改修を促進させる必要があるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井の落下防止対策を促進する必要がある。

また、『建築物の耐震改修の促進に関する法律—最終改正：平成25年5月、法律第20号』に定められた特定建築物(※注1)の所有者には、同法第6条・第7条により、耐震改修についての指導・助言・指示を行うものとする。

特に、地震・津波発生時の避難・救護・応急対策の拠点施設(次表参照)は、より一層の推進を図る。

※注1 特定建築物

- ・ 学校・体育館・病院・劇場・観覧場・集会場・百貨店・ホテル・賃貸住宅・事務所・老人ホームその他不特定多数の者が利用する建築物。
- ・ 火薬類・石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物。
- ・ 地震発生時に、重要な道路の沿道建築物が倒壊することにより、避難行動や緊急物資輸送に影響し、復旧活動応急活動の妨げとなる恐れのある建築物。(地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある「一定の高さ以上の建築物」)

「一定以上の高さ以上の建築物」とは

- (1) 前面道路の幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2の高さを超える建築物。
- (2) 前面道路幅員が12m以下の場合は、6mの高さを超える建築物のことをいう。

第2 建築物等の耐震化計画

1. 拠点施設となる特定建築物

上述の地震・津波発生時の災害応急対策において、拠点箇所となる特定建築物施設は以下のとおりである。

拠点施設となる特定建築物

建築物の用途(震災時)	特定建築物名称
避難誘導及び情報伝達・救助等の防災業務上の中心となる施設	本庁舎、ひまわり会館、文化会館、公民館
緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる建築物	公民館、学校、社会福祉施設等

2. 一般建築物の耐震性の促進

建物の所有者等は、既存建築物の耐震診断・耐震改修をすることが重要である。特に1981年(昭和56年)以前の旧建築基準法に基づき建築された木造住宅、あるいは軟弱地盤上に建築された家屋は、地盤沈下や砂地盤での液状化の発生で、地震被害を受けやすいことに留意しなければならない。また、平成12年以前の新耐震基準の木造住宅においても、市町村や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

地震による建物の被害を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めるために建物の耐震化の促進を図る必要がある。そのために、まず、建物の所有者が中心となり、耐震化に取り組むことが重要である。

本市では、建物の耐震化を計画的に進めるため、平成26年4月に阿南市耐震改修促進計画を改定し、地域特性や緊急性、公益性を十分に考えながら、建物の所有者が安心して耐震診断や耐震改修が行えるよう必要となる技術援助や助成、また、相談窓口の設置や積極的な情報提供などを可能な限り行う。本市市民は自らの住まいの耐震化についての認識を深め、耐震診断・改修の実施を促進する。

なお本市における住宅・建築物の耐震化促進として、耐震診断・改修の実施の促進を図る支援策は以下のとおりである。

◇ 阿南市木造住宅耐震化促進事業

- ・耐震診断(個人負担3,000円)
 - ・補強計画(自己負担6,000円)
 - ・耐震改修支援事業(※最大100万円/戸)
- 耐震診断で、評点1.0未満と判定された場合、補助率4/5

- ・耐震シェルター設置支援事業

耐震診断で、評点1.0未満と判定補助率4/5(最大80万円)

- ・住替え支援事業

新耐震前建築、耐震診断で評点0.7未満と判定補助率2/5(最大30万円)

3.外装材・ブロック塀等の耐震対策

道路に面する建築物の所有者は、外装タイル・窓ガラス等の飛散・落下防止に努める。特に、避難経路や避難場所周辺に建つ3階以上の建築物所有者は、定期点検を実施し、安全性の確保を図るものとする(ピロティ構造の店舗所有者は、シャッター開閉時の点検を実施する)。

ブロック塀所有者も同様に、自主的 point 点検と建築基準法新基準に適合しているか否かのチェックが必要である。

4.家具等の転倒防止対策

阪神淡路大震災での悲惨な教訓を踏まえ、住居・事務所内での家具・電化製品等の転倒・落下・移動による被害を防止するため、広報誌・パンフレット配布等で本市市民への啓発普及を図る。

次頁に参考例として、東京消防庁の自宅家具類転倒・落下・移動防止のチェックリスト表を載せた。

家庭内の転倒・落下・移動防止チェックリスト

No	項 目	チェック
1	テレビを壁またはテレビ台に固定するとともに、テレビ台も固定している。	
2	テレビが転倒・落下・移動しても、人に当たったり、避難障害にならない所に置いてある。	
3	冷蔵庫をベルトなどで壁と連結している。	
4	冷蔵庫が移動しても、避難障害にならないところに設置している。	
5	冷蔵庫や家具の上に、落下しやすい物はない。	
6	電子レンジをレンジ台などに固定するとともに、レンジ台も固定している。	
7	窓ガラスの近くに、大型の家電製品や家具はない。	
8	家電製品は、付属取扱い説明書にしたがって、転倒・落下・移動防止対策を行っている。	
9	L型金具使用場所は、壁の下地材(間柱)や柱など、強度の高い部分に固定している。	
10	ポール式を使用する場合は、ストッパー式やマット式と併用している。	
11	ポール式を使用する場合、天井に強度がない場合は、あて板で補強している。	
12	ポール式は、可能な限り奥に取り付けている。	
13	ストッパー式は、家具の端から端まで敷いている。	
14	石膏ボードに接着されているだけの付け鴨居の場合は、補強したうえで、転倒防止器具を取り付けている。	
15	上下に分かれている家具は、上下を連結している。	
16	ガラスには、フィルムを貼るなど、飛散防止をしている。	
17	収納物が飛び出さないよう、扉に開放防止器具を付けている。	
18	重い物を、下に収納している。	
19	固定器具は、家具類の重さや形状に応じて選んだ。	
20	家具が転倒しても、避難路を塞がない置き方である。	
<p>※注『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック、東京消防庁 平成 27 年度版』を参照した。</p>		

5. 工作物等の耐震対策

自動販売機・高架水槽・屋外看板・煙突等の工作物の転倒・落下防止については、設置者に対して、点検・補強を指導するものとする。

第3 建築物等の砂地盤液状化対策計画

1.液状化及び再液状化とは

地下水面下の緩い砂質地盤は、地震動によるせん断応力の繰返し作用で、地盤内の間隙水圧が上昇し、地盤強度がなくなってしまうが、この現象を液状化と称する。

また、過去に液状化した地盤が、再度の地震動で液状化する現象を再液状化という。

2.液状化現象

砂地盤の液状化によって発生する地盤変状は、以下のとおりとなる。

(a)噴砂・噴水

地盤内に発生した過剰間隙水圧は、上向きの浸透流を生じ、ポイリングによって地表に土粒子を含んだまま水を噴き出す。

(b)地盤沈下

液状化した地層は圧縮され、地表は沈下する。緩い地盤ほど沈下量は大きく、時には均等な沈下が発生せず、地表構造物に不等沈下を生じさせる。

(c)地盤流動

地表面が傾斜していると、非常に緩い傾斜勾配でも、斜面下方に向かって地表面が移動する。

(d)埋設物等の浮き上がり

見掛け比重の小さい埋設構造物は、液状化した周辺地盤の浮力によって浮き上がる。

(e)その他

有効応力の低下によって地盤の支持力が低下したり、盛土構造物等では亀裂が生じ、天端が陥没する。

3.液状化しやすい微地形

上記のような液状化が発生しやすい微地形は、頻水地形、旧水面上の盛土地・埋立地・旧河道・干拓地等で、特に河川沿いや干拓地の場合、液状化した地盤が再度の地震動で、再液状化する可能性がある。

4.液状化予測

建築基礎構造設計指針(日本建築学会、2001)による建築基礎の液状化判定法は以下のとおりである。

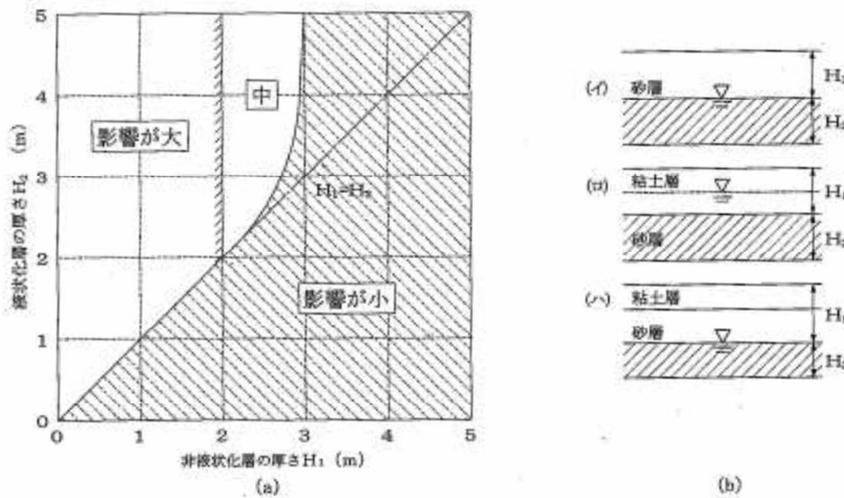
- ◇ 地表面から20m程度以浅の沖積層で、シルトや粘土などの細粒分含有率(F_c)が35%以下の土
- ◇ 粘土分含有率が10%以下、または塑性指数(I_p ※注1)が15以下の埋立てあるいは盛土地盤
- ◇ 細粒分を含む礫や透水性の低い土層に囲まれた礫

※注1 塑性指数：Ip

細粒分の土を乾かし続けるとボロボロになる状態を塑性限界といい、湿らせ続けるとドロドロになる状態を液性限界という。この液性限界と塑性限界の差を塑性指数と呼ぶ。

なお、小規模建築物における液状化発生の可能性検討は、地表面から5m程度までの地下水で飽和した砂層で、次図より判定する。

液状化の影響が地表面に及ぶ程度の判定(地表面水平加速度値 200 cm/s²相当)



※注 小規模建築物の液状化判定(小規模建築物基礎設計指針)P90

ここの、小規模建築物とは、(i)地上3階以下(ii)建物高さ13m以下(iii)軒高9m以下(iv)延べ面積500m²以下を満足する建物をいう。

5.液状化対策

液状化対策は、液状化の発生そのものを防止する「液状化発生抑制対策」と、液状化被害を軽減させる「液状化被害抑制対策」に区分される。

液状化発生抑制対策

- 1)密度増大工法
- 2)固結工法
- 3)置換工法
- 4)地下水位低下工法
- 5)間隙水圧消散工法
- 6)せん断変形抑制工法

液状化被害抑制対策

- 1)堅固な地盤による構造物の支持
- 2)基礎の強化
- 3)浮上り量の低減
- 4)地盤変位への追従
- 5)液状化後の変位の抑制

第6節 津波・浸水予防計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

内閣府が2012年(平成24年)8月に呈示した南海トラフ巨大地震の想定を基に県が公表した津波予測(同年10月31日発表)結果では、臨海部の広いエリアが津波浸水域となり、これにともなう甚大な災害発生も想定されている。

徳島県第一次報告	2013年(平成25年)7月31日発表
第二次報告	2013年(平成25年)11月25日発表

本市においては、富岡地区、見能林地区、中野島地区、福井地区、椿地区、椿泊地区、伊島地区、橘地区、那賀川地区、羽ノ浦地区で、津波災害の浸水区域が存在する。

したがって、本市は県・国及び関係機関とともに、河川管理施設、海岸保全施設等の津波・浸水予防施設の整備に努め、堤防及び護岸に設置されている門扉等の適切な操作や浸水の間接的要因となる地盤沈下の防止等を図るものとする。

なお、津波・浸水災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定し検討を進める。

- ◇ レベル2ー 発生頻度は極めて低いが、発生すると甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
本市市民等の生命を守ることを最優先させ、避難行動要支援者(※注1)も含む。
本市市民の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

※注1 避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要するもので本論では要配慮者に含まれる。

- ◇ レベル1ー 最大クラスの津波に比し、発生頻度が高く津波高は低いが大きな被害となる津波で、内陸への津波の浸水を防ぐことで、本市市民の保護に加え、財産保護等の観点から、海岸保全施設や河川堤防等の整備を考慮する。

第2 津波・浸水予防施設の整備

本市沿岸は、現在侵食等の影響もあり、海岸保全施設の安全度低下箇所も存在している。

津波・侵食等を考慮した防災機能強化の施設整備を図り、背後地を守ることで住民生活の安全度向上を図るものとする。また、風害・飛砂等の防止目的とした既指定保安林は、適正な管理によって、背後地への津波遡上・流速軽減を図る。

第3 海岸保全施設の管理

津波による被害を防止または軽減するため、防波堤・防潮堤や水門などの必要な施設について、耐震性・耐津波性への照査を実施し、管理者である県及び本市は必要な施設の補強・嵩上等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

第4 河川管理施設の整備

水門の設置等は震災対策に有効であることから、より緊急度の高い河川を優先して、対策整備を実施する。

また、地震により崩壊のおそれがある許可工作物、あるいは津波遡上で凶器となる機器等については、その設置者が必要な措置を講じるように指導するものとする。

第5 津波・浸水時の予防対策

津波・浸水時の予防対策は以下のとおりである。

1. ソフト対策

本市は、県発表の浸水予測図に基づき、各地区(エリア)での避難場所・避難経路を示した津波防災マップを作成し、本市市民に周知・利用を図るとともに、現地にこれらの標識設置・整備を実施しているが、今後も本市市民に理解しやすい案内板や津波・浸水時の対処法啓蒙・啓発に努める。

また、津波・浸水発生時は、個々人の避難行動が重要で、「地震、イコール津波、即避難」という直接避難の重要性を認識する必要がある。

したがって、本市及び防災機関は、津波の危険性に対する本市市民への共通意識を定着させる啓発活動を定期的実施する。

2. ハード対策

避難時の目安となる概ね500m以内に高台のない沿岸地域では、耐浪性を考慮した津波避難ビルの指定を鋭意進捗させるものとする。

なお、行政関連施設や要配慮者利用施設は、建築物の耐浪化、非常用電源設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要となる物資の備蓄を図り、緊急時使用のヘリポート設置等、計画性のある防災拠点化を計画し、津波に強いまちづくりに努める。

また、海岸利用者の避難経路整備と防火用水としての海水使用を円滑に実施する目的から、海岸への昇降路設置を計画する。

3.避難促進施設における対策

本市は、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき避難促進施設を指定する。

避難促進施設の所有者または管理者は、単独または共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(避難確保計画)を作成し、これを本市市長に報告するとともに、公表しなければならない。

津波の発生時における避難確保計画には、以下の事項を記載するものとする。

また、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を本市市長に報告しなければならない。

なお、避難促進施設の指定は資料編 No.13 を参照とする。

- ◇ 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ◇ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ◇ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ◇ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

4.個別対策

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者を適切に避難誘導させるため、地域住民や地域毎の自主防災組織、及び避難行動支援者等の協力を得ながら、平時より避難誘導體制の整備に努める。

5.県による支援

県は、津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難体制強化を図るため、当該施設が行う避難確保計画の作成や避難訓練実施を支援し、計画作成の推進及び実効性確保に努めるものとする。

津波に対する心得

【一般向け】

(1)避難行動時の知識

- ◇ 本市沿岸は津波襲来の可能性が高く、強いと感じた時、あるいは弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的に、高い場所へ避難する。
- ◇ 地震・津波発生時には、家屋・家具の倒壊、落下物、道路の損傷・渋滞、あるいは交通事故等が考えられ、避難にあっては徒歩によることを原則とする。
- ◇ 自ら率先して避難行動を取り、周辺に声を掛けながら避難することが、他の地域住民の避難を促すことにもなる。
- ◇ 正しい情報を、防災行政無線・ラジオ・テレビ・インターネット・電話・広報車等を通じて入手する。

(2)津波の特性に関する知識

- ◇ 津波の第一波は引き波の場合もあれば、押し波の場合もある。
- ◇ 第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性も考えられ、数時間から場合によっては一日以上にわたり、継続する可能性がある。
- ◇ 強い揺れをとまなわず、危険を感じないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震のおそれも考慮しておく。

(3)津波に関する想定・予測の不確実性

- ◇ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。
- ◇ 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ◇ 避難場所が孤立したり、避難場所そのものが被災することも想定される。

(4)船舶向け

- ◇ 強い揺れを感じた時、あるいは弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに水深が深く、海域が広い港外に退避する。
- ◇ 地震を感じなくても、津波警報発表時は、直ちに港外退避する。
- ◇ 正しい情報を、ラジオ・テレビ・インターネット・電話・無線等を通じて入手する。
- ◇ 港外退避できない小型船は、直ちに高台に引き上げ固縛するなどの措置を取る。
- ◇ 津波は繰り返し襲来するので、津波警報・津波注意報が解除されるまで、十分な留意が必要となる。

※注 港外退避・小型船引き上げ等は、津波警報発表時に時間的余裕がある場合のみの実施とする。

特記事項 ー 直接避難について

直接避難とは、地震発生後の津波に備え、すぐ(昼間は5分以内、夜間は10分以内)に避難する場合をいう。

また、すぐには避難しないが、以降に避難する場合を『用事後避難』、津波を見てから慌てて避難する場合を『切迫避難』というが、避難ビル等の活用を図り、全員が直接避難したときの津波による死者は、徳島県の発表では2%まで減らすことが可能とされている。

第7節 地盤災害予防計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

本市は、県とともに、地震の発生にともなう地すべり・がけ崩れ等の地盤災害を未然に防止するため、地盤災害危険箇所の現況を調査し、危険箇所での災害防止対策を実施する。

また、国が定める「危害のおそれのある土地等に関連する諸法令(※注1)」を準拠のうえ、地盤の脆弱化を招く可能性のある工事の規制を行うものとし、ハザードマップ提示による周辺住民の周知に努める。

→チェック項目 12-1□

※注1 関連する諸法令

諸法令は、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3(2)災害予防関係」参照

第2 地すべり予防対策

「一般災害対策編 第2章 第10節 第2 地すべり予防対策」参照

第3 急傾斜地(がけ崩れ)予防対策

「一般災害対策編 第2章 第10節 第3 急傾斜地(がけ崩れ)予防対策」参照

第4 土石流予防対策

「一般災害対策編 第2章 第10節 第4 土石流予防対策」参照

第5 山地災害危険地区予防対策

「一般災害対策編 第2章 第10節 第5 山地災害危険地区予防対策」参照

第6 土砂災害警戒区域等における予防対策

「一般災害対策編 第2章 第10節 第7 土砂災害等における予防対策」参照

【メモ】

第7 農業用ため池対策

1. 農業用ため池の現況

本市には77箇所の農業用ため池(以下「ため池」という。)があるが、農業従事者の減少や都市化にともなう農地の減少、用水施設整備等により、ため池の利用頻度は低下し、維持管理、点検補修が十分に行われていないものが増えている。

また、ため池は土堤構造がほとんどであり、築造年代も相当古いもの(江戸時代以前)が多く、地震を考慮して築造されたものはない。

2. 現在の管理形態

ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等の地元受益者が独自に運営管理している。大規模な改修については、国、県、本市の補助を受けている場合が多いが、基本的には受益者で維持管理されている。

3. 被害の想定

平成7年の阪神・淡路大震災(マグニチュード7.3)では、ため池の集中している箇所での大地震であったため、震源地から半径30kmを超える範囲で総数1,362箇所のため池が被災した。そのうち1,111箇所が二次災害防止のための応急工事が必要であった。

また平成23年の東日本大震災(マグニチュード9.0)では、多数のため池が被災し、ため池決壊により大量の水が流出することにより、下流域の集落が被災した事例も見られた。

本計画における想定地震規模(マグニチュード9.1)を考慮すると、大地震が発生した場合は、ため池が被災し、最悪の場合には決壊することも考えられ、その場合、貯留水による二次災害が想定される。

4. 一斉点検、耐震調査及び耐震化対策整備計画の策定

平成25年度より、県において「震災対策農業水利施設整備事業」を実施しており、本市におけるため池のうち、一定規模以上の箇所について一斉点検(現状での漏水、クラック等の確認)及び耐震調査(ボーリング等による土質調査)を行い、「警戒すべきため池」を選定するとともに、耐震化対策整備計画を策定することとしている(現在、事業実施中)。

また、上記調査の結果を受けて、20箇所(平成30年2月時点)の「ため池ハザードマップ」を作成している。

⇨ チェック項目 12-4口

5. 緊急点検

前項による「警戒すべきため池」のうち「警戒ため池」(※注)について、以下により地震後の緊急点検を行う。

(1) 対象地震

本市のため池は全て堤高15m未満であり、その場合、過去の地震による被災例からみて震度4での被害はほとんど発生していないこと等を考慮し、気象庁震度階級の震度5弱以上の場合に緊急点検を実施する。(「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案)」(平成18年3月31日一部改正農林水産省農村振興局より。)(以下「緊急点検要領(案)」という。))

(2)実施主体

地震後の緊急点検は、ため池管理者または市町村が行うこととされており(緊急点検要領(案))、「警戒ため池」の選定後、各ため池管理者と協議して決定する。

(3)実施方法

緊急点検要領(案)に基づいて行うものとする。

6.ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

県及び本市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップの作製・周知、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

※注 震災対策農業水利施設整備事業において「警戒すべきため池」とは、警戒ため池、老朽ため池、重点整備ため池、監視ため池の総称である。

第8節 緊急輸送路の確保整備計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の耐震基準や国の点検要領に基づき、耐震性の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

また、事業中の緊急輸送路については、最新の耐震基準に基づき、事業の促進に努めるとともに、緊急輸送路を保全対象に含む斜面对策事業の整備促進を図る。

なお、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備するものとする。

主な実施機関は、県(県土整備部関係課)、県警察、徳島空港事務所、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、自衛隊、徳島海上保安部

第2 緊急輸送路の指定・整備

1. 県指定緊急輸送道路

(1) 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

(2) 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市役所及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

(3) 第3次緊急輸送道路

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

第1次緊急輸送道路			
国道55号	→	徳島市～海部郡海陽町 高知県境	国管轄
国道55号 阿南道路	→	国道55号(小松島市)～国道55号(阿南市)<事業中>	//
四国横断自動車道	→	徳島津田IC～阿南IC(仮称)<事業中>	
国道55号 桑野道路	→	阿南IC(仮称)～桑野IC(仮称)<事業中>	//
国道55号 福井道路	→	桑野IC(仮称)～小野IC(仮称)<事業中>	//
国道55号 日和佐道路	→	国道55号(阿南市)～国道55号(美波町)	//
県道130号 大林津乃峰線	→	全線(小松島市～阿南市)	県管理
県道285号 戎山中林富岡港線	→	大林津乃峰線(阿南市)～市道新浜南線(阿南市)	//
県道288号 小勝島公園線	→	全線(阿南市)	//
(港) 小勝心頭線	→	臨港道路全線(阿南市)	//
市道 大湯団地海岸線	→	市道新浜南線(阿南市)～橘港(大湯地区)	市管理
市道 新浜南線	→	全線(阿南市)	//

第2次緊急輸送道路			
国道195号	→	国道55号(阿南市)～那賀町木頭 高知県境	県管理
県道23号 富岡港線	→	大林津乃峰線(阿南市)～国道55号 阿南道路(阿南市)	//
県道25号 日和佐小野線	→	美波町由岐支所～国道55号(阿南市)	//
県道273号 大京原今津浦和田津線	→	国道55号(阿南市)～陸上自衛隊徳島駐屯地	//
県道22号 阿南勝浦線	→	大林津乃峰線(阿南市)～羽ノ浦福井線(阿南市)	//
県道24号 羽ノ浦福井線	→	大林津乃峰線(阿南市上中町)～阿南市消防本部消防署西出張所	//
県道27号 阿南那賀川線	→	阿南市那賀川支所～国道55号(阿南市)	//
県道172号 羽ノ浦停車場線	→	坂野羽ノ浦線(阿南市)～大林津乃峰線(阿南市)	//
県道191号 富岡港南島線)	→	国道55号(阿南市)～市道辰己幹線(阿南市)	//
県道274号 坂野羽ノ浦線)	→	市道ながれ線(阿南市)～羽ノ浦停車場線(阿南市)	//
市道 富岡橋宝橋線	→	阿南那賀川線(阿南市)～桑野川防災ステーション	市管理
市道 ながれ線	→	阿南市羽ノ浦支所～坂野羽ノ浦線(阿南市)	//
市道 辰己幹線	→	富岡港南島線(阿南市)～阿南市辰己町1番26	//
市道 荒井幹線	→	大林津乃峰線(阿南市)～市道荒井川原線(阿南市)	//
市道 荒井川原線	→	市道荒井幹線(阿南市)～阿南医療センター	//
市道 阿南中学校線	→	阿南中学校～大林津乃峰線(阿南市)	//
市道 佃町滝ノ下線	→	徳島県立富岡東高等学校～富岡港線	//
第3次緊急輸送道路			
県道22号 阿南勝浦線	→	羽ノ浦福井線(阿南市)～四国横断自動車道(阿南IC(仮称))～徳島上那賀線(勝浦町)	県管理
県道24号 羽ノ浦福井線	→	阿南市消防本部消防署西出張所～国道55号(阿南市福井町)	//

緊急輸送道路の橋梁耐震化については、設計基準が古い橋梁や橋梁形式により対策が必要な橋梁など緊急度の高い橋梁から順次対策を実施し、橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

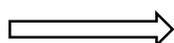
さらに、複数の輸送ルート確保を図るため、関係機関と協議し、緊急輸送道路を補完する農林道等の整備を計画的に推進する。

2.本市における輸送路整備と啓開体制

本市は、県の指定する第1次・第2次・第3次緊急輸送道路と物資輸送拠点・拠点ヘリポート・災害拠点病院・避難所等との接続道路を確保するため、関係各機関と連携のもと、対象路線(第3次緊急輸送道路予定路線)を選定し、適切な幅員の整備に努める。

なお、対象路線の警備活動を速やかに行うために、予防対策として以下の体制整備を図る。

- ◇ 警戒活動時の活動マニュアルの作成
- ◇ 障害物の除去に必要な資機材の備蓄や整備
- ◇ 災害廃材等の集積場所の確保
- ◇ 建設業協会阿南支部との協力体制のさらなる充実・強化
- ◇ 被害情報収集体制の整備



チェック項目 12-3□

3.港湾

拠点港において、救助活動を行うための施設となる耐震強化岸壁及び緑地等の整備を推進する。

拠点港(救助活動を行うため、拠点となる港湾)

港湾名	種別	管理者	備考
橋港	重要港湾	徳島県	大湊地区

第3 物資輸送拠点と拠点ヘリポートの確保計画

本市は、大規模な地震・津波災害が発生した場合の円滑な緊急輸送活動を支援する物資の集積・配分等の拠点施設、及び拠点施設と緊急輸送路で繋がる拠点ヘリポートを、次のとおりとする。

物資輸送拠点と拠点ヘリポート

物資輸送拠点	徳島県南部運動公園	-	桑野町桑野谷 34 番地 1
	那賀川支所(増築部)	-	那賀川町刈屋 3 2 3
広域拠点ヘリポート	徳島県南部運動公園	-	桑野町桑野谷 34 番地 1

また、国土交通省那賀川河川事務所で、ヘリポート・車両待機場所・災害復旧資材の備蓄基地として、『桑野川防災ステーション(阿南市富岡町)』が建設され、河川防災ステーションが整備された。

なお詳細の広域応援受入れ計画は、「第3章 第3節 第6 広域応援部隊受入れ計画」及び「第3章 第4節 第3 災害対策用ヘリポートの設置」に参照した。

第4 緊急通行車両の事前届出

(1) 災害応急対策に必要な緊急通行車両

本地域防災計画に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するための車両は、以下の災害応急対策に関する事項実施の車両とする。

- ◇ 警報の発表、伝達、避難指示に関する事項
- ◇ 消防・水防その他応急措置に関する事項
- ◇ 被災者の救出・救助その他保護に関する事項
- ◇ 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関する事項
- ◇ 施設・設備の応急復旧に関する事項
- ◇ 清掃・防疫その他保健衛生に関する事項
- ◇ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時での社会秩序の維持に関する事項
- ◇ 緊急輸送の確保に関する事項
- ◇ その他、災害発生の防御や拡大防止の措置に関する事項

(2) 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策活動を円滑に推進するために、本市市有自動車(貨物)を緊急通行車両として、県警察へ事前届出する必要がある対象車両は以下のとおりである。

- ◇ 本市関係各機関の保有車両(道路交通法施行令第13条の緊急自動車は事前届出を必要とし

ない)

- ◇ 本市が契約等により、常時専用的に使用する車両
- ◇ 本市が災害時に各団体等から調達する車両

(3) 事前届出の手続

本市各部の緊急通行に係る業務管理者は、徳島県警察本部の定める緊急通行車両等事前届出書で、車両使用の本拠点を阿南警察署に届け出る必要がある。

また事前届出済証の交付を受けたときは、各部で保管するとともに、定期的に車両点検を行い、適正に管理する必要がある。

- ◇ 本市市有自動車の現況は、資料編の第2編・市有自動車保有台数 No.1 6 参照
- ◇ 緊急通行車両の標章・確認証明書は、資料編の第4編様式 No.5 4、5 5 参照

第5 民間事業者との連携

(1) 県及び本市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 県及び本市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第6 緊急輸送活動

県及び本市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、県及び本市は、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、本市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県は、これらを周知するため、「徳島県広域防災活動計画」の充実を図るものとする。

第7 緊急通行車両等の確認手続き

県及び本市は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の確認制度を民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

第9節 危険物等災害予防計画

【総務部、情報部、警防部】

第1 主旨

本市は、地震・津波発生時の危険物等(石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物及び放射性物質)の災害発生・拡大を防止するため、関係各機関と連携し、法令の定めるところによる保安体制の強化を実施し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防隊の育成、及び防災思想の啓蒙普及推進を図る。

第2 危険物等災害予防対策

1.保安意識の向上

本市及び本市消防本部は、県あるいは関係各機関と連携し、危険物等取扱い事業所の管理責任者、消防管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に、保安管理に関する研修会等を実施し、保安意識の啓蒙を図る。

2.規制の強化

「一般災害対策編 第2章 第1 2節 第2 2.規制の強化」参照

3.屋外タンク貯蔵所等の流出油事故対策

「一般災害対策編 第2章 第1 2節 第2 3.屋外タンク貯蔵所等の流出油事故対策」参照

4.自衛消防隊の強化促進

「一般災害対策編 第2章 第1 2節 第2 4.自衛消防隊の強化促進」参照

5.化学的な消防資機材の整備

「一般災害対策編 第2章 第1 2節 第2 5.化学的な消防資機材の整備」参照

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

「一般災害対策編 第2章 第1 2節 第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策)参照

第4 毒物・劇物災害予防対策

「一般災害対策編 第2章 第1 2節 第4 毒物・劇物災害予防対策」参照

第5 放射線等使用施設予防対策

1. 放射性物質取扱い業者

放射性物質取扱い業者は、地震・津波災害時の事故防止を図るため、施設の耐震対策や防災機器の充実を図り、全職員への定期的な教育・訓練を実施するとともに、自衛消防隊を組織し、自主保安体制を確立させることとする。

放射性同位元素保有事業所

平成31年3月31日現在

事業所名	所在地
阿波製紙(株)阿南工場	阿南市津乃峰町新浜72-3
王子製紙(株)富岡工場	阿南市豊益町吉田1
O&C アイポリーボード(株)徳島工場	阿南市豊益町吉田1
新日本電工(株)徳島工場	阿南市橘町幸野62-1
(株)大一建設 那賀川右岸高潮堤防工事作業所	阿南市住吉町問屋前
陸上自衛隊 第14旅団 第14施設隊	阿南市那賀川町小延413-1
中幸建設(有) 南島漏水対策工事作業所	阿南市下大野町渡り上り446-1
(株)藤本建設 加茂地区築堤護岸外工事現場事務所	阿南市加茂町野上
(株)湯浅土建 加茂地区低水護岸外工事作業所	阿南市吉井町皇神39-1

参照：徳島県地域防災計画 資料編

なお、次項に放射性物質に関する基礎知識を記述した。

2. 放射性物質の基礎知識

〈放射線と放射能〉

不安定な原子(放射性同位元素)は、粒子や電磁波を放出して安定な原子となるが、この時放出される粒子や電磁波が“放射線”で、放射線を出す物質は“放射性物質”、放射線を出す性質(または強度)を“放射能”と称している。

放射線の種類は、 α 線・ β 線・ γ 線・中性子線等がある。

◇ 単位

放射能の強さや放射線の影響を表す単位は、以下のとおりとなる。

- ・ ベクレル(Bq)

放射線を出す性質(強度)の単位で、1秒間に壊れる原子の数(強さ)を表している。

実用的に用いられている単位キュリー(Ci)は、 $1\text{Ci}=3.7\times 10^{10}\text{Bq}=37\text{GBq}$

- ・ シーベルト(Sv)

放射線が人体に与える影響の度合いで、X線による胸部検診は、1mSv程度となる。

- ・ シーピーエム、カウントパーミニッツ(cpm)

放射線測定器で計測される放射能の強さで、1分間に計測された放射線の数。

- ・ グレイ(Gy)

物体や人体の組織が受けた放射線の強さ

◇ 外部被ばくと内部被ばく

放射性物質が体の外にあり、体外から放射線を受けることを外部被ばくといい、外部被ばく線量は、地域の空間線量率と被ばく時間によって決定される。

→ 放射性物質は、地域毎に分布する土壌の母岩によっても異なり、花崗岩地帯での土壌分布域では、比較的高いことが知られている。

放射性物質が体内に入り、体内から放射線を受けた場合を内部被ばくという。内部被ばく線量は、呼吸あるいは摂取した飲料水や食品中の放射性物質の種類・量などに支配される。

我々は年間約2mSvの放射線を体内・体外から受けているが、放射線被ばくの大きさは、人と放射性物質との距離が遠いほど、またその場所での滞在時間が短いほど小さくなる。

◇ 放射能汚染格付け図

セシウム(134+137)の放射能汚染格付け図(※注1)は、本市では1Bq/m²以下の「危険性が生じるリスクは極めて低い」ランクとなっている。

なお、この放射線量を測定する装置は、ガイガーミュラー計数管、比例計数管、電離箱などがあり、後者の二つは、エネルギーも計測することができる。

※注1 食品と暮らしの安全 No15webレポート、NPO 法人食品と暮らしの安全基金 参照

第6 複合災害予防対策

1. 複合災害の被害軽減化

同種または異種での自然災害が、同時にあるいはタイムラグを経て発生する複合災害の場合、被害は想像を超え、復旧・復興対策での広域化・長期化が懸念される。

したがって、地震・津波に加えて、地域防災計画での一般災害対策編に記す災害との複合災害の可能性も抽出し、本市市民の生命・身体・財産が保護できる予防対策も考慮しなければならない。

2. 本市で想定される複合災害

本市で想定される複合災害の種類を以下のとおりとする。

(a) 地震災害(プレート境界型・内陸直下型)

(b) 津波災害

(c) 風水害(風害、水害、雪害、火災、土砂)

(d) 大規模事故災害(大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故災害、海上災害、油等海上流出災害)

第7 海上特殊災害予防対策

「一般災害対策編 第2章 第12節 第7 海上特殊災害予防対策」参照

第10節 火災予防計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

阪神淡路大震災での被災結果からも明らかなように、地震火災は被害を大きくするおそれが強く、また東日本大震災では津波火災も発生した。

ただ、発火直後では、行政側の対応にも限度があり、各コミュニティでの住民相互の連帯意識啓蒙等を図りながら、地震・津波発生時の出火防止・初期消火に重きを置いた火災予防に関する指導を行いながら、本市保有の消防力整備強化に努める。

第2 出火防止・初期消火体制の確立

今日では、日常生活において、利便性を追求するあまり、火災の危険性や火災時の被害を増幅させる要因が増加の一途を辿っている。

まちづくりの基本は、本市市民の生命・財産を守ることであり、効果的な火災予防行政を展開させ、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1. 火災予防の徹底

地域社会の安全を守るため、本市は出火防止等を重点施策とした消防広報を作成し、各種研修会等による啓発の他、ポスター・パンフレット等印刷物の配布を実施する。

また、火災予防週間中には広報車や防災無線等での火災予防の呼びかけを行うとともに、初期消火に必要な消火資機材・消防用設備器具の取扱い方法指導の徹底と、地震・津波発生時の出火防止措置を指導する。

(1) 一般家庭に対する指導

上記記述のように、本市域内住民に『防災指導の展開』を図る。

また、「阿南市火災予防条例」に基づく住宅用防災機器の普及推進と住宅防火診断を行う。

(2) 事業所に対する指導

予防査察時の防災指導や消防法第8条に定める管理者の防火管理者講習会等の機会を利用し、各事業所関係者に対し、防火意識の重要性と防火体制の適切な維持管理・普及を徹底させる。

なお、防災指導の内容は次のとおりとする。

- 地震・津波発生時の初期消火・出火防止への応急措置
- 消防用設備(消防法第17条)等の維持点検と従業員の行う取扱い方法の徹底
- 従業員・近隣住民への避難誘導體制の確立
- 定時における火気点検の励行
- 自衛消防隊の育成指導

2.地域主体の防火・防災訓練と民間防火組織の育成

(1)地域主体の防火・防災訓練

本市は、自助・共助の精神に則り、地域住民が自主的に行える防火・防災訓練を提案し、初期消火、出火時の避難対処法等の知識普及に努める。

(2)民間防火組織の育成

本市は、以下の民間防火組織の育成に努める。

- ・ 婦人防火クラブ

女性による家庭防火思想の普及と各地域内の自主防火体制の確立を図るために、婦人防火クラブの組織化推進と育成に努める。

- ・ 幼年少年消防クラブ

幼年少年期からの火災予防思想を押し進めるため、就学前の幼児・小学生・中学生を対象とした幼年少年消防クラブの組織化推進と育成に努める。

3.予防査察の強化

本市は、定期的に防火対象物の予防査察を実施するとともに、特に火災発生時に多大の危険性があると認められる対象物及び公共施設等は特別査察も実施し、火災の未然防止を図る。

4.多数の者が出入りする防火対象物

多数の者が出入りする防火対象物は、発災時には特に危険性が高く、防火管理上必要な以下の項目にしたがい、火災予防の指導徹底を図る。

- ・ 消防計画の作成及び同計画に基づく訓練の実施
- ・ 消防用設備等の設置・点検整備・維持管理
- ・ 火気取扱いの監督、収容人員の管理
- ・ 入場者の避難対処計画と訓練
- ・ その他防火管理上必要な業務の実施

第3 消防力の整備強化

本市は、消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき、常備消防として阿南市消防本部を置き、非常備消防には、14分団で構成される消防団を配置している。

現在、当組織は各種災害に対応するため、消防力の基準(平成12年消防庁告示第1号)に応じた施設・設備の強化と、消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)に基づく消防力の充実に努めている。

1.防災教育訓練

社会経済の発展や都市化の進行、あるいは異常天然現象の増加等で、消防活動はますます複雑化している。

したがって、災害の種別に応じた防御訓練計画により、消防団員への知識の習熟と技能の向上を図るものとする。

2.災害時の避難及び救護・救出

地震・津波災害時には、火災等被害から本市市民の安全を配慮した避難活動が必要になる。したがって、避難準備・指示発令時の召集基準に沿った避難誘導を習熟し、平素から地域に密着した指導的立場としての消防団活動が必要になる。

また、避難行動要支援者を含む要配慮者の避難誘導にあっては、速やかな避難支援が実施できるように、その取組指針を理解し、要支援者名簿チェック等により、適切な活動を行う必要がある。

3. 情報収集伝達、広報活動

地域防災の中核となって活動する消防団(各分団)は、本市消防本部及び各防災関係機関との情報連絡体制を整備し、地震・津波災害の発生状況・推移や被害状況の情報収集を行い、地域住民に伝達するものとする。

4.消防活動困難地域の整備

住宅密集地、消防水利不足箇所、狭隘な生活道路箇所、あるいは倒壊の危険性が高い住居(空屋含む)地点は、発災時の現場到着に支障をきたすことが考えられる。

したがって、迅速・適切な消防・救助活動が確立される整備体制の充実も必要である。

想定される消防活動困難地域

中林町、大湊町、椿泊町、橋町、伊島、羽ノ浦町の一部

5.消防団活動体制の整備強化

上述のように、消防団は地域社会での消防防災の中核であるが、団員の高齢化も問題となっている。

したがって、これらの状況を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、日本郵政株式会社職員の入団促進を図り、組織強化に努める。

6.消防施設・装備の強化

災害の複雑化・多様化に対応し、消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化を図り、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化に努める。

7.消防水利の確保

消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、消火栓・防火水槽等の整備充実を図るとともに、海水・河川・用水・ため池・プール等自然水利と人工水利の組み合わせによる消防水利の多様化を推進する。

また耐震性貯水槽の計画的な設置とともに、既設箇所においては定期的な点検・整備を実施する。

なお、消火栓は上水道の拡張計画とともに施工されるが、震災時には使用不能となる可能性もあり、消火栓の設置増加と併せて、その他の消防水利施設の促進も考慮する必要がある。

8.救急体制の確立と救助装備の整備

(1)救急体制

迅速かつ確実な救急業務遂行のため、平時から医療関係機関と密接な協調・連携を取り、救急体制と通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率向上を目的として高規格救急自動車の増台と救急救命士の養成等を図る。

(2)救助装備の整備

高度な人命救助資機材の整備及び多目的救助工作車の導入を図り、救助装備の充実とともに、救助隊員の技術向上を図る。

(3)その他

災害の状況によっては、消防団体組織・防災関係機関保有の資機材だけでは不足する事態も生じる。

したがって、このような場合も考慮し、あらかじめ民間団体と協力関係を締結し、重機等資機材の保有状況を把握しておくものとする。

【メモ】

第11節 上水道・下水道施設の災害予防計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

本市は、大規模な地震動による揺れ、あるいは地盤の液状化発生による上水道・下水道施設被害の抑制・低減を図るため、以下のとおりの整備を計画する。

第2 上水道の整備計画

1.方針

阿南市水道ビジョンに基づき、送水管及び配水本管及び基幹施設の耐震化を目指し、熊谷・加茂・加茂谷他3簡易水道の統合と未普及地域の解消を図る。

2.計画

・基幹配水管のループ化と耐震化

水の安定供給を図るため、基幹配水管のループ化(環状化)を行い、併せて耐震化施工を行う。

・簡易水道統合計画と新たな水源確保

3簡易水道の上水道統合による効率化と一元化を図り、併せて災害時に代替水源となる水源確保策を計画する。

・老朽管の更新

石綿セメント管布設箇所他、老朽化の更新には耐震性の高い管路改築を実施する。

・維持管理

発災時の被害抑制・低減を目指し、管路網での定期点検を行うとともに、断水被害区域被害が広範囲とならないように、バルブの配置・見直しを図る。

・広域応援体制と対策

震災時(及び湧水期)の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、隣接事業者も含め、広域的な連携推進を図る。

a.水資源の確保・配給体制(予備水源の確保(※注1)、重要施設への重点配給)

b.災害時の応急復旧体制(近隣市町との応援要請、施工業者との協定締結)

c.資機材の確保体制(資機材メーカーの確保)

d.災害時の職員初動訓練(応急復旧体制の確保)と工事関係者の対応マニュアルの作成

e.広域的水源対策の活用(配水池の大容量化、受水槽の増量計画)

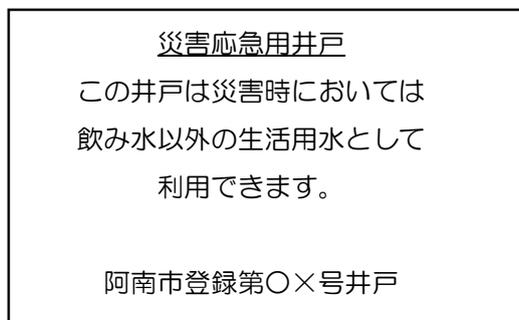
・節水意識の高揚

広報等の伝達手段により、住民への節水意識の啓発を図る。

※注1 予備水源の確保について

現在、本市の公設・私設の貯水槽等は、資料編20消防力(2)公設消防水利状況 参照のとおりであるが、私設の井戸は登録されてはいない。したがって、今後は災害応急用井戸としてのボランティア募集と登録を行い、登録箇所には下記提示のシール明示によって、災害時に備える等の行動を計画する。

災害応急用井戸シール(案)



3.二次災害防止計画

水道施設被災で、貯留水の流出被害や、有毒物質漏洩被害等の二次災害が予測される場合を考慮し、以下のような防止計画を図る。

- a. 流入・流出管の緊急遮断弁設置によって、配水池貯留水流出による避難経路と住宅密集地の被害を防止する。
- b. 法面に隣接した配水池では施設の転倒防止策を図り、斜面配管の管路は十分な安全対策を取る。
- c. 塩素等の漏洩防止を図る(薬品貯蔵槽の防液堤設置、貯留槽の定着強化、伸縮加撓管・耐震継手の採用)。
- d. ポンプの転倒・滑動防止策と塩素除外設備の設置。

第3 下水道の整備計画

1.本市の現状

下水道施設は、幹線管路の場合、シールド工法や推進工法等の採用、及び可撓式継手の採用で耐震性は確保され、支線管路も液状化対策として、埋戻し材料の締固め管理や材料規定が実施されている。

ただ、大規模地震で既施設も被害が発生することも考慮しておかなければならない。

したがって既施設の再点検実施によって、安全でないと判定されれば、早急に予防対策を実施するものとする。

なお、公共下水道施設については、事業開始後40年以上が過ぎている施設もあるため、大規模地震では甚大な被害が発生することが予想される。

既設備の点検を早急に行い、更新及び長寿命化対策を実施するものとする。

2.対策

- a.埋設管敷設の地理的条件をチェックし、道路管理者や地下埋設物管理者の連携の下、下水道管路網の現況把握及び台帳作成を進める。
- b.応急対策計画
災害時に備えて、緊急措置の方法・分担、連絡体制の確立・動員計画等の整備に努める。
- c.応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所・方法を検討する。
- d.災害時は、下水処理が不能となる。したがって、仮設トイレの確保と周辺環境も考慮し、地域住民との連携協力を推進する。
- e.汚物の貯留・中継施設の確保に加えて、処理施設代替方式等について、周辺市町との連携協力を推進する。

第12節 防災施設等整備計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

本市各防災機関は、災害時において、迅速かつ確かな応急対策が実施できるよう、防災施設他必要資機材及び応急物資等を整備し、応急活動体制の整備を推進する。

第2 情報通信体制の運用管理

災害時での情報通信の重要性を考慮し、情報通信施設の耐震性強化及び停電対策・情報通信施設の危険分散・通信路の多ルート化・無線活用のバックアップ対策・デジタル化促進等の整備に努める。

県及び本市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、本市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、本市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、県、本市、防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対策業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

県、本市、防災関係機関等が、災害時の情報提供等について、あらかじめ講じる対策について定める。

1. 総合情報通信ネットワークシステムの活用

本県では、平成9年度に県防災行政無線地上系システムと衛星通信システムが導入され、これにより県内市町村と全国の地方公共団体間で、防災情報と行政情報の伝達機能を有するネットワーク整備が図られた。

今後は、当システムの適正な運用・管理を行うとともに、災害時にはフル活用させる。

2. 各無線施設等の整備充実

本市は、自局の無線施設及び設備の定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保あるいは応急用資機材の確保充実を図り、発災時での通信手段の確保に備える。

また防災行政無線局で、同報系についてはデジタル対応を実施し、情報伝達方式多様化への対応を図るとともに、移動系については衛星携帯電話による通信を確保する。

➡ チェック項目 2-1 □

なお、アマチュア無線局の協力体制の整備を推進し、災害時における多重通信体制の確保に努める。

衛星携帯電話備付部局一覧

危機管理課 他	消防本部
5	3

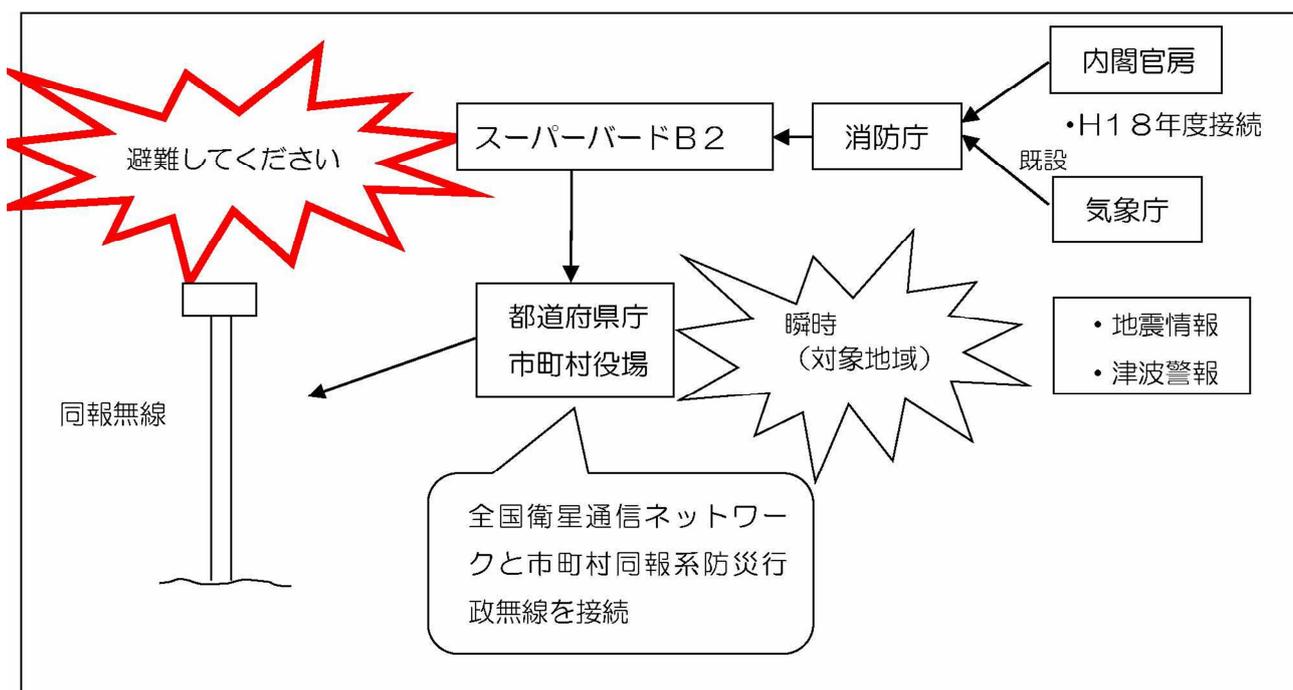
3.全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

気象庁から伝達される緊急地震速報(平成19年10月1日運用開始)等の気象関係情報や、国から送信される有事関係情報は、人工衛星(スーパーバードB3)より対象地域の地方公共団体に送信され、市町村の防災行政無線を自動起動するシステムとなっている。

本市は、当システムの適正な運用・管理を行い、災害時に利用する。

⇒ チェック項目 2-1□

J-ALERTについて



気象等に関する情報通報(例)

使用場面		警報音	音声放送
緊急地震速報		緊急地震速報チャイム音 キュンキュン、サイレン、ピンポン	緊急地震速報。大地震です。大地震です。
キャンセル報			先ほどの地震は誤報です。
津波予報	大津波警報	消防サイレン1 3秒吹鳴、2秒休止×3回	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
	津波警報	消防サイレン2 5秒吹鳴、6秒休止×2回	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
	津波注意報	消防サイレン3 0秒吹鳴、2秒休止×2回	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。
震度速報 (震度4以上の地震を観測した場合、自動放送)		消防サイレン2 5秒吹鳴、6秒休止×2回	震度0の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。

4.Lアラート(災害情報共有システム)による情報伝達体制等の整備・充実

県及び本市は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、県、本市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様性に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

5.GIS(地理情報システム)を利用した被害情報等の情報提供

6.防災情報システムの充実

県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報等、総合的な防災情報等が共有できる「災害時情報共有システム」を円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化等を図っているが、本市も、県や防災関係機関との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動時における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

また、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

災害時情報共有システムのイメージ



→ チェック項目 3-1□、3-2□

7. 通信施設の防災対策

発災時での電気通信設備の安全稼働体制整備を目指し、施設の防火・耐震化、あるいは補助電源装置の設置を行うとともに、計画的な施設改修を図り、設備の防災対策に努める。

8. 各種データの整備保存

本市では、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)をしておくものとする。

9. AI、SNS を活用した災害情報の収集・発信

本市は、「津波警報」や本市が発令する「避難情報」など、住民が必要とする最新の「防災情報」を迅速・確実に入手できるように、本市SNS等防災情報発信マニュアルを整備し、本市公式SNS等による情報発信を進めるとともに、あらゆる機会を通じて本市公式SNS等の利用者登録に努めるものとする。また、AIを活用し、SNSに投稿された被害情報等を収集できる体制整備を進める。

10. インターネットポータルサイトへの災害情報の提供

本市は、災害協定に基づき、災害時にポータルサイト事業者に対し、本市から提供する避難指示等の避難情報、安否情報及びライフライン情報等の災害情報をサイトに掲載するなど情報提供の協力を要請する。

11. エリアメール・緊急速報メールの活用

本市は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第3 防災拠点施設等の整備

防災拠点とは広義には避難場所や防災倉庫・救援物資集積所・応急復旧活動の拠点・防災活動の本部施設をいい、その役割と規模に応じて、以下のような分類がなされる。

a. コミュニティ防災拠点

地域住民の自主防災活動や緊急避難地に活用する自治会単位での拠点

b. 地域防災拠点

市町村が実施する活動拠点で、短中期の避難地及びコミュニティ防災拠点の補完を行う公民館単位での拠点→本市の場合は14区域

c. 広域防災拠点

広域応援のベースキャンプや緊急物資の配給基地を持つ都道府県の管轄区域に数箇所設置される拠点→面積は50ha以上

d. 防災機能を有する道の駅の整備

本市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

また防災公園は、地震に起因して発生する火災等の二次災害時に住民の生命・財産を守り、避難地としての役割も有している。

したがって、一時避難場所及び避難路の機能を有する都市公園・近隣公園・緑道等の役割は大で、上記防災拠点とともに、既設公園を有効利用するものとする。

第4 応急物資等の備蓄

1. 本市市民の対応と防災関係機関

大規模災害時は、多くの被災者が生じるため、防災機関の対応にも限界があるので、本市市民は家庭や近隣住民、自主防災組織間で、平時から防災意識の高揚に努め、災害時には、『自らの命は自らが守る』ことを基本理念とし、救援体制稼働までは、自らの生活維持のための食料・飲料水他非常用生活物資の確保に努めることが重要である。このため本市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また、徳島県災害時相互応援連絡協議会は南海トラフ地震等に対応した備蓄方針(平成29年10月改訂)を策定し、県と県内各市町村の役割分担を定め、国等からの支援物資が届くまでの「1日2食3日分」の備蓄を、住民、各市町村、県がそれぞれ1日分ずつを確保することとしている。

一方、家屋倒壊等で備蓄物資が使用できなかった被災者には、食料や飲料水、あるいは生活必需品などの供給を実施する必要がある、このような被害想定を考慮し、本市では必要となる応急物資の備蓄確保に努める。

なお、発災直後に必要となる最低限の物資(投光機、テント、医薬品、防水シート、毛布等)の備蓄・調達体制を確保するとともに避難所等における燃料や車両、ヘリコプター燃料の確保ルートも確立させておくものとする。

⇒ チェック項目 10-1口、10-2口

2.給水体制の整備

本市は、災害時において飲料水供給が確保できるよう、浄水器の配備・給水タンク・ポリタンクの確保、応急配管・応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。次表のとおり、飲料水兼用耐震性貯水槽も3基設置済みである。

耐震性貯水槽仕様(既設)

設置場所	完成年度	貯水能力	地盤高 T.P.(m)
阿南駅前児童公園 (1)	平成 19 年 1 1 月	60t (6,700人分を3日間確保)	+3.00m
ゆたか野地区防災公園 (2)	平成 23 年 6 月	20t (2,200人分を3日間確保)	+5.50m
津乃峰地区防災公園 (3)	平成 25 年 10 月	40t (4,000人分を3日間確保)	+10.20m

※注 上記(1)(2)は地下埋設型であり、給水口での津波堆積物等からの防護措置を検討するとともに、給水車が走行可能となる搬入経路対策が必要である。

3.救命・救助に必要な資機材等の整備

災害救命・救助資機材は消防本部・警察・県が中心となるが、当機関での保有が困難なものは、本市が整備・備蓄を行う。

また初動対応で必要となる輸送関係車両や大規模重機等は、民間からの応援調達を考慮した協定書締結整備を進める。

4.医薬品等の備蓄

大規模災害時に必要な医薬品・衛生材料を迅速に供給するため、本市は阿南医療センターと協力し、医薬品等の備蓄に努めているが、今後は倉庫備蓄・ランニング備蓄も考慮し、医療救護整備を図るものとする。

また、医薬品等が届くまでの緊急用に、携帯型救急セット等を医療救護所の開設予定場所に配置する。

◇ 医療救護所を予定している学校等に備蓄する携帯型救急セット

診断識別連絡用具(聴診器・血圧計・記録用紙他)・蘇生吸引用具(手動式蘇生器・吸引器他)・外科用具(外科剪刀・ピンセット他)・注射用具(注射器・注射針他)・衛生材料用具(包帯・三角巾他)・医薬品(ボスミン注・ブドウ糖他)・発電機・処置用ライト

◇ ランニング備蓄医薬品(災害拠点・支援医療機関に備蓄)

鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、止しゃ剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、絆創膏、その他協定による。

第13節 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

大規模災害から本市市民の生命・身体及び財産を保護するため、地震・津波防災上緊急に実施すべき施設の整備に取り組み、災害に強いまちづくりの構築を進める。

第2 建築物・構築物の耐震化

「本章 第5節 建築物等の耐震化計画」に基づき、緊急性の可否を判断し、随時整備に努める。

なお災害対策本部となる庁舎の耐震化や家具等の固定、天井の落下防止対策は緊急整備事項となる。

—————> チェック項目 1-1□

また災害対策本部の2次候補施設(代替施設)では、初動対応に必要な資機材(情報通信機器)や資料・データ・燃料等も確保しての整備が必要となる。

—————> チェック項目 1-2□

第3 主要避難路・避難場所の整備

津波避難地域(イエローゾーン・オレンジゾーン)を主体として、避難場所への速やかな避難が図られるよう、ワークショップ等での住民からの要望を尊重し、主要避難路の指定と整備を進めるものとする。

この時、外国人等の要配慮者にも配慮した避難場所誘導の案内看板設置等も考慮の対象とする。

また避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等によってほぼ500m以内と設定した津波避難場所の整備を図る。特に、高台や高い建物が少なく、緊急避難場所の確保が困難な地域においては、避難施設の整備等を検討し、避難困難地区の解消を図ることとする。

なお指定避難所(二次避難所)等にあっては、耐震化の整備とともに、避難所内での居住環境・衛生管理方法等を検討し、被災者台帳作成のシステム構築と庁内との情報共有の仕組みを検討しておくものとする。

—————> チェック項目 8-1□、8-4□、8-5□

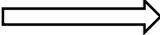
第4 津波対策施設

国及び県の管理する防潮堤・堤防・水門・樋門等の海岸保全施設や河川管理施設については、早急な点検実施及び計画的な整備促進を要請するとともに、本市管理の水門・樋門等は点検整備・補修を図る。

なお当面の対応としては、レベル1の津波を防御する施設高の確保や耐震性補強を目指し、津波が施設を乗り越えた場合でも粘り強く効果の発揮できる構造への改良を計画整備する。

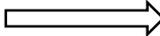
また中長期的には、レベル2の津波に対して、ハード・ソフトの両対策を併合させた『多重防御によるまちづくり』を目標とした整備を図るものとする。

第5 防災行政無線の整備

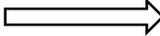
「本章 第12節 第2 情報通信体制の運用管理」に基づき、本市住民への災害情報伝達手段は防災行政無線が重要な役割をはたすことから、本市内全域を調査し、伝達及び難聴地区の解消に努めるものとする。  チェック項目 2-3□

第6 応急仮設住宅の整備検討

避難者の応急仮設住宅建築にあっては、設置箇所を事前に予定しておき、地域特性に応じた住宅仕様、あるいは入居者の傷病程度の有無等も想定した建築仕様(移動・玄関段差・浴室・トイレ等)を事前に選定しておく必要がある。

 チェック項目 15-1□、15-2□、15-3□

第7 廃棄物処理の整備検討

震災瓦礫及び津波堆積物の処理は、予測量を推定し、仮置き場候補地を事前に選定しておく必要がある。仮置き場の必要面積推計方法や、候補地の選定等の進め方については、「阿南市災害廃棄物処理計画.平成28年3月」を参照とする。  チェック項目 17-1□

【メモ】

第14節 避難準備計画

【総務部、警防部】

第1 主旨

徳島県が公表した南海トラフ巨大地震被害想定結果(第一次報告・第二次報告)では、地盤災害・建物被害・人的被害・ライフライン被害等が想定されている。

したがって、この公表結果を基に、本市では震災時における火災・津波・地盤災害等から、住民の生命・身体の安全を確保するため、事前に安全な避難場所・避難路の選定と避難準備計画の作成を行い、避難対策の推進を図る。

第2 火災からの避難対策

1. 避難場所の確保

(1) 広域避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることもあり、密集市街地では延焼のおそれもある。

したがって、本市市長は周辺住民を安全に避難させるため、以下の基準により、広域避難場所を選定しておく必要がある。

- ◇ 火災の延焼によって生じる輻射熱等から安全性が確保できる十分な広さと、津波浸水深以上の地盤高を有した公園・緑地・広場他公共空地であること。
- ◇ 木造密集地から300m以上離れていること。
- ◇ がけ崩れ、液状化被害等の危険性がなく、多量の危険物等施設のない箇所。
- ◇ 安全な避難路と連結されている箇所。
- ◇ 避難者所要面積が約1m²、避難距離がおおむね500m程度までの箇所。
- ◇ コミュニティ単位(あるいは住区別・校区別)での避難場所を原則とするが、河川等を跨いでの区分けは避け、津波来襲方向から遠ざかる方向への選定とする。

(2) 広域避難場所の整備

- ◇ 広域避難場所及び周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置し、平時から地域住民への周知を図る。
- ◇ 給水活動が可能となるポンプ・浄水器等必要資機材の整備と水源地確保を図る。
- ◇ 備蓄倉庫を設け、医療救護品(軽治療用医薬品)他食料供給・情報連絡・救助活動に必要な備品整備を図る。

2. 避難路の確保及び交通規則

(1) 避難路の選定

- ◇ 原則として幅員が10m以上の道路を優先させ、沿道に延焼危険のある建物、道路閉塞建物や危険物施設のない箇所を選定する。
- ◇ 避難行動要支援者と支援者の避難にも配慮した選定を行う。
- ◇ 避難路は相互に交差せず、一方通行を原則とする。
- ◇ 津波や浸水等の影響を受けない避難路を選定する。

(2) 避難路及び広域避難場所周辺の交通規則

- ◇ 避難路確保の必要がある場合は、警察の協力を得て、避難路指定の道路及び広域避難場所周辺道路の交通規制を実施する。

3. 避難に関する広報

(1) 避難場所等の広報

避難場所指定後は、以下の広報により、地域住民への周知徹底に努める。

- ◇ 避難場所の名称
- ◇ 避難場所の所在位置
- ◇ 避難場所への住民の合意による避難経路
- ◇ 避難場所における備蓄資機材
- ◇ その他必要な事項

(2) 避難のための知識普及

- ◇ 平時における避難の心得
- ◇ 避難時の知識
- ◇ 避難場所での心得

(被災者に対する救援・救護、避難場所での秩序維持、正確な災害情報の広報、指定避難所(二次避難所)への移動他)

- ◇ 海拔表示板設置による情報提供

4. 防災上重要な施設管理者の避難準備計画

学校・病院(診療所を含む)・事業所等、防災上重要な施設管理者は、以下の事項に留意して、地震・津波避難計画を作成し、関係職員等の知識習得と防災意識の高揚を図る必要がある。また防災関係機関との連携を深め、防災訓練等の実施によって、避難準備の整備を行う。

(1) 学校

学校においては児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難場所・避難経路・避難誘導方法・指示伝達方法等を定める。

(2) 病院・診療所

病院・診療所においては、傷病者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、転院先への移送体制計画、集団で実施する避難計画を作成し、定期的な防災訓練を行い、避難準備の整備を行う。

(3) 事業所等

工場その他の防災上重要な施設の管理者においては各事業所内で定めた災害予防計画に、従業員や来客等も安全に避難させるための、避難場所・避難経路・誘導方法・指示伝達方法等を定め、定期的な防災訓練によって避難準備の整備を行う。

第3 津波からの避難対策

本市では、南海トラフ巨大地震の発生に備え、津波避難可能場所の基礎調査を実施し、適切な避難計画の整備を図るため、「阿南市津波避難計画（平成26年3月阿南市）」を策定した。

津波避難計画は住民の合意を得て、避難場所・避難経路を決定しなければ避難意識の高揚には至らず、先にも記したように、目の前に危険が迫るまで、その危険を認めようとしない『正常化の偏見』が働き、甚大な被害を受けることになる。

このような観点から、本市の津波避難対策を危機管理として捉え、以下のとおりとする。

1.津波警報等の伝達

津波被害の可能性のある本市は、さまざまな環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示等の周知が、住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

県及び津波被害の可能性のある本市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

2.避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、本市は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

本市は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

3.避難場所と避難路等の留意事項

避難場所は、避難対象地区の諸事情を考慮した措置が必要とされるが、基本的には『近くの高台』で、津波到達予測時刻・津波高等を考慮する必要がある。高台への避難が津波到達時刻に間に合わない平野部の避難困難地区は、津波避難ビルの利用等を図る。

(1)避難場所選定上の留意点

- ◇ 安全性が確保されていること。
- ◇ ハザードマップに記された津波到達予測結果を考慮すること。

- ◇ 避難場所までの距離は500m程度までとする他、家族・近隣住民での避難対象者の健康状況、あるいは地域特性にも配慮すること。 → 避難速度は1m/s(500m避難に8～10分)
- ◇ 津波避難ビル指定には所有者・管理者の了解が必要となる。

(2) 避難路の選定(マイ避難路含む)

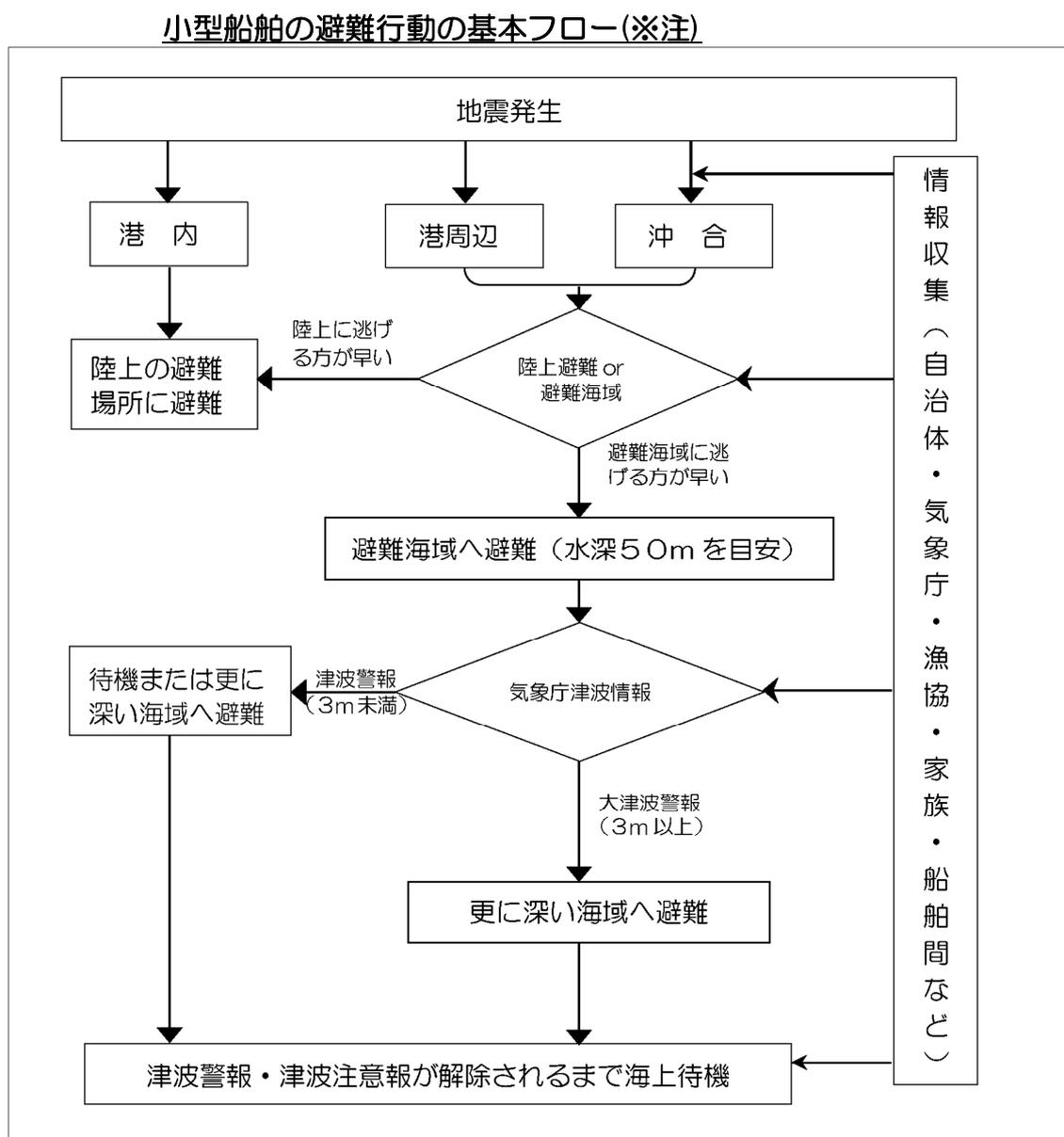
- ◇ 安全性が確保されていること。
- ◇ 設定された避難路を歩き、事前に危険性の有無を把握すること(朝・昼・夜、平日・休日、春・夏・秋・冬)。
- ◇ 幅員は広ければ広いほど良く、迂回路があるかどうかを確認する。
- ◇ 海岸沿いや河川沿いの道路利用は、可能な限り避ける。
- ◇ 津波の進行方向と遠ざかるルートを選定する。

(3) 船舶の避難

船舶の避難にあっては、以下の諸点に留意する。

- ◇ 強い揺れを感じたとき、あるいは弱い地震でも長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は直ちに港外(避難海域)に退避する。
- ◇ 地震を感じなくても、津波警報・津波注意報が発表されたら、直ちに港外に退避する。
- ◇ 港外退避できない小型船は、津波到達予想時刻を考慮のうえ、人命を第一に考え、高所に引き上げ、固縛等の対処を取る。
- ◇ 船舶は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会が定めた同港台風・津波等災害防止措置実施要領に基づく措置と同様の措置を講じる(資料編 No.45、46 参照)。

なお、参考文献による小型船舶の避難行動の基本的なフローは下図のとおりとなっている。



※注 海岸工学論文集、第53巻(2006)―津波による船舶被害軽減のための避難
海域に関する検討P1360より抜粋

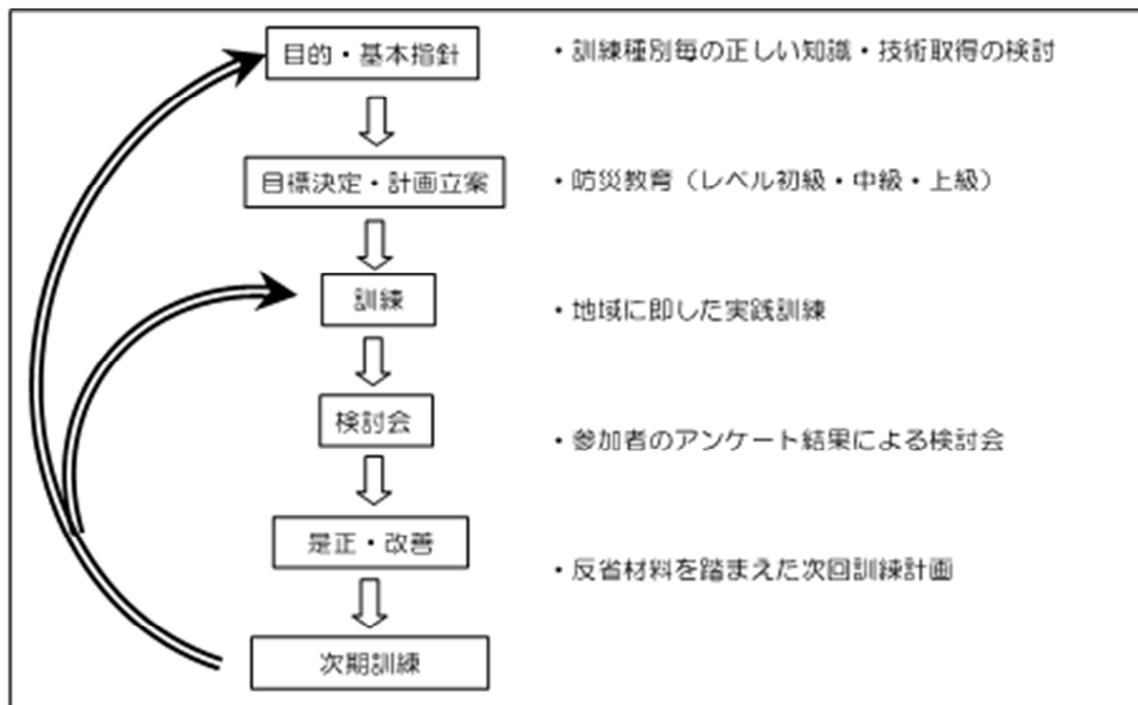
4.避難訓練の実施

住民意識の高揚と円滑な避難実施、及び住民相互のコミュニティ確保を図るため、年1回以上の津波避難訓練を実施する。

実施にあたっては、居住者のみならず、観光客・釣り客・海水浴場客・漁業(港湾)関係者及び避難行動要支援者を含む実践的な避難訓練となるように努める。

なお訓練の実施は、継続性を持たすことが重要で、次頁のフローのように是正・改善が行われて、真の避難訓練となる。

継続的な避難訓練のフロー



5. 避難に関する環境整備

速やかで、安全な避難ができるように、防災行政無線の整備をし、迅速な避難準備・指示・命令が伝わる手段確保を整え、夜間避難時の照明設備・避難誘導標識等の整備に努めることも重要である。

6. 平時の広報活動と防災教育

(1) 津波に関する基礎知識

地震発生後の津波到達時刻は震源距離に比例することから、数分で来襲する場合もある。

また引き波で始まるとは限らず、第1波よりも第2波・第3波が大きくなることも想定される。

したがって、第1波が最大波でない時でも、第1波が来るまでの直接避難(※注1)が不可欠となり、浸水深が20cmの津波でも流速が速ければ危険で、50cmを越えると足の自由がきかず、漂流物も流れてくることになる。

津波の襲来間隔は、15分～20分の場合もあり、6時間以上の避難待機を守る必要がある。

なお平成24年10月31日公表の徳島県津波浸水予測図での津波到達時刻等は、次頁のとおりとなっている。

津波浸水予測結果

位置	津波影響開始時間	最大級		
		到達時間	津波水位	波の種類
中島港	23分	139分	T.P.+5.1m	第3波
福井川河口	19分	97分	T.P.+8.2m	第2波
伊島(前島橋)	12分	98分	T.P.+6.2m	第4波

※注1 避難の違いについて

- 直接避難

地震発生後、津波に備え、即座(昼間は5分以内、夜間は10分以内)に避難する。

- 用事後避難

地震発生後、即座に避難せず、様子を見て避難する。

- 切迫避難

津波の襲来を察知してから、慌てて避難する。

(2) 平時からの避難に対する心得

避難時の非常持ち出し品の準備から始まって、いざという時の対処法等を、上記基礎知識とともに広報を行い、本市市民の防災意識高揚を図る。

【メモ】

第15節 ボランティア受入れ体制の整備及び運用に関する計画

【総務部、情報部、対策部】

第1 主旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみでの災害対応では限界が指摘されると同時に、災害ボランティアの多彩な活躍が注目された。

このため、被災者に対する救援活動が広範囲で長期にわたる場合等に、重要な役割を担う災害ボランティアについて、本市は社会福祉協議会を主体に、日本赤十字社の協力を得て、その受入れ体制と活動環境整備を以下のとおりとする。

第2 NPO・ボランティア等の連携と受入れ体制支援

NPOや組織化された専門ボランティアグループのみならず、未組織の一般ボランティアや地域外のボランティアが本市内で自主防災組織等と円滑な支援活動を展開するには受入れ窓口の設置等の整備が必要である。

このため、県及び本市は、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やボランティア団体等）と連携を図るとともに、災害中間支援組織「徳島県被災者支援プラットフォーム（令和6年7月17日設立）（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を推進する。

また、ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの育成、情報ネットワーク体制の整備、研修会開催、受入れ訓練の実施、関連組織間とボランティア間での情報交換対応、地元住民との理解周知、災害時の具体的活動マニュアルを記した『ボランティア災害活動マニュアル』作成と受入れ体制整備を行う。

さらに、本市は、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

⇒ チェック項目 11-1□、11-2□、11-4□

なお、円滑な災害ボランティア活動に必要な資機材備蓄・確保方法も検討する必要がある。

⇒ チェック項目 11-3□

第3 ボランティア活動の支援拠点の整備

県及び本市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、県域、市域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

第4 情報共有会議の整備・強化

県及び本市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第5 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び本市は、社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、県及び本市は、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6 専門ボランティアの活動への支援等

本市は、医療や救護・救助あるいは被災後の各種対応等の専門知識や特殊な技術を有するボランティア活動支援の整備に努めるが、特に被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等の確保のため、有資格者を把握し、登録制度を取り入れる等の効果的な基盤づくりに努める。

◇ 被災宅地危険度判定士

地震等の被害によって宅地災害が発生した場合、宅地の被害状況や危険度判定を行い、二次災害を軽減・防止するエキスパート。

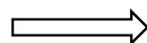
◇ 被災建築物応急危険度判定士

被災建築物の危険度を求め、居住可能か否かの判定を行うエキスパート。

(当判定により、帰宅困難者と帰宅可能者とのトリアージがなされる。)

災害時における指定避難所施設の被災建物応急危険度判定に関しては、公益社団法人徳島県建築士会阿南・那賀地域会との「災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定、平成28年2月23日」により協力を要請する。

なお、被害認定調査を行う専門職員の育成を図り、上記専門ボランティアとの協働を図ることも考慮しなければならない。



チェック項目 14-1□

第7 ボランティア災害活動マニュアル作成上の留意点

1. マニュアル作成の前提

災害時のボランティアニーズや活動には、以下のような特徴がある。

- ◇ 緊急性と公益性が高い。
- ◇ ニーズが多くかつ膨大となることがあるが、時間経過とともにニーズは変化する。
- ◇ 被災地が混乱し、的確な情報収集が困難なことが多い。
- ◇ 一般ボランティアの場合、特定地域に集中しやすい。

したがって、このようなことを踏まえ、受入れ体制整備と環境整備の構築を図る必要がある。

2. 応急対策時のボランティア活動

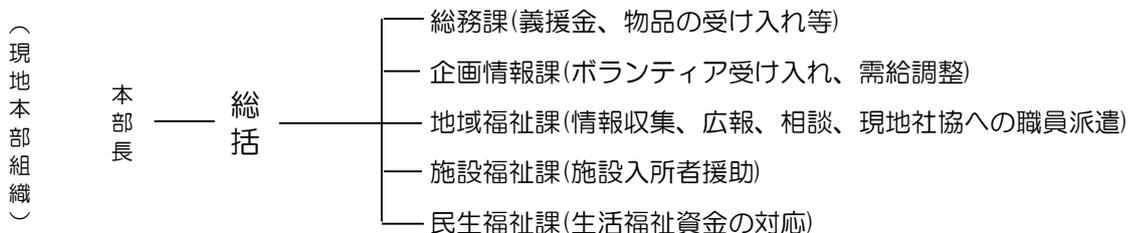
発災直後は危険性も高く、医療関係者以外では専門ボランティアに限定することが必要である。要配慮者のうち、避難行動要支援者への対応は、福祉ボランティアの活動分野といえる。

なお生活支援期においては、避難所関連と在宅関連に区分した整備体制が望ましい。

3. 体制の確立

大規模災害では、現地本部と救援本部を設置し、救援の機能分担を図ることも必要となる。

かつての阪神・淡路大震災では、現地本部組織が以下のとおりとなっていたが、このような体制を検討しておくことも重要であろう。



4. 復興期のボランティア活動

被災地での復旧活動が進み、住民生活が落ち着く頃には、救援主体を地元に移行させる必要がある。

したがって、円滑な引継ぎが行われるように、記録整備を進めていかなければならない。

第16節 広域応援計画

【総務部、情報部、警防部】

第1 主旨

大規模災害が発生した場合の、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策を以下のとおりとする。

第2 市町村間の相互協定

本市では、現在、徳島市・鳴門市・小松島市との間で「徳島県4市の災害時相互応援に関する協定、平成8年10月1日」、米子市との間で、「災害時相互応援協定、平成17年6月22日」の防災相互応援協定の他、最近では、「徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定、平成24年10月5日」、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定、平成25年4月5日」、「鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定、平成25年12月25日」、「阿南市・御坊市パートナーシティ協定、平成26年11月17日」、「災害時における相互応援協定(島原市)、平成28年7月22日」、及び「阿南市・合志市パートナーシティ協定、令和元年10月1日」等が結ばれている。

今後も迅速かつ的確な応急対策が行われるよう、相互応援協定の追加整備に努めるものとする。

(市町村間の相互協定)

徳島県4市の災害時相互応援に関する協定

災害時相互応援協定

徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定

徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定

阿南市・御坊市パートナーシティ協定

災害時における相互応援協定(島原市)

阿南市・合志市パートナーシティ協定

第3 消防機関の相互応援

本市では、現在、「徳島県広域消防相互応援協定、平成14年4月30日」「徳島県市町村消防相互応援協定、平成10年4月1日」の大規模災害に備えた消防機関協力が結ばれているが、今後も消防広域応援基本計画の策定により、派遣要請システム整備、代表消防機関設置、応援情報リスト構築により、消防広域応援体制の強化を図る。

(消防機関との相互協定)

徳島県市町村消防相互応援協定

徳島県広域消防相互応援協定

第4 民間団体等との応援・協力

大規模災害時には、民間企業や各団体等との各分野に渡る応援協力が必要となる。

現在、本市が締結している企業・団体は、資料編一覧表（第3編 No.35）のとおりであるが、速やかな災害応急対策・災害復旧対策実施を図るため、企業・団体とのさらなる応援協力の構築・強化に努める。

第5 徳島県広域防災活動計画

1.概要

「徳島県広域防災活動計画」は、国が定めた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」と十分な連携と整合を図り、徳島県内で最も甚大な被害が想定される南海トラフ地震の発生時に、県のみならず、自衛隊・警察・消防等の防災活動機関をはじめ、国の関係機関や市町村、さらには指定行政機関や指定地方行政機関等が実施すべき役割等をあらかじめ具体的に定めたもので、南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震をはじめとする大規模災害時における迅速かつ効果的な災害応急対策活動の展開を目指し策定されたものである。

災害拠点病院の最寄りのヘリポート

阿南医療センター前～ヘリポート基地

○ 第一次候補 桑野川防災ステーション

(15m×15m、病院までの距離0.8km)

○ 第二次候補 阿南光高等学校

(225m×215m、病院までの距離0.7km)

広域物資拠点と緊急輸送(海上)ルート

南部健康運動公園屋内多目的練習場
(福岡県・東京都・島根県・佐賀県・栃木県)
海上ルート 橘湾

※本市は南部健康運動公園屋内多目的練習場と那賀川支所(増築部)を地域内輸送拠点の候補地として指定

第6 応援受入れにともなう本市職員の対応

前述の広域応援受入れ等に関し、本市職員は応援職員の担当する業務等の統一的な運用方針を検討・整理しておく必要がある。

特に、ヘリコプター運用に必要な調整のほか、ヘリポート及びヘリコプター離着陸適地とその運用維持等の検討・整備を図る必要がある(訓練計画も必要となる)。

※ヘリコプター運用に必要な調整

飛行管制や機関相互のヘリコプター運用等を調整する場の設置や救助・救急時のヘリコプター活動の留意点をいう。

⇨ チェック項目 5-1□、5-2□、5-4□

なお、航空交通管制で重要な留意点は以下のとおりであり、本市職員の正確な判断が、救助・救急の大きな力となる。

航空交通管制の留意点

- 1.着地点は誰が管制するのか？
- 2.ランドマーク(地上のめじるし)を伝えるのは？
- 3.着地地点周辺のスムーズな動線の確保は？
- 4.被害情報の伝達者は？
- 5.夜間飛行を要する事態での照明は？
- 6.救助・救援の記録管理は？

⇨ チェック項目 2-4□

【メモ】

第7 広域応援・受援計画の整備

大規模災害により、本市が被災した場合に、相互応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、情報連絡体制に関する事、集結場所及び活動拠点に関する事、活動内容等の調整に関する事、宿泊施設及び応援職員への対応に関する事などについて広域応援・受援計画の策定に取り組み、円滑な応急対策等が行えるよう、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

(1) 応援体制の整備

ア 応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、県が策定した「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」に基づき、自らの災害対応のマネジメントや被災市町村の災害対応マネジメント支援を行える体制を整備するものとし、被災市町村への派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備する。

イ 県及び本市は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び本市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 受援体制の整備

円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点等、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(3) 広域避難体制の整備

ア 県及び本市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう定めるものとする。

イ 県は、鳥取県との「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定に基づき、相互の広域避難を実施する際の避難者支援策について、「広域避難支援パッケージ」として事前に検討を進めておく。

第17節 避難行動要支援者対策計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

大規模な地震・津波災害時には、災害対応能力の低い避難行動要支援者を含む要配慮者の犠牲が多くなることが懸念される。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があること等から、津波や地盤災害の情報伝達や避難誘導が必要となる。

特に、津波により避難が必要と想定される浸水区域(イエローゾーン・オレンジゾーン)においては、要配慮者の的確な対策を実施する必要がある、これらの避難行動要支援者に対する安全確保計画を以下のとおりとする。

第2 社会福祉施設等対策

1.社会福祉施設の安全確保等

社会福祉施設等利用者のお大半は、上記の避難行動要支援者であり、施設管理は、BCP(「本章第20節 企業の事業継続計画、本市業務継続計画」参照)の具体的な取組みとともに、施設構造物の耐震性確保に配慮し、津波災害や地盤災害での危険性の有無、対策を講じる必要がある。

さらに、スプリンクラー設置や消防機関等への早期通報の可能な設備促進が図られるべきである。

本市は、津波により避難が必要と想定される浸水区域(イエローゾーン・オレンジゾーン)や地盤災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、採択基準に該当する箇所について、防潮堤の建設や治山・砂防・地すべり・急傾斜地あるいは深層崩壊危険箇所の各対策事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

また、福祉避難所の指定を受けた社会福祉施設にあっては、避難者個別の支援方法を周知しておく必要がある。

2.避難計画の整備

本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、本市に報告を行うものとする。

3.防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、震災発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛消防隊を組織し、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を整備しておくものとし、必要に応じ、関係機関との連携のもと、施設相互間並びに地域住民や自主防災組織等との連携を平時から図るものとする。

4.防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設職員等が地震・津波に関する防災への基礎的知識や震災時の応急活動等への理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、適確な避難活動が行え

るよう、防災訓練を実施するものとする(「本章 第1節 防災知識の普及計画、同第2節 訓練計画」参照)。

特に、避難行動要支援者が利用している施設にあっては、職員が手薄となる夜間時(冬場)の防災訓練や地域特性を考慮した計画での実施とする。

5.防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、大規模災害時に備え、食料・飲料水、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

6.個別避難計画の作成

ア 本市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

本市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

イ 本市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、本市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 本市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、本市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

7.福祉避難所

ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

本市は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

イ 福祉避難所の指定

本市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主とし

て要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所(二次的な避難施設)の事前の指定に努めるものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、本市施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してこないことがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所のマンパワー設備・器具等の確保

本市は、関係機関等の協力を得て福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

エ 福祉避難所の周知

本市は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く本市市民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

オ 福祉避難所の運営

本市は、[徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針]等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

カ 福祉避難所における感染症対策

本市は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス感染症対策編)」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

第3 在宅者対策

1. 防災知識の普及・啓発

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者とその関係者に対し、震災時に速やかな対応が図られ、救える命を救うという共助・公助体制を推進させるため、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努める。

2. 要配慮者への対策

要配慮者の本市における定義は、以下のとおりとし、要配慮者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるようにしておく。

《要配慮者》「災害時要援護者支援対策マニュアル.平成26年1月.徳島県」から

- ◇ 高齢者(ひとりぐらし高齢者・ねたきり等高齢者・認知症高齢者)
- ◇ 身体障がい者(児)(視覚・聴覚平衡・音声言語・肢体不自由・内部障がい者)
- ◇ 知的障がい者

- ◇ 精神障がい者
- ◇ 発達障がい者
- ◇ 難病患者
- ◇ 妊産婦
- ◇ 乳幼児、児童
- ◇ 外国人

3.避難行動要支援者への対策

本市は、「阿南市避難行動要支援者避難支援プラン.平成28年1月(平成29年2月改正)」を基に、要支援者への支援を迅速かつ適確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、情報伝達体制や避難誘導等支援体制の整備を図る。

⇨チェック項目9-1□、9-2□

《避難行動要支援者の範囲》

- ◇ 要介護状態区分が要介護3から5の認定を受けている者
- ◇ 身体障害者手帳1級又は2級の視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由の者
- ◇ 療育手帳A1またはA2を所持する者
- ◇ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ◇ 難病患者(次のいずれかの要件を満たす方)
 - ・小児慢性特定疾病
 - ・「重症患者」及び「高額かつ長期」該当者
 - ・障害者総合福祉支援法上の障害福祉サービスを受けている難病患者
- ◇ 上記以外で本市市長が支援をする必要があると認めた者

《避難行動要支援者名簿の記載事項》

災害対策基本法(昭和36年、法律第223号)第49条の10第2項の規程に基づき、以下のとおりとする。

- a) 氏名、b) 生年月日、c) 性別、d) 住所または居所、e) 電話番号その他の連絡先
- f) 避難支援等を必要とする事由、g) その他避難支援等の実施に必要な事項

《名簿のバックアップと情報管理》

本市は、以下のバックアップ機能等を図る必要がある。

- ◇ データ管理のバックアップ機能実施
- ◇ クラウドでのデータ管理
- ◇ 県との連携を図る
- ◇ 紙媒体でも保存
- ◇ 情報セキュリティポリシーの遵守徹底

《名簿の更新と情報の共有》

転入・転居・死亡時には、速やかに名簿登録・削除等の更新を行い、これらの名簿情報は、支援者も共有する。また、上記以外には、一定期間毎に更新するものとする。

《名簿の共有者と情報管理》

本市においては、以下のとおりの共有者と情報管理手段を取る。

- ・名簿共有者
 - a) 消防機関、b) 県警察、c) 民生委員、d) 社会福祉協議会、e) 自主防災組織、

- f) 地域包括支援センター、g) その他、支援実施に携わる関係者
- ・ 情報管理手段
 - a) 施錠可能な場所での保管、b) 必要以上の複製・コピーは不可
 - c) 情報共有者との定期的な取扱い状況の確認

《名簿の活用》

本名簿は、以下の目的以外には使用しない。

- ◇ 防災訓練への参加呼び掛けなど防災に関する情報提供
- ◇ 避難のための情報伝達
- ◇ 避難行動要支援者の避難支援、安否確認、救助等
- ◇ 避難時以降の避難行動要支援者に対する対応
- ◇ 医療及び助産、福祉への支援
- ◇ 保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等に係る対応
- ◇ 被災後の避難所・在宅での安全・安心な生活の確保

《避難行動支援で取り組むべき事項》

要支援者には、同意書を得た後に一人ひとりの個別計画を作成する必要がある。

この個別計画には、避難支援者情報・避難場所等情報も記入し、要支援者と支援者のマッチングプランで、避難訓練実施によって、より高度な避難対策を図る必要がある。

—————>チェック項目 9-3□

《避難行動支援者と共助力向上》

避難行動支援者は、各地域自治会・各自主防災組織等からのボランティア応募が主体となるが、要支援者一人に対し、2人程度の支援者が望ましい。

また、本市住民は要支援者・健常者の区分がなく『地域住民全てが助かる』ことをスローガンに、避難支援関係者共々、保健・福祉に関する研修等に参加する必要がある。

※注 避難行動要支援者名簿様式、同意を得るための様式、個別計画の様式は、資料編 No.58に参照した。

第4 外国人等に対する防災対策

発災時の被害を可能な限り少なくするためには、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人も、防災に関する予備知識を得ていることが必要で、また迅速に正確な情報も得られるように配慮することが必要である。

情報弱者となりがちな外国人を、要配慮者と位置付け、本市では以下のような支援システムと救助体制の整備に努める。

1. 防災知識の普及啓発

- ◇ 外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発を図る。
- ◇ 在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進する。

2.避難施設案内板等の外国語併記の推進

本市は、避難場所や避難経路等の案内板は、外国人にも理解しやすいシンボル化や外国語の併記整備を考慮する。

3.的確な情報伝達の実環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、県及び本市は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

第5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

県及び本市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、県及び本市は、男女共同参画の視点から、阿南市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における調整連絡を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第18節 帰宅困難者対策計画

【総務部、情報部】

第1 主旨

被災時に、様々な理由で帰宅できず避難せざるを得ない帰宅困難者の対応を以下のとおりとする。

※注 帰宅困難者の定義は、「本章 第3節 第2 3.事業所あるいは施設等の自衛消防隊」参照

第2 帰宅困難者に対する防災対策計画

本市は、広域的な通勤・通学者、施設客、観光客等の実態を把握し、発災時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携を取り、以下の対策を講じるものとする。

1. 検討事項

検討事項は、首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会(平成23年9月.内閣府及び東京都)の基本方針を準用する。

- ◇ 一斉帰宅の抑制
- ◇ 一時滞在施設の確保(旅館・ホテル、公共住宅空屋の調査)
- ◇ 帰宅困難者等への適切な情報提供
- ◇ 駅周辺等、混雑が予想される箇所での混乱防止
- ◇ 徒歩帰宅者の支援(コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等との災害時帰宅困難者支援ステーションの締結等)
- ◇ 要支援者への配慮

なお、県発表の被害想定(第二次報告)における本市の帰宅困難者は、6,000人～6,100人となっている(「第1章 第7節 第3(8)生活支障等被害」参照)。

【メモ】

第19節 集落の孤立化対策計画

【総務部、情報部、対策部、警防部】

第1 主旨

地震・津波災害での交通や通信等の遮断で、孤立状態となることが想定される集落については、連絡手段の確保・情報連絡員の配置等により、孤立化の未然防止を図るとともに、孤立化した地域にあっては、被災状況の早期把握・住民の救出・救助等の応急対策等を速やかに実施する体制確立が必要である。

このため、本市は県及び防災関係機関等の協力を得て、孤立化した地域住民の安全確保を図るものとする。

第2 孤立化集落対策

1. 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 交通アクセスに障害が予想される集落

- ◇ 集落につながる道路で迂回路がない。
- ◇ 集落につながる道路で、冠水・落石・崩壊等の発生が予想される土砂災害警戒区域等があり、交通途絶の可能性がある。
- ◇ 集落につながる道路で、トンネル・橋梁等の耐震化施工がなされておらず、交通途絶の可能性がある。

(2) 通信手段の途絶による集落の把握

- ◇ 空中線の断絶等で、通信手段が途絶する。
- ◇ 多様な通信手段が確保されておらず、通信手段が途絶する。

2. 離島対策

本市は、蒲生田岬の海上約6kmに伊島地区があり、地震・津波等の発災時には常に孤立化の危険性がある。

第3 孤立化の未然防止対策

上記より想定される孤立化集落の未然防止対策は、以下のとおりとなる。

(1) 本市の対応

- 孤立化のおそれが想定される集落は、自治会長等の代表者を災害情報連絡員として任命する等、防災情報提供体制の整備を図るとともに、自主防災組織の育成・強化により、集落内の共助体制の高揚に努める。
- 集落内に、学校施設・駐在所等の公共機関他防災関係機関がある時は、当機関の連絡手段活用の事前調整を実施する。
- 集落内のアマチュア無線使用者を調査し、使用者同意のもとでの連携が図られるように努める。
- 集落内で、救出・救助に要する緊急ヘリポート用地確保を検討する。

- 水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進する。

(2) 電気通信事業者及び道路管理者への対応

- 集落内の基地には、一般加入電話を災害時優先電話として指定するとともに、衛星固定電話・衛星携帯電話の地区内配置を検討する。

(なお災害時優先電話の電話番号は外部に公表しない配慮が必要である。)

➡ チェック項目 2-2口

伊島漁協には、災害時の情報連絡及び特設公衆電話の機能をはたす、孤立防止用 超小型通信衛星電話が設置されている。

- 孤立化のおそれのある集落では、特に耐震対策の防災事業が重要であり、岸壁の耐震化や緊急輸送道路等の道路整備状況等については、県との定期的な情報交換を実施するものとする。

➡ チェック項目 5-3口

(3) 想定孤立集落

本市域内で予想される孤立集落は、県の南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)により、農村、漁村で以下の計7つの集落が想定されている。

また、地震、風水害等ともなう土砂崩れ等で想定される被害想定から、新たに孤立化の危険性がある集落が予想され、以下の表にその集落がある地区を特定した。

本市域内での予想される孤立集落

農村(県発表)	漁村(県発表)	その他危険性のある集落が存在する地区
熊谷町熊谷 山口町南谷 福井町土佐谷 福井町辺川	椿泊町 椿町蒲生田 伊島町瀬戸	太田井町宮平、太田井町松ノ岡、大井町中筋、大井町東平、加茂町大谷、加茂町吉元、加茂町宗田、加茂町惣道、熊谷町ヨノ工、熊谷町大谷、熊谷町丸山ノ下、吉井町帽子谷、吉井町野尻、吉井町日ノ浦、吉井町日塚口、長生町明谷中沢、長生町堂谷、長生町南川、長生町角ノ谷、見能林町白かい谷、見能林町いもじ原、見能林町猫谷、見能林町三谷、大湯町、津乃峰町新浜、新野町安行、新野町元信、新野町本田、椿町須屋西側、椿町須屋東側、椿町平松西側、椿町平松東側

※農村、漁村の7集落が県指定

【メモ】

第20節 BCP(企業の事業継続計画、本市業務継続計画)

【総務部、情報部】

第1 主旨

事業・業務継続計画(BCP - Business Continuity Plan)は、発災時に可能な限り重要な業務を継続させ、企業にとっては事業の早期操業を回復させるとともに、中断ともなう顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下や企業評価低下等のリスクから企業を守る計画として、全ての企業に相応した取組みが望まれる。本市においては「阿南市業務継続計画(地震・津波災害対策編)」を平成28年2月に作成しており、大規模災害時には災害応急対策業務や復旧・復興業務等と業務継続の優先度が高い通常業務を実施する。

したがって本市は、各企業における防災力向上の役割をはたす当事業継続計画の推進を図るとともに、本市業務継続計画で特定した業務継続計画の優先度が高い通常業務は、発災時においても実施できる体制整備を図る。

第2 BCPの策定支援

本市は、本市域内企業を対象として、BCP策定の重要性・必要性の情報提供を行い、実施企業増加の推進を図る。

第3 BCP策定の指針(案)

BCP作成作業は、企業内での事務・業務の流れ・業務実施等の一連の行程における見直しと問題点の抽出・課題の洗い出し等が基礎であり、自社企業の現状そのものを診断・分析することにもなり、強い企業へと変身できるチャンスともなる。

次頁に策定の指針となる項目例を挙げた。

【メモ】

項目例

1. 総則

(a) 適用の範囲(Plan)

この計画で扱う業務の内容

(b) 目的(Do)

主な業務での生産時間軸との関連と生産目標

(c) リスクの洗い出し(Check)

想定されるリスク分析

(d) 行動(Action)

事業を復旧(再開)させるための復旧計画

2. 緊急時対応計画

(a) 避難方法

(b) 連絡方法

3. 事業継続計画

(a) 役割と職務

(b) 計画の実施

(c) 事業継続上での人員と物資確保

(d) 機能復旧(再開)のフロー

4. 復旧計画

(a) 役割と職務

(b) 計画のさらなる実施

(c) 復旧上での人員と物資確保

(d) 安定企業としての復活・変身

5. 維持管理計画

(a) 事業実施上の品質維持

(b) PDCA体制

(c) 図上訓練の実施



【メモ】

第4 防災力向上の推進

企業は、事業活動実施において、事業所のある地域コミュニティを構成する重要なメンバーであり、地域住民とともに、自助・共助の精神に基づき、主体的かつ積極的に防災活動に取り組む必要がある。

本市は、企業がNPO ボランティア団体他地域の自主防災組織等とのネットワーク形成が図られるよう支援し、またスパイラルアップの事業運営となるような整備構築を推進する。

防災力向上は『美しい自然と活力ある産業が調和し、心豊かに暮らせる定住交流都市 阿南』の推進ともなるのである。 → 阿南市都市計画マスタープラン、平成23年3月 阿南市

第5 中小企業等の防災・減災対策の促進

県、本市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

- 1 企業の事業継続計画策定の支援
- 2 中小企業等の事業継続力強化計画策定の支援

第6 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7 本市業務継続計画

本市は、以下の方針に基づき、非常時優先業務の継続に努める。

- ◇ 災害対応を中心とした非常時優先業務を最優先する。
- ◇ 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の確保・配置(配備)は、全職員相互協力を図りながら実施する。
- ◇ 非常時優先業務以外の通常業務が困難なときは縮小・中断し、以降非常時優先業務に影響を与えない範囲で再開に努める。

なお、本市の非常時優先業務の詳細は「阿南市業務継続計画(地震・津波災害対策編).平成28年3月.阿南市」を参照とする。

第21節 石油コンビナート災害予防計画

【総務部、情報部、警防部】

第1 主旨

石油コンビナート区域の複合災害を防止あるいは軽減させるための予防計画は、徳島県石油コンビナート等防災計画の規定等により実施する。

第2 対象地区

本市は、政令で指定された石油コンビナート等特別防災区域で、区域内は工業地帯である。

区域総面積	799、897.87m ²
区域内企業	第一種事業所 四国電力(株)阿南発電所 第二種事業所 新日本電工(株)徳島工場

第3 現地防災本部

1.設置

防災本部長(知事)は、特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合であって、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めるときは阿南市長、阿南市消防本部消防長または徳島海上保安部長の意見を聞いて設置する。

2.設置場所

阿南市役所とする。ただし、災害の状況に応じて、防災本部長が指定する場所を現地防災本部とすることができる。

3.廃止

防災本部長(知事)は、災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、現地防災本部長(阿南市長)の意見を聞いて廃止する。

4.組織

現地防災本部長

阿南市長

現地防災本部員

阿南市消防本部消防長

四国電力(株)阿南発電所長

徳島県医師会長(阿南市医師会長)

本部員のうちから本部長が指名する者

5.所掌事務

- (1)災害状況の把握
- (2)関係機関の活動状況の把握
- (3)関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (4)災害状況等の防災本部への報告
- (5)その他防災本部の指示事項

第4 本市及び本市消防本部の業務

本市と本市消防本部は、以下の業務を担当する。

- ◇ 災害情報の収集伝達に関する事項
- ◇ 地域住民の避難措置に関する事項
- ◇ 危険物・高圧ガス火災の防御に関する事項
- ◇ 防災資機材の整備に関する事項
- ◇ 危険物の規制及び指導監督に関する事項
- ◇ 係留船舶の火災防御と漏油の拡散防止に関する事項
- ◇ 関係企業の自衛防災組織の育成指導に関する事項

第5 災害予防計画

災害予防計画の概要は、以下のとおりである。

- ◇ 特別防災区域での災害を未然に防止するための危険物等災害予防計画の策定
- ◇ 海上災害予防計画の策定
- ◇ 災害に関係する機関及び関係企業の災害防止に必要な資機材の整備強化
- ◇ 特別防災区域の災害防止に必要な訓練及び教育のための防災教育訓練計画の策定

なお詳細は、「第3章 第37節 石油コンビナート災害応急対策計画」を参照した。

【メモ】

第22節 活断層変位による災害の予防対策

【各部各班】

第1 主旨

本県は、讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯(讃岐山脈南縁 東部―讃岐山脈南縁西部区間)を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内でほぼ1%以下で、我が国の主な活断層における相対的評価は「Aランク(やや高い)」に区分されている。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから、県は、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図ることから、本市も、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」等に準拠し、適切な災害予防対策を行うものとする。

第2 内容

1.震度分布及び被害想定の公表

県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表する。

2.徳島県広域防災活動計画の見直し

県は、大規模災害時における広域防災活動について、中央構造線活断層地震が発生した場合の初動対応、輸送体制、物資調達等を強化するため、「徳島県広域防災活動計画」の充実を図る。

3.「特定活断層調査区域」の指定等

県は、活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定する。

4.「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等(新築、改築、移転)を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することを求める。

5.移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。

第3 その他の対策

直下型地震に対するその他の災害予防対策については、本章の第1節～第21節の内容に準じる。

第23節 大規模停電・通信障害への備え

【各部各班】

第1 方針

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

第2 内容

1.知識の普及・啓発

本市及び防災関係機関等は、あらゆる機会を通じて、本市市民等に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2.事前予防のための取組

本市は、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

3.業務の継続に向けた取組

本市、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4.訓練の実施

本市及び防災機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第24節 事前復興の取組

【各部・各課】

第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興(Build Back Better)」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に取り組むものとする。

第2 内容

1. 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に取り組む。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組みのことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標(データ)を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくよう努める。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う(PDCAサイクルを回す)ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」であるといえる。

2. 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組みであることから努めるものとする。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

【各部各班】

第1 主旨

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合、本市全職員は一丸となって災害対応を行う必要があり、全庁あげて災害応急対策にあたらなければならない。

この災害対策活動においては、災害対策本部を始め、発生した各種の内容に応じ、特別の組織を編成するが、各職員は、役割分担を十分に理解するとともに、対策活動全体の流れについても熟知しておく必要がある。

災害対策本部立ち上げの認識

- ◇ 災害対策本部設置(廃止)基準について全職員が認識する。
- ◇ 意思決定者不在時の対応を明確にし、すみやかに災害対策本部立ち上げを実施する。
- ◇ 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

1. 関係法律との関係

本市は、災害対策基本法第10条の他、「第1章 第1節 計画の目的及び基本方針」に記す各種法律に基づき、地震・津波災害応急対策を総合的に計画し、速やかな運用を図る。

2. 相互協力

発災時の相互協力責務は、法第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び、指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)、第54条(発見者の通報義務等)に規定されているが、本活動体制計画運用にあたっては、関係機関はもとより、公共団体や住民個人との相互協力も含め、本市職員は課せられた責務を果たすものとする。

第2 災害対策連絡本部

1. 災害対策連絡本部の設置基準

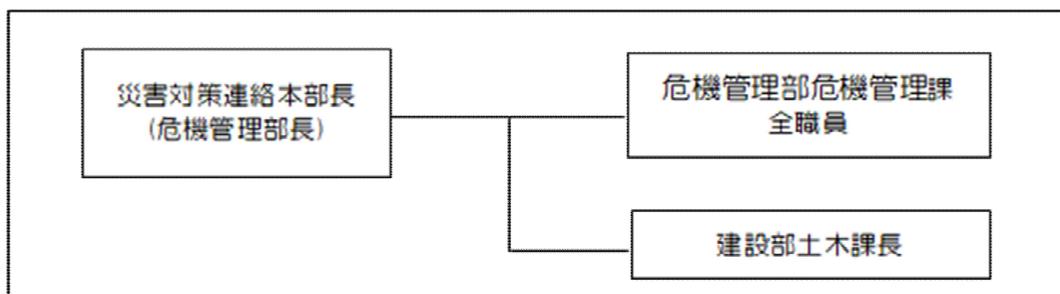
地震・津波災害時の災害対策連絡本部は、徳島県に津波注意報(津波高0.2m～1.0m)が発表されたときに設置する。(※注1)

※注1 気象庁は、東日本大震災を教訓に、マグニチュード(M=)8を超える巨大地震での津波警報の第一報は、高さの予想を出さず「巨大」や「高い」あるいは「東日本大震災クラス」等の表現に変更した。詳細は、「本章 第5節 第3 津波予報の通知と伝達」参照。

2.災害対策連絡本部の組織体制

- (a) 災害対策連絡本部責任者は危機管理部長とし、部長不在時は危機管理課長が代行する。
- (b) 災害対策連絡本部は、本部責任者が召集する。
- (c) 召集する災害対策連絡本部員は、危機管理課全職員及び建設部土木課長とする。
- (d) 設置場所は、危機管理部長室または危機管理課内とする。

組織構成



3.災害対策連絡本部の廃止基準

災害対策連絡本部は、災害対策連絡本部長が津波災害の危険性がないと判断した時、もしくは第一配備体制の災害対策警戒本部あるいは、第二～第三配備体制の災害対策本部が新たに設置されたときは、廃止する。

4.災害対策連絡本部の事務分掌

災害対策連絡本部の事務分掌は、「本章 第2節 職員の動員配備計画」における阿南市災害対策警戒本部及び災害対策本部の事務分掌を準用し、実施する。

第3 災害対策警戒本部

1.災害対策警戒本部設置基準(第一配備体制)

災害対策警戒本部は、下記基準の災害種別によって設置する。

- ◇ 地震……………本市域内で震度4～震度5弱を観測した時
- ◇ 津波……………徳島県に津波警報(津波高1.0m超～3.0m)が発表された時
- ◇ 二次災害…本市域内で地震による火災が複数箇所が発生したと通報があった時
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された時

2.災害対策警戒本部の組織体制

- (a) 災害対策警戒本部総括責任者は本市副市長とし、不在時には教育長、政策監の順に代行する。
- (b) 災害対策警戒本部は本部総括責任者が招集する。
- (c) 招集する災害対策警戒本部員は、各部長・理事とする。
- (d) 設置場所は、災害対策本部室とする。

3.災害対策警戒本部の廃止基準

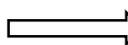
災害対策警戒本部は、本市域内に地震・津波災害及び二次災害の危険性がなくなった時、もしくは 災害対策本部設置時に廃止する。

4.災害対策警戒本部の事務分掌

災害対策警戒本部の事務分掌は、「本章 第2節 職員の動員配備計画」における阿南市災害対策 警戒本部及び災害対策本部の事務分掌・阿南市消防警防規程を準用し、実施する。

第4 災害対策本部

1.災害対策本部設置基準(第二配備体制・第三配備体制)

災害対策本部は、下記基準の災害種別によって設置する。  チェック項目 1-4□

- ◇ 地震……本市域内で震度5強以上を観測した時(この場合は、災害対策本部は自動設置となる)。あるいは、その他の状況で、本部長が設置の必要を認めたとき。
- ◇ 津波……徳島県に大津波警報(津波高3.0m超~)が発表されたとき。あるいは、津波警報が発表され、重大な被害が予想されるとき。
- ◇ 二次災害…本市域内で地震・津波による火災が複数箇所が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。

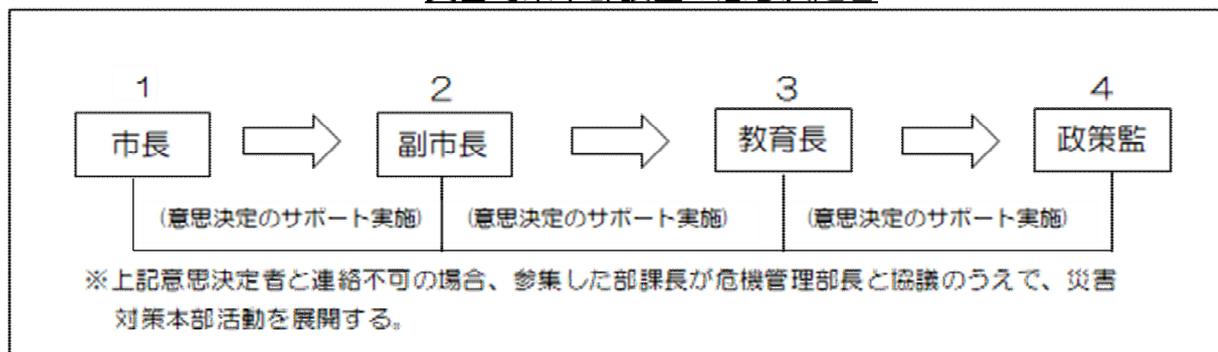
上記設置基準で、第三配備体制は以下のとおりとなる。

- ◇ 地震……本市域内で震度6弱以上を観測したとき、あるいは本市域内に重大な災害が発生し、本市全体で対処が必要と災害対策本部長が認めたとき。
- ◇ 津波……津波により、重大な被害が発生し、緊急対応が必要と災害対策本部長が認めたとき。
- ◇ 二次災害…地震・津波による火災が拡大し、重大な被害発生により、本市全体で対処が必要と災害対策本部長が認めたとき。

2.災害対策本部の組織構成

- (a)災害対策本部長は本市市長とし、市長不在時は次図の意思決定で代行する
- (b)災害対策本部は本部総括責任者が召集する
- (c)召集する災害対策本部員は、各部長・理事とする
- (d)設置場所は、災害対策本部室とする
- (e)災害対策本部の組織構成は、「本章 第2節 職員の動員配備計画」参照とする

災害対策本部設置の意思決定者



3.災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、災害の危険がなくなった時、あるいは発災後の応急対策がほぼ完了し、復旧・復興への足掛かりが可能となった時は、速やかに災害対策本部を廃止する。

なお廃止通知は、「本章 本節 第6 2.災害対策本部設置通知」に準じ、処理する。

第5 災害対策警戒本部または災害対策本部設置準備

災害対策警戒本部または災害対策本部設置準備は、以下の手順により実施する。

1.庁舎内にいる来庁者及び職員の安全を確認し、来庁者を安全な場所へ誘導する。



2.庁舎の被害状況(建物・室内・電気・水道・通信機器)の把握、火気・危険物の点検を行う。

→通信機器：総合情報通信ネットワークシステム、防災行政無線、
電話、FAX、衛星携帯電話



3.停電時は、自家用発電機による通信機器の機能確保を行う(確保できない時は、修理業者に連絡する)。



4.本部長の判断により、災害対策警戒本部あるいは災害対策本部を災害対策本部室に設営する。

被害が激しく、災害対策本部室での設営が困難な場合は、阿南市文化会館(研修室)を代替施設として使用する。



⇨ チェック項目 1-10□

5.県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置報告を行う。

県への連絡先

徳島県 危機管理環境部	1 災害時情報共有システム起動 必要事項入力送信
	2 災害時情報共有システム不能の場合 ① NTT 回線 電話 088-621-2716 FAX 088-621-2987 ② 総合情報通信ネットワークシステム 電話 *-2716 7036100 FAX 8099**2987
南部総合県民局(地域創生 防災部<美波>)	① NTT 回線 電話 0884-74-7273 FAX 0884-77-3851 ② 総合情報通信ネットワークシステム 電話 *-0884-74-7273 FAX 8099**0884-74-9501 衛星電話 7036106



6.本部室にテレビ・パソコンを準備し、インターネットで防災機関や報道機関からの情報確保体制を取る。なお報道機関には、記者会見の実施を伝える。この時広報責任者は取材ルールの取決めを行う。



⇒ チェック項目 1-8□、1-9□

7.本部室に本市域内地図・広域地図・災害状況掲示板等を準備する。



8.応急対策に従事する職員の食料・飲料水の調達、宿泊場所の確保を行う。

第6 災害対策本部の編成と連絡

1.編成等

災害対策本部の組織編成と本部会議開催要領は、以下のとおりとする。

(1)本部長(本市市長)と副本部長(本市副市長・教育長・政策監)

本部長は、災害対策本部を総括し、副本部長は本部長を補佐する。

(2)対策本部会議

対策本部会議は、本部長・副本部長・各部部長(理事含む)をもって構成し、応急対策等での確・迅速な防災活動実施の基本方針を協議する。

なお、その庶務は、総務部総括班が担当する。

⇒ チェック項目 1-5□

2.災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を通知・公表する。

災害対策本部設置時の通知・公表

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部各班	庁内放送・電話(※注1)	総務部(総括班)
本市民	報道機関・本市ホームページ	
徳島県	災害時情報共有システム、総合情報通信ネットワークシステム、NTT 電話	
報道機関	口頭、文書、NTT 電話	
阿南警察署警備課	NTT 電話他	

※注1 勤務時間外は自主参集もしくはNTT 電話等となる。

⇒ チェック項目 1-6□

第7 支部の設置

災害対策警戒本部または、災害対策本部設置時には、住民センター・公民館に支部を置き、所管区域内の災害対応が円滑に実施できるように、本部との連絡調整をとるものとする。

第8 現地災害対策本部の設置

発災時、特に激甚な被害が集中した地域にあっては、支部の管轄区域を一単位として、現地災害対策本部を設置し、速やかな応急対策活動を行う場合があるが、当設置の判断と職員の配備については、災害対策本部長が決定する。

なお名称は、「阿南市〇〇現地災害対策本部」とし、現地対策本部長を置く。

現地本部の事務分掌は、以下のとおりとする。

- ◇ 担当区域内の被害状況、災害応急対策の進捗状況、及びこれらに関する情報の防災機関・本部への連絡
- ◇ 担当区域内での要望の把握・抽出と要望事項の本部への伝達、本部の行う災害応急対策への担当区域内市民への広報
- ◇ 支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- ◇ 担当区域内の指定避難所に関する事務
- ◇ 本部長の現地視察等に関する日程等の連絡調整
- ◇ その他必要な事務

なお、現地対策本部長が担当区域内の災害応急対策がほぼ完了したと判断した場合、その旨を災害対策本部長に連絡し、災害対策本部長が廃止を決定する。

第9 地域ごとの各組織との連携

災害対策本部設置後は、本市関係職員だけでの対応は、人員・人材の不足に至る場合も想定される。

したがって、災害対策本部と地域内での各組織団体等との連携で、以下の応急対策活動の実施に努める。

地域内組織との連携活動

- ◇ 初動時の被害状況の把握・連絡と救出・救助
- ◇ 火災発生時の初期消火活動
- ◇ 避難指示時の避難誘導、避難者確認
- ◇ 避難行動要支援者を含む要配慮者の保護、生活支援
- ◇ 避難所運営マニュアルに基づく運営上のボランティア活動
- ◇ 災害時保健衛生活動マニュアルに基づく、要配慮者への保健衛生活動
- ◇ その他必要な活動

第10 体制の整備

第1 方針

県及び本市は、平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

第2 内容

1 人材育成等

(1) マニュアルの作成

県、本市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 人材の確保

県、本市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び本市は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2節 職員の動員配備計画

【各部各班】

第1 主旨

本市は、地震が発生した場合、あるいは津波注意報・警報が発表された場合の職員の動員配備体制を以下のとおりとする。

第2 災害種別の配備基準

前節の活動配備体制を配備基準として表示すると、以下のとおりとなる。

配備基準

「阿南市職員防災初動マニュアル」

1. 職員の参集（4）配備基準 ②地震津波災害の配備基準を参照

第3 動員体制

災害対策連絡本部・災害対策警戒本部・災害対策本部別の動員体制は、「一般災害編」第3章災害
応急対策計画第2節職員の動員配備計画の動員体制に準ずる。

ただし、各体制をとる場合、動員の対象者については、本部長の判断により増減できるものとする。

第4 職員の服務

1. 服務

本市職員は、「阿南市職員防災初動マニュアル」に記す各部・各班の分担任務を再確認・
チェックし、災害対策本部設営時の速やかな運営を図るとともに、以下事項の遵守に努める。

遵守事項(1)

- ◇ 平時から、地震・津波災害に関する情報に留意し、発災時の準備・警戒・災害対策各本部の指示にしたがう。
- ◇ 本部立ち上げが想定される場合は、不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ◇ 定時の勤務時間が終了しても、上長の指示があるまで退庁しない。
- ◇ 勤務場所を離れる場合は、上長と連絡を取り、所在地を明らかにする。
- ◇ 冷静な行動を取り、本市市民への不安・誤解を与えないように留意する。
- ◇ 家族の安否確認を行い、結果を上長に報告の後、退庁の必要がある時は許可を得る。

2.勤務時間外の参集

勤務時間外の参集にあつては、以下事項の遵守に努める。

遵守事項(2)

- ◇ 平時から、発災時の自主参集基準、配備体制と担当任務内容を十分に習熟しておく。
- ◇ 特別な場合(※注1)を除き、作業しやすい安全な服装で参集する(腕章着衣の必要)。
※注1 特別な場合とは、職員自身・家族・親族の身近上の事故・災害をいう。
- ◇ 参集途上で、災害発生の現場を発見した時は、直ちに本部・最寄りの支部に連絡する。
- ◇ 参集途上では、周囲の被害状況を可能な限り把握し、登庁後、直ちにその内容を上長に報告する。
- ◇ 本庁参集が困難な場合は、最寄りの支部へ参集し、上長に連絡する。支部においては、支部長の指示により各種支援を実施し、本庁参集可能後は速やかに各自配備体制箇所へ移動する。

第3節 防災関係機関応援計画

【総括班、職員班、総務・財政班、税務班、会計班、警防班】

第1 主旨

地震・津波災害時の応急・復旧対策において、他市町村・県及び指定行政機関等との応援協定に基づく応援計画は、以下のとおりとなる。

第2 応援協力要請実施者

災害の種別によって必要とされる関係機関等との応援要請は、本市災害対策本部長(※注1)が実施する。

※注1 災害対策本部長は、以下本部長と称す。

なお本部長不在で、緊急を要する時は、本部長指定の代理者が実施する。

第3 応援要請の基準

本市自らが、本市市民の生命及び財産を保護する災害対策活動が困難な状況の場合、応援の要請を行うが、その詳細は以下のとおり。

- ◇ 本市の災害対策機能が停止、もしくは停止に近い緊急時
- ◇ 本市の災害対策活動のみで不十分と判断されるとき
- ◇ 本市の災害対策活動よりも他の防災関係機関活動が迅速で、しかも効果的である場合
- ◇ その他特に必要と思われるとき

第4 応援協力の要請区分等

1. 県への応援要請等又は職員派遣の斡旋の要請

本部長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんを県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害救助法の適用

- ◇ 災害発生の日時及び場所
- ◇ 災害の原因及び被害の状況
- ◇ 適用を要請する理由
- ◇ 適用を必要とする期間
- ◇ 今までに実施した救助措置と今後措置
- ◇ その他必要な事項

(2) 被災者の他地区への移送要請

- ◇ 移送要請の理由
- ◇ 移送を必要とする被災者の数
- ◇ 希望する移送先
- ◇ 被災者の収容期間

- (3) 県への応援要請（徳島県職員災害応援隊等の出動要請を含む）又は災害応急対策の実施の要請(法第 68 条)
- ◇ 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
 - ◇ 応援を希望する物資・資機材・器具等の品名及び数量本部長は、県等との応援要請にあっては、以下の内容を文書によって伝達する必要がある。
 - ◇ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
 - ◇ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
 - ◇ その他必要な事項
- (4) 自衛隊災害派遣要請の要求(法第 68 条の 2)
第 4 節自衛隊派遣要請計画によるものとする。
- (5) 指定地方行政機関、他の市町村、都道府県等の職員派遣の斡旋を求める場合(法第 30 条)
- ◇ 派遣の斡旋を求める理由
 - ◇ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ◇ 派遣を必要とする期間
 - ◇ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ◇ その他参考となるべき事項

2. 指定地方行政機関の長、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請(法第 29 条、地方自治法第 252 条の 17)

- ◇ 派遣を要請する理由
- ◇ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ◇ 派遣を必要とする期間
- ◇ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ◇ その他必要な事項

3. 他の市町村への応援要請

本部長は、本市の応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第 67 条)

- ◇ 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
- ◇ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
- ◇ 応援を希望する物資・資機材・器具等の品名及び数量
- ◇ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
- ◇ その他必要な事項

4. 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ◇ 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ◇ 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ◇ 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。

- ◇ 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

第5 応援受入れ体制の整備

応援要請受入れ時は、以下の体制整備を図る。

1. 派遣部隊の受入れ準備

総括班(危機管理課・総務課)は、受入れ窓口として、以下の準備を行い、民間団体等への支援要請も含め、関係各班に連絡する。

- ◇ 派遣部隊の到着場所
- ◇ 宿泊場所の確保
- ◇ 受入れ関係班との調整及び派遣部事務室の設置
- ◇ 食料・飲料水等の物資の確保
- ◇ その他受入れに必要な準備

2. 派遣部隊の受入れ手続

受入れ関係各班は、下記内容を記録し、総括班を通じて本部長に報告する。

- ◇ 派遣部隊の団体名称
- ◇ 派遣人員数
- ◇ 実施要請の業務内容
- ◇ 業務実施場所
- ◇ 派遣部隊の責任者名と連絡先

第6 広域応援部隊受入れ計画

1. 徳島県広域防災活動計画(平成30年3月)

南部1地域の拠点でもある本市の広域応援部隊の派遣規模等は、「第2章 第16節 広域応援計画」に提示した。

2. 物資の調達

本市の広域物資輸送拠点は南部健康運動公園屋内多目的練習場、地域内輸送拠点は南部健康運動公園屋内多目的練習場、那賀川支所の2箇所である。(広域物資輸送拠点への支援物資は、一般災害編第3章第3節第6広域応援部隊受入計画のとおりである。)

なお、上記箇所から本市内各避難所への輸送は、原則として本市災害対策本部が担当する。

3. 活動拠点の選定及び開設

(1) 活動拠点の選定

活動拠点は、被災者・被災箇所の最も効率的な場所で、かつ地震・津波被害のない場所でなけ

ればならず、また応援部隊の宿泊施設(食事・炊事施設含む)や活動車両のスペースがある場所ではない。

(2)管理者への要請

管理者には事前要請を行い、承諾のもとで使用するものとするが、この時、施設の開錠他立ち入り禁止区域設定解除等を依頼する。

(3)設営

設営は、応援部隊が実施し、総括班は必要とする燃料確保(補充)策を考慮するとともに、部隊を補助する。

4.活動拠点候補地

活動拠点候補地は、一般災害編第3章第3節第6広域応援部隊受入れ計画のとおりである。

第7 各関係機関の協力及び経費負担

1.各関係機関協力

- ◇ 他機関・他班から応援を求められた場合は、担当班の実務遂行に支障のない範囲で協力を図る。
- ◇ 各機関の業務内容は、本部の事務分掌によるが、協力方法は各計画の進捗内容によるものとする。
- ◇ 各機関協力は、本部連絡会議の定めるところによる。

2.協定の締結

ア 本市は、平常時から国、県及び他市町村関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

イ 本市は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

3.経費負担

- ◇ 国・県あるいは他市町村から応援協力を受けた職員給与・経費の負担は、災害対策基本法または協定書規定の定めによるものとする。
- ◇ 指定公共機関等の協力にともなう経費の負担は、その都度もしくは事前協議によって定める。
- ◇

第8 公共的団体等との協力体制の確立

県及び本市町村並びに関係防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

(1) 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、徳島県水難救済会、森林組合、中小企業等協同組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、アマチュア無線クラブ等。

(2) 協力体制の確立

県の各部局並びに本市は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- イ 災害時における広報等に協力すること
- ウ 出火の防止、初期消火に協力すること
- エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること

(3) 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

以上の防災関係機関応援計画においてのチェック項目を、以下に一括整理した。

・ 応援の受入れ

応援協定に基づく応援要請である。	→第1	主旨	チェック項目	5-5□
消防隊の派遣要請を行う。	→第2	応援協力要請実施者	チェック項目	5-6□
自衛隊の災害派遣要請を行う。	//	チェック項目	5-7□	
民間団体等への支援要請を行う。	→第5	応援受け入れ体制への整備	チェック項目	5-8□
連絡窓口を指定する。	→	//	チェック項目	5-9□
物資・人員派遣受け入れ施設を指定する。	→	//	チェック項目	5-10□
応援隊事務室を設置する。	→	//	チェック項目	5-11□
宿泊場所・宿営地を確保する。	→	//	チェック項目	5-12□

車両集結場所を確保する。	→第6	広域応援部隊受け入れ計画.3	
		チェック項目	5-13□
燃料を確保する。	→	//	チェック項目 5-14□
食事及び炊事施設を確保する。	→	//	チェック項目 5-15□
ヘリコプター基地を確保し、関係者に周知する。	→	//	チェック項目 5-16□

【メモ】

第4節 自衛隊派遣要請計画

【総括班、教育総務班、商政策班】

第1 主旨

災害応急対策の実施にあつて、本市での対応が不可能あるいは困難と考えられる時で、自衛隊組織活動が有効と考えられる場合は、県知事に対し、自衛隊派遣の要請を行う。

⇨ チェック項目 5-7口

第2 要請要領

1. 要請の手順

本部長が、自衛隊派遣の必要性があると判断したとき、知事に下記事項記載のうえ、要請を行う。この時、緊急を要し、文書要請のいとまがないときは、電話または口頭をもって県に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

派遣要請依頼書記載事項

- | |
|-------------------------|
| a. 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| b. 派遣を必要とする期間 |
| c. 派遣を希望する人員、航空機、その他の概数 |
| d. 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| e. その他参考となるべき事項 |

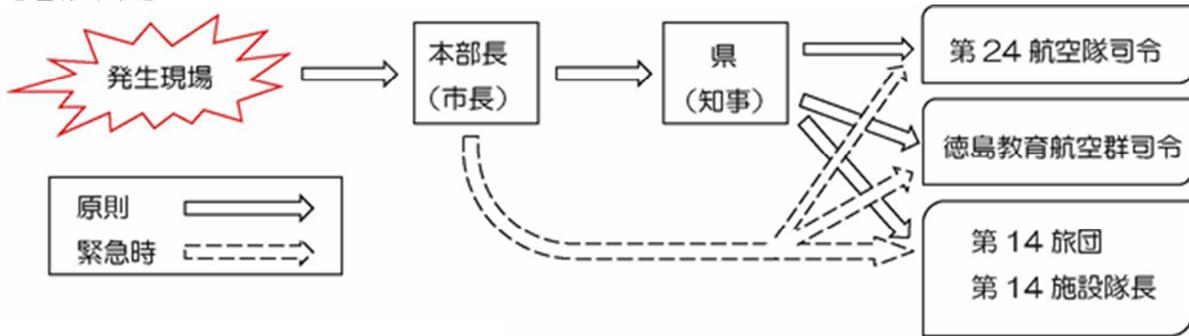
2. 緊急要請

県との通信途絶等で、知事に対して上記依頼ができない時は、直接最寄りの自衛隊に通報し、事後速やかに知事に文書提出を行う。

【要請自衛隊】

- ◇ 海上自衛隊第24 航空隊司令----- 小松島市和田島町洲端4-3
TEL (0885) 37-2111. 内線 213
- ◇ 海上自衛隊徳島教育航空群司令----- 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
TEL (088) 699-5111. 内線 3213
- ◇ 陸上自衛隊第14 旅団長----- 香川県善通寺市南町2-1-1
TEL (0877) 62-2311.
内線 2235 または 2208
- ◇ 陸上自衛隊----- 阿南市那賀川町小延4 1 3-1
徳島駐屯地司令(訓練班)
TEL (0884) 42-0991.
内線 230 または 302

【通報系統】



第3 第害対策用ヘリポートの設置

1. 災害対策用ヘリポート

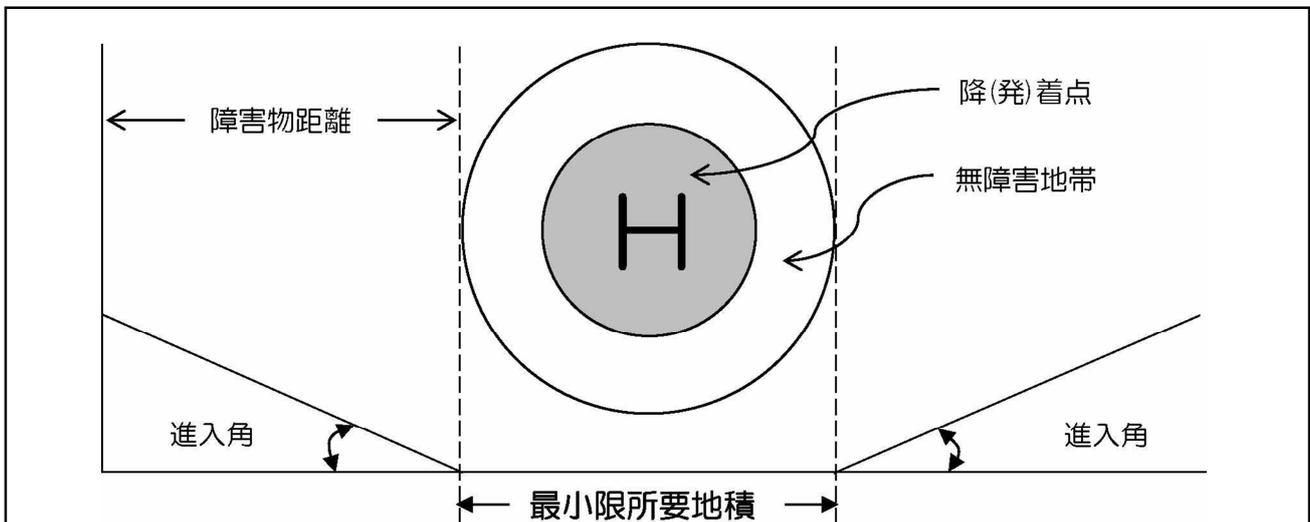
本市は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長は県に通知しておかなければならない。

2. 選定要領

降着場の選定要領は、以下のとおりである。

- ◇ 地表面は平坦で、よく整地・整理がされていること。
- ◇ 回転翼の回転によって、砂塵等が上がらない場所であること。
- ◇ 所要の地積があること。
- ◇ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。

降(発)着点付近の基準



機 種	着陸帯(直径)		進入角	備 考
	無障害地帯	降(発)着点		
小型ヘリコプター (OH-6D)	30m	15m	10°	ヘリポート外縁から50m以内に 10m以上の障害物がないこと
中型ヘリコプター (UH-1J)	50m	25m	9°	ヘリポート外縁から70m以内に 10m以上の障害物がないこと
大型ヘリコプター (CH-47J)	100m	40m	6°	ヘリポート外縁から100m以内に 10m以上の障害物がないこと

3.ヘリポート設置上の留意点

(1)ヘリポート標示

- ◇ 上空から確認できる風向標示の旗をたてるか、もしくは発煙筒を燃やす。
- ◇ 着陸地点に石灰・白布でHまたはO標示を行う。
- ◇ 夜間に備え、簡易照明施設を用意する。

(2)危険防止

- ◇ 降(発)着時は風圧等による危険防止のため、関係者以外は接近させない。
- ◇ 降(発)着地点に物品等異物を置かない。
- ◇ 現地に自衛隊員が不在の場合、安全確保のために監視員を配置する。

(3)ヘリポート発着場

ヘリポート発着場については、「一般災害編第3章災害応急対策計画第4節自衛隊派遣要請計画ヘリポート降(発)着場一覧表に準ずる。

第4 受入れ体制の整備

受入れ体制整備にあたっては、以下の項目に留意する。

1.本部長の処置

本部長は、自衛隊の活動作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないように、最も効率的な作業分担に配慮し、かつ自衛隊任務と権威侵害を考慮し、対処する。

2.活動の円滑化

本部長は、自衛隊の活動作業要請にあたって、県との協議のうえで事前計画を立案し、活動の円滑化を図る。

- ◇ 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、その他必要な諸施設の整備
- ◇ 派遣部隊の活動に対する協力
- ◇ 派遣部隊と県及び市の連絡調整

第5 災害派遣部隊の撤収要請と経費負担

1.撤収要請

本部長は、災害の救助活動が終了し、または他機関で対処可能となった時は、派遣部隊の長と協議のうえ、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。

撤収要請依頼書記載事項

- a.撤収日時
- b.撤収要請の事由
- c.事故の有無
- d.派遣人員及び従事作業内容
- e.その他必要な事項

2.経費負担

派遣部隊の活動経費は、本市負担とするが、他市町村以上の地域にわたる場合は、協議により負担割合を定める。

経費の負担区分

- a.連絡のため、宿泊施設に設置した電話設置費と通話料金
- b.宿泊に要した宿泊施設・借上げ料金・電気料金・水道料金
- c.宿泊施設の汚物の処理料金
- d.活動のため、現地で調達した資機材費用
- e.事前協議によるその他必要な経費

第6 通報記号について

陸上でのヘリコプターとの通報記号は、概略次のとおりである。

活動内容別の表示記号

通報内容	記号
・医師を要する、重傷	
・医療品を要する	
・前進不可能	X X
・食糧と水を要す	F F
・電池付きの信号灯と無線機を要す	I
・前進すべき方向を示す	K
・この方向に前進中	↑
・航空機大破	C
・ここに着陸すれば安全と思われる	△
・燃料と潤滑油を要す	L L
・総員異常なし	L L
・否定	N
・肯定	Y
・理解不可能	J L
・技術者を要す	W
・作業完了	L L L
・我等総員を発見	L L
・我等一部の人員を発見したに過ぎず	+ +
・我等続行不能、基地に帰還中	X X
・二隊に分かれ、それぞれ矢印の方向に前進中	← →
・この方向に航空機ありと情報を受信	→ →
・何物も発見せず、搜索を続行す	N N
(記号作成上の留意点) 背景と使用材料との色彩変化をできるだけ対照的にすることが必要である。	

【メモ】

第5節 地震・津波情報等の伝達計画

【総括班、秘書広報班、市民班、警防班】

第1 主旨

南海トラフ巨大地震等の大規模地震時には、地震被害のみならず津波被害のおそれも甚大であることから、地震情報(震度・震源・マグニチュード・余震状況)や津波情報、あるいは発災後の被害情報や関係機関が行う応急対策の活動情報を知ることは不可欠である。

このため、防災機関は、地震の規模や被害状況の収集・連絡を迅速に実施しなければならない。

また、本市は収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化し、住民に的確に伝達する。

第2 地震関係

1. 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(※))に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が 6 弱以上のものを特別警報に位置付けている。

(※) 緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる 府県予報区の名称	緊急地震速報で用いる 区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島	徳島県南部	阿南市

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

緊急地震速報の種類と内容・発表条件

種類	内容・発表条件
緊急地震速報(警報)	<ul style="list-style-type: none"> 地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合に震度 4 以上を予想する地域に対して発表する。その後の解析で警報発表時に震度 3 以下の地域が震度 5 弱以上を予想に変わった場合 続報を発表する。 緊急地震速報(警報)のうち、震度 6 弱以上が予想される場合を特別警報(地震動特別警報)に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度 6 弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度 6 弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報(警報)においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報(予報) (※)	<ul style="list-style-type: none"> いずれかの地震観測点において、P 波又は S 波の振幅が 100 ガル以上となった場合に発表する。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが 3.5 以上、又は最大予測震度が 3 以上である場合に発表する。

(※) 1 点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報(予報)を発信した後、所定の時間が経過しても 2 観測点目の処理が行われなかった場合は雷など地震以外の揺れ(ノイズ)と判断し、発表から数秒~10 数秒程度でキャンセル報(地震以外の揺れで発表した緊急地震速報を取り消す情報)を発信します。島嶼部など観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合があります。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに 30 秒程度かかることがあります。

(※)この基準は変更する場合があります。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT) 経由による本市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報の入手方法

緊急地震速報の入手方法は、以下のとおりである。

☆ テレビ・ラジオ等の入手

平成19年10月1日より、整備された放送局で順次放送が開始され、四国放送及び四国放送ラジオは、平成20年6月1日から開始された。

平成25年8月23日に、災害時における緊急放送に関する協定を徳島県南メディアネットワーク株式会社と株式会社ケーブルテレビあなんの2社と締結した。

☆ 携帯電話による受信

携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報が配信されている。

☆ 防災行政無線による放送

本市に整備された全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた防災行政無線による放送。

なお通信の確保に際し、以下の諸点に配慮する必要がある。

◇ 防災行政無線の疎通状況を確認する。	チェック項目	2-5□
◇ 被災地との通信インフラ状況を確認する。	//	2-6□
◇ 情報途絶集落への通信手段を検討する。	//	2-7□
◇ 通信施設被災時は、他の代替通信手段を確保する。	//	2-8□

(4)緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</p> <p>〈注意〉</p> <ul style="list-style-type: none">・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>〈注意〉</p> <ul style="list-style-type: none">・あわてて出口・階段等に殺到しない。・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

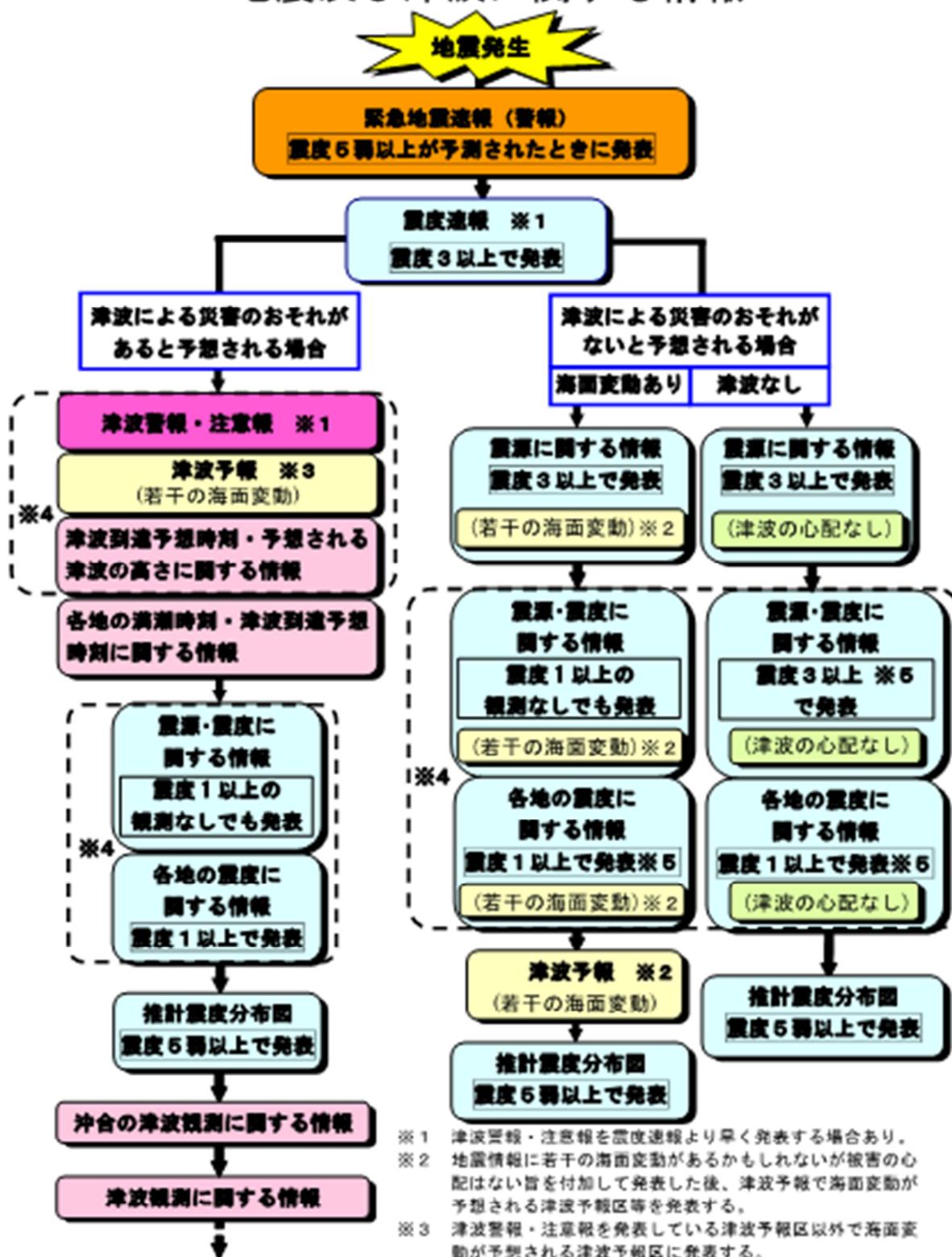
2.地震情報の種類、発表基準と内容

気象庁では、地震発生後のデータを以下のとおり発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 津波警報・注意報を発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した 	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 津波警報・注意報発表時または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地点名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上 	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20~30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 7.0 以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

※ 震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

3.地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区气象台・徳島地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類、発表基準と内容

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・津波警報・注意報発表時・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)	地震発生後30分程度を目途に、方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> 津波警報・注意報発表時 (担当地域で)震度5弱以上を観測 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	<ul style="list-style-type: none"> 定期(毎月) 	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区气象台 週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> 定期(毎週金曜) 	防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※ 地震解説資料(速報版)は気象庁で各県版を一括して作成

第3 津波関係

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(2) 阿南市が属する津波予報区

津波予報区	区域
徳島県	徳島県



(3) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超(10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波警報等の留意事項等

☆沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

☆津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

☆津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2.津波情報

(1)津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注 1)や予想される津波の高さ(発表内容は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注 2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注 3)

(注 1)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場合によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注 2)津波観測に関する情報の発表内容について

☆沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

☆最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

☆ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

☆ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

☆ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

☆ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

☆ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

☆ 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

☆ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ☆ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ☆ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3.津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。

第4 南海トラフ地震関係

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

1.南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

- ☆ 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表する。
- ☆ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
- ☆ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。
- ☆ 詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の情報名及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none">・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

(2)「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地震(注3)が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1)南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2)モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3)太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4)気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

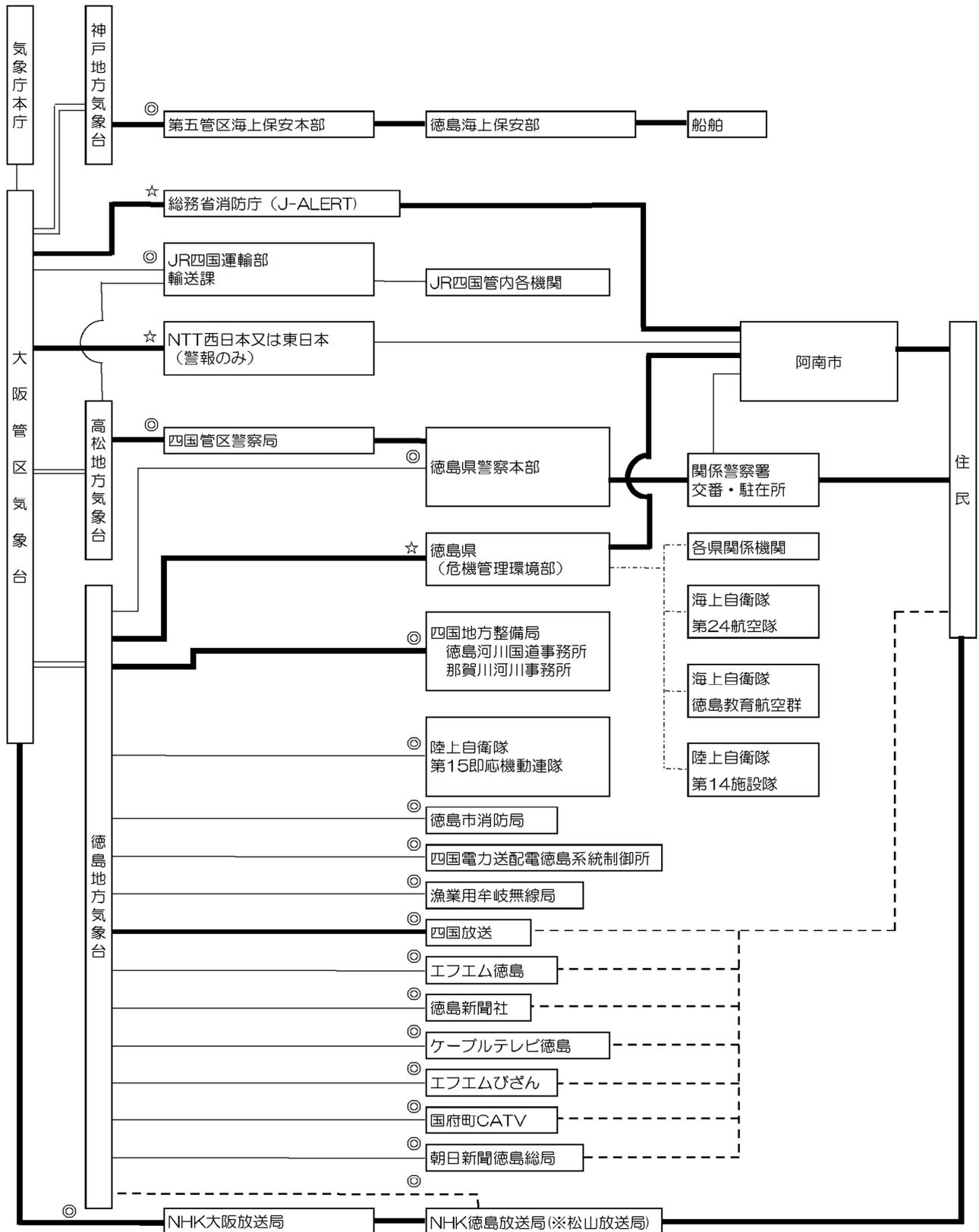
南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

【メモ】

第5 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



凡例

◎ 防災情報提供システム

☆ オンライン

(気象情報伝送処理システム)

法令(気象業務法等)による通知系統

法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼

地域防災計画, 行政協定による伝達系統

2.津波警報等の伝達

(1)本市の措置

- ◇ 県より、大津波警報・津波警報・津波注意報が伝達されたときは、以下の対応を図る。
- ◇ 本市市内への大津波警報・津波警報・津波注意報の再伝達。
- ◇ 住民、観光客、ドライバー等に、防災行政無線や広報車を利用し、正確かつ確実に広報する。
- ◇ 気象台からの情報や放送媒体の情報に十分注意する。
- ◇ 本地域防災計画に基づく、連絡・配備体制にシフトする。
- ◇ 潮位の異常等があるときは、速やかに県に連絡する。

(2)徳島海上保安部が行う措置

- ◇ 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、警告等表示盤等により周知する。
- ◇ 航行船舶に対しては、航行警報または安全通報等により周知する。
- ◇ 被害が予想される沿岸地域の住民や海水浴客等に対しては、船艇・航空機等を巡回させ、拡声器、警告等表示盤等により周知する。

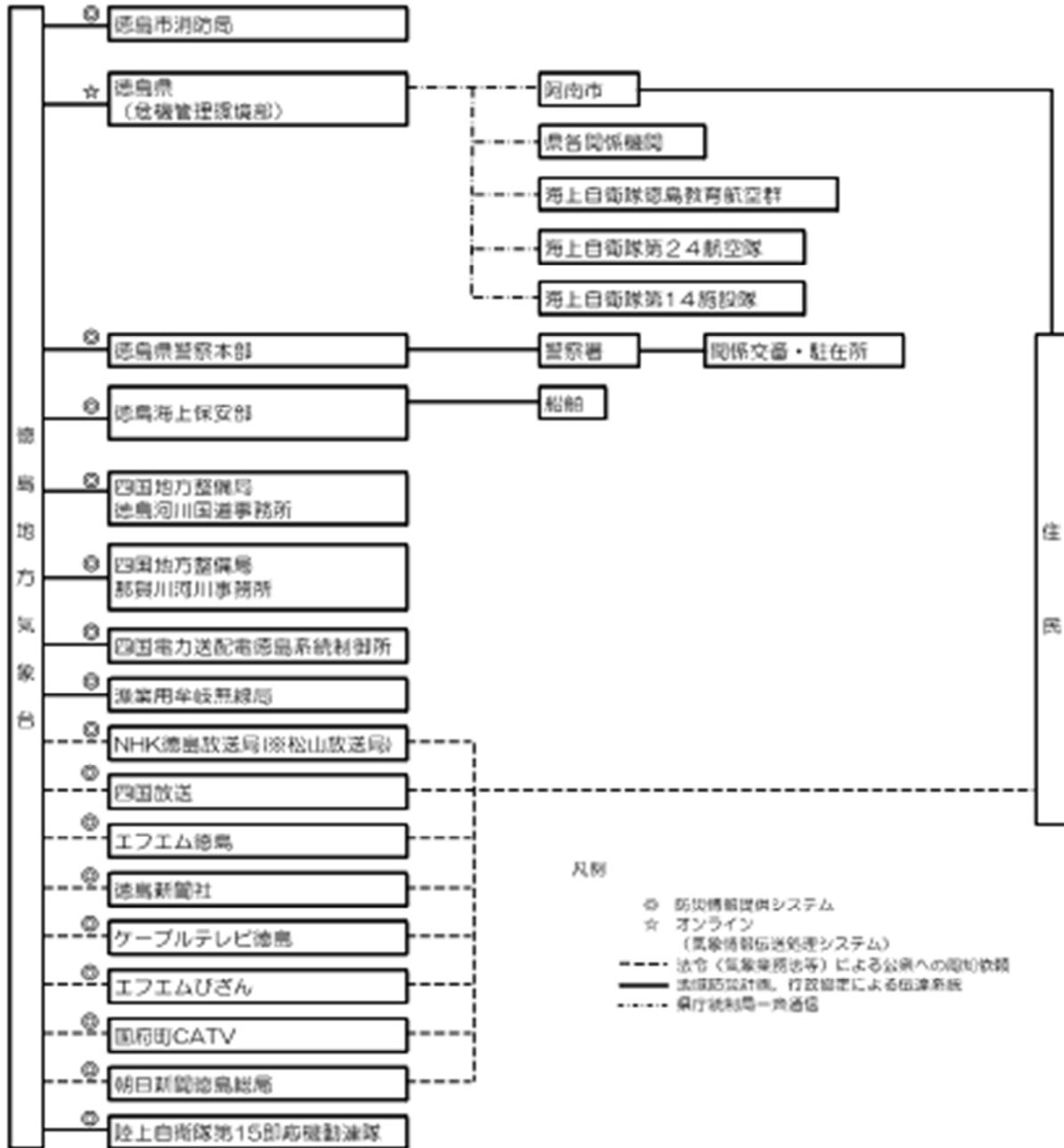
(3)津波の自衛措置

- ◇ 津波警報等が発表された場合、状況に応じ、安全を確保の上で、高所等からの海面監視や情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、本市市長は住民等に対して避難指示を伝達する等、必要な措置をとる。
- ◇ 本市市長は、避難対策として、強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては、津波予報を速やかに知るために、少なくとも1時間以上、ラジオ・テレビ(NHK・四国放送は放送終了後でも臨時に放送する)を聴取する責任者を定める。

情報網-例(ラジオ)

NHK 徳島放送局のラジオ第1放送	945KHz
// 第2放送(大阪)	828KHz
// FM放送	83.4MHz
// デジタルテレビ総合	34ch
	(リモコンでは3)
// デジタルテレビ教育	40ch
	(リモコンでは2)
NHK 大阪放送局のラジオ第1放送	666KHz
四国放送のラジオ	1269KHz
// のデジタルテレビ	31ch
	(リモコンでは1)
エフエム徳島	80.7MHz
エフエムびざん	79.1MHz

第6 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統



第7 阿南市防災行政無線の放送一覧

1.高齢者等避難(遠地津波)

上がり4音チャイム

『(こちらは防災阿南市役所です。〇〇時〇〇分津波災害に関する「高齢者等避難」報を発令しました。)

(〇〇で発生した地震により2時間以内に津波警報(注意報)の発表が予想されます。)

※1(沿岸部、川沿いの方でお年寄りなど避難に時間のかかる方、またその避難を支援する方は、高台へ避難を開始してください。)

※2(海岸、河口付近の方でお年寄りなど避難に時間のかかる方、またその避難を支援する方は、堤防より内側へ避難を開始してください。)] ×3回 ※1は津波警報、※2は津波注意報のとき使用する。

下り4音チャイム2.避難指示(遠地津波)

上がり4音チャイム

『(こちらは防災阿南市役所です。本日、午前(午後)〇〇時〇〇分津波災害に関する避難指示を発令しました。)

(〇〇で発生した地震により1時間以内に津波警報(注意報)の発表が予想されます。)

※1(沿岸部、川沿いの方は、高台へ避難を開始してください。)

※2(海岸、河口付近の方は堤防より内側へ避難を開始してください)] ×3回

※1は津波警報、※2は津波注意報のとき使用する。

下り4音チャイム

3.避難指示(大津波警報、津波警報が発表された場合)

サイレン10秒吹鳴

『(緊急放送、緊急放送、〇〇時〇〇分避難指示発令、大津波警報(津波警報)が発表されたので沿岸部、川沿いの方は緊急に高台へ避難を完了してください。こちらは防災阿南市役所)]

適宜繰り返す

4.避難指示(津波警報が伝達困難な中、強い揺れで避難の必要性を認めた場合)

サイレン10秒吹鳴

『(緊急放送、緊急放送、〇〇時〇〇分避難指示発令、強い揺れの地震がありました。津波が予想されるので、沿岸部、川沿いの方は、緊急に高台へ避難を完了してください。こちらは防災阿南市役所)]

適宜繰り返す

5.避難指示(津波注意報が発表された場合)

サイレン10秒吹鳴

『(こちらは防災阿南市役所です。〇〇時〇〇分避難指示発令、津波注意報が発表されたので海岸、河口付近の方は、緊急に堤防より内側へ避難を完了して下さい。)]

適宜繰り返す

6.解除の一例

上がり4音チャイム

『こちらは、防災阿南市役所です。〇〇地区、△△地区に発令しておりました避難指示を解除いたしました。』×3回

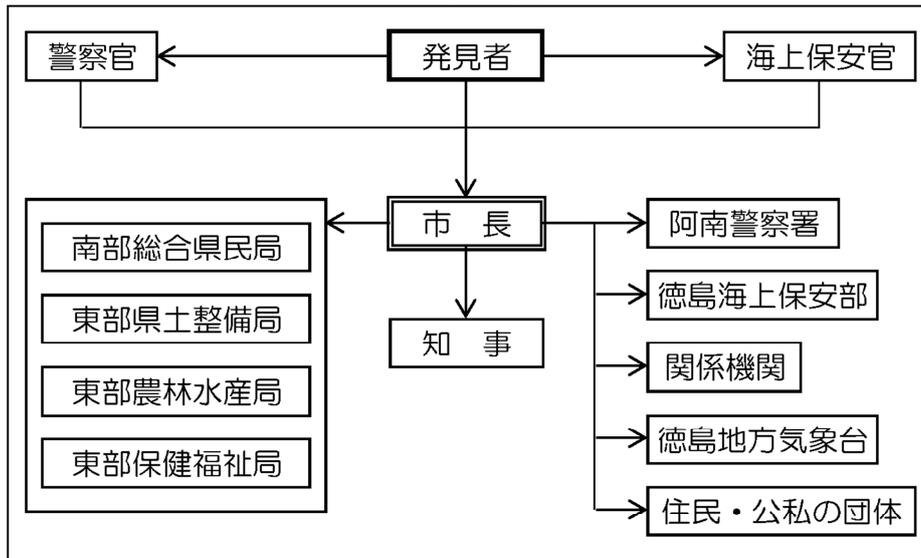
下り4音チャイム

第8 異常な現象発見者の通報

異常な現象での発見者の通報措置は、以下のとおりとする。

- ◇ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を本市市長もしくは警察官・海上保安官に通報するものとする。
- ◇ 通報を受けた警察官・海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- ◇ 通報を受けた本市市長は、遅滞なく下記系統に基づき通報するとともに、本市住民及びその他関係者に周知し、防災対策上必要な措置実施を指示するものとする。

通報系統図



第9 災害用通信設備等の運用

本市は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図る。

1. 通信連絡システムの整備

各防災関係機関は、災害時における通信連絡が円滑かつ速やかに実施できるよう、平時から有線・無線による複数の通信連絡システム整備に努める。

2. 総合情報通信ネットワークシステムの運用

徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、県・市町村・防災関係機関が一体となって、災害時における円滑かつ速やかな情報の収集・伝達に利用するシステムで、地上系(多重系、単一系、移動系)と衛星系システムから構成されている。

本市及び、阿南市消防本部は、南部阿南局(南部総合県民局阿南庁舎)・眉山中継局を通じ、県庁局と繋がっている。

なお、上記ネットワークシステムシステム回線系統図は資料編 No.28を参照とする。

3. 防災相互通信無線局の利用

防災相互通信無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

4.有線通信途絶時における通信施設の優先利用

(1)非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき、または利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4号の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、県内市町村におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図る。

(2)孤立防止用衛星装置

携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害がでた場合、NTTドコモの災害用専用基地局を稼働し、安定的な通信確保を目指すとともに移動基地局車の運用により、被災個所の孤立化防止に努めている。

本市設置場所は資料編 No.10を参照とする。

5.放送の要請

本市市長は、災害対策基本法第55条または第56条の規定による必要な通知、または要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請できる。

第10 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

1.方針 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(以下「臨時情報」)を発表した場合における対応について定める。

2.内容

(1)基本方針

ア 本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

イ 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本市においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

ウ このことから、本市並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画(南海トラフ地震防災対策推進計画)の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画(地域防災計画)や対策計画、またはその他の計画に定めるもの

とする。

(2) 臨時情報(調査中)発表時の措置

ア 臨時情報(調査中)の伝達等

臨時情報(調査中)が発表された場合、本市は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

(ア) 職員の動員体制

地震・津波災害対策編 第3章地震・津波災害応急対策計画第2節職員の動員配備計画の定めるところによる。

(イ) 情報伝達経路・方法

地震・津波災害対策編 第3章地震・津波災害応急対策計画第5節地震・津波情報等の伝達計画第6津波予報、地震・津波に関する情報の伝達システムの定めるところによる。

(3) 臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の措置

ア 臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「臨時情報(巨大地震警戒)等」)が発表された場合、本市は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的に取るべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

(ア) 職員の動員体制

地震・津波災害対策編 第3章地震・津波災害応急対策計画第2節職員の動員配備計画の定めるところによる。

(イ) 情報伝達経路・方法

地震・津波災害対策編 第3章地震・津波災害応急対策計画第5節地震・津波情報等の伝達計画第6津波予報、地震・津波に関する情報の伝達システムの定めるところによる。

イ 臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

本市は、臨時情報(巨大地震警戒)等の発表後に、臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について一般災害対策編 第3章災害応急対策計画第7節災害情報広報計画に準じて広報を行う。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

ウ 地域住民等からの問い合わせ

本市は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図るものとする。

エ 臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

本市は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

オ 災害応急対策をとるべき期間等

本市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

カ 避難対策等

(7) 事前避難対象地域

本市は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域(以下「事前避難対象地域」)並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「住民事前避難対象地域」)及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限って後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」)は、津波からの避難が困難な地域がないため、事前避難対象地域を定めない。

(1) 避難計画

本市市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者(以下「避難実施等措置者」)は、臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

a 基本方針

- (a) 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、本市は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- (b) 臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- (c) 臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、本市は、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すこととする。また、南海トラフ地震が発生した場合には本市市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内の住民に対して、同様に事前避難の呼びかけを行うこととする。
- (d) その他の地域においても、南海トラフ地震が発生した場合には県内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害の発生やため池の決壊等により身体や生命に著しい被害を及ぼす可能性のある地域などについても、地域の実情を勘案し、事前避難等の呼びかけを実施することについて検討するものとする。
- (e) 避難実施等措置者においては、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを適宜行うものとする。

b 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、市は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

c 避難のための指示等

(a) 避難指示等の伝達方法

本市市長は、臨時情報(巨大地震警戒)発表後、住民に対し、阿南市防災行政無線、携帯電話緊急速報メール、ケーブルテレビテロップ挿入等により自主避難の呼びかけを行うものとする。

(b) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所(以下「事前避難所」)、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

(c) 地域住民の避難等

臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における地域住民の避難等は次のとおりとする。

① 次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、日頃からの地震への備えの再確認等を呼びかける際、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼びかけを行うことで、事前避難の検討を促すものとする。

- ・津波災害警戒区域内に居住している者
- ・自力での避難が困難な者
- ・土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内に居住している者

② 滞留旅客等

本市は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を講じるものとする。

(d) 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、本市はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

① 避難所の受け入れ人数の把握

事前避難対象地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで避難所での受け入れが必要な人数を推計するものとし、宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとする。

② 避難所候補リストの作成

本市は、津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を整理し、避難所として使用する優先順について、次の項目を参考に予め検討を行うこととする。

- ・施設名、住所、面積、収容人数
- ・管理者、管理者の連絡先(複数名を推奨)
- ・耐震性(想定される最大震度に対する建物の安全性)の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か

- ・津波浸水想定区域内か否か
- ・学校の状況(授業継続または休校)
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要配慮者の受け入れ可否(福祉避難所としての機能を有しているか)
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

③ 避難所の選定

本市は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所候補リストから実際に利用する施設を選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、本市域内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。

④ 避難所の運営

事前避難時における避難所の運営については、「阿南市避難所運営マニュアル」に準じて行うものとする。このとき、

- ・避難所の運営は避難者が自ら行うことを基本としているが、避難所の開設期間が短い(一時避難)となる場合は、本市が避難所の開設・運営にあたる。
- ・避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

キ 消防機関等の活動

(ア) 本市は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- (a) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (b) 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(イ) 水防管理団体等は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合には、本編 第3章第10節消防活動計画に準じた措置をとるものとする。

ク 警備対策

県警察は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- (ア) 正確な情報の収集及び伝達
- (イ) 不法事案等の予防及び取締り
- (ウ) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

ケ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

(ア) 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、本市及び住民は次の事項を実施する。

a 本市

- (a) 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- (b) 応急給水活動の準備を行う。
- (c) 水道施設の安全点検を実施し、本編 第3章第 19 節給水計画に準じた措置を講ずる。

b 本市住民

- (a) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (b) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

(i) 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、本編第3章第 34 節 第4(電力施設)に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

(j) ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、本編第3章第 34 節 第5(LPガス供給施設)に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を 広報する。さらに、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全 確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には 緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

(k) 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後 発地震に備え、本編第3章第 34 節第8(通信設備)に準じた措置及び準備を行う。また、災 害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運 用、 周知等の措置を講ずるものとする。

(l) 放送

放送事業者は、臨時情報(巨大地震警戒)の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱 を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報(巨大地震警戒)発表時の防災 関係機 関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の 取るべき行動等について放送を実施する。

コ 金融

金融機関は、国が定める指導方針等に基づき、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場 合 における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置を講ずるものとし ます。また、応急金融対策の準備を行うものとする。

サ 交通

(ア) 道路

- a 県警察は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領に ついて定め、地域住民等に周知するものとする。なお、津波浸水想定区域内における 車 両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。
- b 本市は、道路管理者等と調整の上で臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通 対策等について、また、津波浸水想定区域内での車両の走行を極力抑制するように情報提 供・周知するものとし、情報提供等に当たっては各種広報媒体の活用等により実施する。
 - (a) テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

(b) 講習会、講演会等の開催

(c) インターネットの利用

c 臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合には、道路利用者に対して、道路情報表示装置等により、臨時情報(巨大地震警戒)等の発表を周知する。

(i) 海上及び航空

a 県や徳島海上保安部は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合には、在港船舶の避難等対策を行うこととし、この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

b 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合を想定した港湾の対策について、具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

(j) 鉄道

a 鉄道事業者は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。

b 鉄道事業者は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

シ 本市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(7) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

本市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

a 各施設に共通する事項

(a) 臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達

(b) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(c) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

(d) 出火防止措置

(e) 水、食料等の備蓄

(f) 防用設備の点検、整備

(g) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(h) 各施設における緊急点検、巡視

b 個別事項

(a) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(b) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(c) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(d) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(ロ) 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 臨時情報(巨大地震注意)等発表時の措置

ア 臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報(以下「臨時情報(巨大地震注意)等」)が発表された場合、本市は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的に取るべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

(ア) 職員の配置

本編 第3章第2節職員の動員配備計画の定めるところによる。

(イ) 情報伝達経路・方法

本編 第3章第5節地震・津波情報等の伝達計画に準ずる。

イ 臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

本市は、臨時情報(巨大地震注意)等の発表後に、臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について本編 第3章第5節地震・津波情報等の伝達計画に準じて周知するものとする。

ウ 災害応急対策をとるべき期間等

本市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

エ 本市のとりべき措置

臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合には、本市は本市域内全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等、日頃からの地震への備えを再確認し、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また、本市は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

(5) 学校における臨時情報発表時の対応

本市市立学校においては、「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の阿南市立幼稚園・小中学校における対応方針」に基づき、対応するものとする。

【メモ】

第6節 情報収集・伝達計画

【各部各班】

第1 主旨

災害発生状況を迅速に収集し、応急対策実施上の指示・伝達を的確に行うための情報収集・伝達計画は、以下のとおりとする。

第2 震度4以上の地震発生時の通信施設緊急点検

1.有線電話

- (1)庁内・庁外線の異常有無を確認する。この場合、勤務時間内では出先機関との通話状況を、勤務時間外ではN T T 他関係機関の通話状態を確認する。
- (2)確認の結果、通話不可能の場合は、直ちに情報収集・情報伝達手段の確保に努め、通話復旧 修理を実施する。なお災害時優先電話等の代替手段確保を実施する。

チェック項目 2-8□

2.無線電話

- (1)阿南市防災行政無線、徳島県総合情報通信ネットワークシステム等を速やかに開局する。
- (2)通信担当者は、直ちに通信機器の点検・試験を行い、異常の有無を確認する。
- (3)非常電源の確保を図る。

3.関係機関等との連絡

- (1)発災後は、本市の情報収集活動の他、関係機関との連絡を密にし、正確な情報収集に努める。
- (2)テレビ・ラジオ等の情報収集を実施する。

【メモ】

第3 情報の収集方法

1.情報の種類・収集先等

地震・津波災害時の情報の種類・収集先等は、以下のとおりである。

収集する情報の種類等

情報の種類	収集の時期	収集方法	収集先
地震・津波予報 (規模・範囲・内容等)	発災後の発表で、直後に本市に伝達	県・気象台・警察署・報道機関	J-ALERT、NTT、テレビ、ラジオ、防災行政無線
医療機関の被災状況 (緊急患者受け入れの可否)	地震発生後、揺れがおさまった段階からの収集	県・消防本部・警察書・医療機関	NTT、情報収集担当者
本市被災状況 (ライフライン・道路・交通機関)	地震発生後、揺れがおさまった段階からの収集	防災関係機関・警察書・消防本部・交通機関・地域住民	NTT、消防無線、アマチュア無線、情報収集担当者
地域住民の避難状況(避難場所・避難所)	自主避難開始の情報を得た時、及び避難勧告・指示を発令した時	消防団・警察書・自主防災組織・施設管理者・避難者	NTT、アマチュア無線、衛星携帯電話、情報収集担当者
住居・施設関連情報	地震発生後、揺れがおさまった段階からの調査による情報収集	本市担当課・ボランティア組織・消防団	NTT、アマチュア無線、消防無線、本市担当課員、ボランティア組織

2.巡回

総括班担当者は、応急対策活動に支障をきたさない範囲で、無線搭載車両を使用し、危険性を回避しながら本市市内巡回を実施することで的確な本市の被災状況を観察する。

観察結果は、無線基地局に連絡するとともに、対策本部に報告する。

3.警防班

本市消防本部は、警防本部で定めた分掌事務に基づき、上記総括担当者と同様に管轄地域内巡回により、正確な被害状況の把握に努め、対策本部に報告する。

第4 通信途絶時の対応

1.無線通信の確保

有線電話が通信不能となることも考慮し、阿南市防災行政無線、衛星携帯電話、アマチュア無線、消防無線等の通信網によって、情報収集の把握に努める。通常ルート・非常ルートとも使用不可の場合は四国地方非常通信協事務局への支援要請をする。また、通信途絶時における、非常通信対応マニュアルの作成に努める。

2.情報収集連絡員

有線電話・無線電話とも通信が不能となった時は、情報収集担当者として、連絡員(情報収集 連絡員)を確保する。

連絡員は、自転車・オートバイ等の手段で、避難場所・避難所と対策本部との連携を図る他、周辺被害状況の把握に努める。

3.空中偵察要請

上記手段をもってしても、正確な情報収集が困難な時、本部長は自衛隊、県警察、及び県消防防災ヘリコプターの出動の要請及び無人航空機を使用するなどにより、的確な被害状況を知り、応急対策活動実施にあたる他、関係各機関への応援要請の判断を行う。

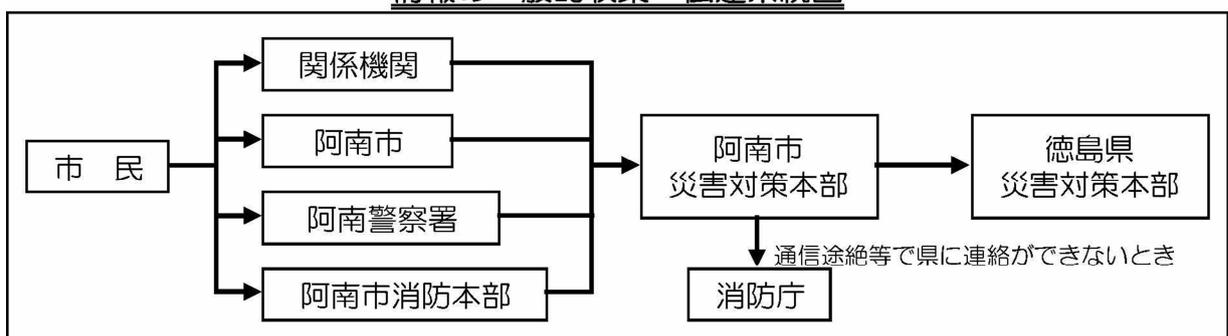
第5 情報の収集、伝達系統

県及び県内市町村の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

災害時情報共有システムを活用した情報提供体制イメージ



情報の一般的収集・伝達系統図



第7節 災害情報の収集・報告計画

【各部各班】

第1 主旨

被害状況の正確な調査報告は、効果的な応急対策実施に繋がることから、関係機関と密接に連携を取り、以下のとおりの収集・報告計画を行う。

第2 本市災害対策本部への報告

「本章 第2節 職員の動員配備計画」の分掌事務に基づき、必要とされる以下の情報・被害状況を収集し、各班に報告するものとする。

◇ 人的被害の把握	チェック項	3-3□
◇ 公共土木施設の被害状況に関する情報	//	3-4□
◇ 気象庁・徳島地方気象台からの余震に関する情報	//	3-6□
◇ ヘリコプターの派遣要請可否判断の情報	//	3-7□
◇ 本市市有施設(防災拠点・指定避難場所・避難所)の状況把握	//	3-8□
◇ 社会福祉施設等の被害状況、要介護者の安否確認と避難行動要支援者受入れの把握	//	3-9□
◇ 危険物施設の被害状況把握	//	3-10□
◇ 本市管理施設の被害状況	//	3-11□
◇ 医療機関の被災状況、可能な診療内容、入院可能な医療機関の把握	//	3-12□
◇ 停電、断水、ガス供給停止等のライフライン業者からの情報、復旧見込みの概要把握	//	3-13□
◇ 学校等の被害状況、児童・生徒の安否、下校措置の対応確認	//	3-14□
◇ マスコミ関係者の支援把握、情報収集連絡員と警防班員情報等の情報トリアージ体制の確保	//	3-15□
◇ 商工会議所・商工会・各種組合団体等と協力し、商工業の被災状況を把握する。	//	3-16□

第3 県等への報告

災害即報については、以下の基準に該当するものとするが、県への報告にあたっては、資料編 No.51 参照の『火災・災害等即報要領』によるものとする。

- | | | |
|-------------------------|--------|-------|
| ◇ 被害状況等を集約し、定期的に県に報告する。 | チェック項目 | 3-5□ |
| ◇ 被害金額等の概算を集計し、県に報告する。 | // | 3-17□ |

1.報告基準

- ◇ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ◇ 災害対策本部を開設した場合
- ◇ 災害が複数県にまたがるもので、本県は軽微であっても、同一災害として大きな被害を生じているもの
- ◇ 災害が、国の特別な財政援助を要するもの
- ◇ 当初は軽微でも、以降は上記要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- ◇ 地震が発生し、本県内で震度 4 以上を記録したもの
- ◇ 津波により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◇ 災害状況を社会的影響から判断して、特に報告の必要があると認められるもの

2.報告の種類

- ◇ 災害即報 — 地震発生時
- ◇ 中間報告 — 発生報告後、被害の状況が変化するたびに逐次実施する報告
- ◇ 確定報告 — 応急措置が完了し、被害内容確定時に速やかに実施する最終報告

3.報告の方法

(1)手段

原則として、災害時情報共有システムへの入力による(ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAX 等、あらゆる手段により報告する)。

(2)災害即報・中間報告

原則として電話または徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告し、不通の場合には可能な最短方法にて報告する。

(3)確定報告

確定報告は必ず様式(資料編 No.52 参照)により文書で報告する。

4.報告責任者

本部長は、あらかじめ総括班内で被害状況報告責任者を定めておく。

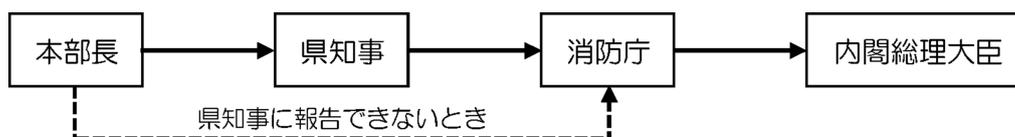
5本市の措置

(1)本部長は、徳島県知事に被害状況の報告ができない事態の場合、法第53条の規定により、内閣総理大臣(消防庁経由)に直接報告するが、報告後は速やかに県知事に内容報告を行う。

(2)消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び消防庁に報告する。

(3)本市で震度5強以上が観測された時は、被害の有無を問わず、県に加え、消防庁にも覚知後30分以内に報告する。

災害対策基本法第53条の規定による被害状況報告ルート



6.連絡窓口

消防庁及び県への連絡窓口は次頁のとおりである。

消防庁	平日 9:00~17:45 応急対策室	衛星系	TEL FAX TEL	03-5253-7527 03-5253-7537 *0-048-500-90-49013
	平日以外 宿直室	衛星系	TEL FAX TEL	03-5253-7777 03-5253-7553 *0-048-500-90-49103
徳島県	危機管理部	総合情報通信ネット ワークシステム	TEL FAX TEL FAX	088-621-2716 088-621-2987 *-2716 8099**2987

【メモ】

第8節 災害情報広報計画

【各部各班】

第1 主旨

地震・津波災害時の災害情報広報計画は、以下のとおりとする。

広報は、高齢者や避難行動要支援者を含む要配慮者にも配慮し、津波情報については、沿岸地域の居住者・観光客・釣り客・ドライバー及び船舶・漁船等所有者に、正確に伝達されるように配慮する。

第2 被害情報の収集及び広報機関

1. 収集と広報

被害状況の収集は、情報部・対策部・警防部・支部が行い、総務部総括班に連絡する。

また本市市民等への広報は、秘書広報班が他班の応援のもとで行う。

2. 現地状況の把握・記録

被災地の状況は、関係各課が写真撮影によって記録・保存する。

第3 情報提供時の留意点

発災時には、本市市街地を中心に以下のような社会的混乱が予想される。

したがって、広報発表に際しては、警察官・自主防災組織等の協力を得て、本市市民の不安感払拭に努める。

- ◇ 電話の不通・断線等による混乱
- ◇ 情報の不足、混乱にともなうデマ、流言飛語による混乱
- ◇ 避難行動にともなうパニックと混乱
- ◇ 帰宅行動にともなう混乱
- ◇ 自動車運転時の道路混乱
- ◇ 旅行者・観光客等地理不案内な者の混乱
- ◇ 日本語による情報を理解できない外国人の混乱
- ◇ その他社会的混乱が発生しやすい場所
 - ・ 不特定多数の出入りする大規模施設及びその周辺
 - ・ 危険物施設のある地域で、かつ人口集中地区
 - ・ 防災機能が不十分な避難地・避難路
 - ・ その他交通渋滞の発生しやすい場所

第4 正確な情報提供広報

1. 広報内容

発災時から避難所生活に至るまでの広報内容は事項のとおりである。

- ◇ 地震・津波警報発表の広報
 - ・ 直接避難の呼びかけと避難指示
 - ・ 避難時の心得と留意事項
- ◇ ラジオ・テレビ等による情報入手の呼びかけ
- ◇ 水道・電気・ガス・電話等ライフラインの状況
- ◇ 安否情報
 - ・ 児童・生徒・学生の避難状況
 - ・ 事業所での自衛消防隊の状況
- ◇ 道路交通状況(被害状況と渋滞状況)
 - ・ 避難経路
 - ・ 緊急輸送ルート
- ◇ 社会的インフラ施設の状況(被害状況と混雑状況)
 - ・ 上下水道
 - ・ 電線
 - ・ 電話(携帯電話含む)
- ◇ 被害情報と状況
 - ・ 地震・津波規模と以降の余震有無
 - ・ 地震・津波・火災発生状況と被害情報
 - ・ 被災者のこと
 - ・ 二次災害の発生・拡大状況とその危険性
- ◇ 医療救護所の設置情報
 - ・ 設置場所
 - ・ 開設している医療機関
- ◇ 避難所の設置情報
 - ・ 設置場所
 - ・ 交通機関・ルート
- ◇ 避難時の災害に適した指定緊急避難場所(※)の選択
 - ・ 指定緊急避難場所への移動がかえって危険をとまなう場合等の避難方法についての周知
- ◇ 避難所施設内での心得・留意事項
- ◇ 災害復旧の見通し
- ◇ 帰宅者トリアージ
- ◇ その他必要な情報

※本市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

2. 広報方法

災害対策本部が活用する広報媒体は、「一般災害編」第3章第7節に定めるところによる。

報道機関一覧

名 称	媒 体	所 在 地	電 話 番 号
NHK 徳島放送局	テレビ・ラジオ	徳島市寺島本町東 1T 目 28 番地	088-626-5975
四国放送株式会社	//・//	徳島市中徳島町 2T 目 5 番地 2	088-655-7560
株式会社ケーブルテレビあなん	CATV	阿南市宝田町今市イシン坊 27 番地 1	0884-23-0330
徳島県南メディアネットワーク株式会社	CATV	阿南市日開野町谷田 485 番地 1	0884-22-1728
徳島新聞社	新聞	徳島市中徳島町 2T 目 5 番地 2	088-655-7373
株式会社 FM 徳島	コミュニティ FM	徳島市幸町 1T 目 6	088-656-2111
市政記者室	テレビ・新聞	阿南市富岡町トノ町 12 番地 3	0884-22-0049

※注 放送の要請について

本市市長は緊急を要する場合で、利用している全ての通信機能がマヒした時、あるいは通常の通信方法では間に合わないと判断される時、『避難情報の放送の申し合わせ、平成18年7月1日施行』により、放送局に放送を要請する。

第5 災害情報伝達のチェックリスト

以上の災害情報に関する伝達(広報)のチェックリスト一覧を次頁に記した。

チェックリスト

- ◇ 地震・津波情報、津波注意報・津波警報及び余震情報を報道機関に伝達する。 4-1□
- ◇ 上記情報をインターネットのホームページに伝達する。 4-2□
- ◇ 上記情報を防災行政無線によって、本市市民に広報する。 4-3□
- ◇ 停電等の非常事態時は、半鐘・回覧板等のローテクで広報する。 4-4□
- ◇ 停電等の非常事態時の孤立集落への伝達は自転車・バイク等を用いての伝達を行う。 4-5□
- ◇ 上記情報を学校施設管理者及び児童・生徒・学生に伝達する。 4-6□
- ◇ 上記情報をNPOを通じ、広報に努める。 4-7□
- ◇ 想定危険箇所の避難指示と誘導を行う。 4-8□、4-9□
- ◇ 警戒区域(イエローゾーン・オレンジゾーン)への立入制限・禁止と退去命令を行う。 4-10□
- ◇ 避難所運営マニュアルから、安全な避難所生活の運営方法について広報する。 4-11□
- ◇ 災害時保健衛生活動マニュアルから、感染予防と健康管理について広報する。 4-12□
- ◇ 避難所の開設状況を伝える。 6-1□
- ◇ 本市市民等の安否確認状況を広報する。 6-2□
- ◇ ライフラインの被害状況、二次災害防止措置、復旧見込み等の広報を行う。 6-3□
- ◇ 汚水処理施設の被害状況、トイレの使用制限の協力依頼を伝える。 6-4□
- ◇ 住民問い合わせ窓口開設を伝える。 6-5□
- ◇ 交通規制状況、交通機関復旧見込みについて広報を行う。 6-6□、6-7□
- ◇ 食料・飲料水・生活用品の確保状況を伝える。 6-8□
- ◇ 保育・教育・社会福祉施設等の被害状況・利用可否の広報を行う。 6-9□
- ◇ 危険物等施設地周辺の被害状況広報と避難指示を行う。 6-10□
- ◇ 救援物資受入れを依頼する。 6-11□
- ◇ 義援金の受入口座を広報する。 6-12□
- ◇ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、あるいはすだちくんメールによる安否確認等の周知を行う。 6-13□
- ◇ 学校等の臨時休校、下校措置などの情報を広報する。 6-14□
- ◇ 報道内容やインターネット情報を確認し、風評被害防止の情報発信を行う。 6-15□
- ◇ 災害ごみの処理方法について広報する。 6-16□
- ◇ 避難施設にテレビ・ラジオ等の情報伝達機器を設置する。 6-17□
- ◇ 屋外避難者や車中避難者等指定避難所外の者に、FM ラジオを用いた情報提供を行う。 6-18□
- ◇ 建物応急危険度判定・宅地危険度判定実施の広報を行う。 6-19□
- ◇ 診療可能な医療機関や救護所等について広報を行う。 6-20□
- ◇ 被害認定調査の実施を広報する。 6-21□
- ◇ 罹災証明発行手続きの広報を行う。 6-22□
- ◇ 被災した中小企業者等の金融相談窓口設置の広報を行う。 6-23□
- ◇ 災害ごみの分別や排出方法について広報する。 6-24□

第9節 災害救助法適用計画

【各部各班】

第1 主旨

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏・住居そう失・傷病等で苦しむ被災者に対し、その保護と安心感の回復、及び社会秩序の保全を図るために実施する災害救助法の適用は、本計画の定めによる。

—————> チェック項目 1-7□

第2 実施責任者

災害救助法適用による救助は知事が行い、本市市長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、本市市長が行う。

第3 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、おおむね以下の事項となる。

- ◇ 収容施設(避難所、応急仮設住宅)の供与
 - ◇ 炊き出しその他による食料品の給与
 - ◇ 飲料水の供給
 - ◇ 被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与
 - ◇ 医療及び助産
 - ◇ 救助・救出
 - ◇ 住居の応急修理(※注1)
 - ◇ 学用品の給与
 - ◇ 遺体の捜索及び処理
 - ◇ 障害物の除去
- 〈生業に必要な資金、器具または資材の給与・貸与については、災害援護貸付金等の各種貸し付け制度が充実したことから、現在は運用していない。〉

(※注1) 住居の応急修理

建物・宅地等の安全性判断は、専門家の判断が必要となる。

チェックリスト

- ◇ 職員の応急危険度判定の実施体制と判定本部を設置する。 13-1□
- ◇ 建物・宅地応急危険度判定(※注1)の実施について判断する。 13-2□
- ◇ 応急危険度の対象となる区域・宅地を定め、広報する。 13-3□
- ◇ 応急危険度判定に必要な支援を他機関・応急危険度判定士・宅地危険度判定士に要請する。 13-4□
- ◇ 建物・宅地危険度判定を実施する。 13-5□
- ◇ 被害認定調査の応援要員を確保する。 14-2□
- ◇ 被害認定調査の実施時期を周知する。 14-3□
- ◇ 被害認定調査を実施する。 14-4□
- ◇ 罹災証明の発行手続きについて広報する。 14-5□

(※注1)県は、被災宅地危険度判定実施要綱により、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成、都道府県及び市町村間の相互支援体制の整備等を実施し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

第4 災害救助法運用基準

災害救助法施行令第1条の定めにより、本市については、次のいずれかに該当した場合に適用される。

1 災害が発生した段階での災害救助法の適用(法第2条第1項)

(1)適用基準1

本市内人口は、令和元年12月末現在で72,644人ゆえ、住家の滅失世帯数が80世帯以上の場合に適用対象となる。

発動基準1

市町村区域内の人口	住家滅失の世帯数
5,000人未満	30
5,000人～15,000人未満	40
15,000人～30,000人未満	50
30,000人～50,000人未満	60
50,000人～100,000人未満	80
100,000人～300,000人未満	100
300,000人以上	150

← 該当

(2)適用基準2

徳島県内の被災世帯が1,000世帯以上で、本市内住家の滅失世帯数が40世帯以上で適用対象となる。

発動基準2-1

都道府県区域内の人口	住家滅失の世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人～2,000,000人未満	1,500
2,000,000人～3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

← 該当

徳島県人口 727,281人(令和2年1月1日現在)

徳島県HP 徳島県推計人口より

発動基準 2-2

市町村区域内の人口	住家滅失の世帯数
5,000 人未満	15
5,000 人～15,000 人未満	20
15,000 人～30,000 人未満	25
30,000 人～50,000 人未満	30
50,000 人～100,000 人未満	40
100,000 人～300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

← 該当

(3)適用基準 3

徳島県内の被災世帯が 5、000 世帯以上で、本市被災所帯が多数である場合に適用対象となる。

発動基準 3

都道府県区域内の人口	住家滅失の世帯数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人～2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人～3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

← 該当

(4)適用基準 4

多数の者が生命あるいは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合に適用対象となる。

(5)災害状況認定基準

住家被害の認定基準は以下のとおりである。

災害状況認定基準

滅失(1)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、当住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものである。							
住家の半壊・半焼(2)	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば再使用できる程度である場合、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものである。							
住家の床上浸水・土砂の推積(3)	上記(1)(2)に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、または土砂・竹林等堆積により一時的に居住することができない状態になったものである。							
世帯	生計を一にしている実際の生活単位。							
住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で、各部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれ1住家として扱う。							
<p>※注 滅失住家とは、住家の滅失世帯を基準としており、半壊住家は以下のように算定される。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>滅失住家 1世帯</td> <td>=</td> <td>全壊(全焼・流出) 住家1世帯</td> <td>=</td> <td>半壊(半焼) 住家2世帯</td> <td>=</td> <td>床上浸水 3世帯</td> </tr> </table>		滅失住家 1世帯	=	全壊(全焼・流出) 住家1世帯	=	半壊(半焼) 住家2世帯	=	床上浸水 3世帯
滅失住家 1世帯	=	全壊(全焼・流出) 住家1世帯	=	半壊(半焼) 住家2世帯	=	床上浸水 3世帯		

2 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用(法第2条第2項)

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

第5 災害救助法の適用手続

本市市長は、本市における災害が前述の適用基準のいずれかに該当するか、もしくは該当する見込みがある場合、直ちにその旨を以下の内容にしたがって、県知事に報告する。

なお、事態が急迫して、県知事による救助実施を待つことができない時には、施工令第8条の規定により、災害救助法による救助に着手することができる。

ただし、この場合も後日文書をもって県知事に報告しなければならない。

適用手続内容

- | |
|---|
| (1)災害発生の日時・場所
(2)災害の原因及び被害状況
(3)適用を要請する理由
(4)適用を必要とする期間
(5)既にとった救助措置及び今後とろうとする措置
(6)その他必要な事項 |
|---|

第6 災害救助法による救助の程度・方法・期間、及び実費弁償の基準

災害救助法適用時の救助の程度・方法・期間等は、資料編 No.9 の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表に参照したが、特別な事情がある時には期間延長が許される場合がある。

第10節 消防活動計画

【総括班、警防班】

第1 主旨

災害の拡大を防止するための消防活動について、本市が実施すべき対策は以下のとおりである。
なお、津波被害が想定される地域の活動においては、津波到達時刻等の正確な情報を把握し、活動従事者の安全性に配慮したうえで、被害拡大防止対策を図る。

第2 基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発等により住家被害や人命の危険性が予想され、東日本大震災では津波火災(二次災害)が発生した。

したがって、消防機関のみならず、本市市民や事業所職員、あるいは健常者である避難者も、出火防止や初期消火に努める必要がある。

この観点から、消防活動の基本方針を以下のとおりとする。

1. 消火活動

- (1)本市市民・自主防災組織・自衛消防隊等は、自らの生命と財産を守るため、出火防止と初期消火活動を実施する。
- (2)本市消防本部警防班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、同時多発火災も考慮し、明確な部隊指揮・部隊運用の消防活動を展開する。

2. 人命救助・救急活動

大規模地震・津波発生時には、家屋の倒壊・障害物落下・自動車事故・危険物(毒物)の漏洩、あるいは液状化発生による道路通行不能箇所等の複合的な活動障害も予想される。

この観点から、消防の人員・資機材を活用し、人命救助・救急活動を優先させた活動を図る。

3. 安全避難の確保

火災発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域は、住民の安全確保を優先させた活動を図る。

第3 初動体制の確立

1. 災害対策本部の初動対応

(1) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、情報収集体制を確立させる。

(2) 特別配備体制の確立

発生した地震の規模により、有線電話・携帯電話、あるいはその他の方法で職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

この時、招集伝達経路が不通の時は、阿南市消防警防規程第101条(1)～(4)に基づき、自主参集するものとする。

(3)出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検と火気始末を行い、庁舎及び付属施設の被害状況を確認する。

2.警防班の初期対応

地震発生直後は、以下の第一次・第二次行動を行い、無線により情報管制課に報告する。

(1)第一次行動

- ◇ 初動体制の確保 — 消防車両等に救援資機材・消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。
- ◇ 車両の安全確保 — 地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件・施設構造を考慮のうえ、消防車両等を安全な場所に移動させる。
- ◇ 災害状況の調査 — 庁舎付近の火災発生状況、あるいは周辺道路の通行障害状況を調べる。

(2)第二次行動

- ◇ 資機材の確保 — 携帯用非常電源と非常用燃料を確保する。
- ◇ 災害状況の把握 — 火災の発生・建物の倒壊・道路等の被害状況を知り、救急・救護等の情報収集に努める。

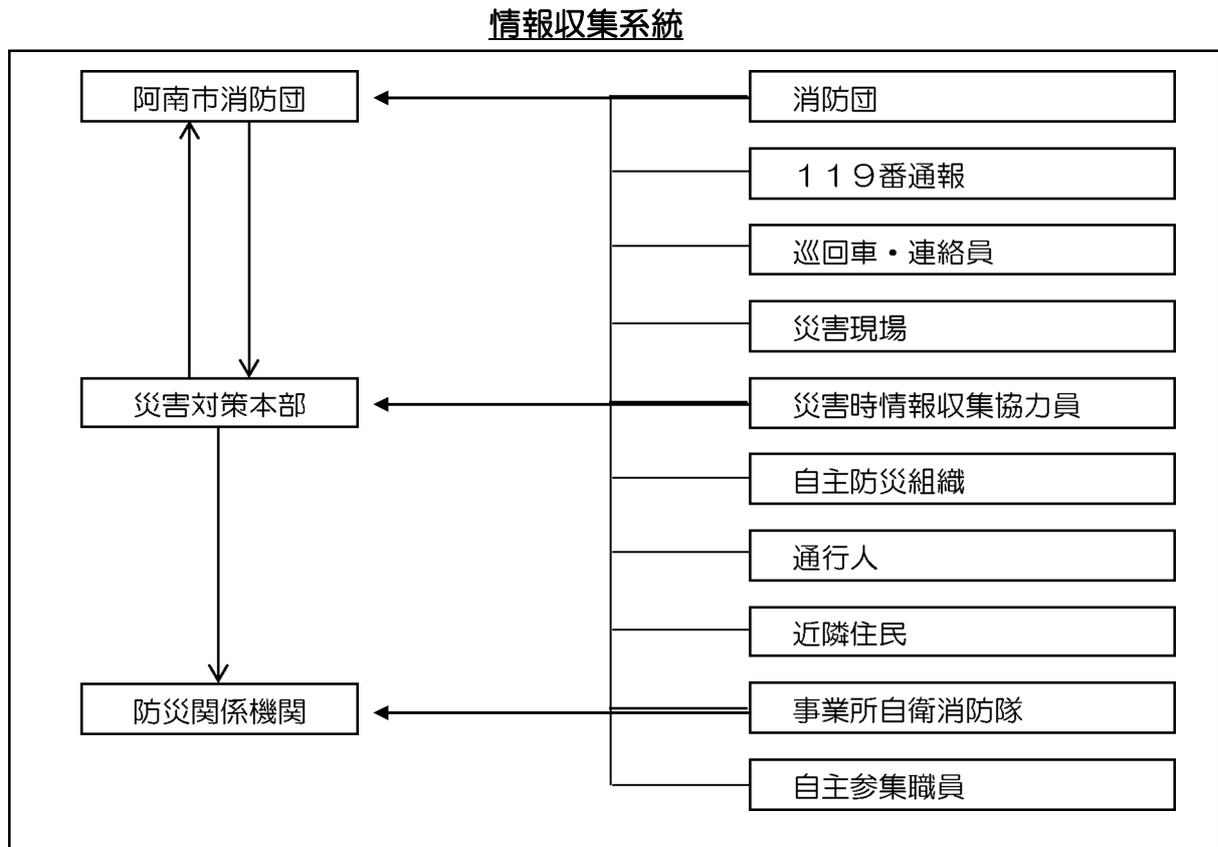
3.出火防止の広報

避難施設箇所も含む本市地域内の火気始末・出火防止等の広報を実施する。

特に、避難行動要支援者等を含めた要配慮者に配慮した広報を行う。

第4 情報の収集

情報の収集は、以下の情報収集系統による。



第5 火災防御活動

1. 初期対応後の火災防御活動

(1) 一般防御活動

消防隊は、第一次～第二次行動(初期対応)後、直ちに消防車両を出動させ、本市内の木造家屋密集地等の警戒活動と火災の発見に努め、火災早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

また火勢の状況によって、応援隊を要請する。

(2) 市街地優先防御

本市市街地の火災防御活動を優先し、事業所火災に対しては、本市市街地への延焼拡大のおそれがある時に、局部防御実施と事業所の自衛消防隊活用を図る。

(3) 重点防御

現状の消防力で鎮圧が困難と想定される火災においては、延焼拡大の危険性が高い地域、及び人命の保護と市民の財産に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を重点防御箇所とする。

(4) 集中防御

多発火災で、現有消防力をはるかに上回る時は、河川・広幅員道路・耐火建築物を防御線と設定し、集中的な防御活動を行う。

2.消防隊の運用

(1)部隊指揮

- ◇ 消防長の指揮によって、本市内の災害活動を実施する。
- ◇ 地震直後の初動期における消防隊運用は、消防長が決定し、迅速な災害活動を実施する。

(2)部隊運用

- ◇ 出動部隊数は制限し、必要最小限の部隊で運用する。
- ◇ 参集職員で予備隊を組織し、増強隊としての運用を図る。
- ◇ 消防団との連携を密に取り、総合的な部隊運用体制の確立を図る。

3.消防団の活動

(1)活動範囲

消防団の活動範囲は、原則として分団区域とするが、消防団本部あるいは災害対策本部からの指示及び隣接区域の火災発生状況(被害発生状況)によっては、応援活動体制での支援を行う。

(2)任務

任務の内容は以下のとおり。

- ◇ 消火活動及び各消防隊との連携
- ◇ 人命救助・救出及び避難誘導
- ◇ 中継送水等の相互応援
- ◇ 飛火警戒と残火処理
- ◇ その他命令による業務

第6 救助・救急活動

1.救助・救急活動方針

原則として、救助・救急活動は、消防隊、救助隊及び救急隊で実施するが、消防長の指揮のもとに、防災関係機関との連携による救助活動も実施する。

なお、避難行動要支援者等の要配慮者の救助は、要支援者名簿活用によって実施する。

2.活動の具体化

(1)救助活動

- ◇ 正確な情報収集と冷静な分析で、人命の危険性が高いと判断された箇所(住居)からの救助活動を行う。また現場では、自力脱出不能者を優先救助する。
- ◇ 要救助者の安全に留意し、状況によっては重機等を活用する。
- ◇ 長時間に渡る救助活動では、交替要員を配備する。

(2)救急活動

- ◇ 傷病者トリアージによって、順次救急搬送を実施する。
- ◇ 搬送は、避難所内の応急救護所、あるいは医療機関とする。なお、負傷者が多数の場合の応急救護所への搬送は、状況により付近住民あるいは自主防災組織等の協力を求める。

- ◇ 医療機関には、診療・収容可否の確認によって、傷病者の状況提供を行い搬送場所を決定する。

第7 応援等の受入れ

1.徳島県広域消防相互応援協定の活用

大規模火災発生時の鎮圧と多数の人命救助を要する時、『徳島県広域消防相互応援協定』をもって、要請を行うものとし、この時の応援消防隊の進出拠点を以下のとおりとする。

〔阿南市消防本部……………阿南市辰己町1-33〕

なお、要請時の連絡方法は、電話(災害時優先電話、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星電話、その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。)により行うものとし、書面による要請は、電話による要請後、ファクシミリ等(電子メールを含む。)により別記様式1-1(資料編 No.62 参照)を送信する。

2.緊急消防援助隊の要請

本市市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに阿南市及び徳島県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、徳島県知事(知事に対して連絡ができない場合には、その旨を消防庁長官)に対して緊急消防援助隊による応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。

その他、必要な事項は「緊急消防援助隊関係資料 消防庁」による。

3.大部隊の進出拠点

避難者等で混乱・パニック状況にある場合の大部隊の進出拠点は以下のとおりとし、災害規模・被害の内容等の区分によって、的確に振り分け・選定を行う。

なお、総合指揮所は、災害対策本部もしくは災害対策本部近隣地として、自衛隊・応援消防隊との調整を図るものとする。

進出拠点(候補地)

場 所	所在地	TEL(0884)	備 考
阿南市消防本部	辰己町1-33	22-1120	
徳島県南部健康運動公園	桑野町桑野谷34-1	26-1885	
道の駅「公方の郷なかがわ」	那賀川町工地803	21-2631	
情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3	44-5000	
阿南中学校	見能林町南勘高1	22-0539	
阿南第一中学校	長生町西方589-1	22-1404	
阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	26-0203	

※その他の広域避難場所で、避難者に支障のない場所、あるいは大規模災害時における応援消防隊等の集結場所及び野営場所に関する協定で規定した場所も予定地とする。

4. 応援消防隊の指揮

応援消防隊が進出拠点へ結集した時は、消防長は応援要請の事案(消火、救助・救急等)ごとに任務を振り分け、応援消防隊の指揮を執る。

なお、「本章 第3節 第6 広域応援部隊受入れ体制計画」に記す応援部隊との速やかな相互協調も重要である。

5. 事業所の自衛消防隊への応援協力要請

大規模地震発生時の消防機関が行う消火活動、救助・救急活動等で、被災から免れた事業所の自衛消防隊他、応急活動に要する重機・資機材を保有する事業所には、災害対策本部長が応援協力要請（資料編 No.35 災害時における協定に基づく）を行うものとする。

【メモ】

第11節 水防計画

【総括班、維持管理班、農地整備班、土木班、警防班】

第1 主旨

本計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条、及び同法の一部改正(平成27年7月、法律第22号)の規定により、水防上必要な監視・警戒・通信・連絡・輸送、ダムあるいは水門・樋門等の操作、水防管理機関・水防管理団体等の運用を図るもので、阿南市水防計画及び徳島県水防計画(平成28年度)に基づき、以下のとおりとする。

なお、平成27年7月の水防法一部改正の主な概要は、以下のとおりとなっている。

- ◇ 浸水想定区域について、想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮に係る区域に拡充
- ◇ 下水道の機能確保、下水道を利用した内水対策・再生エネルギー活用等

第2 水防管理団体の活動

大規模地震により、津波あるいは浸水による被害が発生した場合、もしくはそのおそれがある時、水防管理団体は以下の活動を実施する。

- ◇ 浸水想定区域内の監視・警戒及び水防施設管理者への連絡・通報
- ◇ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止措置
- ◇ 水防に必要な水防団員の召集と資機材の点検整備
- ◇ 水防管理団体相互の協力及び応援の実施と水防協力団体の指定

第3 緊急時の措置

1.津波対策

遠地地震において、津波注意報・津波警報が発表されたときは、河川・海岸の管理者または水防管理者は、自らの避難時間を確保できる範囲及び水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、管理施設の門扉(防潮扉、水門、樋門等)の操作を行う。

2.浸水対策

河川、海岸等の管理者及び水防管理者は、揺れの大きな地震を感じたときは、その管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに、関係機関(水防本部、県警察、報道機関等)に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

第12節 救助活動

【総括班、市民班、地域支援班、保険年金班、福祉班、警防班】

第1 主旨

震災により、生命・身体に危害を受けた者、あるいは行方不明の状態にある者に対する捜索・救助の実施は、以下のとおりとする。

第2 予想される被害・状況

震災時は、倒壊家屋の下敷き、高層建築物などでの孤立、車両事故での負傷、さらにはがけ崩れ(深層崩壊)・地すべり及び海難事故等早急に救助を要する多種事案が想定される。

第3 基本方針

1.被災者の救助

被災者の救助・捜索活動は、原則として警防班が警察機関とともに実施するが、避難行動要支援者の救助・捜索は、要支援者名簿記載の支援者協力も考慮する。

2.海上での遭難者

海上での遭難者の救助(行方不明の捜索を含む)は、本部長からの要請により、徳島海上保安部が行うが、徳島県水難救済会等の協力も考慮する。

第4 救助の方法

救助実施の対応は、以下のとおりとする。

- ◇ 救助・救急活動時も、周辺被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、隣接市町村等に応援を要請する。
- ◇ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行する。
- ◇ 重点とする対応区域は、家屋密集地域・避難困難地区・要配慮者居住箇所とする。
- ◇ 救助した傷病者は、応急措置対応後、傷病に適した医療機関に搬送する(トリアージの実施)。
- ◇ 特に被害が甚大で、本市のみでの対応が不可能な場合、県に救助応援要請及び自衛隊派遣要請を行う(日本レスキュー協会による災害救助犬出動要請も同様とする)。

第5 災害救助法適用時の対応

災害救助法適用時は、県知事(権限を委任された場合は本市市長)が行うものとするが、対象者等は次のとおりとする。

1.対象者

- ◇ 災害により、生命もしくは身体が危険な状態にある者
- ◇ 災害のため、生命不明の状態にある者

2.期間

災害発生の日から3日以内とするが、国との協議により、延長の場合もある。
また期間内に生死が明らかにならない場合は、遺体捜索への切替となる。

3.費用

費用は、船艇その他救出のための機械・器具等の借上費または購入費・修繕費・燃料費とし、当該地域における通常の実費が支払われる。

4 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 安否不明者等の氏名等の公表

- (1) 安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定し、迅速な捜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表するものとする。
- (2) 本市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、本市と連携のうえ、一連の手続きを整理したマニュアルを活用して安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、本市に公表する内容を事前に連絡するものとする。

- ◇ 救護所を設置する。 7-1□
- ◇ 死傷者の救出・搬送を行う。また重病者はヘリコプター等で広域搬送する。 7-2□
- ◇ 行方不明者の捜索を行う。 7-3□
- ◇ 遺体の安置所(寺院・本市市有施設)を確保し、関係者に周知する。 7-4□
- ◇ 遺体の搬送車両・棺・ドライアイス等を確保する。 7-5□
- ◇ 必要に応じ、医療・保健の専門家の派遣を要請する。 7-6□
- ◇ 外部支援の医療・保健チームを円滑に受入れるための体制整備・周知を行う。 7-7□
- ◇ 人工透析等の緊急を要する傷病者で、本市内で対応が取れない時は、
県等の協力により、地域外の病院へ搬送する。 7-8□
- ◇ 車中泊避難者等のエコノミー症候群の注意喚起を行う。 7-9□

- ◇ 遺体の保護・埋火葬が困難な場合、県他隣接市町村に協力要請を行う。 7-10□
- ◇ 傷病者に対する救護班・医療機関への受診推奨を行う。 7-11□
- ◇ 医師・保健師等と連携し、インフルエンザ等感染症の保健指導・健康管理相談を実施する。 7-12□

第13節 避難計画

【各部各班】

第1 主旨

大規模な地震・津波発生時は、差し迫った危険から住民の生命を守ることが最優先されなければならない。

また倒壊・流出・焼失等で住家を失った被災者の一時的収容も重要事項である。

したがって、本市では「避難情報の取組に関するマニュアル(令和3年5月)」を基に、これらの避難に対する避難指示、避難誘導、避難所開設の措置を以下のとおりとする。

第2 避難指示等について

1. 避難情報等

避難措置に関する実施責任者等は、関係法令に基づき、以下の避難指示を行う。

避難情報の実施責任者とその対応

区分	実施責任者(関係法令)	措置	実施の基準
高齢者等 避難	本市市長	避難行動要支援者 への避難行動開始	避難行動に時間を要する者が避難を開始する段階で、災害発生の可能性が高まった時とする。
避難指示	本市市長 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示・立 退き先指示	災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、特に必要と認められる時とする。
	知事(//)		本市が災害対策基本法第60条の執務を実行できない事態の時とする。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法4条)	立退きの指示・立 退き先指示	本市市長が立退きを指示することができない事態の時、あるいは市長から要求があった時とする。
			警告及び避難の措置
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示・立 退き先指示	本市市長が避難のための、立退きを指示することができない事態の場合、あるいは市長から要求があった時とする。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、警察官がその場にいる時、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水・高潮・津波・地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められる時とする。
水防管理官 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水・高潮・津波により、著しい危険が切迫していると認められる時とする。	

2.意思決定順位

本市市長が不在の時、または災害時の通信途絶によって本市市長と連絡が取れない時の避難判断決定は、災害対策本部の組織構成に基づく意思決定順位に準じる。

→ 「本章 第1節 第4 2.災害対策本部の組織構成」参照

3.避難指示の判断

- ◇ 避難指示の判断は、以下の項目を基準とする。
- ◇ 地震・津波火災の拡大によって、住民の生命の危険が及ぶと想定されるとき
- ◇ 津波警報の発表によって、津波による家屋の破壊・浸水等の危険が想定されるとき
- ◇ 地盤の液状化・がけ崩れ(深層崩壊)・地すべり等が発生、または発生するおそれがあり、住民に生命の危険が及ぶと想定されるとき
- ◇ 有毒ガス等の危険物質が流出・拡散、または発生するおそれがあり、住民に生命の危険が及ぶと想定されるとき
- ◇ その他災害の状況により、本市市長が必要と判断したとき

4.避難指示の内容

避難指示の内容は以下のとおりとする。

- ◇ 避難対象地区
- ◇ 避難経路
- ◇ 避難先(指定緊急避難場所(一次避難場所)・指定避難所(二次避難所))
- ◇ 避難指示の理由
- ◇ その他必要な事項
 - ・ 避難時の戸締まり
 - ・ 携行品(持出し品)
 - ・ 避難時の服装

避難の種別

- | |
|--|
| <p>a .事前避難……災害情報によって、災害のおそれがある場合に、避難行動要支援者が安全な場所へ避難する場合、縁故避難と計画避難に区分される。縁故避難は、親戚・知人宅への自主的避難、計画避難は避難場所への避難をいう。</p> <p>b .緊急避難……事前避難ができない状況の場合で、災害がまさに発生しようとし、または発生した場合に居住者が行う避難をいう。緊急避難の開始は、避難の勧告・指示発令時は、自主的に実施する。</p> <p>c .収容避難……避難場所に危険が生じ、他の安全な避難場所に移動収容する避難と逃げ遅れた者の5.避難勧告・指救示出の収伝容達の手避段難をいう。</p> |
|--|

5.避難指示の伝達は、以下の方法による。

- ◇ 阿南市防災行政無線
- ◇ 広報車(本市所有車両)
- ◇ テレビ・ラジオ等の報道機関
- ◇ 警察車両広報
- ◇ 情報収集連絡員の呼びかけ、あるいはサイレン
- ◇ 施設管理者からの伝達(支部・公共施設・学校施設・海水浴場他事業所施設)
- ◇ 携帯電話緊急速報メール
- ◇ 阿南市メール配信サービス
- ◇ ケーブルテレビテロップ挿入(自主放送チャンネル)

6.警戒区域設定の権限区分

本市市長は、災害の発生により、特に危険と想定される区域は、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の当該区域への立入りを制限・禁止あるいは退去を命じるものとする。

この時の権限区分等は、以下のとおりである。

警戒区域設定の権限区分

法 律	実 施 者	設 定 権	目 的
災害対策基本法 第63条第1項	本市市長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命・身体の保護を目的とする
// 第73条第1項	知事(本市市長がその全部または大部分の事務を行えない時)		
// 第63条第2項	警察官(本市市長もしくは本市市長の委任者が現場にいない時に、前者から要求があった時)		
// 第63条第3項	災害派遣を命じられた部隊の自衛官(本市市長もしくは本市市長の委任者が現場にいない時)	水防上緊急の必要性がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から退かせ、すみやかな水防・消防活動を図る
水防法 第14条第1項	水防団長・水防団員、他消防機関に属する者		
// 第14条第2項	警察官(上記の者がいない時、もしくは上記の者から要求があった時)		
消防法 第28条第1項 第36条	消防吏員あるいは消防団員		
// //	警察官(上記の者がいない時、もしくは上記の者から要求があった時)	火災現場及び水災を除く他の災害現場における警戒区域の設定権	

7.関係機関への連絡

避難指示後の連絡先は次のとおりで、避難種別の内容・伝達項目等を伝達する。

- ◇ 徳島県、警察署、徳島海上保安部
- ◇ 避難先となる学校・公民館・公共機関・公共的団体・その他指定避難場所
- ◇ 隣接市町施設を避難場所とする場合は、隣接市町

8.避難所等の基準

大規模地震発生時の避難施設は、資料編 No.11、No.12参照のように指定緊急避難場所(一次避難場所)と指定避難所(二次避難所)とするが、多数の避難者と長期収容の必要性が予想される。また、周辺の避難所が被災した場合や、避難所の集約過程において、一定地域をカバーできる拠点避難所も選定する必要性があり、避難所を次の基準によって指定する。

避難所の指定

避難の区分	避難先
地震発生後の火災・延焼等での避難	指定緊急避難場所
津波警報の発表、土砂災害での避難	指定緊急避難場所
有毒ガス等の危険物質の流出による避難	付近の高台等避難可能場所
住家の倒壊等により生活本拠地を失った時の避難	指定避難所
一次避難場所での避難が長時間に渡り、宿泊を必要とする時の避難	地域所有集会所・縁故先

なお避難施設としての必要条件是、以下の内容をクリアする必要がある。

- ◇ 耐震性を有する学校・公民館等本市公共施設を原則とする。
- ◇ トイレ・水道設備を有していること。
- ◇ 救援物資輸送等に必要な空地があること。
- ◇ 周辺に木造建築物が密集していないこと。
- ◇ 浸水及び津波等のおそれがないこと。

拠点避難所としては以下の機能も有すことが必要である。

- ◇ 建物の耐震化、LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- ◇ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備
- ◇ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テント、ヘリポートなど避難生活等に必要な資機材等
- ◇ ヘリポート

9.避難誘導について

避難誘導は、以下の事項を参考に実施する。

- ◇ 避難誘導は、警察官・消防団員・本市職員・自主防災組織・避難行動支援者が連携して実施する。
- ◇ 本市公共施設及び社会福祉施設等においては、各施設管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- ◇ 誘導経路は安全確認を行い、危険箇所を避ける。また危険箇所がある場合は、標識・なわ張り等を行い、事故防止に努める。

10.移送

避難者が自力で避難できない場合、あるいは別の避難所・医療関係機関へ移送させる必要のある避難者の場合は、車両・船舶等を使用する。

11.避難所の運営

避難所の運営にあたっては『避難所運営マニュアル』（平成29年3月）及び『福祉避難所運営マニュアル（令和2年3月）』に基づき避難所を開設運営する。その概要は以下のとおりである。

(1)避難所の運営・管理

ア 本市市長が避難指示を発令した時、あるいは本市住民が自発的に直接避難・事前避難を開始した時、施設の利用にあっては、施設管理者との緊密な連絡を取り、管理全般に渡る安全性の留意点等を得る。

また運営面では、避難者への速やかで正確な伝達を行い、食料・飲料水等の配給を実施するとともに、清掃等については、避難者あるいは自主防災組織内の各班長等の協力・共助が得られるように努める。

さらに、要配慮者に配慮して、協定を結んだ旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保を図る。

イ 本市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

ウ 避難時の生活環境保全是大切であり、避難が長期化する場合の配慮に加え、プライバシー保護状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

エ 本市は、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い、健康面・精神面の気配りに配慮する。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

オ 本市は、性別に関係なく使えるスペースの確保や男女共用のユニバーサルトイレの設置など、当事者の意見も参考に、性的マイノリティに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 本市は指定避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行えるよう努めるものとする。

キ 避難者の健全な住生活を確保するには、避難者トリアージによって、滞在避難者には応急仮設住宅提供を図り、指定避難所（二次避難所）を早期に閉鎖することである（住宅着工は、発災時から

20日以内を目標とする)。

したがって、本市は県とともに、災害時における被災者用の住宅利用を目的として、公営住宅や居住可能な空屋を把握しておき、災害時に迅速に斡旋できるように努める。

ク 本市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ケ 本市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。また、本市は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 本市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 避難所の状況把握等

避難所の施設管理者は、自主防災組織内の各班長と協力し、避難者の日々の生活状況を把握するとともに、適切な運営管理を行う必要がある。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等(車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。)の状況も把握するよう努めるものとする。

〔状況把握〕

- ◇ 避難者の住所・氏名・年齢等の個別調査、避難者総数、家族の安否
- ◇ 避難者の傷病状況・健康状況
- ◇ 衛生状況
- ◇ 被災状況・復旧状況等の正確な情報

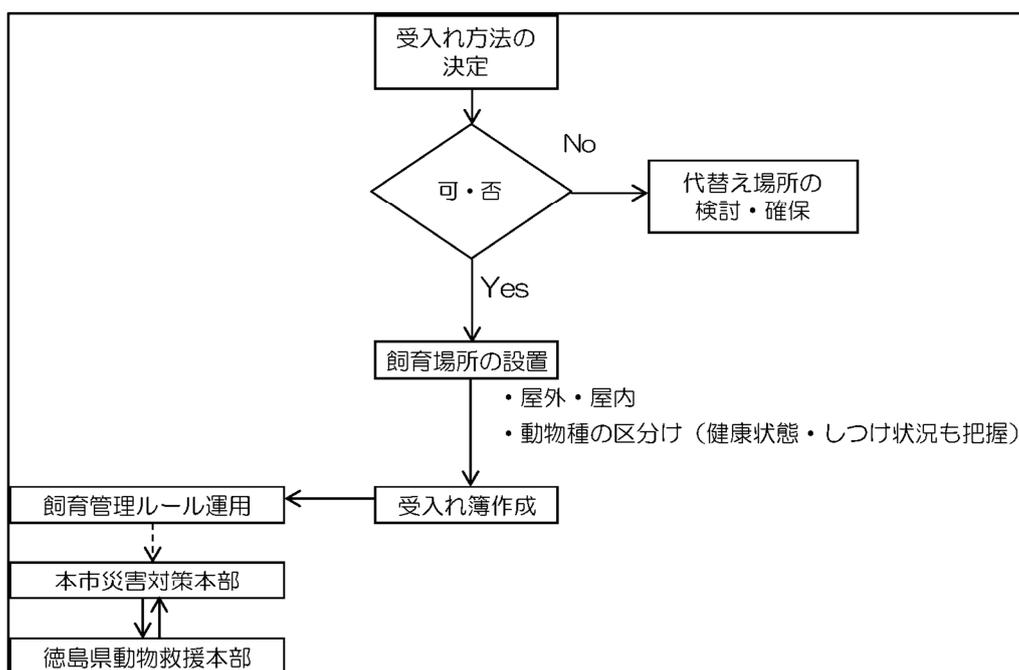
〔運営委員会〕

- ◇ 総務班…避難所の管理、災害対策本部との連絡調整、ボランティア受入れ体制のこと、記録の保存
- ◇ 避難者確認班…名簿の登録管理、問い合わせへの対応
- ◇ 食料・物資班…食料・物資の調達・管理と配給、炊き出し・調理
- ◇ 救護班…医療・介護活動、要配慮者の支援
- ◇ 保健・衛生班…ゴミ・風呂・トイレ・掃除・衛生の管理、生活用水及びペット(※注1)の管理
- ◇ 情報班…情報の収集、避難者への正確な広報と記録
- ◇ 施設管理班…危険箇所確認、防火、防犯

※注1 ペットの管理

避難所でのペット受入れは、『災害時のペット対策ガイドライン、徳島県動物愛護管理センター・平成24年9月』を準用するが、受入れの可否は、運営委員会によって、以下のとおりのフローで実施する。

ペット受入れまでの流れ



(3) 教職員への協力要請

文教施設が指定避難所(二次避難所)となっている場合、出勤した教職員には、応急教育に支障のない範囲で協力を要請する。

(4) 本市市民及びボランティア団体等への支援要請

被災を免れた本市市民には、避難者への支援要請を広報するほか、ボランティア活動については、「第2章 第15節 ボランティア受入れ体制の整備及び運用に関する計画」に基づき、支援の要請を行う。

(5) 避難所における感染症対策

ア 県及び本市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を検討するよう努めるものとする。

イ 本市は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所(サブ避難所)の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等又はホテルや旅館等の活用について検討する。

ウ 本市は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

エ 本市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。

(6) 災害時快適トイレ計画の推進

本市は、「災害時快適トイレ計画」及びアクションプランについて、市地域防災計画、避難所整備、避難所運営マニュアルの改善等に活用するものとする。また、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努めるものとする。

(7) 避難所におけるペットの同行避難対策

本市は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。

12. 広域避難

県及び市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

- (1) 本市は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。
- (2) 本市は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援要請できる。なお、県は市からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。
- (3) 本市は、県外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請できる。
また、災害の発生により県及び市がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。
- (4) 本市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

13. 避難所への要配慮者の収容と配慮

本市指定の避難所は、避難者の心身の健康管理にも配慮し、保健師等による巡回健康診断を実施する。

また避難行動要支援者を含む重度の傷病者は、医療機関他社会福祉施設への緊急入所を行う。

応急仮設住宅の入居は、要配慮者・高齢者・障がい者等を優先させるが、住宅構造はユニバーサル仕様の設置に配慮する。

14.文教施設避難所の開設等

- (1)施設の管理者は、災害対策本部より連絡があった場合は、直ちに施設を開放するとともに、開設後は速やかに本部に伝達する。
- (2)休日・夜間等、施設管理者が不在の時は管理人が開放するものとする。
- (3)指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

15.津波避難対象地区

本市の津波避難対象地区は、以下の10地区である。

津波避難対象地区

富岡地区、見能林地区、福井地区、椿地区、椿泊地区、伊島地区、橘地区、那賀川地区、中野島地区、羽ノ浦地区

第3 災害救助法適用時の対象者等

災害救助法が適用された場合の避難所入居の対象者等は、以下のとおりとする。

1.対象者

災害により現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者とする。

2.期間

災害発生の日から7日以内とする。

3.費用

- (1)避難所の設置・維持及び管理に要する職員の賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費、光熱費及び仮設トイレ等の設備費。
- (2)避難所運営が冬期(10月1日～3月31日)にわたる場合は、燃料費として別に定める額を加算する。
- (3)高齢者・障がい者等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所には、当該地域の通常実費を加算する。

第4 避難計画のチェックリスト

避難所等での被災者生活対策でのチェックリストは、以下のとおりである。

- ◇ 避難所となる施設の安全確認を行う。 8-6□
- ◇ 必要に応じて、避難所開設の職員を派遣する。住居の開設による時は、
- ◇ 協力して避難所の環境整備を行う。 8-7□
- ◇ 避難者に必要な生活ニーズの把握と要配慮者の人数・状態把握を行う。 8-8□
- ◇ 避難者名簿を記録する。 8-9□
- ◇ 避難者に備蓄物資を配給する。 8-10□
- ◇ 日用品等の生活物資提供を災害対策本部に連絡する。 8-11□
- ◇ 備蓄の災害用トイレを設置するとともに、不足時は仮設トイレの支援を要請する(50人に1台を目安とする)。 8-12□
- ◇ 公衆トイレの点検を行い、利用可能なトイレを周知する。 8-13□
- ◇ 避難所への安否問い合わせ対応について、共通ルールを避難担当者に周知する。 8-14□
- ◇ 被災者台帳を記録する。 8-15□
- ◇ 避難所が多数開設され、人員不足の場合は、隣接市町村に応援を要請する。 8-16□
- ◇ 指定避難所以外の避難状況の把握手段を検討する。 8-17□
- ◇ 上記で確認された避難所での避難者数・要配慮者数・不足物品等を把握する。 8-18□
- ◇ 避難所内での生活空間整備を行う。(要配慮者・女性・児童・乳児を考慮)。 8-19□
- ◇ 避難者支援のNPO(ボランティア)派遣を依頼する。 8-20□
- ◇ ミルク・おむつ・離乳食等の食育環境・衛生状態を確保するための物資支給を要請する。 8-21□
- ◇ 避難所内でのプライバシー確保に努める。 8-22□
- ◇ 避難所内での衛生管理指導及び広報を行う。 8-23□
避難所内での保健活動を行う(こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防)。
- ◇ 温かい食事やアレルギー対応食等の食事に配慮する。 8-25□
- ◇ 衣類・寝具の清潔指導や清掃等の衛生環境指導を行う。 8-26□
- ◇ 室内生活環境を確認し、必要な整備を行う。 8-27□
- ◇ コンロの提供他、炊き出し環境を整える。 8-28□
- ◇ 入浴施設の設置他人浴設備の利用・提供を整える。 8-29□
- ◇ ペット等の受入れの相談窓口設置と預かり場所を確保する。 8-30□
- ◇ 臨時公衆電話の設置を依頼する。 8-31□
- ◇ 子供の遊び場所設営など、女性の視点に立った運営を図る。 8-32□
- ◇ 避難所の生活環境を考えた関係機関との連絡会を行う。 8-33□
- ◇ 避難者の減少にともなう統合・閉鎖を検討し、実施する。 8-34□
- ◇ 被災者要望の調査を行う。 8-35□
- ◇ 自宅周辺の治安や震災にともなう犯罪を考慮した相談窓口を設置する。 8-36□
- ◇ 被災者支援の情報を被災者に提供する。 8-37□

第14節 県消防防災ヘリコプター派遣要請計画

【総括班・警防班】

第1 主旨

大規模災害の発生で、災害応急対策の充実強化を図るには、広域的・機動的な県消防防災ヘリコプター活用は欠かせない。

このことから、県消防防災ヘリコプターの派遣要請を以下のとおりとする。

第2 要請基準

本市市長は、災害が発生し、住民の生命・身体・財産を保護するため、緊急を要すると想定される時は、県に対して、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプターの活動内容

災害時の県消防防災ヘリコプターの活動内容は、以下のとおりである。

1. 救急・救助活動

医師・医療資機材、及び傷病者の搬送、行方不明者の捜索・救助を行う。

2. 災害応急活動

被災状況の調査・情報収集、災害情報(警報含む)の伝達広報、救援物資・応急派遣人員等の搬送を行う。

3. 火災防御活動

被災状況の調査・情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員・消火資機材等の搬送、火災消火活動を行う。

4. その他

ヘリコプターによる対応が効果的である場合の活動を行う。

第4 運航体制と出動要請手続

県消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。

なお、消防防災ヘリコプターの運航基地は、徳島阿波おどり空港内の徳島県消防防災航空隊事務所である。

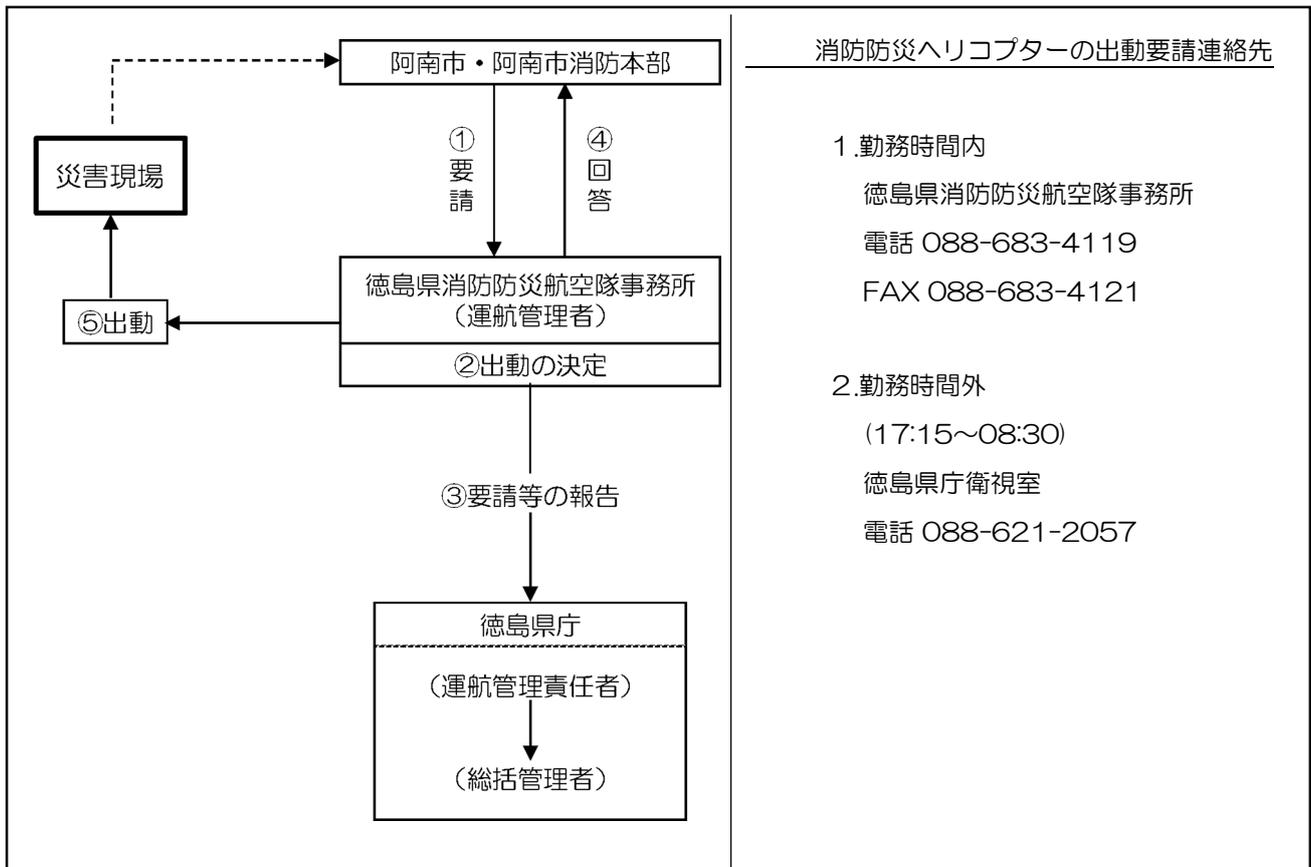
第5 飛行場外離着陸場の確保

本市は、災害時に県消防防災ヘリコプターの速やかな活動が実施できるように、拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めている。ヘリコプター降(発)着場一覧は、「本章 第4節 自衛隊派遣 要請計画」に記した。

第6 緊急運航の要請及び出動のフロー

県に要請する場合の本市からの要請手順(フロー)は、以下のとおりである。

要請手順(フロー)



消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1. 勤務時間内
徳島県消防防災航空隊事務所
電話 088-683-4119
FAX 088-683-4121
2. 勤務時間外
(17:15~08:30)
徳島県庁衛視室
電話 088-621-2057

第15節 医療及び助産計画

【総括班・医師班・医療衛生班・警防班】

第1 主旨

震災によって、本市市内の医療機関では対応が困難となった場合の医療及び助産対策は本計画の定めによる。

第2 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、原則として本市が実施するが、対応が困難となった時は、隣接市町、県の医療機関の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された時は、知事(権限を委任された時は本市市長)が実施責任者となる。

第3 医療救護体制

1. 医療救護所

本市は、地域性・建物の耐震性・収容能力・機能性を考慮し、以下のとおりの医療救護所を開設する。

医療救護所 内訳

地区名	医療救護所	地盤高(T.P.+m) 基準水位(T.P.+m)	地区名	医療救護所	地盤高(T.P.+m) 基準水位(T.P.+m)
富岡地区	富岡小学校	2.1(3.8)	桑野・橘地区	阿南第二中学校	27.6(—)
宝田地区	宝田小学校	5.8(—)	新野地区	新野小学校	34.6(—)
中野島・長生地区	阿南第一中学校	6.4(—)	福井・椿地区	福井小学校	14.8(—)
大野・加茂谷地区	阿南支援学校	53.8(—)	那賀川地区	那賀川中学校	2.0(4.2)
見能林地区	見能林小学校	1.6(5.0)	羽ノ浦地区	羽ノ浦小学校	5.0(—)

※注1 使用施設は、医療救護に役立つ保健室他多目的スペースを用いる。
なお指定期間は、平成19年11月1日より、上記施設の管理運営に支障が生じるまでとなっている。

2. 医療救護班の編成

本市は、阿南市医師会との間で締結した「災害・事故時等の医療救護に関する協定」によって、必要な医療救護班の派遣要請で、傷病者の治療を実施する。

医療救護班は、医師会の協力により、医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名をパーティとするが、状況に応じて、阿南市医師会の判断で、パーティ編成を変更することも可能とする。

なお、上記医師会での対応が困難な場合は、県に下記事項を伝え、災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)及び特定非営利活動法人アムダ等の医療従事者派遣を要請する。

要請内容

1.必要人数(パーティ数) 2.派遣要請期間 3.派遣場所 4.その他必要事項

なお、状況によっては、県及び日本赤十字社徳島県支部は、自らの判断で派遣される。

3.活動内容

(1)医療救護所での活動

医療救護所では、以下の活動を重点的に実施する。

- ◇ 傷病者の傷病の程度判定(トリアージ)の実施※注1
- ◇ 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否と転送順位の決定
- ◇ 重傷者の応急処置と中等症者に対する処置
- ◇ 転送困難な傷病者と避難所等における軽症者の医療
- ◇ 妊婦手当
- ◇ 傷病記録及び災害対策本部への状況報告

※注1 トリアージ時の留意点

先にも記したように、クラッシュ症候群の疑いがある傷病者も存在することから、問診が必要な場合もあることに留意しなければならない。

(2)応援要請

本市のみでの対応が困難な場合は、県及び隣接市町に応援要請を行うが、この時、現地への進入経路・交通状況を支援チームが掌握できる事前協議が重要となる。

4.災害救助法適用時の医療及び助産

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班が実施し、助産にあっては助産施設機能のある医療機関に搬送する。

(1)対象

- ◇ 応急的に医療を施す必要のある者で、災害で医療の途を失った者。
- ◇ 災害の発生日以前、または発災後7日以内に分娩した者で、助産の途を失った者(褥婦を含む)。

(2)医療及び助産の範囲

- ◇ 診察
- ◇ 薬剤または治療材料の支給
- ◇ 処置・手術その他の治療及び施術と看護
- ◇ 病院または診療所等への収容
- ◇ 分娩の介助
- ◇ 分娩前及び分娩後の処置
- ◇ 脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給

(3)期間

- ◇ 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
- ◇ 助産の実施期間は、分娩した日から7日以内とする。

5.後方医療救護体制

先に記した医療救護所に対応できない中等・重症者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関(救急告示医療機関：阿南医療センター・原田病院)に収容し、当機関でも対応できない重傷・重篤患者は、3次救急医療機関(徳島赤十字病院・県立中央病院・徳島大学病院・県立三好病院)に収容する。

なお本地域の医療救護所に対応可能な他市町村からの傷病者についても、要請ある時は十分な対応を実施するものとする。

6.県による調整

県は、被災地内の災害医療活動を調整するため、災害拠点病院に現地災害医療コーディネーター、徳島大学病院に設置する徳島県周産期災害対策ネットワーク本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地外への患者搬送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。また、関西広域連合による広域医療体制等、広域的医療救護活動の調整を行う。

第4 応急医療需要の把握

本市域内の応急医療の把握手段は以下のとおりとする。

- ◇ 要配慮者にあつては、指定避難場所と連絡を取り、安否確認を図り、応急医療必要者数を把握する。
(この時、安否不明の避難行動要支援者については、要支援者名簿により住居の居所を把握し、支援者自身の健康状況を考慮し、救援・救出に向かう。)
- ◇ 医療を必要とする状態の住民者数と傷病状況を把握する。
- ◇ 本市域内医療機関の被害状況把握と応急医療対応可能か否かを確認する。

第5 傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、原則として本市対策本部が実施するが、本市で対応できない時は、県・日本赤十字徳島県支部あるいはその他関係機関・県消防防災ヘリコプター等での要請支援により実施する。

第6 医薬品等の確保

医薬品及び衛生材料は、「第2章 第12節 第4.4.医薬品等の備蓄」によるものの他、各病院の備蓄品を使用するものとし、不足時は本市域内医薬品取扱い業者あるいは県指定業者からの調達による。

血液の確保については県内の赤十字血液センターとの連携によるものとするが、これらの調達は本市市長が実施する。

なお、本市域内での人工透析機器を備えた20床以上のベッド所有の病院、及び助産可能な診療所等は、以下のとおりである。

人工透析及び助産が可能な本市病院

名称	所在地	電話番号 (0884)	人工 透析	助産	備考
玉眞病院	阿南市宝田町荒井 20	23-0551	○		
阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	28-7777	○	○	災害医療支援病院
阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地 80 番	44-6556	○		

第7 挫滅症候群について

クラッシュ症候群とも呼ばれる。瓦礫等で挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出時の圧迫開放で、血流によって全身に運ばれ、臓器に致命的な影響を与え、死亡その他重篤な症状になる。下記のような症状が見られたら、避難所や応急の医療救護所では困難となり、災害拠点病院か人工透析可能な診療所・病院への搬送が必要となる。

- ◇ 2時間以上挟まれていた。
- ◇ パンパンに腫れ、点状出血(筋挫滅)がある。
- ◇ 尿が茶褐色に変色(ミオグロビン尿)している。
- ◇ 挟まれた部位の感覚がない(知覚マヒ)。
- ◇ 挟まれた部位が動かない(運動マヒ)。

この突然死に至る一刻を争う症状に対し、一般避難者の行える応急処置は、以下のとおりである。

- ◇ 臓器に悪影響を及ぼすカリウムやミオグロビンの血中濃度を下げるため、大量の水(1リットル以上)を飲ませる。
- ◇ 毒性物質の心臓・腎臓到達を防ぐため、挫滅部位より心臓側に止血帯法を行う。ただし、この行為は筋肉損傷・細胞壊死・神経マヒや損傷・知覚異常などのリスクをとまなう。

第8 災害時コーディネーター(医療・保健衛生・介護福祉・薬務)の調整

県は被災地での医療・保健衛生・介護福祉・薬務の各種支援を図るための災害時コーディネーターを配置し、避難所・医療救護所等への人材・資機材の的確な配備計画を整備している。

災害時コーディネーターの役割は以下のとおりであるが、本市も県との連携により、上記4分野の円滑な調整を図る。

災害時コーディネーターの役割

- ◇ 避難所における被災者ニーズと医療需要の把握
- ◇ 医療救護所の設置運営の総合調整
- ◇ 保健師活動の総合調整
- ◇ 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- ◇ 介護士等の活動の総合調整
- ◇ 県内・県外からの支援の受入れと配置調整

第16節 行方不明・遺体の搜索及び収容・埋火葬計画

【総括班、医師班、医療衛生班、警防班】

第1 主旨

地震・津波災害での死者の搜索・収容・埋火葬計画は以下のとおりとする。

第2 実施責任者

遺体の搜索・収容・埋火葬は、本市市長が警察・消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行うが、災害救助法適用時は、知事(権限を委任された場合は本市市長)が行う。

第3 行方不明者・死者の搜索

1.実施方法

- (1)本市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2)本市は、救助・救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて搜索活動を行う。
- (3)搜索にあっては、警防班を主体に、警察・自衛隊・海上保安部及び漁協・地域住民・ボランティア等の協力のもとに実施する。

2.応援の要請等

災害対策本部主体で搜索が実施できない場合や、遺体の流出等が疑われ、他市町村に存在すると想定される時は、以下により応援要請を実施する。

- (1)県(危機管理環境部)に遺体搜索の応援を要請するが、緊急を要する場合には、隣接市町に応援を要請する。
- (2)応援要請時は、以下の事項を連絡(伝達)する。
 - ◇ 遺体が埋没または漂着していると思われる場所
 - ◇ 行方不明者数と各自の氏名・年齢・性別・容姿・特徴・持物等
 - ◇ 応援を要する人数、他舟艇等の必要機器数量
 - ◇ その他必要な事項

3.災害救助法適用時の基準

搜索期間は、災害発生の日から10日までで、搜索に要した舟艇等の機器借上費・購入費・修繕費・燃料費等を通常の実費精算で支給する。

第4 遺体の調査処理

遺体の仮安置所は、災害対策本部が決定し、医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理を行う。検案には、阿南市那賀郡歯科医師会の協力を得る。

この時、警察等関係機関の応援あるいは遺族の協力を求めることもある。

- ◇ 遺体の洗浄・縫合・消毒
- ◇ 検案(死因特定の医学的検査)

災害救助法が適用された場合は、見分処理も災害発生の日から10日までで、遺体の洗浄・縫合・消毒・検案及び保存に要した費用は、通常の実費精算となる。

第5 遺体の埋火葬

本市市長が必要と認めた時の埋火葬方法等は、以下のとおりとする。

- ◇ 医療衛生班の葬祭場が主体となり、原則として火葬を行う。この時遺族への支給は棺・骨壺とする。
- ◇ 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に埋火葬する。
- ◇ 身元不明者は、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたるとともに、遺品の保管等身元確認の特徴となる事項記録後に埋火葬を行う。
- ◇ 被災地以外に漂着した遺体で、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

災害救助法が適用された場合は、遺体埋火葬も災害発生の日から10日までで、棺・骨壺・火葬費・輸送費は通常の実費精算とする。

火葬場所

名称	所在地	電話番号	地盤高T.P.+(m) (基準水位)(m)
阿南市葬斎場	阿南市富岡町西池田 51-3	(0884)22-0623	11.6(-)

※注 被災状況から判断して、上記火葬場所での対応では不可能な場合、隣接市町・県への応援を要請する。

第6 海上漂流遺体の搜索

災害時において、徳島県周辺海域に遺体が漂流する事態が発生したときは、本市は速やかに徳島海上保安部に応援要請を行う。

第17節 障害物の除去計画

【総括班、維持管理班、農地整備班、下水道班、土木班、農林水産班、水道班】

第1 主旨

大規模地震・津波発生後は、倒壊建築物(工作物)や津波堆積物、液状化被害施設他、山崩れ・がけ崩れ等によって、道路・河川・住居等に運ばれた土砂・竹木等が、緊急応急対策の実施に困難をきたすことが考えられる。

住民の生命・財産を維持し、日常生活に著しい支障を及ぼさないために、以下のような障害物の除去計画を定める。

第2 実施責任者の区分

障害物の内容によって、除去実施の責任者は以下のとおりとなる。

工作物の除去区分

内 容	実 施 責 任 者
応急対策実施上の障害となる工作物	阿 南 市
水防上障害となる工作物	水防管理者・消防長
道路、河川等の障害物	道路、河川の維持管理者
山崩れ・がけ崩れによって住家、及び住家付近に運ばれた障害物	阿南市(※注)
その他施設、敷地内の障害物	施設、敷地の所有者・管理者
※注 災害対策本部で困難な場合、知事に対して応援・協力を要請する。	

第3 機械機器の調達等

本市市長は障害物の種類・規模によって、本市所有の機械機器のみでは十分な対応ができない場合、協定を交わした建設業者等の協力により、資機材を確保する。

この時、重機運転等、人員の供給にあっては、次節の労務需給計画による。

第4 災害救助法適用時の費用等

災害救助法が適用された場合の障害物除去は、知事(権限を委任された場合は本市市長)が実施するが、費用の対象等は、以下のとおりである。

1. 障害物除去の対象

居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分、あるいは玄関等に障害物が運び込まれ、居住できず、かつ自らの資力では、当該障害物を除去できない者が対象となる。

2. 費用

対象となる費用は、ロープ・スコップその他除去に必要な機械・器具等の借上費または購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等となる。

3.実施期間

災害発生の日から10日以内が対象となる。

4.除去した障害物の集積と保管

(1)居住者不明の除去障害物の集積場所は、本市域内の遊休地を選び、周辺的生活環境に配慮した集積位置としなければならない。

(2)除去障害物の保管方法は、盗難等の危険性を避けながら、保管日から14日間、その工作物名簿を公示する。

第5 津波堆積物

1.津波堆積物の物性

津波堆積物は、外気にさらされた状態で放置されていると、時間経過とともに海水中の硫化物イオンによって酸化が進み、特に粘土主体の細粒土堆積では、pH3~4(※注1)の強酸性土となる。

2.復旧時の宅地造成盛土等の活用

上記のような、塩化物を含有した堆積物を再生資材として活用する場合、以下の基準をクリアする必要がある。

※注1 pH

水素イオン濃度指数で、0~14の数値により酸性度とアルカリ度を計る尺度をいう。
pH7が中性となり、以下が酸性、以上がアルカリ性を示す。

塩化物含有量の品質基準(※注)

要求項目	要求品質
最大粒径(粒度組成)	300mm以下
強度・コーン指数	400KN/m ² (キロニュートン/平方メートル)
塩化物含有量	1mg/kg 以下(原則)
電気伝導度	200mS/m 以下(ミリシーメンス/メートル)
水素イオン濃度(pH)	6~9(安定処理を施したものは除外)
給水膨張特性	膨張比 3%以下

※注 国土交通省 迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への

活用に向けた基本的な考え方、2012年3月

3.災害廃棄物の処分

災害廃棄物では、どのような有害物質が含まれているか不明な場合が多く、遮水層や水処理施設のない場所での仮置き等は、環境対策上妥当とはいえない。

したがって、本市既設の処分場を集積所として利用することが得策ではある。

第18節 労務需給計画

【各部各班】

第1 主旨

地震・津波発生時の災害応急対策実施上で、必要な労務者等の雇上げを以下のとおりとする。

第2 実施責任者

労務者の雇上げは、多種に渡る職種が想定され、各々の応急対策機関の要請にしたがい、本部長が実施する。

第3 支払いの基準

賃金等の支払額は、賃上げ時の慣行料金以内を原則とするが、法令その他により、別に基準がある場合はこの限りではない。

第4 従事命令または協力命令

災害対策基本法・災害救助法他、以下の法律の定めるところにより、各執行者は従事命令または協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の執行者

対象作業	命令区分	根拠となる法律	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項	市長・警察官・海上保安官
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業（災害救助を除く 応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項	知事、または委任を受けた市長
災害救助対策事業（災害応急対策 全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長

第5 労務者の雇用方法等

1. 労務供給方法は、ハローワーク阿南（TEL0884-22-2016）及び（社）徳島県建設業協会阿南支部（TEL0884-22-0023）で供給の要請を行う。

2. 土木・建築作業以外での労務作業内容は、概略次のとおりとなる。

- ◇ 被災者の救助・救出に必要な機械機器の操作者
- ◇ 医療・助産対処時の患者・妊婦の移送

- ◇ 飲料水供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布者
- ◇ 救援物資の整理・輸送・配分
- ◇ 遺体の捜索と処分
- ◇ 家畜・へい獣の処分

第6 その他

- 1.医療、土木・建築作業関係者の雇上げは、従事内容に適した資機材器具持参が速やかな対応策となる。
- 2.土木・建築の応急復旧作業は、事業規模に応じ、請負いあるいは委託作業とする。
- 3.本労務需給計画は、「第2章 第20節 第5 本市業務継続計画」による非常時優先業務の継続実施が困難な場合での適用とする。

【メモ】

第19節 給水計画

【水道班】

第1 主旨

地震・津波災害で、飲料水の供給が困難になり、または水質汚染によって給水が確保できない場合の応急給水は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

- 1.飲料水供給の実施は本市市長が行うが、災害救助法適用時は、知事(権限を委任された時は本市市長) が実施する。
- 2.本市において、飲料水供給が困難と判断された場合、本市市長は下記事項を知事に伝達し、供給要請を行う。
 - ◇ 供給人口
 - ◇ 供給水量
 - ◇ 供給期間
 - ◇ 供給場所
 - ◇ 必要とする給水用具(運搬車からの取水用具で、仮設水槽あるいはポリタンク等)

第3 確保水量

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と県内市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

本市が実施する被災者への応急給水は、以下のとおりの3段階で必要水量を決定する。

1.第1段階(発災時から3日目まで)

生命維持に必要な最低給水量の1人1日3リットルとする。

2.第2段階(4日目から7日目まで)

飲料水に加え、炊事用水、トイレ用水水量を増加させ、1人1日20リットルとする。

3.第3段階(8日目から発災後4週)

飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯用水とし、目安は1人1日100～250リットルとする。

第4 飲料水の供給

1. 飲料水が汚染していると想定される場合は、浄水滅菌後に供給する。
 - ◇ 濾水器による場合、確保した水源井戸では、地表面から水面までの距離は約4.0m以下が望ましい。
 - ◇ 消毒は、塩素・さらし粉・次亜塩素酸ソーダを用い、外観等に異常がなく、かつ残留塩素検出の後に、濾水作業後の給水とする。
 - ◇ 登録済みの災害応急用井戸が飲料水として使用可能な場合は、積極的な運用を図る。
2. 被災地内での飲料水確保が困難な場合は、被災地に近い水源地を求める。
3. 飲料水が防疫その他衛生上で浄水の必要がある時、在宅避難者への供給時には、浄水剤も配布する。
4. 大規模災害時の当初では、供給時の混乱もあり、運搬給水方式よりも、拠点給水方式を優先させる。
 - ◇ 運搬給水方式は、主に給水車・タンク車によって、避難所・医療施設・社会福祉施設・防災拠点施設への応急給水を実施する方式である。
 - ◇ 拠点給水方式は、耐震性貯水槽・消火栓・配水池等の給水地点から、避難所等の拠点地に応急給水を実施する方式である。

第5 水道施設の応急復旧

医療施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に応急復旧を実施するが、その手順は以下のとおりである。

応急復旧の手順

1. 被害状況の把握(管路網図とのチェック)
- ↓
2. 施設・管路被害箇所への職員配備及び本市域内水道工事事業者との応急施工
- ↓
3. 応援を必要とする時は、『日本水道協会徳島県支部水道被害相互応援要綱』に基づく応援要請の実施

第6 県への要請

被害が甚大で、本市での対応が困難と想定される場合は、県への要請で、他市町村あるいは関係機関からの広域的な応援を受けるものとする。

第20節 食料供給計画

【総括班、保険年金班、福祉班、農林水産班、支部】

第1 主旨

地震・津波災害時の被災者及び応急対策従事者への応急食料あるいは副食品の供給・炊き出し等は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

食料等の供給・炊き出しは、本市市長が実施するが、災害救助法の適用を受けた時は、知事(権限を委任された場合は本市市長)となる。

この時、災害対策本部での直接実施が困難な場合は、県本部あるいは隣接市町に応援を要請する。

第3 応急食料

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と県内市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

本市市長は、本市域内において応急食料の調達が困難なときは、知事にその斡旋を要請するものとする。

第4 食料供給需要の把握

下記の応急食料を必要とする対象者を参考に、避難者数、調理不能世帯者数、応急対策従事者数を把握する。

この時、乳児数及び食料供給に配慮を要する避難者数、要配慮者数の把握にも努め、適切な食料品目を考慮する。

- ◇ 避難所の収容者数
- ◇ 住家被害で調理不能な世帯数(家族数)
- ◇ 住家被害で、縁故避難を実施している世帯数(家族数)
- ◇ 旅行者あるいは帰宅困難者で、食を得ることができない者
- ◇ 災害応急対策従事者

第5 食料供給能力の把握

1.調理関係施設の被害状況把握

資料編 No.12 参照の調理設備を要する施設の被害状況を調査し、炊き出し・調理が可能かどうか把握する。

2. 公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量確認と小売業者・卸売業者保有の食料を把握する。

また協定済みの救援物資供給を利用する。

なお応急食料品目は、本市備蓄の保存食(乾パン)と調達する米穀・副食調味料であるが、上述のように調理に配慮を要する要配慮者等への品目は別途考慮しなければならない。

第6 食料供給活動の実施

1. 食料の調達

(1) 応急食料

上述のとおり、炊き出しまでの間は、乾パンや備蓄品とする。

(2) 米穀及び副食等

小規模災害の場合は、小売業者または卸売業者の保有分で調達するものとする。

災害救助法適用時の大規模災害にあっては、上記業者での保有分では不足すると想定され、この時は、知事に斡旋を依頼する。

(3) 物資供給支援

資料編 No.35 参照の各種協定に基づき、「生活協同組合とくしま生協」等からの生活支援物資を受ける。

2. 食料の配給

避難者への食料等の配給は、対策部(保険年金班)が担当する。

また生活安定期前後からは、食料供給対象者を避難収容者に限定し、食料供給需要の明確化を図る。

なお、避難所生活においては、個別の食品アレルギーなどは考慮されていない場合が多く、物資の提供に際しては、十分な配慮が必要である。

このアレルギーを引き出す可能性のある食品(及び添加物)は以下のとおりである。

アレルギーを引き出す可能性のある食品(及び添加物)

エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生 アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチン等

対処法

- ◇ アレルギーの有無を調査し、食事においては医師・栄養士等専門家の意見を聞き、対処する。
- ◇ 避難者は食物アレルギーサインプレートをかバン・リュックなどに着けて、避難する。
- ◇ 避難所内では、食物アレルギー災害時用ビブス(ゼッケン)を装着する。

3.炊き出しの実施

炊き出しの従事者は、指定避難所の場合では自主防災組織の給食給水班等が共助の精神をもって、また在宅避難者の場合では、在宅者が自助の精神をもって行う。

なおこの時の食料応急供給の目安は、次のとおりである。

供給対象の目安

	目標とする供給量	備 考
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	精米 200g / 1食・1人	災害救助法の適用を受け、県からの応急供給が実施されている期間中は、当目安は除外する。
被災により、通常の供給が行えない場合の在宅避難者(トリアージ対象者)	精米 400g / 1日・1人	
災害応急対策従事者	精米 300g / 1食・1人	

本市市長は、本市域内において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼するものとする。

4.被災地から避難した本市市民への対応

(1)大規模な被害を受け、急遽本市域から避難した被災者に対しては、『罹災届出証明書』等の呈示で、1ヶ月当り精米15kgを限度に供給する。 → 資料編 No.49参照

(2)避難者の市外滞留期間が長期にわたる場合は、正規の転入手続きによって本市からの供給は廃止する。

第7 液化石油ガスの供給等

炊き出し等に必要なLPガス及びガス器具が不足している場合、これらの供給・斡旋は本部長が実施するが本市での対応が困難な時、県に以下事項を伝達し、調達の要請を行う。

- ◇ 対象避難者数
- ◇ 必要とするLPガスの量
- ◇ 必要な器具の種類・数量
- ◇ 供給期間
- ◇ 供給地と配送ルート

【メモ】

第21節 被服等生活必需品供給計画

【総括班、会計班、商工政策班、福祉班、支部】

第1 主旨

被災者に対する被服・寝具その他生活必需品の供給計画は次のとおりである。

第2 実施責任者

被災者への被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与は災害対策本部長が実施するが、本部での実施が困難な場合は、県あるいは他機関に調達を要請する。

ただし、災害救助法適用後は、同法の規定により、知事(権限を委託された場合は本市市長)が行う。

第3 調達計画

商工政策班は、供給・貸与が必要な物資を調査し、調達物資の内容・数量・供給地を会計班に伝達する(会計班は、速やかに調達を行う)。

また、調達された物資は福祉班が避難所に運び、自主防災組織等の協力によって、被災者名簿登録者に配分する。

なお仕分けについては、個人からの小口混載の支援物資も考えられることから、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に実施する。

◎物資調達・輸送調整等支援システム等の活用等

- (1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び本市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第4 生活必需品の種類

生活必需品の品物の概略は、以下のとおりとし、仕分け時のセレクト(選別)に注意する。

- ◇ 寝具(毛布・布団・枕)
- ◇ 被服(作業衣・婦人服・子供服・乳児服)
- ◇ 肌着(シャツ・ズボン下等)
- ◇ 身の回り品(タオル・靴・靴下・サンダル等)
- ◇ 炊事用具(鍋・釜・炊飯器・包丁・まな板・コンロ・バケツ等)
- ◇ 食器(茶わん・皿・はし等)
- ◇ 日用品(石けん・歯ブラシ・歯みがき粉・ティッシュペーパー・ラップフィルム)
- ◇ 光熱材料(マッチ・ローソク・ライター・固型燃料・木炭等)

- ◇ 育児用品(粉ミルク・おむつ・衣料等)
- ◇ 女性用品(生理用品)

第5 配給後の措置

上述のように、物資の配給は福祉班が実施するが、配給内容等は職員防災初動マニュアルの生活物資等受入・配布簿及び生活物資等管理簿に記し、記録・保管する。

第6 物資輸送の交通手段

通常の陸上輸送は、本市及び資料編 No.17 参照の民間輸送業者が有する貨物自動車により、また、海上輸送は民間船舶によるが、緊急を要する場合は自衛隊・徳島海上保安部等の協力を求める。

第22節 感染症予防計画

【市民班、医師班、医療衛生班】

第1 主旨

被災地内、及び被災地周辺で発生する感染症予防の対策計画は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

感染症対策は、本市市長が『防疫組織』を編成・実施するが、被害が甚大で、広範囲にわたる感染症対策時は、県に応援を依頼する等の対策を実施する。

なお特に知事が必要と認めたときは、『感染症法』の規定に基づき、予防・まん延防止・廃棄に必要な措置を講じる。

第3 感染症対策

感染症対象区域は本市全域を対象とし、特に津波・浸水被害住居・トイレ・給水施設等の感染症発生の疑われる箇所とする。

第4 感染症対策の実施方法

感染症対策の活動は、以下の方法による。

- 1.阿南保健所との連携により、対策が必要な区域への広報・伝達を行う。
- 2.疫学調査は阿南保健所が実施するが、本市はこれに協力しながら、情報の的確な把握に努め、必要と認められる時は、健康診断を実施する。
- 3.消毒等

感染症予防のため、被災地及び避難所あるいは井戸等の消毒やねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。津波・浸水家屋での防疫のための消毒の目安は、次のとおりとする。

(1) 床上浸水家屋

減水後に床下消毒を行う。床・壁は逆性石鹼で拭き、器物は消毒する。便所の消毒は、衛生上の指導を行う。被災住居への支給品は、液体塩素系漂白剤及び、逆性石鹼等とする。

(2) 床下浸水家屋

減水後に汚物を除去し、清掃・通風実施を居住者に広報する。清掃完了後の住区ごとに、順次消石灰を配布し、散布指導を行う。支給品は、液体塩素系漂白剤及び、逆性石鹼等とする。

- 4.感染症予防及び感染症患者には、医療に関する法律第31条第2項の規定により、生活水の供給を行う。また感染症患者が発生した場合は、保健所に伝達し、感染症指定医療機関に搬送する。
- 5.予防接種

防疫上必要と考えられる場合は、臨時の予防接種を実施するとともに、避難所を含む被災地域内の感染症に係る予防教育と広報活動に努める。

第5 防疫用資材

防疫用資材は、以下を参考に一般販売店から緊急調達し、被災者等に配布する。

- ◇ 噴霧器
- ◇ 消石灰及び消毒薬品

- ◇ 昆虫駆除薬剤
- ◇ 検使用具
- ◇ 防疫用薬品資材

第6 報告

本市市長は、災害防疫実施要綱(厚生労働省)により、阿南保健所を經由して、県知事に以下の事項を報告しなければならない。

- ◇ 感染症被害状況
- ◇ 防疫活動状況
- ◇ 災害防疫に要した所要見込経費
- ◇ その他必要な事項

第7 家畜防疫

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、県内市町村等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築し、次により対処する。

1 実施責任者

被災地における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

2 家畜の防疫

被災地における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病のまん延防止に努める。
- (3) 県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の貿易措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

3 家畜の診察

被災地域のみでの家畜診療体制が不十分である場合、被災地域においても、十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

第8 参考

本計画における防疫活動の法律等は、以下のとおりである。

防疫区分と法律等

区分	実施方法 及び 法律
疫学調査	保健師が主体となって、在宅患者の聞き込み調査を実施する。感染者と所見された場合は、県の指示により、感染源・感染経路を調査する。
健康診断	消化器疾患を重点に、本市域内住民について、県の指示のもとで検便調査を行う。
消毒	感染症法第27条第2項と第29条第2項の規定により、県の指示のもとで消毒を行う。
ねずみ族・昆虫等の駆除	感染症法第28条第2項の規定により、県の指示のもとで、指定区域内を対象に、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。
予防接種	予防接種法第6条の規定により、臨時的予防接種を行う。
給水	感染症予防法第31条第2項の規定により、県の指示のもとで、生活用水の供給を行う。

第23節 保健衛生計画

【医療衛生班】

第1 主旨

本市は被災した本市市民の生命と生活環境の安全確保とともに、被災による二次的健康被害(災害関連疾患・災害関連死)を防ぐことが重要となる。

したがって本市では、災害時の保健衛生活動を「阿南市災害時保健衛生活動マニュアル、平成27年3月」を参考とし、被災者の心身状態と生活実態把握により、本市市民全ての健康と環境改善に努める。

第2 災害時(保健衛生)コーディネーター

災害時コーディネーターは、総括コーディネーター(徳島県保健福祉部)と圏域コーディネーター(保健所)に区分され、各々の役割は以下のとおりとなっている。

1. 総括コーディネーター

- ◇ 各圏域、各分野のコーディネーターからの情報を集約し、保健衛生ニーズのアセスメントと各フェーズに応じた対応の総合調整
- ◇ 災害拠点病院、県医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、栄養士会との連絡調整
- ◇ 圏域間の人材、資機(器)材の調整等による圏域支援
- ◇ 国、他都道府県への人材・資機(器)材等の要請と調整

2. 圏域コーディネーター

- ◇ 避難所等の公衆衛生、避難者の健康管理に係るアセスメントと対応の総合調整
- ◇ 地域における医療・福祉・介護に係る被災者ニーズのアセスメント、関係部門への情報提供と支援要請
- ◇ 震災復興に向けた県内の各市町村保健医療復興計画策定の支援

第3 健康相談等

医療衛生班は、圏域コーディネーターにコーディネート職員(保健衛生チーム)の協力を要請し、避難所等を巡回し、被災者の健康状態実態調査を行う他、保健指導や健康教育及び環境整備に努める。

また、在宅避難者にあっては、地域広報を行い、最寄りの指定避難所での相談指導を行う。

第4 栄養・衛生指導

避難施設内での栄養指導・相談は、県及び栄養士会等関係団体の協力を得て、以下のとおり実施する。

- ◇ 乳幼児、妊産婦、産褥婦、要配慮者への栄養管理指導と相談
- ◇ 糖尿病、腎臓病、心臓病、アレルギー疾患患者等の長期にわたる食事管理を必要とする者の栄養管理指導と相談
- ◇ 避難所生活が長期にわたることの食生活上のケア
- ◇ 男女のニーズの違いによる食生活管理の留意点
- ◇ その他必要な指導・相談

また、本市は地域住民に対し、食品衛生等のための指導及び広報に努め、以下の事項について啓発指導を行う。

- ◇ 手洗い、消毒の励行
- ◇ 食器、器具の消毒
- ◇ 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- ◇ 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第5 派遣要請

本市の被災規模が甚大で、医療衛生班主体での対応が困難と判断された場合は、県を通じて県内他市町村へ管理栄養士・保健師の派遣を要請する。

【メモ】

第6 災害時保健衛生活動の体系

保健衛生活動の役割体系は「阿南市災害時保健衛生活動マニュアル、平成27年3月」によるものとする。

第7 トイレの確保対策

県及び徳島県災害時相互応援連絡協議会は、避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針をまとめた「徳島県災害時快適トイレ計画」を平成29年3月に策定し、さらに計画を着実に推進するため、具体的なトイレ対策をまとめた「徳島県災害時快適トイレ計画」及びアクションプランを平成29年8月に策定し、令和4年6月には避難所におけるトイレの設置方法や衛生管理、トイレの快適性などの具体的な運営方法について「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を策定しました。

本市は、「徳島県災害時快適トイレ計画」及びアクションプラン、「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」について、阿南市地域防災計画、避難所整備、避難所運営等に活用するものとする。

【メモ】

第24節 被災者のこころのケア

【医師班、医療衛生班】

第1 主旨

被災により、さまざまな精神症状に陥りやすい被災者へのこころのケアは、以下のとおりとする。

第2 被災者が陥りやすい精神症状

災害後に誰にでも起こりうる変化(例)

- ◇ 災害のことは考えたくないし、話したくない
- ◇ こころが動かず、周囲の人との間に壁ができて、疎遠になったように感じる
- ◇ 気分が高揚し、ハイな感じになる
- ◇ 気持ちが落ち着かなくなる
- ◇ 恐怖感・不安感におそわれる
- ◇ 孤独感や無力感を感じる
- ◇ 日常生活のリズムが乱れる、体調が整わない

また、精神科医師への紹介が必要なときは、次のとおりである。

- ◇ パニック発作や重い解離症状があるとき(健忘、遁走、離人等)
- ◇ 希死念慮、自殺企図があるとき
- ◇ フラッシュバック、生々しい悪夢が頻発するとき
- ◇ 重度の抑うつ、不安状態があるとき
- ◇ PTSDの諸症状があり、生活に大きな影響を与えているとき(下記参照)

(参考)厚生労働省 外傷ストレス関連障害の病態と治療ガイドラインに関する研究班編
2001「心的トラウマの理解とケア」

第3 心的外傷後ストレス症候群(PTSD)

PTSDの場合、以下のような症状が、長期間続くので、特に注意が必要である。

- ◇ 災害時の悲惨なイメージ・思考・知覚をとめない、著しい苦痛の回想・悪夢・幻覚が持続的によみがえる。
- ◇ 外傷に関連する刺激回避により、一般的な反応(感情・感覚)が鈍くなる。
- ◇ 覚醒亢進のため不眠となり、集中力低下と、驚愕反応が異常となる。

第4 こころのケア

前記の精神症状に対するこころのケアの内容を以下のとおりとする。

- ◇ 精神科医師、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等を行う。
- ◇ 県、医療機関、関係諸機関等の応援による精神保健指導・相談
- ◇ 避難所内でのやすらぎが与えられる被災者向けの講演・演芸会開催
- ◇ プライバシーに配慮した相談電話の設置
- ◇ 広報あなん及び情報広報誌等作成による、被災者に配慮した情報提供
- ◇ 幼・小・中学校での児童・生徒に対する精神的カウンセリング

また、被災者への対応には、以下の諸点に配慮する。

- ◇ 正常な生活に至る時期まで、物心両面にわたる人道的支援を継続する。
- ◇ 希望を持ち、生活再建を目指して歩み始められる援助を行う。
- ◇ 被災者の話を聞き、不安を軽減し、安心感をもたらす。無理に聴き出さず、容易に励ましたり、自分の考えを押し付けたりは控える。
- ◇ 不安・苛立ち等の異常な事態における正常な反応と、不眠・興奮等の専門機関へのつながりが必要な状態について、正確なスクリーニングを行う。
- ◇ プライバシーへの配慮は必須。避難所等多くの人がいる場所では、特に配慮が必要。
- ◇ 多職種との連携を図り、支援者の応援要請を行う。
- ◇ 被災者・支援者とも身の安全、生活の安全を確保する。
- ◇ 公助として必要な支援を実施する。

以上のような配慮を図るが、本市職員を含め、支援担当者等の精神的・肉体的ケアも忘れてはならない。

➡ チェック項目 1-11 □

第5 アニマルセラピー

生理的・心理的・社会的な利点として、動物を使ったアニマルセラピーがある。

避難所生活においては、動物と触れあうことで、その人に内在するストレスの低下や健康回復の手段ともなる。

ただ一方で、動物アレルギーを持つ避難者も存在するので、「本章 第13節 避難計画」における『ペット受入れまでの流れ』に基づき、十分な検討のうえ実施することが重要である。

第6 災害時こころのケアチーム(DPAT)

本市は、県で編成される精神科医師、看護師等による「災害時こころのケアチーム(DPAT)」ならびに関係機関等と密接な連携を行い、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対する予防を行う。

※注 DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team)：自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」をいう。

第25節 要配慮者への支援対策の実施

【市民班、地域支援班、医療衛生班、福祉班】

第1 主旨

避難行動要支援者を含む要配慮者への応急対策計画は、以下のとおりとなる。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1.被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法により、速やかに利用者の避難を図り、安全確保を図る。
- 2.被災地隣接の社会福祉施設等は、要支援度の高い被災者を優先し、緊急一時入所等の受入れに努める。
- 3.被災した社会福祉施設等は、水・食料等の生活必需品と施設を維持するため必要とする職員数の把握に努め、職員派遣の有無や利用者受入れの可否等を判断し、福祉避難所等の連携のもとで、要支援者の支援を計画する。
- 4.本市は、ライフラインの優先復旧や上記提供・支援を図り、被災した社会福祉施設の早期復旧を行う。
- 5.社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入について、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。

※注 社会福祉施設等

社会福祉施設等とは、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院をいう。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

- 1.本市は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2.本市は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3.本市は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- 4.本市は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策

本市は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする。

また、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

第5 外国人に対する対策

本市は、被災した外国人等の迅速な把握に努め、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

第6 災害時(介護福祉)コーディネーターとの連携

被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、県が配置する災害時コーディネーターと連携を図る。

第7 特別な配慮が必要な者

特別な配慮が必要な者へのチェック項目は、以下のとおりである。

- ◇ 避難行動要支援者名簿により、避難の対策と安否確認等の必要措置を取る。

⇒ チェック項目 9-4□、9-10□

- ◇ 上記社会福祉施設も含めた福祉避難所を開設する。

⇒ チェック項目 9-5□

- ◇ 避難所収容者のうち、特別な配慮が必要な者の福祉避難所・医療機関への移送を行う。

⇒ チェック項目 9-6□、9-8□

- ◇ 服薬の必要な避難者を調査する。

⇒ チェック項目 9-7□

- ◇ 外国人や視覚・聴覚障がい者に配慮した情報提供を行う。

⇒ チェック項目 9-9□

- ◇ 災害関連による傷病者増加、死者増加の防止策を検討する。

⇒ チェック項目 9-11□

- ◇ 入浴サービスや民間ボランティアによる入浴施設の手配を行う。

⇒ チェック項目 9-12□

- ◇ プライバシーや高齢者に配慮したトイレ施設の増強を図る。

⇒ チェック項目 9-13□

第26節 帰宅困難者対策計画

【総括班、市民班、商工観光労政班】

第1 主旨

『阿南市都市計画マスタープラン.平成23年3月.阿南市』による本市域内の流出入就業者・通学者人口は、流出者数が6,861人、流入者数が8,054人である。

したがって、大規模地震発生時の時間帯にもよるが、旅行者等も考慮し、約8,000人程度の帰宅困難者が想定される。

なお、徳島県が発表した被害想定(第二次報告)による帰宅困難者は6,000人～6,100人であった。

本市は、上記状況を踏まえ、帰宅困難者対策計画を以下のとおりとする。

第2 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2章 第18節 帰宅困難者対策計画」記述の防災対策(検討事項)を実践し、以下のとおりとする。

(1)一時滞在施設の確保

指定避難所への受入れ他、旅館・ホテルの借り上げ、公営住宅の空室利用等、一時的な避難所手配を行う。

(2)適切な情報提供

帰宅地等の被災情報、帰宅地までの交通情報、応急復旧対策情報等の適切な伝達提供を行う。

(3)徒歩帰宅が可能な者については、津波終息の発表をもって、可能な限り帰宅させる等の対応を行う。→災害時帰宅困難者支援ステーション及び帰宅困難者支援協力店の所在地を伝達する。

(4)医療救護所等に収容された者は、傷病の状況によって、医療従事者が帰宅の可否を決定する。

(5)帰宅困難者名簿の記録は、商工観光労政班が管理・保管する。

(6)本市に住居を構える、本市外で帰宅困難者となった者は、家族・親族からの通報を待って、避難先との交信を行う。

第27節 廃棄物の処理計画

【環境管理班、環境保全班、生活環境班】

第1 主旨

地震・津波災害時の被災地におけるごみ処理・し尿くみ取り・災害廃棄物処理等の実施は、本計画及び「阿南市災害廃棄物処理計画.平成28年3月」の定めるところによる。

第2 実施責任者

被災地のごみ処理・し尿くみ取り・災害廃棄物処理は本市が実施するが、本市自ら処理することが困難な場合は、県に委託することができる。

第3 ごみ・し尿処理及び災害廃棄物処理

1.ごみの収集処理

- (1)ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、開設避難所・応急仮設住宅での分別方法・収集場所・収集日を広報し、収集処理を実施する。この時、ごみの減量化促進の啓発も行う。
- (2)災害廃棄物の処理も、緊急性等を考慮し、関係機関の支援活動を通じ、円滑かつ迅速に処理する。また災害ごみが多量に発生した場合の仮置場設置ヤードも確保する必要がある。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努力しながら、アスベスト等の有害物質の処理も実施する。
- (3)災害廃棄物の仮置場を開設するときは、近接下流域に生活用水用の井戸がなく、かつ締まった地盤を選定し、地面及び捨て場上面にはブルーシート保護で雨水浸透を防ぐとともに、定期的に消毒を行う。
また、周囲には素掘り水路を施工し、ヤード内への雨水侵入を防ぐ。
なお、基本的には、既設の最終処分場(もしくは最終処分場跡地)が望ましい。

阿南市のごみ処理施設

名称	所在地	電話番号
エコパーク阿南	阿南市橘町小勝1番地5	(0884)49-5823

2.し尿処理

- (1)公共下水道施設(農業集落排水施設・コミュニティプラント施設含む)・し尿処理施設の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限とその対処法を住民に広報する。
- (2)上記処理施設が復旧し、し尿の計画的処理が可能となるまで、「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を基に、住民に対し仮設トイレの提供等を考慮する。なお、指定避難所における仮

設トイレは、女性専用も含め、50人/1基を目標とする。

仮設トイレ撤去時は、消毒を行い更地とする。

- (3) 仮設トイレの排出量も加え、本市市内の総排出量を想定し、処理が困難な場合は、県に支援を要請する。

阿南市のし尿及び浄化槽汚泥処理施設

名称	所在地	電話番号
阿南市クリーンピュア	阿南市熊谷町定方44番地	(0884)21-5374

3. 災害廃棄物

災害廃棄物の処理は「阿南市災害廃棄物処理計画.平成28年3月」に基づき行うものとするが、その組織体制等は以下のとおりとする。

- ◇ 本市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力の在り方、住民等への啓発・広報等について、災害廃棄物計画において具体的に示すものとする。

また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- ◇ 県及び県内各市町村は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- ◇ 県は県内各市町村と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。また、県内各市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- ◇ 県及び県内各市町村は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。
- ◇ 県及び県内各市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) 組織体制

本市の災害廃棄物処理を統括する組織として、環境管理班内に「災害廃棄物特別担当」を設置し、総括責任者は環境管理部長とする。

総括責任者は総務担当、処理担当、広報担当、広域担当を配置し、それぞれ環境管理課の職員を

リーダーに置く。また、担当者は環境管理課職員及び廃棄物処理業務経験者等から選任する。

(2) 情報収集・連絡

災害時は、発災直後から「災害廃棄物特別担当」は、電話(固定、携帯)、防災無線(固定式、移動式)のほか、災害時情報共有システムにより情報収集を行うとともに、災害対策本部と連携し、災害廃棄物に関する情報を一元管理する。

また、被害状況や災害廃棄物の処理状況は時間経過とともに変化するため、定期的・継続的に情報収集を行い、常に被災状況の把握に努める。

(3) 処理スケジュール

早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標とし、これに即した処理スケジュールを平常時に策定しておく。

災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、予め策定した処理スケジュールの見直しを行い、再構築する。

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある家屋の解体撤去、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。

時間経過に伴い、処理施設の復旧や増設、動員可能人員、資機材の確保、広域処理の進捗など状況が変化することから、適宜見直しを行い円滑な進行管理に努める。

第28節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

【住宅班・地域支援班・福祉班】

第1 主旨

大規模地震・津波発生時には、本市域内住居施設に甚大な被害が及び、応急仮設住宅建設対策が必要となる。

この時、自らの資力では住居確保あるいは応急修理ができない住民も多数存在すると想定される。本計画は、この状況を考慮し、住居の応急修理と応急仮設住宅の建設計画等を以下のとおりとする。

第2 実施責任者

上記計画にあっては、本市市長が実施するものとするが、災害救助法適用時は知事(権限を委任された場合は本市市長)が行うものとする。

第3 住宅の応急修理

1.修理の対象

修理実施の対象は、以下のとおりとする。

- 住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない者
- 災害のために住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者

2.修理の実施範囲と費用

住宅の応急修理は、居室・炊事場・便所等の日常生活に欠くことのできない箇所とし、修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

また、応急修理期間は、発災時から1ヶ月以内とする。

第4 応急仮設住宅の建設

1.入居対象者及び入居予定者の選定

- (1)入居対象者及び入居予定者選定は本市市長が実施するが、この時地域支援班・福祉班を通じ、民生委員・児童委員等の意見や、被災者の資力生活状況を考慮のうえ決定する。
- (2)入居資格は次頁の『応急住宅に収容する被災者の条件』を準拠する。

応急住宅に収容する被災者の条件

(1)住宅が全焼・全壊または流出した者で、現に居住する住居がない者
(2)自らの資力では住宅確保が困難な者 a.生活保護法の被保護者及び要保護者 b.特定の資産がない寡婦・母子世帯 c.特定の資産がない失業者 d.特定の資産がない高齢者・病弱者・障がい者 e.特定の資産がない零細企業者 f.その他上記に準じる経済的弱者
※注 選考にあたっては、要配慮者を優先させ、仮設住宅団地内での コミュニティ形成が可能な配置割りを考慮する(要配慮者を孤立化させない)。

2. 応急仮設住宅

仮設住宅は、地域の実状、世帯構成等に応じて設定する。

⇒チェック項目 15-9□

3. 建設用地

建設予定地は、要配慮者にやさしい場所で、日常生活を送るうえで不便を強いられない以下の適地とする。

⇒チェック項目 15-6□

◇ 本市・県・国等公共機関の所有地で、住宅建設に適した区域

◇ その他

4. 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県または本市が確保について斡旋を行うものとする。

5. 着工期間等

建設着工は、災害発生の日から20日以内とし、供与期間は完成後2年以内とする。

⇒チェック項目 15-8□

第5 公営住宅等の斡旋

1.空屋情報

早期に入居が必要となる要配慮者のため、応急仮設住宅建築計画と併行して、以下の空屋情報を収集し、状況に応じ、斡旋を奨励する。

→チェック項目 15-4□
15-5□

- ◇ 本市市営住宅、県営住宅、県内の他の市町村営住宅
- ◇ 民間の賃貸住宅
- ◇ 企業社宅、保養所

2.仮設住宅建設上のその他留意点

- ◇ 被災戸数の把握により、供与する仮設住宅戸数と対象者決定の後に、広く本市市民に入居希望者を募る。

→チェック項目 15-7□

- ◇ 住宅の応急処理等も含め、当建設制度周知のための受付窓口を開設する。

→チェック項目 15-10□

- ◇ 住民自ら確保した「みなし仮設」の対応を検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。

→チェック項目 15-11□

第29節 義援金受付・配分計画

【市民班、総務・財政班、会計班、地域支援班、商工観光労政班、福祉班】

第1 主旨

全国から寄せられた義援物品及び、知事あるいは日本赤十字社徳島県支部・(福)徳島県共同募金会から委託された義援金品の配分は、以下のとおりとする。

第2 義援物品の取扱いに関する広報

大規模災害で、必要とする物資等が不足している場合は、義援物品の募集を行うが、募集にあたっては、被災者が必要とする物資のみとし、その内容・数量等のリストと送付場所は、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関の協力を得て、実施する。

—————> チェック項目 10-9□

第3 義援金品の受付

1. 義援金品の受付及び配分決定までの保管は、会計班が担当する。

2. 受付時は、寄託者に領収書を交付するとともに本市市長の指定する預金口座に預け入れ、寄託者名・金額を記録する。

—————> チェック項目 16-1□

3. 義援物品の場合は、寄託者に領収書を交付し、一時保管として「文化会館」に収納する。なお、文化会館での保管が困難な場合も想定し、代替保管場所も確保しておく。

第4 義援金品の配分

市長は、寄せ集められた義援金品を、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て配分するが、災害対策本部内で関係する本部員が被害の程度・対象者数等を考慮し、被災者に対し公平を期し、円滑に配分する。

—————> チェック項目 16-6□

上記において、生活再建支援に際するチェック項目は、次のとおりとなる。

◇ 生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金(生活福祉資金貸付)等の対応について周知する。

—————> チェック項目 16-2□

◇ 県が行う被災者生活再建支援金適用の公示後、本市は給付条件等について被災者に周知する。

—————> チェック項目 16-3□

◇ 被災企業等の借金返済に関する猶予期間の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。

—————> チェック項目 16-4□

◇ 税理士・弁護士等の専門家の支援により、事業再開の相談窓口を設置する。

—————> チェック項目 16-5□

第30節 ボランティア団体等支援計画

【生活福祉班】

第1 主旨

様々な災害応急対策の的確な実施においては、ボランティアの参加・協力が不可欠である。
したがって、県や(福)徳島県社会福祉協議会、(福)徳島県共同募金会、徳島県災害ボランティア連絡会、他関係団体との連携・協力を受けるための支援計画を以下のとおりとする。

第2 ボランティア団体等の協力

本市及び防災関係機関等は、各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れにより、災害応急対策時の労務支援を依頼する。

1. ボランティアの受入れ

本市は、円滑なボランティア活動実施を図るため、地域支援班が阿南市社会福祉協議会及び近隣市町に協力を求め、発災直後に必要となるボランティア活動内容・必要人員・活動場所等を精査し、各団体に情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

—————> チェック項目 11-5□、11-6□、11-9□

2. ボランティア団体の活動

本市がボランティア団体に依頼する活動内容は、以下のとおりとなる。

- ◇ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ◇ 炊き出し、その他災害救助活動
- ◇ 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- ◇ 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫活動
- ◇ 災害応急対策物資・資材の輸送・配分
- ◇ 応急復旧現場での軽易作業
- ◇ 災害応急対策事務の補助
- ◇ その他

3. 被災地におけるボランティア支援体制の確立

災害規模が甚大な場合で、多数のボランティア団体を受入れる時は、速やかに現地本部及び救援本部を設置し、災害対策本部との連携を図りながら、ボランティア支援体制を確立する。

この時、現地本部には、ボランティア・コーディネーターが必要となる。

—————> チェック項目 11-10□

4.災害ボランティア現地本部開設

災害ボランティア現地本部の運営組織は、次のとおりとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

災害ボランティア現地本部組織

責任者	開設・運営	オブザーバー	スタッフ	開設予定本部
阿南市社会福祉協議会 会長	阿南市社会福祉協議会	ボランティア・ コーディネーター ⇨	<ul style="list-style-type: none"> ・社協職員 ・民生児童委員 ・災害ボランティア登録者 ・地元ボランティア団体 ・その他ボランティア 	ひまわり会館

5.災害ボランティアとの協働活動

災害ボランティアとの協働活動では、以下のチェック項目も実施する。

- ・ ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。

⇨ チェック項目 11-7□

- ・ ボランティア活動時の安全性確保や被災者との接し方に関する注意事項の徹底を行う。

⇨ チェック項目 11-8□

- ・ ボランティアと自治会、自主防災組織、消防団等との地域コミュニティを図る。

⇨ チェック項目 11-11□

6.ボランティアに係る委託事務

県又は県から事務の委託を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第31節 輸送計画

【総括班、議会班、総務・財政班】

第1 主旨

道路交通網に多大な被害が発生し、陸上輸送に大きな支障をきたす場合の輸送計画は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

緊急輸送は、その応急対策を実施する防災関係機関が実施する。

また災害対策本部における活動車両の運用は、総務・財政班が担当するが、本市市有自動車(貨物自動車)で不足する場合は、(社)徳島県トラック協会県南支部、阿南合同タクシー組合、及び知事に応援を求めるものとする。

====>チェック項目 10-10□

第3 緊急輸送等の対象

緊急輸送の対象は以下のとおりである。

- ◇ 医療・助産その他救護のため輸送を必要とする者
- ◇ 医薬品・医療用資機材の運搬
- ◇ 食料、飲料水等の救援物資の搬送
- ◇ 応急用資機材の搬入・搬出
- ◇ 災害応急対策要員の輸送
- ◇ 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- ◇ その他必要な輸送

第4 緊急輸送手段

目的地までの交通被害状況により、緊急輸送手段を以下のとおりとする。

- ◇ 貨物自動車、乗合自動車等の自動車輸送(バイク輸送含む)
- ◇ JRによる軌道輸送
- ◇ 舟艇による海上輸送
- ◇ 航空機による空路輸送
- ◇ 人肩輸送

◎物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

- (1) 県、県内各市町村及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。
- (2) 県及び県内各市町村は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第5 輸送力の確保

1. 確保・借上げの順位

自動車の確保・借上げは、以下の順位とする。

- 1. 本市市有自動車(貨物)
- 2. 関係公共団体の車両
- 3. 輸送業者車両
- ▼ 4. その他自家用車両等

⇒ チェック項目 10-7□

※注 本市市有自動車及び協定締結による輸送業者車両は、資料編 No.16~No.18 参照

2. 輸送の実施

各対策担当課で輸送力確保の必要性があるときは、総務・財政班に下記事項を報告する。

総務・財政班は、当事項を記録管理し、配車手配を行う。

報告事項

- ◇ 輸送区間または借上げ期間
- ◇ 輸送目的、輸送内容、輸送量、車両台数(舟艇数等)
- ◇ 発着場所及び日時
- ◇ その他

3. 物資等輸送のチェックリスト

物資等の輸送あるいは供給対策上のチェックリストは以下のとおりである。

- ◇ 避難者数・断水戸数等から、必要給水量・食料・生活用品数量を判断・調達し、避難所への輸送車両確保と輸送を実施する。

⇒ チェック項目 10-3□、10-4□

- ◇ 物流業者と連携し、配送ルート・物資供給管理システムを構築し、緊急輸送実施機関に周知する。

⇒ チェック項目 10-5□

- ◇ 県・隣接市町・応援協定締結都市(米子市・御坊市・島原市・合志市)に支援物資調達を要請する。

⇒ チェック項目 10-6□

- ◇ 外部からの救援物資受入れの可否の判断を行い、多様な情報手段で被災地外に広報を行う。

⇒ チェック項目 10-9□

- ◇ 給水車・給水タンク等の応急給水時は、衛生管理を徹底する。

⇒ チェック項目 10-11□

第32節 道路確保対策計画

【総括班、まちづくり推進班、土木班】

第1 主旨

災害応急対策に従事する者、及び当対策に要する資機材等の緊急輸送を円滑に行うための、不通箇所での通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、以下のとおりとする。

第2 予想される状況

南海トラフ巨大地震等の発生では、地震の揺れ・地盤の液状化・津波被害等で、路面の亀裂・陥没・隆起が発生したり、沿道沿いでは、電柱・街路樹・看板・施設構造物の倒壊・火災が発生、橋梁・トンネル等も大きな被害が予想される。

陸上の緊急輸送道路・避難経路となる主要道路では、車両・通行者の殺到で、交通はマヒ状態となり、またパニックに陥った運転者同士での交通事故も多発する。

第3 実施責任者

上記のような事象発生で、交通上危険性が大きいと考えられる場合、あるいは主要道路確保のための緊急対策道路工事の場合、本市市道は交通規制を実施し、本市市道以外は関係管理者と連絡を取り、交通規制を要請する。

この実施責任者等は、以下のとおりである。

交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	内容
交通規制	道路管理者	1.道路の破損・欠壊等で、交通が危険となった時
		2.道路に関連工事で規制の必要がある時
	警察 { 公安委員会 警察署長 警察官 }	1.災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合→災害対策基本法第76条
		2.道路上での危険防止、その他交通の安全と円滑を図るため、必要がある場合→道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項
	3.道路の損壊や火災の発生その他等により、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合→道路交通法第6条第4項	
措置命令	道路管理者等	1.車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命じられた自衛官・消防吏員	1.警察官がその場にいらない時で、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(ただし、当措置実施後は、所轄の警察署長に報告する)

→チェック項目 10-8□

第4 実施要領

被災地への緊急輸送等で、必要とされる対処法は、以下のとおりである。

1. 災害地での交通処理

- (1) 混乱時の交差点、主要道路では、一般車両は近隣の公園や空地等退避可能な場所へ移動させ、緊急車両を優先させる。
- (2) 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官の指示にしたがうよう、広報する。
- (3) 本市市民に、交通障害となる家財道具の持ち出しを禁止する旨の通報を行う。
- (4) 避難経路で、避難者と緊急通行車両が交錯した時は、避難者を優先させる。
- (5) 特別な場合を除き、自動車による避難の自粛を求める。

2. 災害地周辺での交通処理

- (1) 通行止め地点の手前に相当の距離を取り、要所に検問所を設ける。検問所地点では、緊急通行車両以外の車両通行禁止標識の設置とともに、周辺の災害状況、迂回路の有無等も明示し、交通秩序の維持を図る。
- (2) 交通に支障をきたしている状況を速やかに把握し、仮設道路計画・復旧対策工事の実施を図る。
- (3) 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両については、県知事または県公安委員会が交付する標章と緊急通行車両確認証明書を携行して、通行する(交付は阿南警察署長が行う)。
→ 標章及び確認証明書様式は、資料編 No.55, 56参照

3. 交通規制及び道路交通情報の周知

道路被害に関する情報の本市市民への周知は、以下のとおりとする。

- ◇ 交通規制を行った場合は、適当な分岐点・迂回路線に標識板を設置し、速やかに広報車・報道等による広報活動を通じて、本市市民に周知する。
- ◇ 不通箇所や復旧見込み等の道路交通情報は、広報車・チラシ・立看板等による伝達他報道機関を通じて、本市市民に周知する。

4. 運転者の取るべき措置

(1) 運転中に大地震が発生したとき

- ◇ 急ハンドル・急ブレーキを避け、安全な方法で道路の左側に停止させる。
- ◇ 停止後は、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じた行動を取る。
- ◇ 避難するときは、できるだけ道路外の空地等に移動させておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、上記のように道路の左側に寄せ、エンジンを止め、エンジンキーは付けたまま窓を閉め、ドアはロックしない。
- ◇ やむを得ず車を利用するときは、道路の損壊・信号機の作動停止・道路上障害物に十分注意すること。

(2) 運転中以外に大地震が発生したとき

- ◇ 津波から避難するためにやむを得ない場合を除き、避難のための車の使用は行わない。
- ◇ やむを得ず車を利用するときは、道路の損壊・信号機の作動停止・道路上障害物に十分注意すること。

5. 放置車両対策

- ◇ 路上放置車両には、災害対策基本法第76条の規定に基づき、車両の運転者等に対しての移動命令を行い、運転者の不在時等には、道路管理者自ら車両移動の措置をとる。
- ◇ 車両移動措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物処分が可能である。

第5 道路の応急復旧

1. 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施できるように、被害を受けた道路を速やかに復旧するように努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告・説明する。

2. 応援協力等

道路管理者は、災害応急対策実施上で重要かつ緊急を要する場合は、その他の道路管理者の応援協力、または知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

3. 県は指定市以外の市町村が管理する指定区域外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の公示の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第6 交通マネジメント

1. 「徳島地区渋滞対策協議会(以下、「協議会」という。)」は、災害時における渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う。

2. 県は、県内市町村からの要請、又は自らが必要と認めた場合には、四国地方整備局徳島河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。

3. 協議会において、協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、協議会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

4. 協議会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組。

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組。

第33節 応急教育計画

【教育総務班、学校教育班、学校給食班】

第1 主旨

学校・教育施設の被害で、通常教育に支障をきたした場合の応急教育計画は、以下のとおりとする。

第2 実施責任者

本市での応急教育計画は、教育総務班・学校教育班・学校給食班相互協力のもとで実施する。

第3 被害状況の把握

上記担当班は、災害発生後、速やかに児童・生徒の安全性確保策を取りながら、教育関係施設及びその周辺と通学路の被害状況を学校長等を通じ、調査を実施する。

また被害状況は、災害対策本部に報告し、災害対策本部は県に連絡する。

第4 児童・生徒の保護

1. 学校等施設内での対応

(1) 避難準備

学校長等は、正確な災害情報の把握に努め、児童・生徒の不安解消を図りながら、的確な避難対応を実施する。

(2) 避難経路

教育施設及びその周辺と登下校路の危険箇所の点検及び避難経路の設定を行う。

(3) 避難

児童・生徒は津波収束後をもって、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て、集団下校等により全員を帰宅させる。

ただし障がいのある児童・生徒については、施設内で保護者(またはその関係者)に引きわたしを行う。

なお交通機関の利用者や留守家庭等で、帰宅できない者は、施設者側が保護する。

(4) 施設内事故

施設内での発災にあたっては、危険性を回避しながら、初期消火、救護・救出活動の対策活動に努める。

(5) 休校・休園措置

災害が予想され、登校前に休校と決定した場合は、直ちにその旨を広報他確実な方法で、全児童・生徒(家族等)に連絡する。

この時の休校措置は、各学校長の判断により実施する。

2.教職員の対処、指導基準

(1)安全な避難行動

災害時は、児童・生徒を教室等に集め、室内で安全な避難行動を取らせる。

(2)氏名の確認等

学校担当者等は、学級名簿で氏名の確認を行い、身体異常の有無を聞き取りながら、学校長等施設管理者の指示によって、所定の避難場所へ誘導・退避させる。

(3)障がいのある児童・生徒への対処

障害のある児童・生徒にあっては、あらかじめ作成した介助体制組織計画に基づき援助を行う。

(4)安全確保後の対応

児童・生徒の安全確保後は、学校長等の指示により、災害対策活動にあたる。

第5 文教施設の災害応急対策

1.甚大な施設被害を受けた場合の対応

施設建物が全壊あるいは半壊等の被害となった場合、周辺地域社会の人々の協力を得ながら、残存建物あるいは近接した遊休建物の安全性を調査し、臨時的にこれら施設を利用して、応急教育を実施する。

なお上記施設がない場合は、仮設建物を建築し、応急教育を実施する。

2.軽微な施設被害を受けた場合の対応

本市で直ちに復旧可能な被害施設の場合は、国庫負担事業の認定を待たずに応急復旧を行い、教育を継続させる。

第6 応急教育の実施

1.教育施設の確保

教育施設の被害により、授業が長期間の休校とならないように、学校教育班は、以下の効率的な施設利用を図る。

- ◇ 対処可能な被害箇所・危険箇所は早急に修理を行う。
- ◇ 被災を免れた学校施設との共用により、2部制授業を行う。
- ◇ 被害が甚大な校舎の場合、プレハブ校舎等の仮設建物を構築する。
- ◇ 被災を免れた本市公共施設を利用する。

- ◇ 教育施設が、指定避難所として開設されている場合、避難者代表者・自主防災組織リーダー等と十分な協議を行い、応急教育の確保に努める。

2.教職員の確保

学校教育班は、災害応急対策時の教職員確保を、次のとおりとする。

- ◇ 教職員は、原則として各所属校区に参集するものとするが、交通途絶で所属校区に登校できない教職員は、最寄りの教育施設に参集する。
- ◇ 各教育施設管理者は、施設内参集教職員の人数を学校教育班に報告し、学校教育班は災害対策本部を通じて県に連絡する。
- ◇ 通信の途絶または交通機関マヒ等で、所定の教職員が確保できない場合は、参集教職員での授業割り振りで、応急教育を行う。
- ◇ 教職員の死傷者が多く、授業に支障をきたす場合、地域人材から教職員退職者または臨時任用経験者等の応急教育に従事可能な教員免許所有者の臨時雇用を行う。
- ◇ その他県本部と連絡を密に取り、早期の通常教育復帰に努める。

3.臨時休校等の措置

応急教育実施が困難な場合、臨時休校の措置を取るが、代替手段としては夏休み・冬休み等の振り替え授業・補習授業によって、児童・生徒の教育環境悪化防止を図る。

第7 教材・学用品の給与

災害救助法適用時の被災児童・生徒への教材・学用品給与措置は、以下のとおりである。

1.給与の対象

住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼及び床上浸水により、教材・学用品を喪失又は損傷し、就学上支障があるとき。

2.給与の実施

知事(権限を委任された場合は本市市長)が、各学校長等の協力を得て、調達・支給を行う。

3.給与の内容

給与の内容は、以下のとおりとなる。

- ◇ 『教科書の発行に関する臨時措置法、第2条』に規定する教科書
- ◇ 教育委員会に届出または承認を受けて使用している教材
- ◇ 文具類(ノート・鉛筆・消しゴム・クレヨン・絵の具・画筆・画用紙・下敷き・定規等)
- ◇ 通学用品(運動具、雨傘、カバン、雨靴等)

4.給与の時期

給与時期は、教科書・教材にあつては、災害発生の日から1ヶ月以内、文具・通学用品にあつては、災害発生の日から15日以内となる。

第8 就学援助費の支給

災害救助法適用時、あるいは同等の激甚災害で、経済的理由から就学困難となった児童・生徒には、本市市長が就学援助費(学用品関係費、医療費、給食費)を支給する。

また既に準要保護に認定されている児童・生徒には、就学援助費の再支給を行う。

第9 学校給食の実施

学校給食班による対応は、以下のとおりとする。

1.施設・設備の応急対策

学校給食に係る施設・設備の応急対策を実施し、稼働可能な状態への復旧に努める。

2.配送ルートの確認

学校給食配送車の通行可能なルートを確認する。

3.物資の確保

所要の食材の確保を図り、学校給食実施の継続に努める。

第10 特記事項

応急教育実施時には、教職員が児童・生徒の一挙手一投足に注意し、ストレスを持った子供には、保健師・スクールカウンセラー等の協力を得て、適切なカウンセリング指導を実施する必要がある。

したがって、授業内容も明るい希望の持てる啓発教育を進める等の心の通った授業に努める。

【メモ】

第34節 施設の応急対策計画

【各部各班】

第1 主旨

本市市民生活・社会経済活動に重要な役割を果たす公共土木施設・ライフライン関連施設・通信施設の管理者は、大規模地震・津波発生後に、施設の緊急点検・調査を実施し、被災箇所の早急な機能回復を図る必要がある。

また被害拡大を含む二次災害防止を図ることも重要である。

本計画は、このことを踏まえ、以下の施設応急対策を実施する。

第2 公共土木施設

1. 河川・海岸施設

(1) 基本方針

河川・海岸施設が、地震・津波あるいは地盤の液状化等で被災した場合、堤内地が浸水するなどの二次被害の危険性が高くなる。

したがって、被害を受けた堤防・海岸施設の早急な応急復旧を図るものとする。

(2) 応急対策

堤体・護岸の破壊等には、施設内部(深部)への雨水浸透防止策として、ビニールシート等で保護の後、速やかに復旧計画を立てて対策工事に着工する。また水門・樋門・排水機場施設等の被害においては、稼働できなくなるおそれもあるが、土のう積み・矢板仮設等での仮締切りで内水排除に努め、復旧対策実施を図る。

(3) 復旧計画

復旧は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、速やかな復旧によって、公共の福祉を確保する。

なお、災害査定実施前に着工の必要があるときは、事前の工法協議により、応急復旧を行う。

2. 道路施設

(1) 基本方針

道路施設が被災した場合は、各道路管理者の連携のもとで、災害の種別に応じて緊急度の高い路線からの復旧工事とする。

また道路上での障害物除去は警察及び占用工作物管理者等の立会い・協力により、交通路の確保を図る。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 応急対策

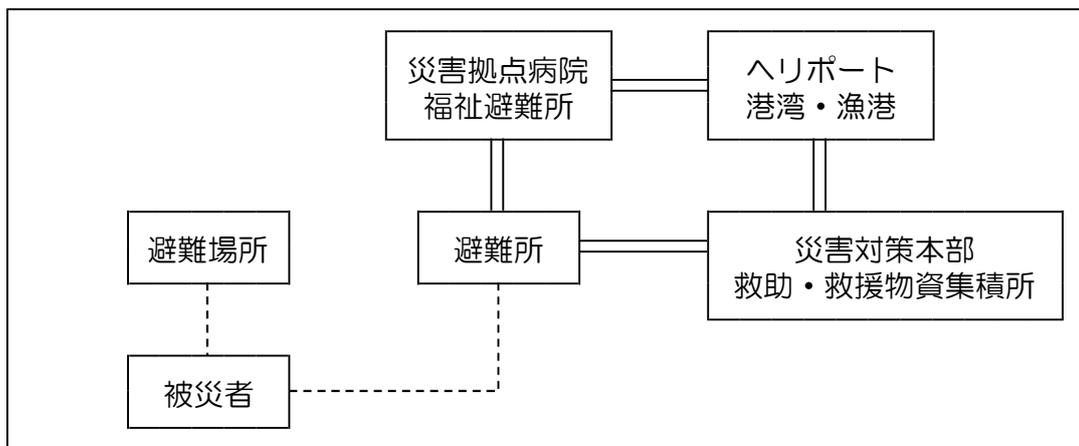
応急復旧は、通行の確保を主目的とし、復旧対策との整合性も考慮し、重量制限や片側通行などの制限を付して、仮復旧を実施する。

(3) 復旧対策

被災施設の地形・地質、地盤状況、重要度、構造規格等を考慮しながら、可能な限り、通行止めは回避させ、本復旧に取りかかる。

なお早期啓開を図る必要のある重点路線は、以下のとおりである。

重点路線



3. 港湾施設

(1) 基本方針

背後地住民の生命・財産を守り、緊急物資の海上輸送確保を図る計画を以下のとおりとする。

(2) 被害状況調査

港湾施設は、一般的に軟弱な地盤上での建設が多く、地震動・地盤の液状化・津波被害等が想定される。

地震動・地盤の液状化被害としては、

- ◇ 防波堤、護岸、防潮堤、水門等の沈下・転倒・滑動、クラック破壊
- ◇ 岸壁、物揚げ場等の傾斜、沈下、栈橋の挫折等
- ◇ 心頭用地、臨港道路等の損傷、陥没、亀裂

津波被害としては、

- ◇ 岸壁、物揚げ場等の係留施設の破壊または荷物の積み卸しに重大な支障となる損壊
- ◇ 船舶の乗り上げによる施設破壊
- ◇ 航路標識、けい船浮標、浮栈橋の流出
- ◇ 木材の流出等による航路、泊地等の機能障害

(3) 応急対策

港湾施設は、水際線に近接し、先にも記したように軟弱地盤上での建設が多く、専門的知識が必要であることから、二次災害予防のためにも、早急な関係機関への協力を求め、施設の機能維持回復に努める。

(4) 復旧計画

前述の「本節 第2 1.河川・海岸施設(3)復旧計画」に準ずる。

第3 鉄道施設

鉄道事業者の応急対策計画は、四国旅客鉄道株式会社の応急対策計画を準用する。

1. 計画の目的

地震・津波災害で列車または鉄道施設に被害を受けた場合、旅客の生命・財産保護のため、救出救護に努め、関係機関との連携によって、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行にあたっては、運転事故等報告手続、災害時運転取扱手続の定めによる。

2. 対策本部等の設置

地震・津波被害の状況を把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ、輸送業務を早急に復旧するため、運転事故と報告手続に定める対策本部(本社)及び復旧本部(現場)を設置するものとし、県・本市・指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

3. 地震発生時の取扱い

ア. 地震発生時の警戒態勢の種別

地震発生時の運転規制(以下「特殊運転」という。)をする場合の警戒態勢の種別は、次のとおりとする。

イ. 地震発生の特種運転

計測震度の区分	警戒区間	運転規制の方法
3.5 以上 4.5 未満	要注区間以外の区間	25 km/h 以下の徐行
	要注区間	列車の運転を中止する
4.5 以上	全区間	

ウ. 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のCTC指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取り扱いをするものとする。

工.保線区長の取り扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めるときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

4 第2次、第3次態勢の解除

ア.保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

イ.電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

ウ.輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

第4 電力施設

電力事業者の震災時における応急対策計画は、以下のとおりである。

1.電力の供給計画

電力供給力が不足の事態には、電力負荷の重要度に応じた系統構成とし、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、不足供給力の確保に努める。

2.電気の保安

電気事業責任者は、震災時において送電を継続することが危険と認められる場合、あるいは阿南警察署、本市消防本部等関係機関から要請があった場合、送電停止等の適切な危険予防措置を取る。

なお送電停止にあっては、被害状況や需要家に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小と時間短縮に努め、実施後は、必要に応じ、技術員を現場に派遣し、電気施設保安に必要な措置を取る。

また、漏電火災等の二次災害防止に必要な電気の安全措置に関する広報を行う。

3.震災時の応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じて、電力の早期供給を目指し、関係各所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査・把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用し、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき、復旧する。

(1) 発電設備

仮設備等で早期の電力供給に努め、被災機器の復旧を図る。

(2) 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を設置し、被害線路の復旧を図る。

(3) 配電設備

保安上支障のないかぎり、支持物、電線等の手持資材、既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送、あるいは移動用ケーブル、発電機車等の利用により、速やかな復旧送電を図る。

(4) 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートによって確保する。

また通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努める。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な、樹木等により応急的処置を講じる。

(5) 電源車等

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

(6) 燃料電池自動車等の活用

県及び県内市町村は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第5 LPガス供給施設

震災時におけるLPガス販売事業者の応急対策計画は、以下のとおりである。

1. 震災時の緊急対応

(1) 火災発生時

火災発見者から通報があった場合、もしくは自らが発見した場合、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等で延焼防止に努める。

(2) 地震発生時

地震によりLPガス設備が損壊または転倒した場合は、バルブ閉止等の緊急措置を講じる。

2. LPガス販売事業者及び一般社団法人徳島県エルピーガス協会の対応

LPガス販売事業者は、阿南警察署及び本市消防本部等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、鎮静後は全力で復旧に望むものとする。

この時一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、LPガス販売事業者間の調整を行う。

(1) 広報活動

消費者に対しては、安全が確認されるまで、ガス栓は閉止し、使用しない旨の広報を行う。

(2) 被災状況の把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス事業者は消費先の安全点検を実施し、被害状況調査を実施する。

(3) 容器の回収(処分)

災害によって、廃棄処分となった不要容器は、二次災害予防のため、速やかに回収に努め、このことを各種メディアを活用して、消費者に認知させる。

第6 水道施設

震災時における水道事業者施設の応急対策計画は、以下のとおりとする。

1. 復旧手順

(1) 応急対策人員

発災後、直ちに応急対策人員を動員し、被害状況の把握に努める。

(2) 被害状況調査

水道各施設(取水・導水・浄水・送水・配水・給水施設)ごとに、人員を配置し、管網図に被害状況を早急にかつ的確に記載し、速やかな復旧計画を立てる。

(3) 復旧計画

対策に必要な人員体制、資機材調達内容を把握し、施設復旧の手順・方法と完成予定日を定め、計画的な応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を本市市民に広報する。

(4) 優先順位

復旧にあたっては、緊急度の高い避難所・給水拠点・災害拠点病院・医療救護所・社会福祉施設等防災上重要な施設を優先させる。

2. 支援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合、本部長は、近隣市町や県を通じ、広域的な支援要請を行う。

第7 下水道施設

下水道施設の応急対策計画は、以下のとおりとする。

(農業集落排水施設、コミュニティプラント施設も同様とする。)

1. 復旧手順

(1) 応急対策人員

上記の「第6 水道施設(1) 応急対策人員」に準じる。

(2) 被害状況調査

各下水道施設ごとに、人員を配置し、管網図に被害状況を早急にかつ的確に記載し、速やかな復旧計画をたてる。

(3) 復旧計画

本市は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

a) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

b) 処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

(4) 優先順位

復旧にあたっては、生活環境保全対策上、重要施設箇所周辺を優先させる。

2. 支援要請

上記の「第6 水道施設 2. 支援要請」に準じる。

3. 災害広報

本市は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努める。また、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第8 通信設備

震災時における西日本電信電話(株)徳島支店、及び(株)NTTドコモ四国徳島支店の応急対策計画は、以下のとおりである。

1. 応急対策

震災時における通信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保とともに被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保することにある。

(1) 準備

- ◇ 電源の確保
- ◇ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ◇ 移動無線機、移動無線措置局の発動
- ◇ 応急対策用車両、工具の点検
- ◇ 応急対策用資機材の把握
- ◇ 災害輸送対策
- ◇ 復旧要員の確保
- ◇ 通信設備の巡回点検

(2) 体制

災害の規模・状況等により、災害情報連絡室または災害対策本部を開設し、情報の収集・伝達及び応急対策・復旧計画等の総合調整を図るとともに、県・本市・指定行政機関と連絡を密にする体制整備とする。

(3) 電気通信設備の応急措置

- ◇ 交換措置・伝送路切替措置による市外回線網の回復を図る。
- ◇ 可搬型無線機・応急復旧ケーブル布設により、必要限度の臨時市外中継回線を確保する。
- ◇ 指定避難所・医療救護所等に、臨時電報電話取扱所を開設する。
- ◇ 地域の孤立化を防ぐため、地域の主要場所と開設避難所に特設公衆電話を設置する。
- ◇ 本州市街地の主要箇所に臨時公衆電話を設置する。
- ◇ 通信の疎通が困難となった場合は、電気通信事業法に基づき、利用制限の規制措置を行う。
- ◇ 災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報・非常緊急電話として、優先した通信を行う。

(4) 通信途絶時の広報内容

- ◇ 被災区間あるいは被災場所
- ◇ 回復見込み日時
- ◇ 通信途絶・利用制限の理由、及び内容
- ◇ 通信利用者への協力要請の内容
- ◇ その他

(5) 『171』の開設

被災地に向けた電話が輻輳する場合、安否情報確認の災害伝言用ダイヤル『171』、インターネットによる災害用伝言板『Web171』、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

2.回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1)第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛関、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの

(2)第2順位の復旧

ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3)第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第9 危険物施設

各種危険物施設の応急対策計画は、以下のとおりとする。

1.火薬類

(1)応急措置

火薬庫あるいは火薬類の所有者・占有者は以下の対策を実施する。

- ◇ 貯蔵火薬類を安全な場所に移動させる余裕のある場合は、移動場所に見張人を配置させる。
- ◇ 所有している場所が危険で、移動に余裕がない場合は、水中に沈める等の安全な措置を講じる。
- ◇ 火薬庫の窓等は目塗土で完全に密閉し、木造部は防火措置を取り、必要に応じ周辺住民に避難を警告する。
- ◇ 吸質・変質・不発・半爆等のため、原性能あるいは原形を失くした火薬類は、安全に廃棄するものとし、安定度に異常を呈した火薬類も廃棄する。

(2)本市の措置

本市は災害の予防に努め、災害の発生が予測されるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内での火気使用制限と関係者以外の退去を命じ、区域内住民には避難・立退きの指示と要配慮者等の避難支援や救出・救護活動を実施する。

2.高圧ガス

高圧ガス製造・使用業者は、以下の対策を実施する。

(1)応急措置

- ◇ 事業所内の火気取扱いを直ちに停止し、施設の異常有無の点検を実施する。

- ◇ 施設・貯蔵所・充てん容器等が危険な状態になったときは、適切な災害発生防止のための措置を図る。
- ◇ 被害が発生し、または被害の発生が予測されるときは、直ちに関係機関に通報する。
- ◇ 必要な場合は、従業員及び周辺住民に退避の警告を行う。

(2)本市の措置

火薬類の措置に準じる。

3.石油類・毒物及び劇物

石油類・毒物及び劇物の応急対策計画は、以下のとおりとする。

(1)応急措置

- ◇ 施設内の使用火は完全に消火させ、施設内電源は保安経路を除き切断する。
- ◇ 施設内の主要部の補強・保護を実施し、自然発火性物質に対する保安措置を強化する。
- ◇ 施設内の消火設備を点検し、その性能を確認あるいは補修する。

(2)本市の措置

- ◇ 被害が広範囲にわたり、引火・爆発が発生、または発生のおそれがあるとき、施設関係者は防災関係機関に連絡を取り、立入禁止区域の設定と、周辺住民の避難・立退きの指示を行う。
- ◇ 火災発生時は、警防班が消火にあたるが、災害規模・危険物の種類によっては、消火用薬剤の収集あるいは化学消防車の派遣等を関係機関に要請する。
- ◇ 流出・転倒あるいは浮き上がったタンクは、使用停止を命じ、タンク内危険物の排出作業を実施させる。
- ◇ 漏油した箇所、及びその周辺は、ロープ等で明示し、係員を配置させる。

4.放射性物質

放射性物質使用者の応急対策計画は、以下のとおりとなる。

(1)応急措置

- ◇ 地震・津波あるいは火災等で放射性障害が発生し、または発生するおそれのある場合は、当該施設管理者等は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険場所の認知及び、放射線量の測定を行い、汚染区域拡大の防止を図るものとする。
- ◇ 被ばく線量は、作業者は5年間で100mSv(ミリシーベルト)以下、かつ1年間で50mSv以下となる限度の作業量で、妊娠の可能性のある女性では、3ヶ月間で5mSv以下、妊娠中の女性は1mSv以下の被ばく線量限度とする。
- ◇ 大量放出またはそのおそれのある場合は、危険区域内所在地の避難誘導に当たるとともに、立入り禁止区域を設定するものとする。
- ◇ 立入り禁止区域内にいた避難者等には、医療機関との連携により、ヨード剤を配給する。放射線による人体への影響は次のとおりで、被ばくの影響には十分な配慮が必要である。

[全身被ばく]

7,000mSv	>	100%の人が死亡
3,000～5,000mSv		50%の人が死亡
1,000mSv	≧	10%の人が全身悪心・嘔吐
500mSv	≧	血中リンパ球の減少がある
100mSv	≧	がんの増加は確認されない
50mSv	≧	職業被ばく限度

[局部被ばく]

10,000mSv		急性潰瘍
5,000mSv		紅班、白内障
2,500～6,000mSv		不妊
3,000mSv		脱毛
500～2,000mSv		水晶体混濁

※注 放射線をあびてから、何年後かに障害が現れることがある。これを晩発効果といい、被ばくを受けた人の子孫に障害が現れることを遺伝的効果という。
広島・長崎の被ばく者で、推定線量が3～15Svの場合には、白血病の発生には比例関係が見られた。放射線は、生体に対して、染色体異常やDNA損傷などを引き起こすことが知られている。

◇ 関連する法令やガイドライン

放射線障害防止に関する法令やガイドラインは、以下のとおりである。

- 除染電離則(東日本大震災により生じた放射性物質で、汚染された土壌等を除染するための事業等に係る電離放射線障害防止規則)
- 除染ガイドライン(除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン)
- 特定線量下ガイドライン(特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン)

※注 放射線障害が発生した現場に立ち入る作業責任者や労働者は、必要な健康診断を受け、事前に特別教育を受ける必要があり、下記テキストでの講習を受けなければならない。・除染等業務特別教育テキスト改訂版(平成24年7月、厚生労働省電離放射線労働者健康対策室編)
・特定線量下業務特別教育テキスト(// //)

第10 農業用施設

地震・津波発生時の農業用施設の応急対策は、以下のとおりとする。

1. 頭首工・取水施設・排水施設等

施設管理者より、頭首工・取水施設・用排水路・水門・樋門・排水機場等施設の被害報告を受けた場合、人命を最優先とし避難指示の適確な判断と、生活機能・経済活動の支障の有無も考慮し、本市施設にあっては、可能な限りの応急復旧を実施する。

また県・国有施設にあっては、本市施設の被害状況を取りまとめ、県・国へ報告する。

2. 農業用ため池

堤高15m未満と規定される農業用ため池は、震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、第2章第7節第7ため池対策に記す調査・点検項目にしたがい、緊急点検を実施し、本市に報告する。欠壊あるいは二次災害の危険性があると判断されたときは、下流域住民に速やかに連絡し、避難指示を行うとともに、以下のような応急対策を実施するものとする。

なお、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、システムに登録されていない点検ため池等これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。また、危険がある場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか、避難指示等を行うものとする。

県は、緊急点検状況や被災状況を適時適切に把握し、管理者・県内市町村からの要請により、緊急点検・応急対策の支援を行う。

また、応急対策が必要な場合は必要に応じて、農村工学研究所等の学識経験者からの技術的指導を活用し、被害の拡大の防止に努める。

農業用ダム・農業用ため池管理者は、緊急点検を行うため池以外についても、可能な限り早急に点検を行うこととし、被害があった場合、県に被害報告を行い、災害復旧を検討するものとする。

3. 緊急措置

(1) 堤頂部で、法線方向に亀裂が発生していると、すべり破壊を起こす危険性があり、亀裂閉塞を行うとともに、雨水浸透防止の覆いを施す。

(2) 堤頂部で、横断方向に亀裂が発生し、遮水部深度まで達している場合は、漏水あるいはパイピング(※注1)等による堤体破壊の危険性が高く、応急対策が必要となる。

※注1 パイピング

脆弱な地盤内で浸透水が集中するとパイプ状の水の通り道ができ、水とともに流動した土砂が地盤外へ吹き上げてくる現象をいう。

(3) 堤頂部に沈下が生じると、以降の降水で満水位を越え越流後に欠壊に至る可能性がある。余裕高が見込まれるかさ上げを行う。

4.対策工

対策工は、生活機能・経済に与える影響等を考慮し、県との協議によって、以下の対策を行う。

- ◇ 基礎を通過するすべり破壊、軟弱地盤部の沈下、砂質地盤の液状化対策等の基礎処理を実施する。
- ◇ 塑性のある遮水性材料を用い、幅広の堤体とする。
- ◇ 沈下に備えて十分な余裕高を見込む。
- ◇ 堤体排水がスムーズとなるように、下流側に十分な通水能力を持たせたため池構造とする。
- ◇ 堤体浸食のない構造とする。

【メモ】

公共インフラ被害の応急措置に関するチェックリストを列記すると、以下のとおりとなる。

- ◇ 橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、裏山等の土砂災害・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。

→ チェック項目 12-5□

- ◇ 都道府県、消防、警察、地方整備局等のヘリコプター等による被害状況の把握を要請する。

→ チェック項目 12-6□

- ◇ 道路・橋梁・トンネル等の被害について、協定業者及び道路情報モニター等から、被害に係る情報を収集する。

→ チェック項目 12-7□

- ◇ 路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に応じて、自衛隊等による支援を要請する。

→ チェック項目 12-8□

- ◇ 道路啓開の後、重要施設へのアクセスや被害状況を勘案し、道路の応急復旧を実施する。

→ チェック項目 12-9□

- ◇ 道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。

→ チェック項目 12-10□

- ◇ 公共土木施設(道路、河川、漁港等)の施設被害が発見された場合は、都道府県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達する。

→ チェック項目 12-11□

- ◇ 公共土木施設(道路、河川、漁港等)の異常が発見された場合は、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

→ チェック項目 12-12□

- ◇ 治山砂防施設、河川・護岸設備の異常による二次被害の危険性について把握し、必要に応じて住民等に情報提供し、避難指示等を発令する。

→ チェック項目 12-13□

- ◇ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。

→ チェック項目 12-14□

- ◇ 公園施設の異常や被害が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

→ チェック項目 12-15□

- ◇ 道路などの被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制、あるいは迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。

→ チェック項目 12-16□

- ◇ 農業用ダム・ため池、土砂災害警戒区域等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施する。

→ チェック項目 12-17□

- ◇ 農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設、水産施設の被害状況を収集する。

☞ チェック項目 12-18□
- ◇ 農林水産施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべりまたは亀裂の拡大防止、倒木の撤去等の応急対策を実施する。

☞ チェック項目 12-19□
- ◇ 地盤工学の専門家との連携により、土砂災害などの危険性について検討する。

☞ チェック項目 12-20□
- ◇ 土砂災害の発生箇所において、二次災害防止のための監視などを検討する。

☞ チェック項目 12-21□
- ◇ 農地および農業施設等の被害状況について広報を行う。

☞ チェック項目 12-22□
- ◇ 死亡した家畜などの円滑な処分について、畜産業者に周知する。

☞ チェック項目 12-23□
- ◇ 家畜伝染病の発生および蔓延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う。

☞ チェック項目 12-24□
- ◇ 家畜飼料及び飼養管理用資機材を円滑に供給する。

☞ チェック項目 12-25□
- ◇ 就航船舶に対し、漁業無線を利用して被害情報を提供する。

☞ チェック項目 12-26□
- ◇ 船舶活動支援施設(給油、給水)の応急修繕を行う。

☞ チェック項目 12-27□
- ◇ 必要に応じ、冷凍・冷蔵水産物の受入れ先などについて、確保・移送の措置を行う。

☞ チェック項目 12-28□
- ◇ 必要に応じ、養殖水産物の移動について調整を行い、受け入れ先への移動を行う。

☞ チェック項目 12-29□

【メモ】

第35節 集落の孤立化対策計画

【総括班、市民班、地域支援班、土木班、警防班】

第1 主旨

大規模な災害によって、交通や通信・ライフラインが途絶した孤立集落の応急対策は、本市・県及び防災関係機関が一体となり、孤立住民の安心・安全確保を図るため、以下の対策を実施する。

第2 孤立化した場合の対応

1.本市の対応

- ◇ 孤立化した集落が発生、または発生したと想定される場合は、県に孤立集落の場所・世帯数・要配慮者数等の被災情報を提供する。
- ◇ 孤立化集落内で、被災被害を受けず避難所の機能をはたすことが可能な施設が存在するときは、当該施設を避難所として開設し、飲料水・食料品他必要とされる物資・備品の供給体制を図る。

なお集落内のボランティアで、臨時避難所を開設したときは、集落内の自治会代表者(あるいは、自主防災組織の会長)と災害対策本部が連携を取る。

- ◇ 本市で可能な、交通・通信・ライフライン被害の早期の復旧対策を実施する。
- ◇ その他、必要な対策について、関係機関との連携を図る。

2.県の対応

- ◇ 本市からの孤立化情報提供時は、消防防災ヘリコプターや職員派遣等を実施し、被災状況の把握あるいは被災者の搬送等を行うとともに、消防・警察機関と連携を図り、適切な応急措置を実施する。
- ◇ 被災規模に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を実施する。
- ◇ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3.電気通信事業者

- ◇ 孤立化集落との連絡手段確保のため、配置している衛星携帯電話を提供するとともに、避難所内に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ◇ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4.道路管理者

- ◇ 災害時相互応援協定に基づき、建設業団体等の協力により、道路の応急復旧を実施するとともに、交通規制状況の伝達を行う。

5.阿南警察署

- ◇ 孤立集落住民の安否確認・行方不明者の捜索・救出活動・交通規制等の実施を図る。

第36節 海上災害対策計画

【総括班、警防班】

第1 主旨

大規模な災害による船舶の衝突・転覆・火災・爆発・浸水等による救難救助対策及び流出油対策は、以下のとおりとする。

第2 海難救助対策

1. 海上事故情報等の連絡

- (1) 海上事故の発生を知った場合、関係事業者は、速やかに徳島海上保安部等の関係機関に通報する。
- (2) 本市は、人的被害状況の情報とともに、被害規模の概括的情報を県に連絡する。
- (3) 本市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部開設状況等を連絡し、応援要請の有無を連絡する。

2. 活動体制

災害発生後、本市は速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部開設等の必要な措置を図る。

3. 捜索・救助・救急活動

- (1) 海上災害等における捜索・救助・救急活動は、徳島海上保安部、あるいは民間団体と連携し、迅速な措置を講じる。
- (2) 大規模な救難事故にあっては、「本章 第31節 輸送計画」を準用する。

4. 消火活動

船舶等の火災を発見したときは、速やかに火災発生状況を把握し、徳島海上保安部あるいは関係機関等に連絡する。

ただし、岸壁部に係留された船舶にあっては、連絡と同時に初期消火活動も実施する。

5. 相互協力

その他、徳島海上保安部あるいは関係機関から応援要請がある時は、余力のある場合は相互協力体制を実施する。

第3 緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

本市は、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、陸上部においては警察機関・道路管理者と、海上部においては徳島海上保安部と連携し、交通規制、あるいは通行制限・禁止を行い、速やかな緊急輸送活動に努める。

なお、ここにいう緊急輸送とは、海上事故における傷病者、避難者の輸送、あるいは救助・救急に必要な医師・看護師、救援物資、防除資機材の輸送等をいう。

第4 関係者への情報伝達

1. 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限・禁止等の危険防止措置や海上災害に関する情報を、関係者に周知・指導する。

2. 被災者の家族等への情報伝達

本市は、被災者の家族等への情報を把握し、海上災害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、各機関が活動中の施策に関する情報等、被災者家族が要求する情報提供に努める。

3. 市民等への的確な情報伝達

本市は、災害発生地、及び発生地周辺の本市市民等に対し、海上災害の状況、安否情報、災害対応状況等の情報を的確に伝達する。

4. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、発災後速やかに、関係者等からの問い合わせに対応できる連絡体制整備に努めるとともに、情報の収集・整理を行う。

【メモ】

第5 流出油対策

- 1.流出油等の事故が発生した場合、事故の原因者は、速やかに流出油の発生状況等を徳島海上保安部に連絡するとともに、拡散防止等の措置を講じる。
- 2.海上での対処法、漂着の防止、流出油の回収処理にあつては、徳島海上保安部及び海上保安部内に事務局を持つ徳島県排出油等防除協議会、県、関係機関と連絡を取り、必要な応急対策を実施する。
- 3.被害規模によっては、沿岸部住民に広報活動の実施・警戒区域の設定を行い、火気使用上の留意点を知らせる。
- 4.当対策における情報伝達系統図は、一般災害編 第3章 災害応急対策計画 第35節 海上災害対策計画(271ページ)のとおりである。

【メモ】

第37節 石油コンビナート災害応急対策計画

【総括班、商工観光労政班、警防班】

第1 主旨

石油コンビナート区域での大規模災害にあつては、被害軽減を図るために、『徳島県石油コンビナート等防災計画』の規定等により、以下のとおりで実施する。

第2 基本方針

本計画は、以下の基本方針のもとに運用し、災害に対処するものとする。

- 1.石油コンビナート等特別防災区域における災害防止は、第1次的責任を有する企業がまず自衛防災組織によって防衛し、企業相互間の応援も受けながら、初期消火等にあたり、被害拡大を防止する。
- 2.消防機関その他の関係機関は通報に応じて、必要な装備・人員を動員し、応急措置を実施しながら、防災本部は連絡調整にあたる。
- 3.非常事態時等にあつては、本市市長は県・国・自衛隊をはじめ、近隣市町に応援の要請を図る。
- 4.人命尊重を第一義とし、早期避難・救出・救護等住民の安全対策を優先させる。

第3 対象

対象地区は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)に定める区域で、本市は、阿南市橘町幸野地内の四国電力(株)阿南発電所、日本電工(株)徳島工場及びこれらの関係企業等の区域である。

第4 災害応急対策計画

計画の実施は、『徳島県石油コンビナート等防災計画.徳島県.平成27年度修正』に準拠する。

【メモ】

第38節 直下型地震防災対策

第1 被害想定

1. 徳島県域における主な活断層

(1) 徳島県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部から讃岐山脈南縁西部区間を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内でほぼ1%以下で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク(やや高い)」に区分されている。

2. 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

徳島県中央構造線・活断層地震が発生した際の本市の被害想定は、徳島県地域防災計画に基づいて人的・建物被害を想定する。

建物被害全壊・焼失棟数

	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島県	44,400	430	180	7,100	7,500	18,700	52,100	52,400	63,700
阿南市	20	※	※	※	※	※	30	30	40

※は、若干数を表す。

十の位、百の位で処理しているため、合計が合わない場合がある。

建物被害半壊棟数

	揺れ	液状化	急傾斜地	合計
徳島県	51,000	11,300	320	62,700
阿南市	570	270	※	850

※は、若干数を表す。

十の位、百の位で処理しているため、合計が合わない場合がある。

人的被害 死者数

	建物倒壊			急傾斜地			火災			合計		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島県	860	560	640	20	10	10	560	390	1,290	3,440	2,160	3,400
阿南市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

※は、若干数を表す。

十の位、百の位で処理しているため、合計が合わない場合がある。

人的被害 負傷者数

	建物倒壊			急傾斜地			火災			合計		
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島県	15,500	11,400	11,600	20	10	20	530	460	1,100	16,100	12,300	13,600
阿南市	100	70	70	※	※	※	※	※	※	100	70	70

※は、若干数を表す。

十の位、百の位で処理しているため、合計が合わない場合がある。

ライフライン被害 上水道

上水道 冬18時	給水人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		(%) 断水率	(人) 断水人口						
徳島県	749,300	75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000
阿南市	75,400	19	14,400	11	8,300	4	3,000	0	0

十の位、百の位で処理しているため、合計が合わない場合がある。

ライフライン被害 下水道

下水道 冬18時	下水処理人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		(%) 断水率	(人) 断水人口						
徳島県	12,800	56	64,600	56	64,600	9	10,500	0	0
阿南市	1,900	2	30	2	30	0	0	0	0

十の位、百の位で処理しているため、合計が合わない場合がある。

ライフライン被害 電力

電力 冬 18時	電灯件数	直後		1日後	
		(%) 停電率	(軒) 停電軒 数	(%) 停電率	(軒) 停電軒 数
徳島県	415,300	87	334,800	58	224,000
阿南市	37,700	46	17,400	14	5,100

十の位、百の位で処理しているのので、合計が合わない場合がある。

ライフライン被害 通信

通信 冬 18時	回線数	直後		1日後	
		(%) 不通率	(回線) 不通回線 数	(%) 不通率	(回線) 不通回線 数
徳島県	215,800	86	173,100	57	115,000
阿南市	21,000	46	9,700	14	2,900

十の位、百の位で処理しているのので、合計が合わない場合がある。

避難者

	1日後			1週間後			1か月後		
	避難所 生 活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生 活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生 活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
徳島県	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,100	70,600	164,800	235,500
阿南市	240	160	400	580	580	1,200	120	280	400

十の位、百の位で処理しているのので、合計が合わない場合がある。

避難者のうち要配慮者数

避難所生活者のうち要配慮者(冬18時)	避難所生活者数(1週間後)	避難所生活者のうちの要配慮者数							
		65歳以上の高齢単身者	5歳未満乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者	難病患者	妊産婦	外国人
徳島県	127,100	4,800	4,900	5,800	1,100	4,600	980	1,000	650
阿南市	580	20	20	30	※	20	※	※	※

※は、若干数を表す。

十の位、百の位で処理しているので、合計が合わない場合がある。

第2 活断層変位による災害の予防対策

1.方針

徳島県を縦断する「中央構造線断層帯」を震源とする活断層地震は、今後30年の発生確率が、ほぼ0%から1%以下とされているが、平成28年に熊本地震(30年以内の発生確率がほぼ0%から0.9%)、鳥取県中部地震(未知の断層)が相次ぎ発生したことを踏まえ、従来の考え方にとられない震災対策が必要となっており、直下型地震のリスクに対して、より一層対策を推進する必要がある。

2.被害想定公表

徳島県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表する。本市は、県が公表した、震度分布及び人的・物的被害の想定について本市市民に周知し、啓発活動をする。

第4章 地震・津波災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

第1 主旨

南海トラフ巨大地震等の大規模地震で、本市域内が広範囲にわたり壊滅的被害を受け、社会経済活動に甚大な影響を及ぼした場合、高次でかつ長期に渡る大規模事業となる。

したがって、本計画においては、速やかな復旧・復興を図るため、県等の関係諸機関との協議を基に、早急な原状復旧を基本としつつ、本市の都市計画マスタープラン及び総合基本計画と整合性の取れた中長期的な計画復興を図った上で、復旧・復興の基本方針を定める。

また、本市は、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に取り組むものとする。

第2 復旧・復興計画時の基本フレーム

東日本大震災での東北日本の原状復旧・復興計画状況を参考とし、復旧・復興計画の基本フレーム(骨組み)を以下のとおりとする。

5項の基本フレーム

- (a)被災者が主体となった自治的復旧・復興
- (b)広域避難所生活～仮設住宅生活～恒久住宅生活に至る建設・転居がスムーズとなる生活復旧・復興
- (c)本市地場産業・地域資源再生の活力復旧・復興
- (d)隣接市町を含む広域支援チームとの協働による交流復旧・復興
- (e)「阿南市総合計画2021▶2028」に沿った未来まちづくり復旧・復興

【メモ】

第2節 復旧・復興の施策

第1 主旨

「阿南市総合計画 2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画 2028～」は、第5次阿南市総合計画の成果と課題を踏まえ、その取組や目標が本市市民にとって身近で、かつ実効性の高い計画として策定している。

6分類の施策体系を定め、当総合計画と関連付けた復旧・復興計画とする。

第2 総合計画と復旧・復興施策(案)

復旧・復興計画時の基本フレームと乖離せず、阿南市総合計画と互換性を持った復旧・復興 施策(案)は、以下のとおりとなる。

復旧・復興施策(案) 1 - 1

分類	阿南市総合計画 2021▶2028	復旧・復興施策(案)	5項の基本フレーム No.
道路 交通 網・ 湾 港 の 整 備	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設整備・海岸保全整備への支援 ・市道の整備 ・阿南駅前広場及び駅周辺の骨格道路の整備推進 ・四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の整備促進 ・一般国道 55 号阿南道路と阿南インターチェンジ(仮称)を東西に結ぶ幹線道路の整備促進 ・地域活性化の拠点となる新たな「道の駅」の研究 ・市道の適正な管理・保全 ・管理橋りょうの計画的な修繕 ・持続性のある地域公共交通の確保維持 	防災機能復旧再生を図った道路整備	(d) (e)
		リダンダンシーに配慮した、クシの歯構造の交通ネットワーク整備	(d) (e)
		湾港インフラ整備の回復と更地(被災跡地含む)の有効利用・臨海部発電施設等の整備計画継続	(c)
		被災復旧時の防災機能強化を図った生活道路の再生	(c)
		海上交通機能の早期回復と離島居住市民の利便性追求	(a)
住宅 他 公 營 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の推進 ・管理不全空き家の発生予防 ・居住誘導区域における防災対策の推進 ・住宅政策の総合的推進 ・公民館の適正な管理の推進 ・牛岐城趾公園や阿南西部公園の良好な維持管理 ・安全・安心に利用できる公園施設の整備・充実 ・計画的な維持管理、補修・更新による公園施設の長寿命化 	住民が主役の自治的な集団移転等の整備促進(レッドゾーン考慮)	(a) (b)
		再液化化等土地盤状況も考慮した新築・改築(耐震施工)促進	(b)
		地域防災拠点施設の見直しと整備	(e)
		広域避難所閉鎖後の学校機能の早期回復	(b)
水道 施 設 整 備	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化の推進による水道事業の基盤強化 ・水道資産の適正な管理体制の構築 ・非常時における業務継続体制の構築と住民連携の推進 ・徹底した水質管理による安全・安心な水の供給 	上水道施設の早期回復	(e)
		居住者ライフラインの安心・安全追求	(e)
		継続事業として実施	(e)
		環境と調和した都市づくりの復旧・復興	(e)
		応急復旧にともなう点検整備と継続事業の実施	(a) (e)

復旧・復興施策(案) 1-2

分類	阿南市総合計画 2021▶2028	復旧・復興施策(案)	5項の基本フレーム No.
防災・消防体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南市国土強靱化地域計画の推進 ・防災施設の整備・確保と物資・資機材の充実 ・災害時応援受援計画の整備 ・治山対策の推進 ・各種訓練・イメージトレーニングの実施 ・事前復興ロードマップの整備 ・自主防災組織の育成・活動支援 ・ICT や I o T など最新技術を活用した情報伝達手段の研究 ・排水設備の整備 ・内水・外水浸水状況の検証と対策 ・想定最大規模の洪水ハザードマップの整備 ・高潮ハザードマップの整備 ・消防用施設及び車両等の充実 ・市民に対する応急手当普及活動の充実 ・阿南市火災予防査察規程に基づく査察の強化 ・消防団組織力の総合的強化 ・県下消防広域化の検討 ・救急隊員の技術・知識の高度化 ・救急要請時における「口頭指導」の充実 ・消防活動の迅速かつ持続継続可能な出動態勢の推進 	被災時の教訓を生かした更なる防災対策の推進	(a) (e)
		被災時の教訓を生かした被災の立場に立った防災施設整備の構築	(a) (e)
		避難場所・避難経路の見直しと修正	(a) (b) (c)
		被災時の教訓を生かした新たな自主防災組織再編	(a)
		震災時要援護者の支援と介護度に応じた適切な福祉施設の実施	(a) (d)
		余震発生後の二次・三次災害発生に備えた緊急連絡・広報活動の早期施策	(a) (d)
		希望の持てる防災まちづくりの啓発、減災意識への更なる啓発	(e)
		大規模災害発生後の施設の点検整備と施設の見直し・補強	(e)
		被災状況を考慮した土地利用計画の変更・修正(住民の意見反映)	(a) (e)
		心のケアを重視した福祉活動の展開と女性の登用、広域支援チームとの協働	(a) (d)
保健・医療・衛生環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の推進 ・成人・高齢者保健の充実 ・健康保持・増進と疾病の重症化予防 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・高齢者のための一般介護予防事業の充実 ・在宅医療・介護連携の推進 ・地域医療・救急医療体制の充実 ・医師確保のための阿南地域医療教育センター事業の支援 ・ごみ処理施設の適切な運営 ・感染症対策に配慮した総合防災訓練及び避難所運営訓練等の推進 	広域に渡る被災箇所での様々な支援を生かした徳島県南部保健医療圏としての更なる医療体制の充実	(d)
		施設の点検整備と継続事業の実施	(e)
		復旧・復興時の特別措置法等に基づく適切な災害廃棄物等の処理	(e)
河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する福井川等の河川整備・改修への支援 ・ダム改造・再生への支援 ・那賀川・桑野川の無堤地区における築堤工事等、河川の整備改修事業の推進 ・国と連携した流域治水対策・事前防災対策の推進【那賀川流域治水プロジェクト】 ・河川流域の津波対策の推進 ・準用河川の適正な維持管理 	地震・津波災害からの早期回復・復興	(e)

第3節 復旧・復興施策(案)決定時の留意事項

第1 主旨

復旧・復興施策(案)は前述のとおりであるが、大規模災害復旧・復興時には、国・県の指導を受けつつ、様々な課題を解決し、県南の中核都市復活と、更なる飛躍を目指す必要がある。

第2 復旧・復興施策時の課題点

復旧・復興の実施にあっては、国・県からの被害分析結果等を参考にし、以下のとおりの課題点を整理しなければならない。

1.課題点の整理

(1)被災市民・被災集落の復興計画協議

高台移転か原状復興か、あるいは他地域移転かの協議を行う。高台移転にあっては、集団移転促進事業に関連する新たな法律等との遵守の中で事業進捗を図る必要があり、原状復興にあっては、イエロー・オレンジ・レッドゾーン区分によった協議を進める必要がある。

また他地域移転にあっては、代替地の立地条件検討・斡旋の可否等の協議を行う。

(2)被災跡地の土地利用計画

被災地内では、震災瓦礫・災害廃棄物撤去後に地権者等との境界確認を速やかに実施し、阿南市総合計画との整合性に配慮しながら、復興土地利用計画図(復興マップ)を作成する。この時、土地利用変更(地目変更)の可否や一体的土地利用有無等の議論展開を図る。

参考とする被害分析結果(公開資料)

- 人的被害内容等分析結果
 - 想定地震・津波と発生地震・津波との検証、人的被害内容の分析
- 地震・津波防護施設(関連施設含む)の性能検証
 - 津波避難タワー・津波避難ビル・耐震護岸(堤防)等の性能分析
- 住居等を含む建築・土木構造物の被災状況・被災原因結果分析
 - 各種構造物の地震・津波エネルギーでの工学的被災結果分析
- その他ライフライン被害状況等の分析
 - ライフライン等の被災原因分析と今後の対応

2.留意事項

本市は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第3 災害復旧・復興ビジョンの体制づくり

災害復旧・復興ビジョンでの復興土地利用計画図(復興マップ)の速やかな公表・公開は、本市市民に明るい希望をもたらせ、復興への力強いエネルギー創出ともなる。

したがって、災害応急対策から復旧・復興対策への移行時には、下記の有識者による、(仮称)災害復興まちづくり支援チームを組織し、阿南市未来まちづくり復興計画を議論するものとする。

(仮称)災害復興まちづくり支援チーム

座長	—	阿南市長
チームA	—	本市域内有識者、被災者代表者、関係機関
チームB	—	環境計量士、建築士、公認会計士、社会保険労務士、 中小企業診断士、土地家屋調査士、土地区画整理士 不動産鑑定士、技術士、行政書士、税理士 弁護士、弁理士

第4 計画的復興

「一般災害対策編 第4章 第2節 第3 計画的復興」を参照。

【メモ】

第4節 公共施設災害復旧事業計画

【維持管理班、土木班、農地整備班】

第1 主旨

被災した公共施設の災害復旧事業は、原型復旧を原則とし、被災施設を可能な限り改良復旧するものであり、また再度の災害発生を防止するために新設を行う事業計画をたてるものとする。

したがって復旧計画は、施設の種類によって以下のとおりに区分される。

第2 災害復旧事業計画

1.公共土木施設災害復旧事業計画

(1)河川

(2)海岸

(3)砂防設備

(4)林地荒廃防止施設

(5)地すべり防止施設

(6)急傾斜地崩壊防止施設

(7)道路施設

(8)港湾施設

(9)漁港施設

(10)下水道施設

(11)公園施設

【メモ】

2.農林水産業施設災害復旧事業計画

(1)農地農業用施設

(2)林業用施設

(3)漁業用施設

(4)共同利用施設

3.教育施設災害復旧事業計画

4.水道施設災害復旧事業計画

5.内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

6.都市施設災害復旧事業計画

7.住宅災害復旧事業計画

8.社会福祉施設災害復旧事業計画

9.官庁建物等災害復旧事業計画

10.その他の公共施設災害復旧事業計画

【メモ】

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

【管財・財政班、会計班】

第1 主旨

災害復旧事業にともなう行政上の執行区分は、以下の3区分となる。

- ◇ 県知事及び本市市長の災害報告提出資料、及び災害調査結果より妥当とされて実施する災害復旧事業
- ◇ 災害事象に関連した法律・予算執行により、国が全部または一部を負担(補助)する災害復旧事業
- ◇ 特別の財政援助等により、激甚災害の指定を受け実施する激甚災害事業

これらの助成措置(補助)を含む財政援助内容は、以下のとおりであるが、新たな法改正で追加・削除があったときは、速やかに改訂する。

第2 法律により一部負担または補助するもの

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2. 公立学校施設災害復旧国庫負担法
3. 公営住宅法
4. 土地区画整理法
5. 海岸法
6. 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
8. 予防接種法
9. 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
10. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
11. 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
12. 上下水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

1 3.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第3 激甚災害に係る財政援助措置

1.公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1)公共土木施設災害復旧事業

(2)公共土木施設災害関連事業

(3)公立学校施設災害復旧事業

(4)公営住宅等災害復旧事業

(5)生活保護施設災害復旧事業

(6)児童福祉施設災害復旧事業

(7)老人福祉施設災害復旧事業

(8)障害者支援施設等災害復旧事業

(9)婦人保護施設災害復旧事業

(10)感染症医療機関災害復旧事業

(11)感染症予防事業

(12)堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)

(13)湛水排除事業

2.農林水産業に関する特別の助成

(1)農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

(2)農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(3)開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

(8) 森林災害復旧事業に対する補助

3. 中小企業に対する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(2) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

4. その他の財政援助措置

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3) 各市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4) 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例

(5) 水防資機材費の補助の特例

(6) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

(7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6節 被災者の生活確保

【総括班、税務班、会計班、市民班、地域支援班、商工政策班】

第1 主旨

災害時には、多数の人々が生命または身体に危害を受け、あるいは住居、家財等が損壊するなど悲惨な状況が予想される。

本計画では、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより本市市民の自力復興等を促進し、生活安定の早期回復を図る。

県及び本市は、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、土業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

第2 被災者生活再建支援金の支給

県は、『被災者生活再建支援法』に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1.適用基準

(1)対象となる自然災害

- ◇ 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害
- ◇ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害
- ◇ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ◇ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村であって、上記に規定する区域に隣接する市町村における自然災害

(2)支給対象世帯

- ◇ 住宅が全壊した世帯
- ◇ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ◇ 災害が継続し、長期(おおむね6ヶ月程度以上)にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- ◇ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- ◇ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

2. 支援金の支給額

被災世帯の区分 (損害割合)	基礎支援金 住 宅の被害程度	加算支援金		計
		住宅の再建方法		
(1)全壊 (50%以上) (2)解体 (3)長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
(4)大規模半壊 (40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
(5)中規模半壊 (30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※生体人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

3. 支援金の支給申請

(1) 申請窓口 各市町村

(2) 申請時の添付資料

基礎支援金：罹災証明、住民票等

加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等

(3) 申請期間

基礎支援金：災害発生日から13月以内

加算支援金：災害発生日から37月以内

第3 災害弔慰金等の支給、貸付け

本市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第32号)の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

政令で定める災害により死亡した本市市民の遺族

(2) 弔慰金の額

生計を主として維持していた場合 500万円以内

その他の場合

250万円以内

ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いた額を支給する。

2.災害障害見舞金の支給

(1)支給対象者

本市市民が災害による負傷あるいは疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神または身体に著しい障害を受けた本市市民に支給する。

(2)災害障害見舞金の額

生計を主として維持していた場合 250万円

その他の場合 125万円

3.災害援護資金の貸付け

(1)貸付け対象

災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の世帯主
(所得制限有)

(2)災害援護資金の貸付け条件

◇ 貸付限度額

世帯主の1ヶ月以上の負傷かつ住居または家財の損害 150万円～350万円
世帯主の負傷、家財、住居等の被害の程度により異なる。

◇ 償還期間

10年(据え置き期間を含む)とする。

◇ 貸付利率

年3%(借置期間は無利子)

◇ 借置期間

3年(特別な事情のある場合は5年)とする。

◇ 償還方法

年賦または半年賦

◇ 申込先

本市

第4 雇用機会の確保

1.計画目標

ハローワーク阿南(以下「安定所」という。)その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置法または災害時における求職者給付の支給に関する特例措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

2.現況

安定所では、求職及び求人の申込みを受け、職業紹介を行うほか雇用保険法の規定による失業給付を行っている。

3.対策

本市は、徳島労働局に対して被災者への職業の斡旋について要請し、被災者の生活基盤の安定を支援する。

第5 市税等の減免等

1.市税

本市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)、または災害による本市市税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講じる。

2.国民健康保険税

本市は、被災した保険税の納付義務者に対し、阿南市国民健康保険税条例(昭和34年条例第11号)により、国民健康保険税の減免等の措置を講じる。

3.介護保険料

本市は被災した保険料の納付義務者に対し、阿南市介護保険条例(平成12年条例第2号)により介護保険料の減免措置を講じる。

4.その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、本市市民の生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講じる。

第6 応急融資計画

本市は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通または斡旋を行う。

1.生活福祉資金(災害援護基金)

(1)貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

(2)貸付限度額

150万円以内

(3)貸付条件

- ◇ 据置期間 6ヶ月以内とする。
- ◇ 償還期間 7年以内とする。
- ◇ 利子 無利子(連帯保証人有)または年1.5%(連帯保証なし、措置期間中は無利子)
- ◇ 保証人 原則として本市域内の者
- ◇ 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

(4)申込方法

原則として本市発行の罹災証明書を添付し民生委員、あるいは本市の社会福祉協議会へ申し込む。

2.災害復興住宅資金

自然災害により、住宅の被害を受けたものに対し、(独)住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修ならびに住宅の建設・購入に要する資金の貸付けを行う。

3.災害対策資金

(1)融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでる中小企業者であって、事務所及び主要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流出、浸水またはこれらに準ずる損害を受けたもの。

(2)融資条件

- ◇ 資金用途 設備資金または運転資金
- ◇ 融資金額
 - ・設備資金 5,000万円以内
 - ・運転資金 3,000万円以内
- ◇ 融資期間

- 設備資金 10年以内とする。
- 運転資金 5年以内とする。
- ◇ 融資利率
年2.15%(平成31年4月1日現在)
- ◇ 保証料
年0.85%以内
- ◇ 担保及び保証人
取扱金融機関及び保証協会の取扱うところによる。

(3) 申込先

取扱金融機関及び徳島県信用保証協会

4. 農林漁業関係融資

(1) 日本政策金融公庫資金

- ◇ 農業基盤整備資金
- ◇ 林業基盤整備資金
- ◇ 漁業基盤整備資金
- ◇ 農林漁業施設資金
- ◇ 漁船資金
- ◇ 農林漁業セーフティネット資金

(2) 天災資金

『天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法』いわゆる天災融資法が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融資する。

(3) 県単農業災害対策特別資金

県が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が、天災資金を要綱で定めた利率以内で借受ける場合に、当該資金の融資機関に対して県及び本市で利子補給を行い、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

(4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金または林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

5. 勤労者ライフサイクル資金(災害費)

(1) 融資対象

次のすべての要件を満たしている者

- ◇ 県内に住所を有している者
- ◇ 県内の事業所に1年以上勤務している者
- ◇ 労働金庫の借入条件を満たし、(社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる者

- ◇ 申込時現在の年齢が60歳以下の者
- ◇ 災害により、本人または二親等以内の親族の家屋、家財等に損害が発生した者

(2)融資条件

- ◇ 資金用途
災害により、本人または扶養家族の家屋、家財等に損害が発生し、それを復旧または購入するために必要な経費。
 - ◇ 融資金額
500万円以内
 - ◇ 融資期間
10年以内とする。
 - ◇ 融資利率
年1.50%(令和元年8月1日現在)
 - ◇ 保証料
労働金庫正会員 年0.7%
労働金庫その他会員 年1.2%
- ※ 詳細は窓口にて確認のこと

(3)申込先

県内の四国労働金庫各支店

第7 生活相談

本市は、災害により被害を受けた本市市民が速やかに再起更生できるよう、市役所内等に相談窓口を開設する。相談窓口においては、本市市民の早急な生活再建を図るための生活相談、弔慰金の支給及び援護資金の相談を受けるとともに、本市の未来まちづくり復旧・復興計画の話題提供を行う。

また、徳島県は徳島県土業ネットワーク推進協議会と「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書」を締結しており、本市において対応が困難な場合は、県に要請するものとする。

第8 安否情報の提供

本市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県及び本市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9 罹災証明書の交付

1.体制の整備

- (1)本市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2)本市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3)本市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4)県は、本市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとする。また、他の都道府県や民間団体との協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2.災害時の対応

- (1)本市は、災害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- (2)本市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3)県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (4)県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第10 被災者台帳の作成等

本市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号、以下「法」という)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護と円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という)の処理すべき事務または業務の大綱は、「一般災害対策編 第1章 第2節 防災に関する事務と業務の大綱」に定めるところによる。

【メモ】

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1)本市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2)本市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

本市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1)防災関係機関は、地震が発生した場合において、阿南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2)上記機関の具体的な措置内容は、各機関別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- 1.本市の災害応急対策実施のために締結している応援協定は、「資料編 第3編 No.35 災害時における協定一覧」のとおりとする。
- 2.本市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定にしたいがい、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

- 1.本市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2.市街地等において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の

確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

- 1.本市または堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2.本市または堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

(1) 堤防、水門等の点検方針・計画

地震発生時に迅速な対応ができるよう、定期的に施設の点検を実施するなど、施設管理の徹底を図るものとする。

(2) 堤防、水門等の整備

津波による被害を防止・軽減するため、水門及び閘門の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、水門・樋門等を通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、陸閘は周辺の利用状況を考え、施設の統合化あるいは常時閉鎖を検討する。また、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置を講じるものとする。

(3) 水門等の管理体制・管理方法等の整備

水門及び閘門の閉鎖を迅速・確実に行うため、管理体制の強化を図るとともに、地震発生から水門等の閉鎖に至るまでの手順を確立し、災害時には速やかに閉鎖できるよう、防災訓練等を通じて確認作業を行うなど、管理体制の徹底を図る。

(4) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

津波により孤立が懸念される地域については、あらかじめ臨時ヘリポートとなりうる場所を確保しておくものとする。

(5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

防災行政無線等、防災情報ネットワークの整備については、「本編 第2章 第1 3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「本編 第3章 第5節 地震・津波情報等の伝達計画」に定めるところによるほか、以下の事項にも留意する。

- ◇ 津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- ◇ 船舶に対する津波警報等の伝達
- ◇ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

- ◇ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- ◇ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、「本編 第3章 第13節 避難計画」に定めるところによる。

第4 避難対策等

1.地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、以下の表のとおりとする。

なお、本市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する耐震性が確保されている建物を明示するものとする。

本市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらにともなう人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、本市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

避難対象地区

富岡地区、見能林地区、福井地区、椿地区、椿泊地区、 伊島地区、橋地区、那賀川地区、中野島地区、羽ノ浦地区

2.本市は、上記の避難対象地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分な周知を図るものとする。

- ◇ 地域の範囲
- ◇ 想定される危険の範囲
- ◇ 避難場所(屋内、屋外の種別)
- ◇ 避難場所に至る経路
- ◇ 避難の指示の伝達方法
- ◇ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ◇ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

3.本市が、避難所の開設時における危険度判定を行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急危険度判定士の養成に努めるとともに、人員が不足する場合の応援体制を整えておくものとする。
- (2) 「本編 第2章 第12節 防災施設等整備計画」に基づき、防災情報ネットワークの整備を推進す

るとともに、防災行政無線のアンサーバック機能や衛星携帯電話等の活用により避難所と本市災害対策本部(支部)との連絡手段の多重化を図るものとする。

(3)別に作成する阿南市避難所運営マニュアルにより、あらかじめ避難者世帯台帳等の様式を定めておくものとする。

4.本市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣ができるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

5.地域の自主防災組織及び施設または事業所の自衛防災組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本市災害対策本部の指示にしたがい、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

6.他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1)本市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

(2)津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたとき、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送に関しては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、避難計画を策定するものとし、本市は自主防災組織に対して介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3)地震が発生した場合、本市は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

7.本市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるとともに、消防団や自主防災組織等との連携により、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導を行うものとする。

8.避難所における救護上の留意事項

(1)本市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

- ◇ 収容施設への収容
- ◇ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ◇ その他必要な措置

(2)本市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ◇ 流通在庫の引き渡し等の要請
- ◇ 県への県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ◇ その他必要な措置

9.本市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

10.本市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5 消防機関等の活動

1.本市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ◇ 津波警報等及び津波に関する情報の的確な収集・伝達
- ◇ 津波からの避難誘導
- ◇ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ◇ 津波到達予想時刻等を考慮した退避ルールの確立

2.1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「阿南市大規模震災時の対応計画.平成27年9月」に定めるところによる。

3.地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

- ◇ 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ◇ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ◇ 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1.水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおりとする。

- ◇ 給配水施設の平常時からの巡回点検
- ◇ 配水管等の耐震化
- ◇ 管路のループ化・多重化等によるバックアップ機能の強化
- ◇ 必要な復旧用資材の備蓄
- ◇ 関係団体等との協力体制の整備

2.電気

(1)電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給のための体制確保等に必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2)指定公共機関四国電力株式会社阿南営業所が行う措置は、次のとおりとする。

- ◇ 発送電設備の災害予防対策の実施
- ◇ 主要送電系統の多重化の推進
- ◇ 無停電電源・予備電源設備の整備
- ◇ 定期的な工作物の巡視・点検の実施
- ◇ 防災訓練の実施

3.ガス

LPガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4.通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時への対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5.放送

放送事業者が行う情報提供は、次のとおりとする。

- ◇ 津波警報等や避難指示等の情報
- ◇ 被害に関する情報
- ◇ 交通に関する情報
- ◇ 避難場所に関する情報
- ◇ 津波に関する情報等
- ◇ 本市市民の円滑な避難に必要な情報

第7 交通

1.道路

本市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制(避難路を含む)の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2.海上

(1)徳島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(2)港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、次の安全確保対策をとるものとする。

3.鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止及び旅客の避難誘導、その他必要な措置を講ずるものとする。

また、走行中の列車の乗客や駅舎等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

第8 本市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1.不特定かつ多数の者が出入りする施設

本市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1)各施設に共通する事項

- ◇ 津波警報等の入場者等への伝達
- ◇ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ◇ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ◇ 出火防止措置
- ◇ 水、食料等の備蓄
- ◇ 消防用設備の点検、整備
- ◇ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2)個別事項

- ◇ 診療所等にあつては、重症患者等移動することが困難な者の安全確保のための必要な措置
- ◇ 学校等にあつては、
 - (a) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (b) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- ◇ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のために必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2.災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1)災害対策本部及び支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ◇ 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ◇ 無線通信機等通信手段の確保
- ◇ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2)この推進計画に定める避難所または応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の(ア)または(1)の(イ)に掲げる措置をとるとともに、本市が行う避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3.工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断するものとする。

第9 迅速な救助

1.消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

本市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

整備計画の詳細は、阿南市消防計画に定める。

2.緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

本市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおりとする。

- ◇ 活動の拠点となる場所の確保
- ◇ 地理情報の提供
- ◇ 車両等の燃料の提供
- ◇ 本市との通信手段の確保

3.実働部隊の救助活動における連携の推進

本市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4.消防団の充実

本市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

消防団の充実に関する計画は、阿南市消防計画に定める。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項は、「本編 第3章 第5節 第10 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応」に定めるところによる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に関する事項は、「本編 第2章 第13節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

防災訓練の実施に関する事項は、「本編 第2章 第2節 訓練計画」に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する事項は、「本編 第2章 第1節 防災知識の普及計画」に定めるところによる。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりとする。

津波避難対策緊急事業の概要

津波避難対策 緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
富岡東部地区 (富岡地区)	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	平成29年度～令和2年度